

# 史跡松本城整備基本計画（案）

## 第1期（2023～2032）



令和6年（2024） 月

松本市教育委員会



# 史跡松本城整備基本計画

## 第1期（2023～2032）

令和6年（2024） 月

松本市教育委員会



## 例言

- 1 本書は、長野県松本市に所在する史跡松本城の整備基本計画書（以下「本計画」という。）です。
- 2 本計画は、平成28年9月に策定された「史跡松本城保存活用計画」に基づき策定しました。なお、現状の課題や整備項目については、平成11年9月に策定された「松本城およびその周辺整備計画」の内容を引き継いでいます。
- 3 整備基本計画策定事業は、松本市教育委員会が歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業として国庫補助金の交付を受け、令和4年度（2022）から令和5年度（2023）の2か年で実施しました。
- 4 本計画策定に当たり、史跡松本城整備基本計画策定委員会、文化庁文化資源活用課、長野県教育委員会文化財・生涯学習課の指導及び助言を得ました。
- 5 計画の執筆・編集並びに事業に係る事務は、松本市教育委員会で行い、関連業務の一部をアジア航測株式会社に委託しました。
- 6 本書に掲載した図版は、松本市において作成したものを中心に使用しましたが、一部で既知の文献や業績の成果を使用しました。
- 7 城内の櫓等の名称は、基本的に「史跡松本城保存活用計画」と同じものを使用しています。

# 目次

## 例言

### 第1章 計画策定の沿革・目的

1 計画策定の沿革	1
2 計画の目的	1
3 計画期間	2
4 計画の対象範囲	2
5 委員会の設置及び策定の経緯	4
6 他計画との関係	6

### 第2章 計画地の現状

1 松本城の位置と自然的環境	12
2 松本城・城下町及びその周辺の歴史的環境	13
3 松本城と城下町の概要	19
4 松本市の社会的環境	26
5 松本城周辺の社会的環境	27
6 松本城とその周辺の法的規則	34

### 第3章 史跡松本城の概要

1 史跡等の概要	38
2 史跡等の指定の現状	39
3 史跡等の公開活用のための諸条件の把握	64

### 第4章 史跡松本城の本質的価値

69

### 第5章 整備における現状と課題

1 地区区分設定	72
2 整備における現状と課題	74
3 整備の優先順位	87

### 第6章 基本理念と基本方針

1 基本理念	90
2 基本方針	91
3 めざすべき姿	94

### 第7章 整備基本計画

1 南・西外堀の復元整備計画	97
2 堀浚 <sup>しゅんせつ</sup> ・渫計画	129
3 事業後の水質維持・管理	139
4 その他の計画	151
5 事業スケジュール	154

### 第8章 完成予想図（第1期）

完成予想図（第1期）	156
------------	-----

## 写真図版

158







# 第1章 計画策定の沿革・目的

## 1 計画策定の沿革

松本城は、五重六階の天守が現存する日本を代表する近世城郭跡です。

北から流れる女鳥羽川<sup>めとぼ</sup>と東から流れる薄川<sup>すすき</sup>によって形成された複合扇状地の先端に当たる、南西に緩く傾斜した地形上にある平城です。現在の松本市の中心市街地の北西寄りに位置しています。

昭和5年に史蹟名勝天然紀念物保存法による「史跡松本城」の指定が、同11年に国宝保存法による「国宝松本城」の指定が行われ、国の文化財としての保護が始まりました。現在は、本丸・二の丸・内堀・外堀の一部・総堀の一部が史跡に指定されています。

戦後、昭和25年から昭和30年には、国直轄事業として天守の解体修理が行われ、修理中の昭和27年に文化財保護法による「国宝松本城天守」の指定が行われました。

昭和32年には、松本城本丸及び二の丸を中心とする範囲が都市公園（中央公園。現在は松本城公園）として都市計画決定され、以後は都市公園としての活用・整備を行っています。

昭和48年には、松本城周辺における景観形成の在り方等を調査した「松本城周辺整備報告書」としてまとめ、これに基づいて松本城周辺の景観保護を図っています。昭和52年に「中央公園整備計画」を策定し、松本城の近代以降の改変箇所の往時の姿への復元等を整備項目としました。これに基づいて二の丸に置かれていた長野地方裁判所松本支部の撤去と二の丸御殿跡の整備、太鼓門復元等の史跡整備を行いました。

昭和61年には、専門家による調査研究と指導・助言を仰ぐことを目的として「史跡松本城整備研究会」を設置し、その指導を仰ぎながら、平成11年に「松本城およびその周辺整備計画（以下「周辺整備計画」という。）」を松本市独自の計画として策定しました。この計画では、復元整備の最終完成形を幕末維新期の松本城の姿とし、その観点から現状の課題の整理と18の整備項目を示しました。

平成28年9月には、史跡松本城の保存・活用・整備等に関する現状と課題の把握とそれに基づく今後の基本方針、方法を明確にした「史跡松本城保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）」を文化庁の指導のもと策定しました。

こうした経緯を踏まえ、「保存活用計画」で示した方針に基づき、史跡松本城の整備と活用の推進を図るため「史跡松本城整備基本計画」を策定するものです。なお、現状の課題や整備項目については、「周辺整備計画」の内容を引き継いでいます。

## 2 計画の目的

本計画は、保存活用計画で示した保存・活用・整備の方針に基づき、現状を正しく把握し、課題を整理した上で、今後実施する整備事業の根幹となる基本理念を定め、目指すべき姿を実現するための具体的な整備内容や調査、スケジュール等を示すことを目的として策定するものです。

### 3 計画期間

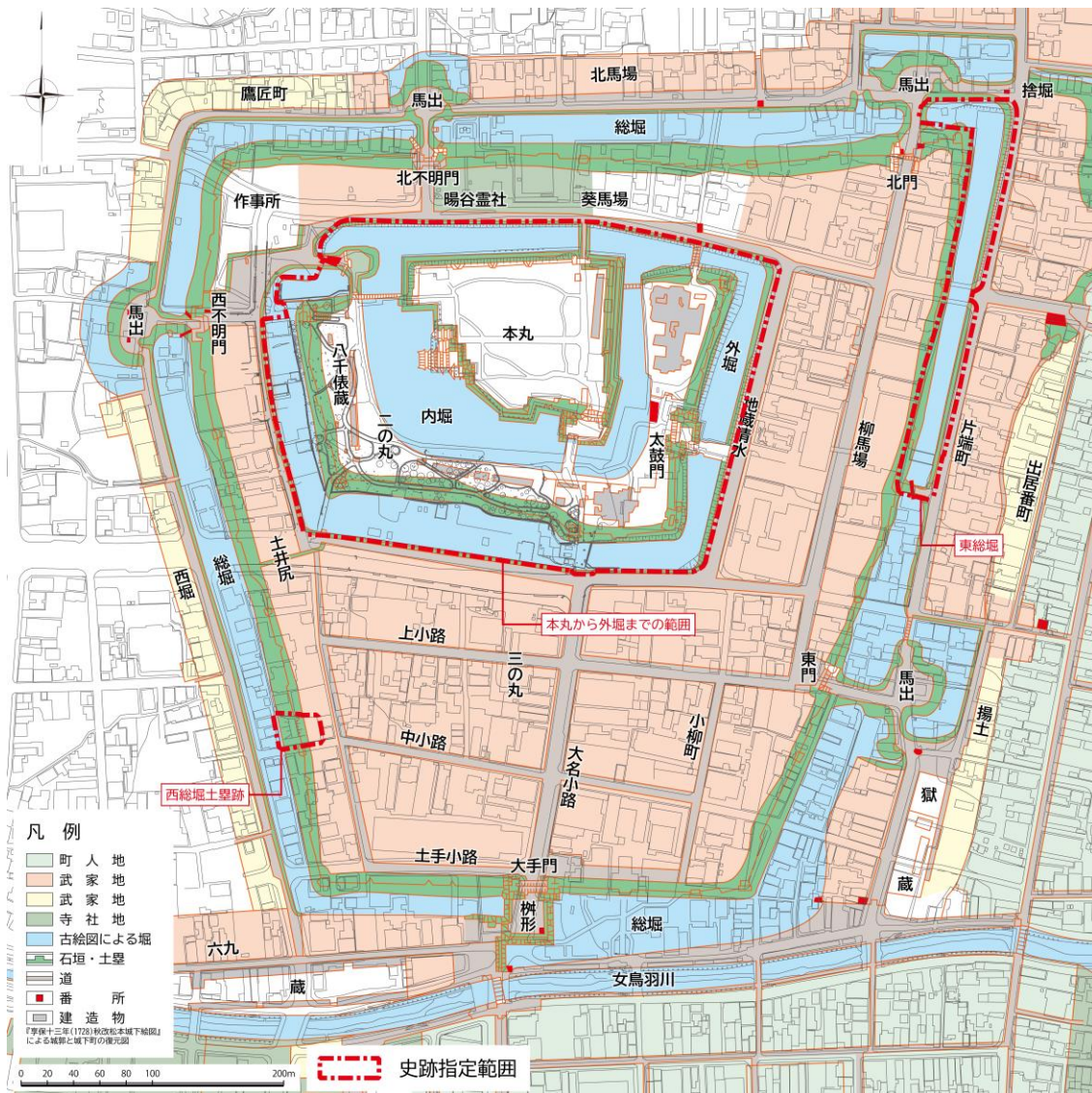
全体の計画期間をおおむね50年とし、10年を目途に段階的に計画を策定し、整備を進めていきます。

まず、令和5年度から令和14年度まで（2023年度から2032年度まで）の10年を「第1期」とし、本計画ではこの期間における内容を重点的に示します。また、第1期の前半の5年間を「前期」、後半の5年間を「後期」とします。

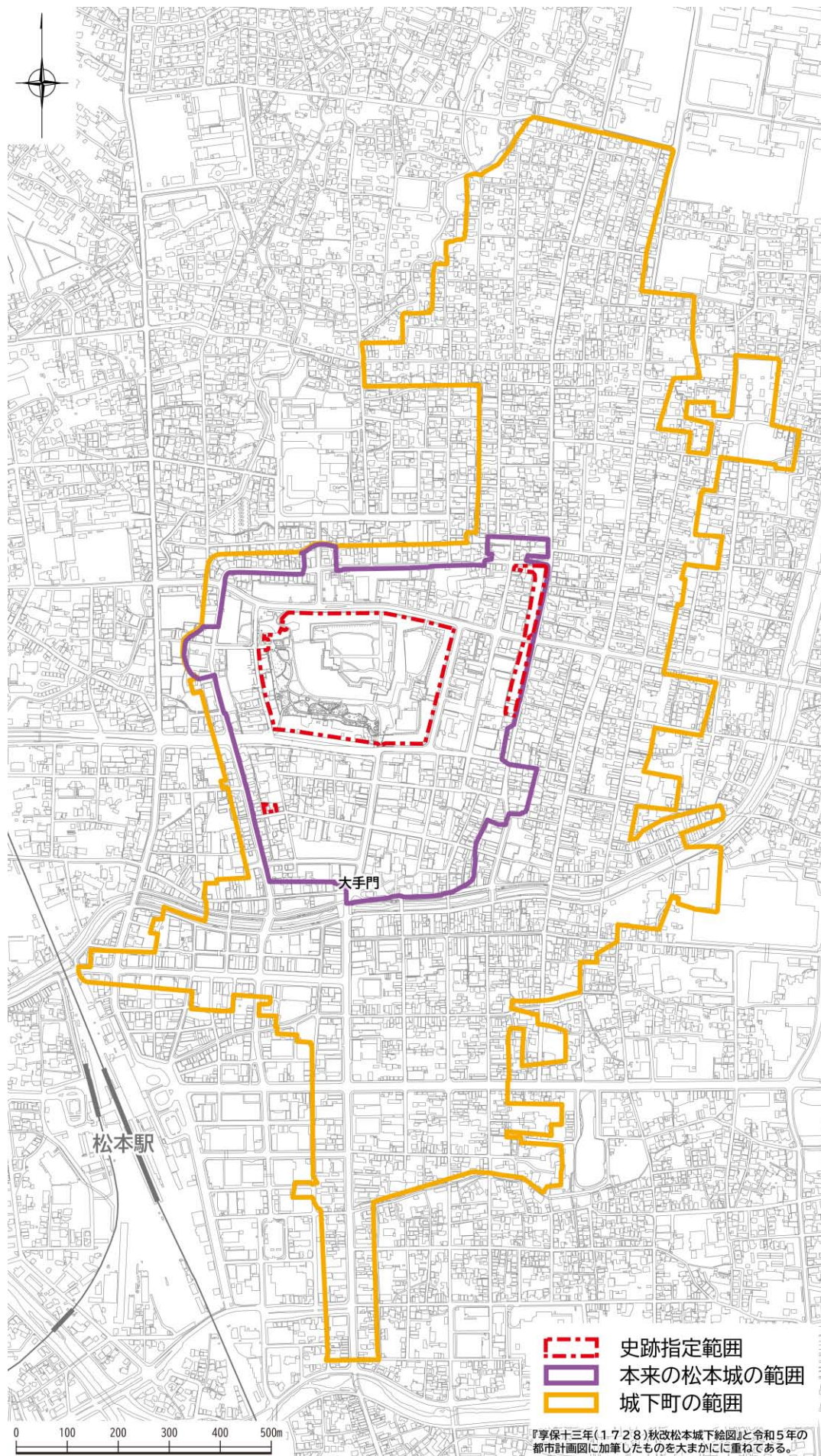
令和15年度（2033）以降の事業計画については、整備の進捗状況や計画の成果の反映、社会情勢の変化等を考慮し、計画期間の終盤（令和12年度から令和14年度）に検討します。

### 4 計画の対象範囲

本計画の対象とする範囲は、原則として松本城の史跡指定地内とします。ただし、本来の城域（三の丸）及び城下町の範囲は史跡指定地外にも広がっていることから、必要に応じて、指定地周辺も含めて一体的に検討します。



第1図 計画対象範囲



第2図 往時の松本城と城下町の範囲

## 5 委員会の設置及び策定の経緯

### (1)概要

本計画は、事務局の作成した計画案を史跡松本城整備基本計画策定委員会で協議し、その指導・助言内容を反映しながら策定作業を進めました。また、広く市民の意見を得るため、パブリックコメントを実施しました。最終的に、作成した計画案を松本市教育委員会で審議し、計画を策定しました。

### (2)史跡松本城整備基本計画策定委員会

#### ア 委員会の構成

役職	氏名	役職
委員長	渡邊 定夫	東京大学名誉教授
委員	佐々木邦博	信州大学名誉教授
委員	澤柳 秀子	元山辺小学校校長
委員	西形 達明	関西大学名誉教授
委員	原 明芳	松本市文化財審議委員会委員
委員	梅干野成央	信州大学工学部建築学科准教授
委員	吉田ゆり子	東京外国語大学大学院総合国際学研究院教授
委員	米本 潔	文化遺産マネジメントラボ代表
指導助言者	市原富士夫	文化庁文化財資源活用課整備部門主任調査官
指導助言者	馬場伸一郎	長野県教育委員会文化財・生涯学習課指導主査・文化財専門員
事務局	伊佐治裕子	松本市教育委員会教育長
	逸見 和行	松本市教育委員会教育次長
	竹原 学	松本市教育委員会文化財課長
	竹内 靖長	松本市教育委員会文化財課城郭整備担当課長
	百瀬 学	松本市教育委員会文化財課城郭整備担当課長補佐（令和4年度）
	鈴木 幹彦	松本市教育委員会文化財課城郭整備担当係長
	大西 哲理	松本市教育委員会文化財課城郭整備担当主任（令和5年度）
	福鳶 彩子	松本市教育委員会文化財課城郭整備担当主任

## イ 開催経過

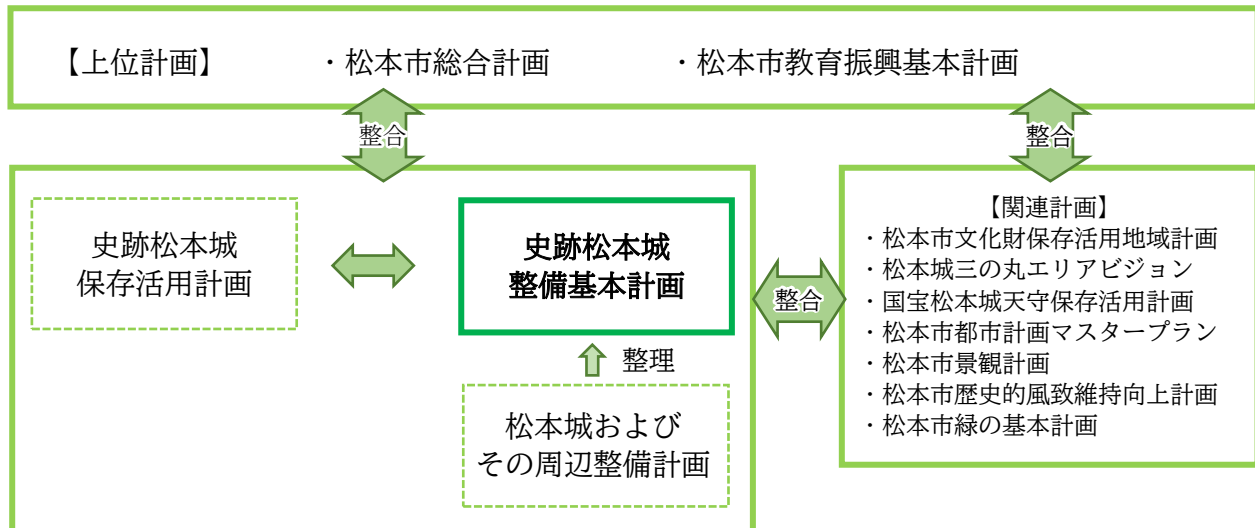
開催日	協議内容
令和4年5月17日 第1回史跡松本城整備基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員、指導助言者の委嘱について</li> <li>・史跡松本城整備基本計画の策定について</li> <li>・今後の策定スケジュールについて</li> </ul>
令和4年8月30日 第2回史跡松本城整備基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡松本城整備基本計画（素案）について</li> </ul>
令和5年3月30日 第3回史跡松本城整備基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画（素案）の課題点について</li> <li>・取組方針について</li> </ul>
令和5年7月13日 第4回史跡松本城整備基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地視察（南・西外堀発掘調査現場）</li> <li>・前回までの課題の確認について</li> <li>・南・西外堀の復元計画について</li> <li>・堀浚渫計画について</li> <li>・事業後の水質維持・管理について</li> </ul>
令和5年10月30日 第5回史跡松本城整備基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地視察（南・西外堀発掘調査現場）</li> <li>・本来の堀形状について</li> <li>・本質的価値について</li> </ul>
令和5年12月11日 第6回史跡松本城整備基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡松本城整備基本計画（案）について</li> </ul>
令和6年2月19日（予定） 第7回史跡松本城整備基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの報告、修正案の協議について</li> </ul>

## (3)パブリックコメントの実施

令和6年●月●日から●月●日までの●日間、計画案のパブリックコメントを実施しました。実施に当たっては、計画案を市ホームページに掲載するとともに、松本市役所行政情報コーナー、市内各地区の地域づくりセンター、松本城管理事務所及び文化財課大手事務所において計画案の閲覧を行いました。

## 6 他計画との関係

本計画は、「松本市総合計画」、「松本市教育振興基本計画」の下位に位置付け、「保存活用計画」と並列し、「周辺整備計画」の整備項目を今の時代に即した内容に整理して引き継いだ計画として位置付けます。関連する計画・方針としては、「松本市都市計画マスタープラン」、「松本市歴史的風致維持向上計画」、「松本市景観計画」、「松本市緑の基本計画」、「松本市文化財保存活用地域計画」、「松本城三の丸エリアビジョン」等があり、史跡の保存・活用・整備は、これら計画との連携、整合を取りながら推進します。



第3図 他計画との関係

### (1)上位計画

#### ア 松本市総合計画（基本構想2030・第11次基本計画）（令和3年8月）

基本理念を「岳 自然豊かな環境に感謝し、楽 文化・芸術を楽しみ、学 共に生涯学び続ける」ことにより三ガク都に象徴される松本らしさを「シンカ」（進化・深化）させることとし「豊かさと幸せに挑み続ける三ガク都」をキャッチフレーズとして、策定した松本市の最上位計画であり、令和3年度から令和12年度までを計画期間としています。

また、以下の5つの行動目標をエンジンに、基本施策を推進しています。

みとめる	…	自分らしく生き支え合う
まなぶ	…	共にはぐくみ学ぶ
いかす	…	自然・歴史・文化の恵みを受け継ぎ磨く
つなぐ	…	人・街・自然をつなぎ直し未来に贈る
いどむ	…	新たな価値を創造し、常に進化する

総合計画の基本施策の一つに、「歴史・文化遺産の継承」を掲げています。施策の方向性として、松本城や旧開智学校等の保存活用、学ぶ環境の充実と持続可能な運用、文化財を活用した地域づくりを示しました。

## イ 第3次松本市教育振興基本計画（令和4年6月）

教育振興のための施策に関する基本的な計画です。第2次計画の策定から5年が経過し、教育を取り巻く環境が目まぐるしく変化する状況の中、教育長及び教育委員との協議を経て市長が定めた教育大綱と整合を図り、これからの松本市の教育の目指す姿を見据え、新たに第3次の教育振興基本計画として策定したものです。「子どもが主人公 学都松本のシンカ」を掲げる松本市が、「学びに、遊びや体験を。生涯を通じた学びを保障する松本まると学都構想」をキャッチフレーズに、具体化するための施策を推進しています。

第3次教育振興基本計画は、教育分野を9つの柱に整理し、「9 文化芸術・歴史」の中に史跡整備事業等の各種事業を位置付けています（第4図）。



第4図 松本市教育振興基本計画の体系

## (2) 史跡松本城保存活用計画（平成28年8月）

史跡松本城の保存・活用・整備等に関する現状と課題の把握とそれに基づく今後の基本方針、方法を明確にするために策定したものです。基本方針は以下のとおりです。

### 基本方針

#### (1) 保存の基本方針

- ア. 史跡松本城の本質的価値を構成する要素である歴史的建造物、石垣、堀、地下遺構等を確実に保存し、後世に継承します。
- イ. 史跡松本城を構成する諸要素及び地区別の保存の方針とこれに基づく保存の方法を具体的に定めます。
- ウ. 今後予想される現状変更等に関する方針を定め、その厳密な運用を図ります。
- エ. 史跡松本城の本質的価値をさらに明らかにし、深化させるための調査研究に継続して取り組みます。
- オ. 史跡指定地外に所在する松本城の本質的価値を構成する要素の調査研究及び保存に取り組みます。

#### (2) 活用の基本方針

- ア. 天守と一体的な史跡の価値を市民・観光客にわかりやすく伝えるとともに、その価値を身近に享受できる環境を整えます。
- イ. 史跡松本城の価値を活かし、松本城や城下町を学びの場として活用する事業を継続するとともに、その充実を図ります。
- ウ. 都市公園として求められる憩いの場、賑わいの場としての役割を、史跡の保存との両立を図りながら果たします。

## (3) 松本城およびその周辺整備計画（平成11年9月）

昭和52年に策定した「中央公園整備計画」を引き継ぎ、史跡松本城の整備基本計画として策定したものです。「周辺整備計画」において、整備の基本方針を4項目定めています。

- ・ 国宝松本城天守及び史跡松本城の歴史的・文化的価値を重視し、文化財保護の見地において、その保全及び復元を行うとともに、観光資源的機能と都市公園的性格や機能にも配慮する。
- ・ 本丸、二の丸の全域において、史実に基づく遺構の復元整備、城跡にふさわしい施設を整え、かつ城構えを踏まえた史跡の範囲の拡大を目標とした整備を行う。
- ・ 史跡外に残る城郭関係遺構についても調査を進め、その保護と活用を図り、併せて歴史的景観の保全に努める。
- ・ 松本市の歴史的シンボルとして、文化・教育面に資するとともに、その向上発展を目指す。

更に基本方針を踏まえて、本丸地域・二の丸地域・三の丸地域、歴史的町並みの保存の区分を設け18の整備項目を掲げ、それぞれの整備内容を定めています。本計画に基づき史跡松本城とその周辺部の整備事業を進め、現在に至っています。



## (4)関連計画

### ア 松本市景観計画（平成20年4月）

松本市は四季折々の表情が美しい自然に囲まれ、また、由緒ある歴史的資源や、人々が育んできた文化的資源等、世界に誇るべき豊かな景観資産に恵まれています。このすばらしい景観を守り、育て、未来へと引き継ぐため、松本市における景観形成の指針として策定したものです。

この計画には、景観重点地区を定める規定を設けており、松本城周辺地区は「お城地区」として指定し、景観のシンボルである松本城と城下町松本の景観を保全し、かつ景観的魅力が高まるように独自の基準を設けています。

### イ 国宝松本城天守保存活用計画（平成27年3月）

国宝松本城天守の保存、活用の基本方針を定めるため、文化庁の「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」に基づき策定したものです。天守の保存と活用に係る保存管理計画、環境保全計画、防災計画、活用計画、保護に係る諸手続を定めています。

### ウ 松本市緑の基本計画（平成27年3月）

「松本市緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に規定された「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、市町村がその区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を内容として策定する緑とオープンスペースに関する総合的な計画です。「まちの将来像」として「いのち育む ころ育む 水と緑のまち 松本」を定め、市内を五つのエリアに区分し、それぞれの将来像と取り組むべき施策を定めています。

松本城は「中心市街地エリア」に含まれ、「『湧水や緑陰の周りに人々が集まり、賑わいを作り出している』まち」を将来像とし、主な施策として「文化財や寺社と一体となった樹木等の保全」が掲げられ、松本城史跡整備・保存管理事業に合わせた緑の在り方を検討することとしています。

### エ 松本市文化財保存活用地域計画（平成31年2月）

市民が歴史や文化を通じて郷土に愛着と誇りを持つことができ、更に観光や産業といった経済振興につながる街づくりを進めるため、平成12年に策定した「松本まるごと博物館構想」の理念を具体化し、松本市が目指す将来の都市像を実現すべく、平成30年に松本市の文化財保存活用のマスタープランとして松本市歴史文化基本構想を策定しました。その後、文化財保護法の改正を受け、文化財保存活用地域計画が法定化されたことから、この構想に位置付けた各種施策を実現するためのアクションプランとして、松本市文化財保存活用地域計画を策定しました。

### オ 松本市歴史的風致維持向上計画（第2期）（令和3年5月）

歴史、文化を活かした景観形成による住環境の向上、伝統行事等の伝統文化の保存及び継承、観光都市としての魅力の向上を目指して「松本市歴史的風致維持向上計画」を策定し、

平成23年6月に国の認定を受け、以来、10年間にわたり歴史まちづくりの事業に取り組んできました。松本市のまちづくりを進めていくに当たり、重要な方針の一つは松本城を中心とした歴史的まちなみ景観の保全と活用であり、そのためには伝統行事等伝統文化の継承が必要となっています。そのことから、歴史的風致の一層の維持向上を目指し、文化財行政と一体となって事業を実施する「松本市歴史的風致維持向上計画（第2期）」を策定したものです。

#### カ 松本城三の丸エリアビジョン（令和4年3月）

かつて総掘で囲まれた松本城三の丸と、昭和39年に移築復元された旧開智学校周辺を合わせて「松本城三の丸エリア」とし、その二つの国宝を有する歴史ある街の中心地において、様々な形で松本に暮らす方、働く方、松本を愛する方と対話を積み重ね、公民が連携して実現するエリアの目指す姿を描いて策定したものです。

本ビジョンでは「誰かに語りたくなる暮らし」をエリアの合言葉とし、都市公園としての憩いや活用の機能と史跡としての保全のバランスを踏まえた在り方を検討することで、北アルプスと松本城天守という背景に地元の人々の暮らしのシーンが加わった情景を創出することなどを取組方針として掲げました。

#### キ 松本市都市計画マスタープラン（令和4年3月）

都市づくりの将来像を「ゆとりと活気にあふれる、自然共生都市」とし、令和3年から令和22年までのおおむね20年間を計画期間としています。都市づくりの基本方針として、「歴史や自然を活かし、活力ある産業を育てる都市づくり」、「誰もが快適で安心して暮らせる都市づくり」、「集約連携型都市構造の実現による効率的かつ機能的な都市づくり」、「自然災害による被害を最小限に抑える安全な都市づくり」、「市民や地域が自ら考え、自ら行動する都市づくり」を掲げています。

地域別構想では、城下町として栄えた中心市街地を含む地域である中央部地域、中央北部地域の将来像をそれぞれ「歴史的遺産や豊かな水と緑を活かしたうるおいのある広域交流拠点」、「豊かな自然や歴史文化と調和したうるおいのある文教のまち」としており、整備方針では、「松本城三の丸エリアビジョンの実現に向けたまちづくり」、「城下町にふさわしい賑わいと風格のあるまちなみの形成」、「歴史的・伝統的街並み景観の整備・保全」等を示しました。

表1 諸計画一覧

	名称	所管等	指定・策定年月日等
(1) 上位計画	ア 松本市総合計画 (基本構想2030・第11次基本計画)	総合戦略局総合戦略室	令和3年8月策定 (期間：令和3～12年度)
	イ 第3次松本市教育振興基本計画	教育委員会教育政策課	令和4年6月策定
(2) 史跡松本城保存活用計画		教育委員会文化財課 文化観光部松本城管理課	平成28年9月策定
(3) 松本城およびその周辺整備計画		教育委員会文化財課 文化観光部松本城管理課	平成11年9月策定
(4) 関連計画	ア 松本市景観計画	建設部都市計画課	平成20年4月策定
	イ 国宝松本城天守保存活用計画	教育委員会文化財課 文化観光部松本城管理課	平成27年3月策定
	ウ 松本市緑の基本計画	建設部都市計画課	平成27年3月策定
	エ 松本市文化財保存活用地域計画	教育委員会文化財課	平成31年2月策定 (期間：令和元～10年度)
	オ 松本市歴史的風致維持向上計画（第2期）	総合戦略局 お城まちなみ創造本部	令和3年5月策定 (期間：令和3～12年度)
	カ 松本城三の丸エリアビジョン	総合戦略局 お城まちなみ創造本部	令和4年3月策定
	キ 松本市都市計画マスタープラン	建設部都市計画課	令和4年3月策定 (期間令和3～22年度)

## 第2章 計画地の現状

### 1 松本城の位置と自然的環境

#### (1) 松本城の立地

松本城は、西側には3,000メートル級の高山が連なる飛騨山脈、東側には美ヶ原高原に代表される1,000メートルから2,000メートルの山々が連なる筑摩山地に挟まれた、南北に細長い松本盆地の中央部にあります。松本城の北西約1.5キロメートルには、標高670メートルの城山を先端とする城山丘陵が北方に向かって尾根状に連なり、東約4キロメートルには、筑摩山地が連なります。

また、周辺にはいくつもの河川が流れ、北及び北東から大門沢川・女鳥羽川が、東から湯川・薄川が、南から田川・奈良井川が流れ込み、薄川と女鳥羽川によって形成された複合扇状地の末端部に松本城が位置します。

城郭の最高所（北馬出周辺）で標高597メートル、最低所（総堀南西隅）で標高586メートルを測り、松本城は北東から南西に向かって緩く傾斜している地形にあります。



第5図 松本城の位置（国土地理院の電子地形図25000を使用 河川等名称を加筆）

## (2)松本城周辺の地形・地質

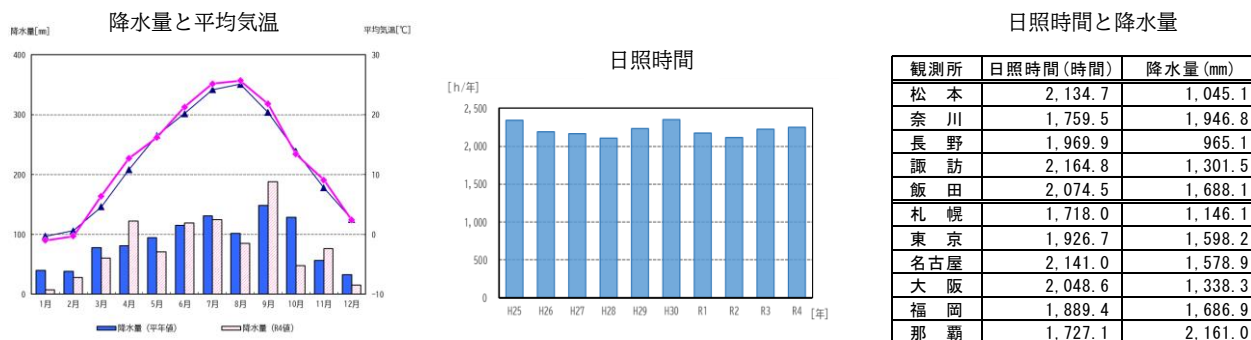
松本城周辺の砂礫土は、近年行われているボーリング調査の結果、大別すると松本盆地形成時の堆積物（梓川系）と、局部的沈降地帯となつてからの堆積物（女鳥羽川・薄川系）であり、両者は地下40メートル前後で重なっていますが、堆積時までの時間差が大きいので不整合関係となっています。沈降地帯（深志湖）となつてからの堆積物には、地下30メートル付近から上に何層もの漆黒色粘土層が見られます。これは扇状地の特徴である流路の首振りにより、流路が遠去かると湿地帯となつて有機質の多い粘土層が、流路となつた時には砂礫が堆積したことを示しています。

この局部的沈降地帯の動きは現在も継続しているものと見られ、発掘調査成果から、松本城下町では年1.6から2.4ミリメートルの速さで沈降していることが判明しています。これは松本盆地中心付近の沈降率年1ミリメートルと比べて大きな値となっています。このことが扇状地の扇端とあいまって、湧水や地下水面の高くなっている原因です。

## (3)松本市の気候

松本城が所在する松本市は、内陸性気候であり、気温は日較差や年較差が大きいことが特徴です。また、第6図に示すとおり、降水量が少なく日照時間が長いことが特徴です。

※ 平年値の統計期間は、平成3年（1991年）から令和2年（2020年）までです。



第6図 松本市の降水量及び日照時間（平成3年（1991年）～令和2年（2020年））

## 2 松本城・城下町及びその周辺の歴史的環境

### (1)原始・古代

松本城のある一帯は、薄川と女鳥羽川の複合扇状地の末端に当たり、湧水が多い湿地帯となっています。しかし、これまで松本城や城下町で行われてきた発掘調査に際して、縄文時代中期から後期（約4,000年前から3,000年前）の打製石斧、土器、弥生時代の土器等が出土しており、わずかながらも各所で生活の痕跡が確認されています。

古墳時代になると、城下町の範囲において古墳時代前期（5世紀）の竪穴住居跡が確認されており、湿地帯の中に点在する微高地の上に集落があったことが推測されます。また、六九でも、古墳時代前期の東海系土器と水田跡が確認されています。

奈良・平安時代には、天皇を中心とした朝廷による律令制が敷かれ、松本市内の集落も信濃

国筑摩郡・安曇郡（梓川より北の地域）下の郷に属する村として、この律令制に組み込まれました。信濃国の国府は、始めは現在の上田に置かれていましたが、8世紀末から9世紀前半までに、松本に移されました。ただ、国府の場所、規模等はまだ分かっていません。これまで、惣社、大村、筑摩等の説が示されてきましたが確定せず、今後の発掘調査による解明が期待されます。三の丸の発掘では、平安時代の掘立柱建物跡が確認されており、松本城周辺にも集落があったことが分かってきています。

## (2)中世から戦国時代

鎌倉時代から国ごとに守護が置かれ、荘園や公領には地頭が置かれました。信濃国の守護は、最初は比企氏でしたが、後に北条氏となりました。鎌倉幕府が倒れ、北条氏が滅びると、小笠原氏が守護となりました。

小笠原氏が信濃守護となったのは、建武政権樹立に際し功績を取めた小笠原貞宗からで、1340年頃までには所領を得て松本(国府があったことから当時は府中と呼ばれました。)に進出し、井川館(国史跡小笠原氏城跡井川城跡)を築いたとされます。

松本城の前身である深志城は、享保9年(1724年)に完成した松本藩及び信濃国の地誌である『信府統記』によれば、永正元年(1504年)に、信濃守護小笠原氏に連なる一族である島立氏が、井川に造られた深志城(井川館)をこの地に移したとされます。元々、この地には坂西氏の居館があったとされ、これを拡張して二の曲輪を整備したと考えられています。深志城は、15世紀末までに井川城から移転した小笠原氏の本拠地である林城を守る支城の一つでした。

天文14年(1545年)から、隣国甲斐国の武田晴信(信玄)による信濃国への侵攻が本格化しました。小笠原長棟の跡を継いだ長時は、天文17年(1548年)の塩尻峠の戦いで武田氏に敗れ、天文19年(1550年)に本拠地である林城等を自落させて敗走したことが、武田家家臣駒井政武(高白斎)が記した『高白斎記』等に記されています。

武田晴信は松本の地に入ると、小笠原氏が本拠とした山城の林城(国史跡小笠原氏城跡林城跡)を廃し、新たな信濃の支配拠点として平城の深志城を取り立て、その拡張整備を進めました。近年、三の丸で実施されてきた発掘調査では、最下層から深志城時代の遺構・遺物が複数箇所で見られています。深志城の時代と近世松本城の時代の遺構を比較すると、屋敷や溝の主軸が5度ほどずれており、堀や道の位置も一致しないため、石川氏は深志城をそのまま踏襲したのではなく、深志城とは構造の異なる城として松本城を築城したことが分かってきています。

これまでの定説では、松本城の丸馬出しを武田氏の築城技術と捉え、三の丸までの縄張りが武田氏の深志城期に形成されたものとされてきました。しかし、近年、丸馬出しが必ずしも武田氏特有のものではないということが分かってきており、深志城と松本城の関係については、今後、調査研究により明らかにしていく必要があります。

## (3)近世城郭としての松本城の成立と城下町の形成

武田氏による信濃国の支配は、天正10年(1582年)3月に織田信長が武田勝頼を滅ぼ

したことで終わりを迎えます。織田信長は、信濃国のうち、安曇・筑摩両郡を木曾義昌に安堵し、深志城へは木曾氏が入りました。しかし3か月後の同年6月2日に本能寺の変が起きて織田氏の政権が崩壊すると、木曾氏による支配が固まっていなかった当地方は、旧武田領の領有を狙う上杉氏、徳川氏、北条氏といった大勢力による抗争地帯の一つとなりました（天正壬午の乱）。

松本平では、その一連の戦乱の中で、越後の上杉氏の支援を受けた小笠原貞種が、織田氏の後ろ盾をなくした木曾氏を追い、深志城に入りました。しかし、小笠原貞慶が、徳川氏の支援を受けて、父長時の旧臣を糾合して叔父である貞種を追放して深志城を奪回すると、深志城の名を改めて松本城とし、筑摩・安曇両郡の平定を進めました。天正13年頃までに領国の支配を確立すると、貞慶は武家地と町人地を明確に区分した城郭・城下町の本格的な整備に着手しました。

貞慶による整備が始まるまで、現在の二の丸の東側には市辻・泥町といった町屋がありました。令和2年に柳町で実施した発掘調査では、松本城築城前に遡る荷札木簡や焼き物が出土し、市辻・泥町の市の存在を裏付ける資料として注目されます。貞慶はこれらの町屋を女鳥羽川の南の本町に移し、善光寺街道沿いに本町・中町・東町（親町三町）を、野麦街道沿いに伊勢町を置き、親町につながる枝町も町割を行いました。

更に、城郭の整備についても、三の丸の縄張りを行い、堀を掘り土塁を築いて、5か所の入口に大城戸を設け、このうちの南門を大手門とし、三の丸内の整備を進めたことが分かります。ただし、この段階では町割はできたものの、城下町、三の丸内とも建物はまだ少なかったことが伺われます。

天正18年（1590年）の豊臣秀吉による小田原攻めの後、豊臣氏による統一政権が確立し、徳川氏が北条氏の旧領である関東へと転封となり、徳川氏に従っていた小笠原氏も下総国古河（茨城県古河市）へ移りました。

小笠原氏の後には、豊臣秀吉の命を受けた石川数正が城主となりました。『信府統記』には、天守を建て、全ての堀を深くし、幅を広くし、土塁を築き、石垣で固め、黒門・太鼓門を建て、小笠原氏の築いた5か所の大城戸を門楼（櫓門）とし、三の丸の武家地に屋敷を建設し、城下町にも武家地を設けたことが記されています。また、城下町の町屋を建設し、整備を進めました。この他、総堀東側の捨堀の築造を進めたとされていますが、慶長18年（1613年）、数正の子康長は大久保長安事件に連座して改易され、豊後国佐伯（大分県佐伯市）に配流となったため、未完成に終わっています。

松本城や城下町の初期の築造は、小笠原氏によって開始され、石川氏の段階で近世城郭として整えられたことが発掘調査からも裏付けられています。特に城下町は、小笠原氏の段階では、整地のみで遺構が確認できない箇所が広く見られるため、『信府統記』に記されているように、まだまだ空き地が多かったと考えられます。本格的に近世城下町として整備されたのは石川氏の段階で、短冊形地割の城下町に改められ、町人の集住が進んだと考えられます。

#### (4)石川氏以降の松本城と歴代藩主

##### ア 小笠原氏

石川康長が改易された後、貞慶の子小笠原秀政が飯田から入封しました。秀政は石川氏に引き続き、城下町の整備を進めたことが『信府統記』に記されています。城下町の発掘調査でも、伊勢町や本町等の調査結果から、短冊形の地割が17世紀初頭から見られ始めることが確認されており、これを裏付けています。しかし、秀政とその長男忠脩は、慶長20年（1615年）の大坂夏の陣において戦死し、家督は次男の忠真が継ぎ、元和3年（1617年）に播磨国明石（兵庫県明石市）に転封となりました。

##### イ 戸田氏

元和3年（1617年）に戸田康長が上野国高崎（群馬県高崎市）から入封しました。康長は松本城の北側に武家地の造成を行っています。寛永10年（1633年）、康長の子の康直の時に播磨国明石（兵庫県明石市）に転封となりました。

##### ウ 松平氏

寛永10年（1633年）に松平直政が越前国大野（福井県大野市）から入封しました。直政が松本藩主であった時期は短く、寛永15年（1638年）までですが、『信府統記』には城郭の整備として門、櫓等を修復し、二の丸御殿、多間櫓、八千俵蔵の建設を行い、城下町には六九に廐を建て、武家地の屋敷の整備を進めたことが記されています。また、月見櫓、辰巳附櫓についても、将軍家光を松本城に迎えるために増築したとされています。寛永14年（1637年）、松本で寛永通宝の铸造が始まります。本町の第8次発掘調査では、寛永通宝松本銭の铸造関連遺物（埴塙、取鍋、金属滓、バリ銭等）が出土し、直政の時代に松本で寛永通宝が铸造されていたことを裏付けるものとなっています。

直政は寛永15年（1638年）に出雲国松江（島根県松江市）に転封となります。

##### エ 堀田氏

寛永15年（1638年）に堀田正盛が武蔵国川越（埼玉県川越市）から10万石（関東にも知行地があり、松本は7万石）で入封しました。正盛は老中として幕府の中樞にいた人物であったため、松本に常勤していたわけではなく、わずか4年で下総国佐倉（千葉県佐倉市）に転封となりましたが、三の丸の上土に蔵を建設しました。

##### オ 水野氏

寛永19年（1642年）に水野忠清が三河国吉田（愛知県豊橋市）から入封しました。この後、水野家は6代にわたり松本藩主となります。忠清は石垣の修理、二の丸の辰巳隅櫓の改修を行いました。

水野氏の事績として5代目の忠幹が享保7年（1722年）から編纂させ、享保9年（1724年）に完成した『信府統記』があります。松本藩の地誌として、歴史・地理・経済等多岐にわたる記載があります。このうち、「松本城地形間数記」には、城郭の規模が詳細に述べられている他、城下町についても現在伝わっている城下町の各町名（親町三町、枝



町十町、二十四小路)とその規模、軒数が記載されており、この頃には城下町の整備がほぼ完了したと考えられます。

享保10年(1725年)、6代目の水野忠恒は江戸城松の廊下で刃傷事件を起こし、改易となりました。この後約半年間は幕府直轄となり、松代藩真田家が松本城を管理しました。

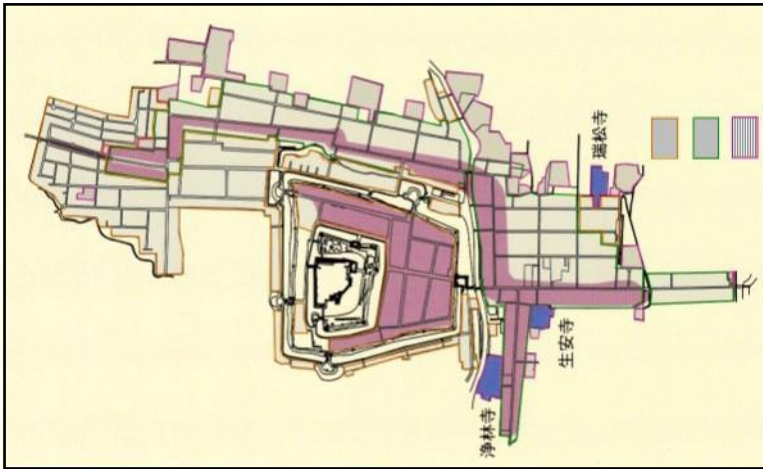
#### カ 戸田氏

享保11年(1726年)に戸田<sup>みつよか</sup>光慈が志摩国鳥羽(三重県鳥羽市)から入封し、以降明治維新を迎えるまで9代にわたり戸田氏が松本藩主となります。翌年には本丸御殿が火災に見舞われました。松本移封前の享保2年(1717年)にも江戸屋敷を火災で失っていた戸田氏は、立て続けの巨額の出費によって本丸御殿の再建はできず、政庁は二の丸御殿に移されました。しかし、手狭であったことから、郡所や町所は大手門西側の城下町の六九に移され、また、藩主の私邸である古山地御殿を増築しました。

戸田氏入封直後の地図として、「享保十三年秋改松本城下絵図」があります。これは松本城下町全体を表した精度が高い絵図で、江戸時代の松本城と城下町を示す基本図の一つとなっています。また、この図を元に作成された「天保六年松本城下絵図」は、明治維新後も藩庁から筑摩県に引き継がれ、使用されました。

幕末には、藩主戸田<sup>みつひさ</sup>光則の下、戊辰戦争で官軍に属し、北越、会津等に転戦しました。それを記念した碑が本丸内に設置されています。明治2年に信濃国で最初に版籍を奉還し、戸田光則は松本藩知事に任命されます。明治3年から廃仏毀釈が行われ、戸田氏は菩提寺である全久院を率先して取壊しました。廃仏毀釈は全国的に行われましたが、松本藩は特に盛んであった地域の一つで、城下他藩内の多くの寺院が取り壊されました。明治4年に廃藩置県が実施され、松本藩は松本県となり、光則は知事を解任され、華族に列せられて東京へ去り、146年にわたる戸田氏の治世が終わりました。

■ 小笠原貞慶による整備

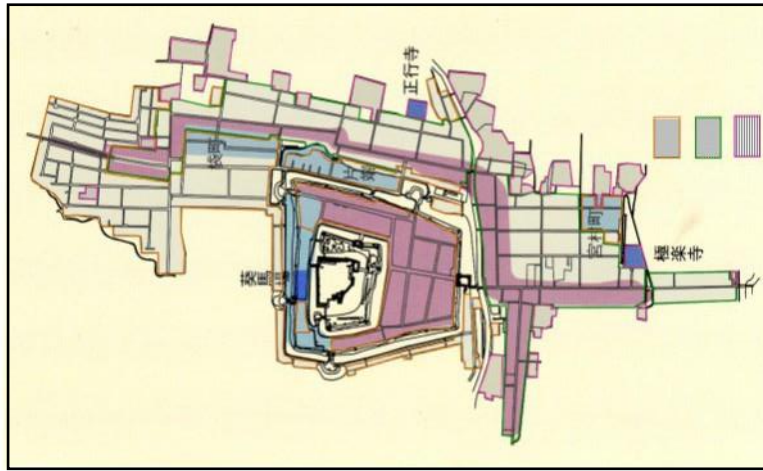


小笠原貞慶は深志城の名を松本城と改め、三の丸以南を大幅に整え、町割りをして城下町の基礎を作った。

地蔵清水と泥町(柳町)にあった町人町を残らず本町に移し、東町、中町を作り、安原町、伊勢町は名前を変え、町屋を建設していった。和泉町、横田町、飯田町、小池町、宮村町、馬口旁町の町割りをした。

浄林寺を山辺の林から伊勢町へ移し、瑞松寺を飯田町から宮村町へ移した。

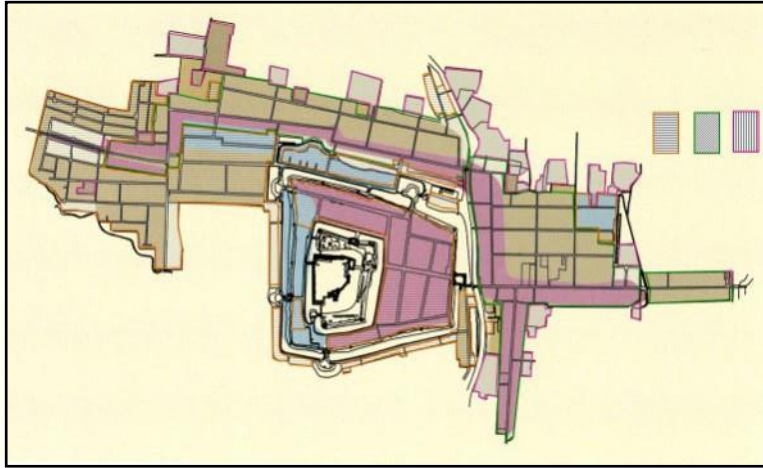
■ 石川氏による整備



石川氏は、城下町では片端、袋町、三の丸の葵の馬場に武家屋敷を作り、町人町の中の宮村町にも武家屋敷を作った。

また、正行寺や榎楽寺を栗林村(現在の松本市島立)から移した。

■ 小笠原氏～松平氏による整備

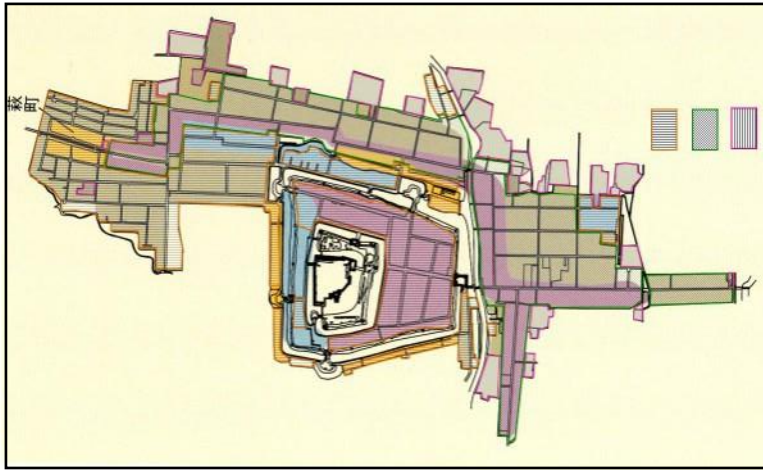


小笠原氏は伊勢町、飯田町、小池町、宮村町、和泉町、安原町、横田町、山辺小路、馬喰町に家を立て並べた。また、馬町(博労町)を新たに作った。鎌田村にあった天満宮を宮村町に移した。

戸田氏は御徒土町や堂町に武家屋敷を建てた。

松平氏は六九馬場を作り、新町、田町、片端に武家屋敷を整備した。

■ 水野氏による整備



水野氏の時代までに、松本城下はほぼ整備された。

萩町、上土、鷹匠町、出居番、西堀町に武家屋敷を整備した。

町人町は、親町三町・枝町十町が整えられ、小路も「二十四小路」になり、職業によって住むところが決められていた。町人町の周辺には寺社が配置され、城下町の姿がはっきりした。

第7図 城下町の形成過程(概念図) 「信府統記」と「大守累年記」を基にしていますが、異同があります。

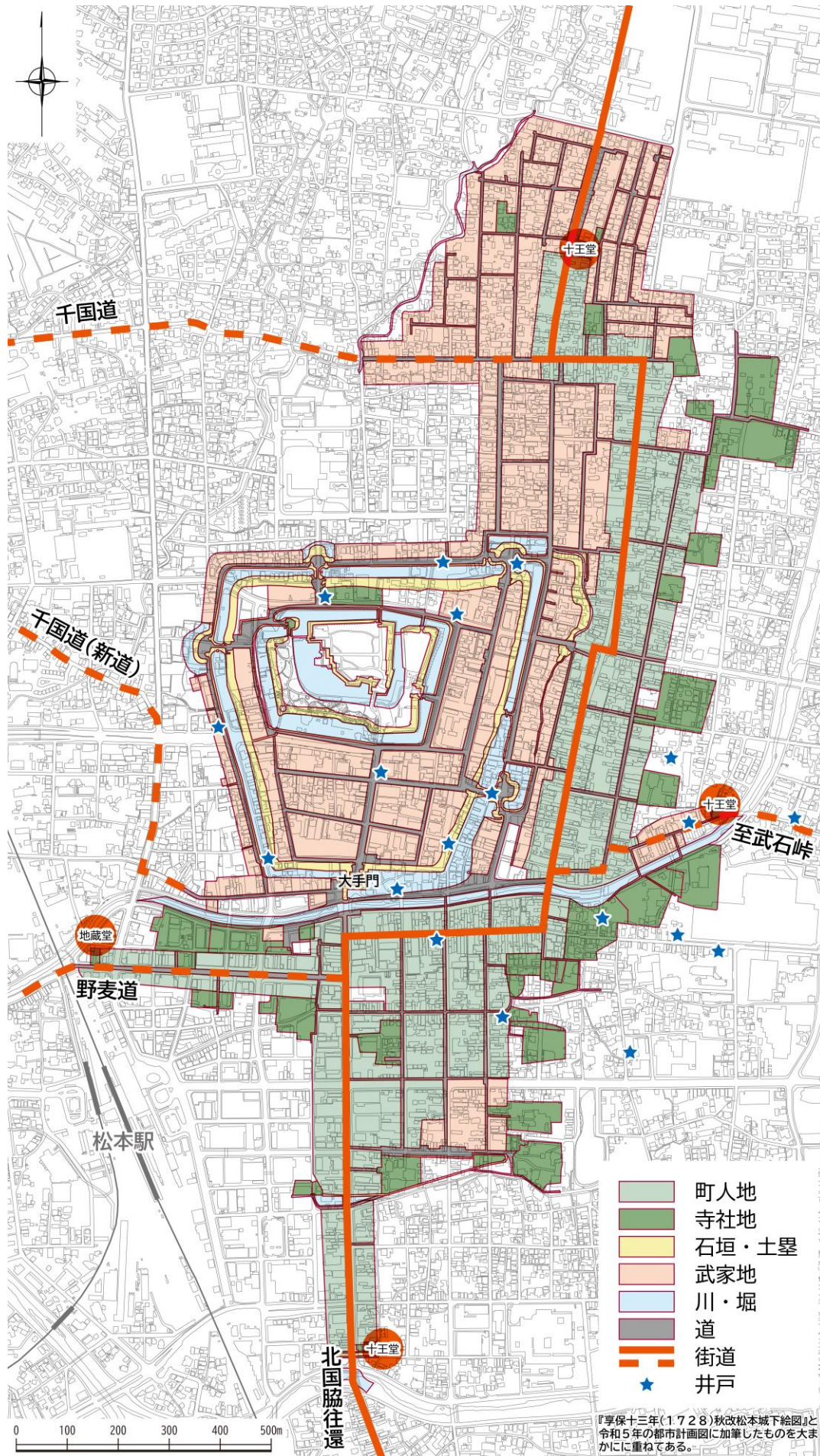
### 3 松本城と城下町の概要

#### (1)松本城と城下町の範囲

城郭としての松本城の範囲は、大手門から内側を「城内」と呼び、空間的には総堀から内側を指します（第8図）。三重の水堀（内側から内堀、外堀、総堀）で囲まれ、内側から本丸、二の丸、三の丸となっています。本丸には天守、御殿が置かれ、政庁及び藩主の居住空間であり、城郭の中核部です。二の丸には二の丸御殿、古山地御殿が置かれ、本丸御殿焼失後は、両御殿が政庁及び藩主の居住空間となりました。外堀を隔てて本丸・二の丸を囲む三の丸は、上級家臣団の屋敷地及び作事所等の藩施設が置かれました。松本城は東西・南北とも最大600メートルあり、総面積は約39万平方メートルに達します。

松本城の南側・東側・北東側には城下町が展開し、城内と城下町は5つの門で連結されました。城下町は、武家地、町人地、寺社地から成り、北国脇往還（善光寺道）及び野麦道沿いに形成されました。西側は低湿地のため城下町は発達せず、湿地や水田等の耕作地が広がっていました。

松本城と城下町の東側には、女鳥羽川が北から南に流れ、松本城の南東側で流路を西に変え、城下町を南北に分けています。また、城下町の南側には薄川が東から西に流れ、二つの河川は松本城と城下町の防御の役割も果たしていました。城下町は、中山道の洗馬宿から北に分かれて善光寺（長野市）へ向かう北国脇往還、塩の道として知られ越後へ向かう千国道、飛騨高山へ向かう野麦道、武石（上田市）へ向かう武石通りが分岐する交通の要衝でした。



第8図 松本城と城下町

## (2)松本城の構成

### ア 本丸

天守と本丸御殿が置かれ、松本城の最も枢要な場所です。南西隅に天守が、中央に本丸御殿があり、厩、番所等も置かれていました。本丸御殿は政庁及び藩主の居所でしたが、享保12年(1727年)に焼失した後は再建されず、その機能は二の丸御殿及び古山地御殿に移されました。

本丸の周囲は、西面の乾小天守の北側から埋門南側石垣までの間を除いて土塁で囲まれ、外周は全て石垣となっています。

本丸南西隅に位置する天守は5棟から成り、うち天守、乾小天守、渡櫓が石川康長により文禄2年から3年(1593年から1594年)に、月見櫓及び辰巳附櫓が松平直政により寛永年中(1630年代)に築かれたと推定されています。天守を低湿地に築くため、天守台石垣のうち、大天守の載る石垣の中には土台支持柱を設け、大天守の荷重を支えています。また、軟弱な地盤のため、天守台石垣の法勾配は緩やかで、高さも6メートル程度と高くはなく、石垣の基礎部分には筏地形と呼ばれる石垣を支えるための材が配され、内堀には地盤を安定させるための木杭が打ち込まれていました。



第9図 松本城の範囲(「享保十三年秋改 松本城下絵図」(1728年)の一部)

## イ 内堀

本丸の南側をU字形に取り囲み、両岸とも石垣となっています。内堀の幅は天守の周囲では60メートルに及び、深さは現状の水位から3メートル以上あり、断面形態は二の丸側が深い片薬研かたやげんとなっています。

水野氏の時代の絵図には、埋門から二の丸瓦門北側に埋門板橋と呼ばれた橋が架かっていましたが、戸田氏の時代の絵図には、埋門板橋より南側に足駄塀あしだべいと呼ばれる塀が設けられています。足駄塀は内堀北東にも設けられており、内堀と外堀との境界ともなっていました。足駄塀は、明治時代の古写真（図版24）から外観が分かりますが、類例がなく、その機能や構造の詳細は分かっていません。

## ウ 二の丸

内堀の外側、外堀の内側にある区画で、北を除いて本丸を囲んでいます。政庁及び藩主私邸としての御殿、蔵等藩の施設が存在する松本城の枢要な場所です。二の丸への入口は、太鼓門、二の丸御殿裏御門、若宮八幡社南土橋瓦門の3か所があります。

二の丸の東側に二の丸御殿があり、本丸御殿焼失後は政庁としての役割を担いました。二の丸の南側は、南東に古山地御殿が、その西側に蔵がありました。

古山地御殿は、石川数正によって城主私邸として建てられたもので、本丸御殿焼失後に戸田氏が増築して新御殿を建てました。

二の丸の西側に御用米ごようまい（幕府直轄の非常用米）の米蔵である八千俵蔵、焰硝蔵えんしょうくら等がありました。後の戸田氏の時代には、八千俵蔵の北から西側にかけて、華畑と呼ばれる庭園区画として整備されます。お花畑や茶室のほか、将軍からの拝領した松も植えられ、内堀側には船着場も設けられました（図版15）。

その北側には、二の丸及び三の丸と土橋で接続していた浮島状の平坦地があり、ここに深志城主島立貞永を子の貞政が祀り、深志城の鎮守としたとされます。

## エ 外堀

本丸と二の丸を囲む堀で、外周は約1.2キロメートルありました。外堀の両岸は基本的には土坡ですが、太鼓門周辺、東外堀三の丸側の北半、南外堀三の丸側の一部等は石垣が築かれていました。これまでの試掘調査から、西外堀及び南外堀の二の丸側土坡の法尻には、土留めや浸食防止と防御を兼ねたものと考えられる木杭列が確認されています。また、三の丸土居尻の発掘調査では、絵図にも記載されている石組水路が発見されています。この水路は、外堀の水を総堀へ排出するために設けられたもので、築城期から昭和30年頃まで、改修を重ねながら使い続けられました。現在では、当時の約半分程度が埋まっている状況です。

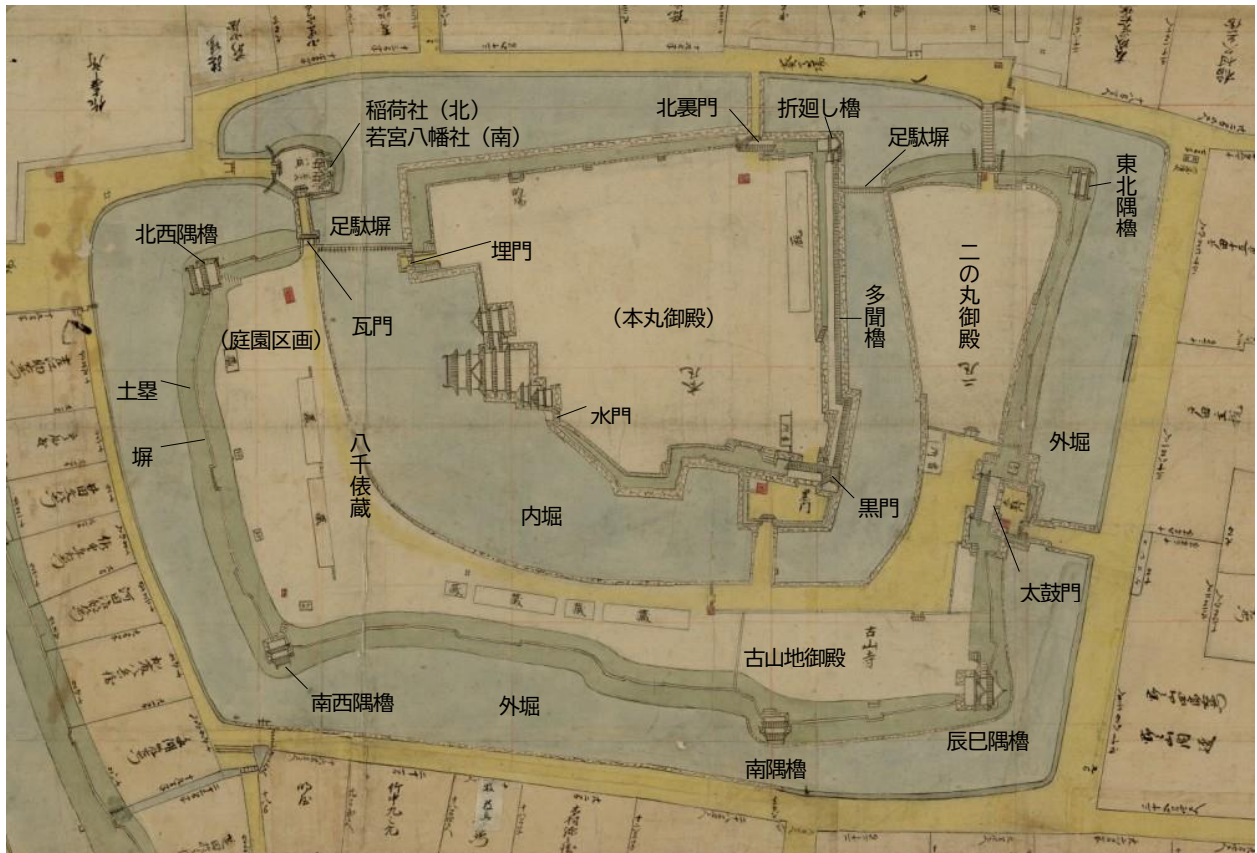
## オ 三の丸

三の丸は、上級家臣の屋敷を中心とし、作事所等藩の施設が置かれました。周囲は土塁で囲まれ、土塁上には土塀が巡らされ、四隅及び要所に13の櫓（隅櫓・平櫓）が設けられていました。土塁の規模は、西総堀土塁整備に伴って実施した発掘調査結果から、敷幅（下面

の幅) 16メートル前後、馬踏(上面の幅) 3.6メートル前後、高さ3.2メートル前後と想定されています。

三の丸には5か所の門があり、南側中央部に位置する大手門が松本城の正門です。

三の丸に置かれた藩の施設として作事所、藩校崇教館等があり、北不明門東側には、戸田康長の子永兼を祀った陽谷<sup>ようこくわいじや</sup>霊社がありました。



第10図 松本城本丸から外堀までの範囲  
(「享保十三年秋改 松本城下絵図」(1728年)の一部)

### カ 総堀

松本城の最も外側を取り囲むのが総堀です。総堀は、一般的には城下町を取り囲む総構えの堀の呼称として用いられていますが、松本城にはこうした堀はなく、三の丸を取り囲む堀を総堀と呼んでいます。

江戸時代の古文書では「三の丸東北之方堀」といった呼び方をしており、総堀(惣堀)という呼称は確認できず、近代以降は外堀と呼ばれることが多くありました。東総堀の史跡追加指定に当たり、長野県による仮指定が行われた際も「松本城外堀(三の曲輪堀跡)」の呼称が用いられています。また、当初の指定理由にある「外堀」も「処々に残存せり」とあることから、現在の総堀を指しているものと思われます。昭和42年の東総堀の二度目の史跡追加指定申請の際から「惣堀」という呼称が公式に用いられ現在に至っており、二の丸を囲む外堀と区別するため、比較的最近に用いられるようになった呼称です。

絵図によれば、南側の大手門東側で最大幅約50メートルを測り、総延長は約2キロメートルに達しました。両岸は土坡で、堀側の基部には、木杭列が総堀各所の発掘調査で確認さ

れており、「大坂冬の陣図屏風」に見られるような防御用の装置と土留めを兼ねていたものと考えられます。全国的にも類例が少なく、注目すべき構造です。

松本城周辺は南西に緩く傾斜した地形にあり、堀の水位調整が必要となりますが、馬出しに付属する土橋と東総堀ほぼ中央にある水切り土手（水持ち土手）がその役割を果たしていました。

#### キ 郭外

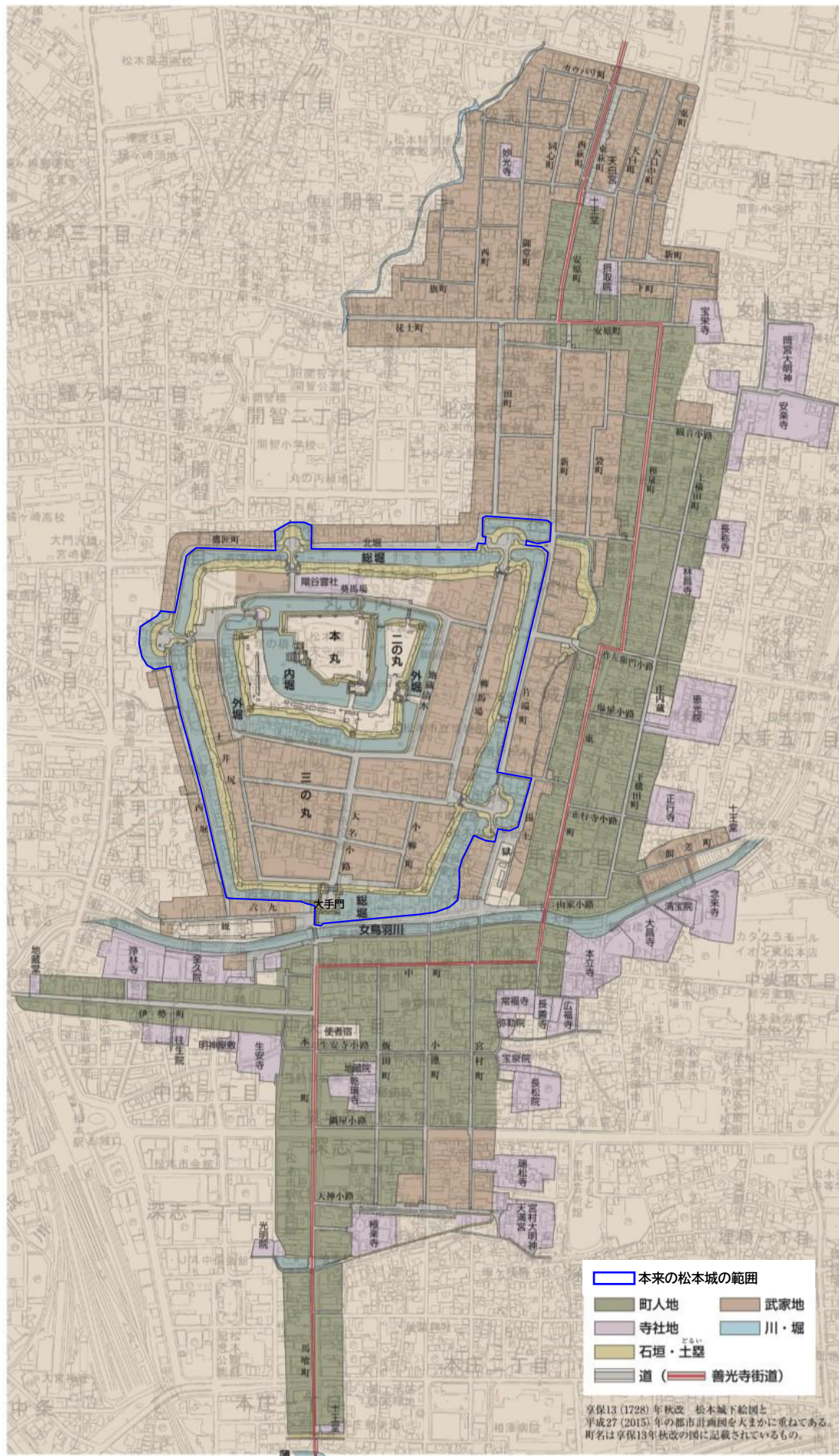
東総堀北端部東側には、北門馬出し堀の東側から、捨堀と呼ばれる長さ140メートル程の南北方向の土塁と堀が存在していました。堀は江戸時代の早い段階で埋められたと見られ、元禄以降の絵図等によれば細い水路として残存していたことが伺われます。三の丸の外ですが、松本城の外郭遺構です。この捨堀土塁の東町側裾部では発掘調査により、総堀と同様の木杭列が発見されています。

### (3)城下町について

城下町は武家地、町人地、寺社地からなり、おおむね武家地は松本城の南を流れる女鳥羽川よりも北側に、町人地は南側と善光寺道沿いに、寺社地は城下町の東側に配されました。

武家地は主に松本城の東側と北側にあり、一部女鳥羽川の南側にも屋敷地がありました。町人地は女鳥羽川の南側を中心に広がり、善光寺道沿いの本町・中町・東町の親町三町とそれらに付属する枝町十町、更に親町・枝町から分かれる二十四小路から構成されていました。城下町は善光寺道や野麦道等が通る交通の要衝であり、信濃国だけでなく、領国外各地からの物資の集散地として賑わいました。その様子は、天保14年（1843年）に記された『善光寺道名所図会』に「（前略）城下の町広く大通り十三街、町数およそ四十八丁、商家軒をならべ当国第一の都会にて、信府と称す、相伝ふ牛馬の荷物一日に千駄附入りて、また千駄附送るとぞ、実に繁昌の地なり（後略）」と記されています。江戸時代後期には犀川の水運を利用した犀川通船も始まりました。





第11図 松本城下町

#### (4)近代以降の松本城の改変と現状

明治維新と廃藩置県によって近世の政庁・軍事施設としての城の時代は終わりました。明治4年（1871年）7月の廃藩置県の後、各地の城郭は兵部省（後に陸軍省）の管轄となります。松本には10月に兵部省の山県狂介（有朋）が入り、松本城本丸と天守が兵部省の所管となり、二の丸は県有地とされました。二の丸御殿は県庁として使用されましたが、本丸を除く二の丸、三の丸の大手門、太鼓門等の門、櫓、塀等は、11月頃から払下げられ、取り壊されました。

明治5年（1872年）、筑摩県が陸軍省に対し天守の取壊し許可を求める伺書を提出し許可されたため、天守は入札に付され、落札されてしまい、取壊しの危機を迎えます。これを憂えた下横田町の副戸長の市川量造は、明治6年（1873年）に本丸と天守を博覧会場に拝借したい旨の請願を行い、陸軍省の許可を得て、「松本博覧会」を明治9年までに計6回開催し、その収益で天守を買い戻し、天守を破却の危機から救いました。

明治6年1月の「全国城郭存廃ノ処分並兵営地等撰定方」（廃城令）により、松本城は「存城」とされ、引き続き陸軍省の管轄の下に置かれますが、明治4年以降の門、櫓等の取壊しの後も、本丸以外の石垣・土塁は、太鼓門枳形の一部を除いてほとんどが取り崩されました。

本丸、二の丸の明治維新以降の利用状況を概観すると、本丸は天守を会場に松本博覧会が開催された後、明治11年から松本農事協会の農事試験場として使用されました。二の丸は、県庁として使用されていた二の丸御殿が明治9年に焼失し、その跡地が明治11年から松本区裁判所として使用されました。二の丸御殿跡を除く二の丸は、古山地御殿跡が長野県筑摩出張所として使用された後、明治18年から旧制松本中学校が置かれ、本丸も明治33年からそのグラウンドとして使用されます。図版14及び26・27に、明治初期から旧制松本中学校が置かれていた当時の状況を伺うことができます。

この状況は昭和10年に旧制松本中学校が移転するまで続き、その後は、本丸・二の丸は公園や運動場として利用されましたが、第二次世界大戦中であったため、公園としての本格的な整備は行われず、終戦を迎えます。戦後、昭和25年からの天守解体修理を機に、本丸及び二の丸の公園としての整備が行われ、現在に至る公園としての姿に整備されました（図版18）。

三の丸は、総堀や土塁が残されていましたが、次第に撤去され、周囲の城下町と一体の市街地へと変貌していきました。

## 4 松本市の社会的環境

### (1)松本市の位置

松本市は、長野県のほぼ中央部に位置します。平成17年の旧松本市、東筑摩郡四賀村、南安曇郡梓川村、安曇村、奈川村、平成22年の東筑摩郡波田町との合併を経て現在に至っています。面積は978.47平方キロメートルです。市域の60パーセントは山林であり、市域の東西に広く分布しています。市域の中央部が、南北に細長い松本盆地の中央部であり、平坦地が広がっています。

## (2)交通

松本市の現在の幹線道路の多くは、江戸時代の街道を引き継いでおり、道路交通網の結節点であるという点も変わっていません。善光寺道は犀川沿いに道筋を変えて国道19号に、千国道はほぼ同じ道筋で国道147号に、野麦道はほぼ同じ道筋で国道158号に、武石通りは三才山峠（トンネル）に道筋を変えて国道254号に、それぞれ継承されています。明治22年には上田市に向かう県道第二線路が造られ、現在の国道143号となっています。現在はこれらに加えて中央自動車道長野線が平成4年に全通し、東京、名古屋といった大都市圏とつながり、上信越道を経て新潟県等と結ぶ大動脈となっています。

また、明治35年に篠ノ井線が開通し、松本駅は城下町の南西郊外に設けられました。その後明治44年の中央本線の全通によって東京、名古屋と、昭和32年には大糸線が全通して糸魚川と結ばれました。

近代以降は輸送の主力は牛馬・人力から鉄道に替わっていきます。開通当初こそ閑散としていた松本駅前でしたが、従来の城下町（南側町人地）とつながっていき、現在のような一体となった商業地区を形成するようになりました（図版19）。

## (3)観光都市

松本市は、松本城、上高地等の重要な観光資源があり、観光都市としての側面を持っています。また、国際会議観光都市の指定を受けており、松本観光コンベンション協会が設立され、近年の外国人観光客の増加にもつながっています。

中心市街地一帯は、扇状地の末端部に当たるため地下水位が高く、井戸や湧水が多くあり、これらは平成20年に「まつもと城下町湧水群」として環境省による平成の名水百選に選定されました。この湧水は、江戸時代から松本城下町の水源としても用いられてきました。江戸時代後期には、源池周辺の湧水地帯から城下町へ木樋による引水が行われ、町の辻には溜井戸が設けられ、人々に使われていたことが、城下町跡での発掘調査や古文書等により明らかとなっています。現在でも、松本市の水源の一つとして利用され、城下町の風情を忍ばせる観光資源ともなっています。

# 5 松本城周辺の社会的環境

## (1)市所有の便益施設の状況

### ア 松本市立博物館

史跡指定地内にあった旧博物館は老朽化・狭隘化<sup>あい</sup>が進んでいたことから閉館し、史跡指定地外の大手3丁目へ移転整備して、令和5年10月に新たな博物館として開館しました。

その規模は、敷地面積約4,100平方メートル、延床面積約7,700平方メートルの鉄筋コンクリート造3階建てであり、「松本まるごと博物館」の基幹博物館としての役割を担います。

### イ 駐車場

第12図①市営開智駐車場が松本城来訪者用の駐車場であり、普通車は110台駐車可

能です。ゴールデンウィークやお盆等の混雑時には③開智臨時駐車場にも駐車可能です。新市立博物館の南側にある④東洋計器大手門駐車場は、立体駐車場であり、普通車437台が駐車可能です。

また、観光バス等の大型車は②開智大型車駐車場や、⑤東洋計器大手門駐車場平面駐車場へ駐車可能であり、バイクも駐車可能です。

#### ウ トイレ

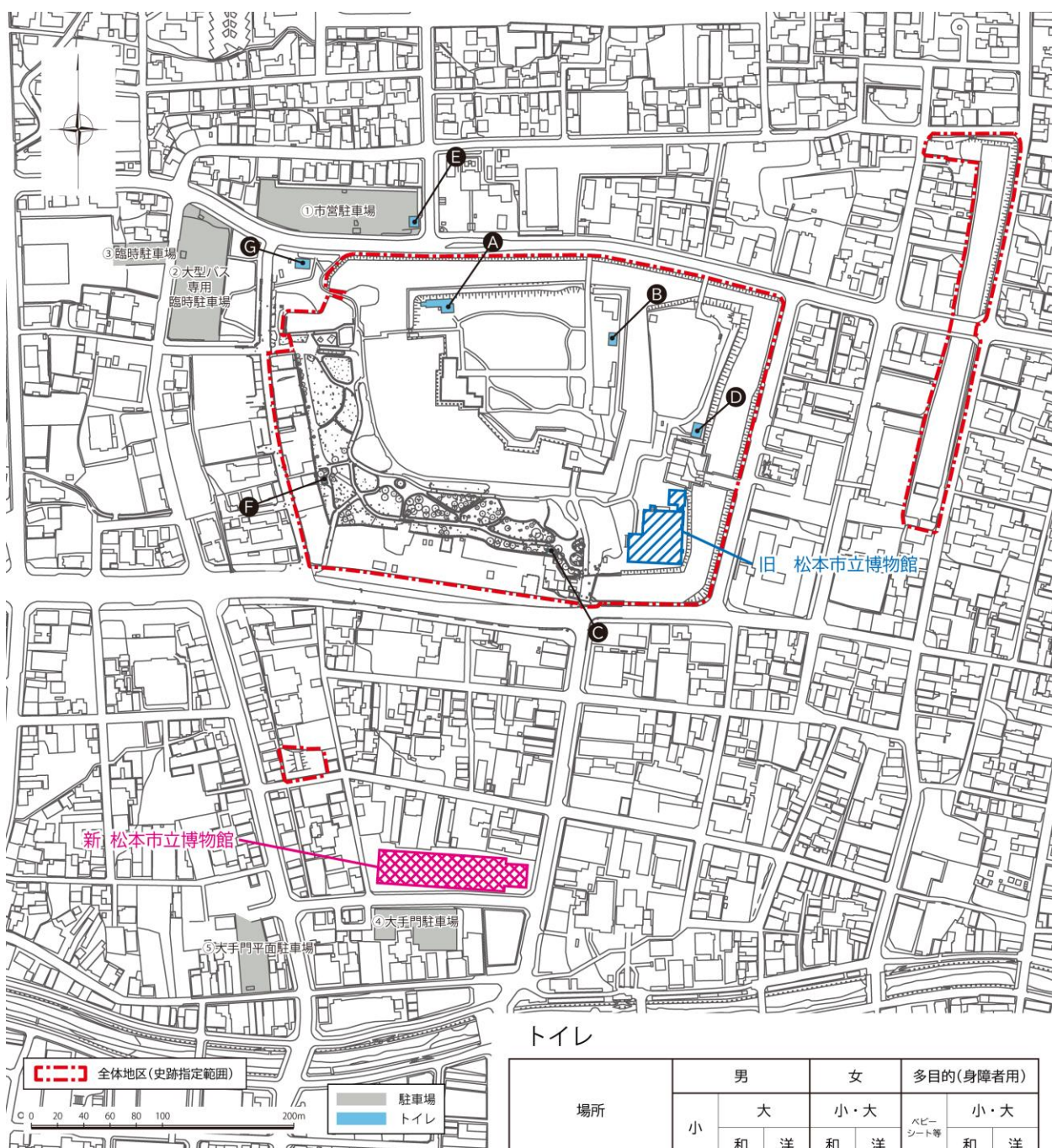
トイレは全部で7か所に設置されており、男子41穴、女子27穴、多目的(身障者用)5穴があります。7か所のうち、オストメイトが整備されているのは1か所、ベビーシート等が設置されているのは5か所です。

#### エ ベンチ

ベンチは計画対象地各所に設置されており、計100基あり、主に二の丸の園路周辺に設置してあります。背もたれがある移動可能なものは寄贈を受けたものが多く、よく利用されています。一方で、コンクリート製のものは背もたれがなく、傷んだものも多いためあまり利用されていません。

#### オ 標識

案内標識、誘導標識、注意喚起標識を含めて設置数は約100基あります(天守は除く。)



トイレ

場所	男		女		多目的(身障者用)	
	小	大	小・大	和	和	小・大
		和				
A 本丸埋	6	2	5			
B 本丸東	6	1	4	1	1	1
C 松本城公園東	3	1	1	1		1
D 二の丸御殿跡	4	2	4			1
E 開智駐車場	3	2	4			1
F 松本城公園西	1	1	2			
G 児童遊園地跡	6	3	6			1
小計	29	0	12	1	26	2
合計	41		27		2	0

駐車場

場所	最大駐車台数		
	普通車	バス	バイク
① 市営駐車場	110		
② 大型バス専用臨時駐車場		16	30
③ 臨時駐車場	50		
④ 大手門駐車場	437		
⑤ 大手門平面駐車場	4 <sup>※</sup>	12	15
合計	601	28	45

※障がい者等用

第12図 松本市立博物館、トイレ、駐車場配置図

## (2)松本城へのアクセス環境

### ア バス

松本城へアクセスする路線バスは、「ぐるっとまつもとバス」として松本市が公設民営方式で運行するもので、「松本駅」を出て「松本城・市役所前」に停まるバスが9系統（浅間線、信大横田循環線、横田信大循環線、美ヶ原温泉線、アルプス公園線、タウンズニーカー北コース、岡田線、ほしみ線、入山辺線（降車のみ））あります。「松本駅」から「松本城・市役所前」までの所要時間は、約12分です。

このうちタウンズニーカー北コースは、松本城、旧開智学校、大名町や縄手通りなどを巡るルートとして利用されています（第13図）。

### イ 自動車

主に県外から松本城へ車でアクセスする場合、長野自動車道松本インターチェンジが利用されます。インターチェンジから松本城までの所要時間は、約20分です。

### ウ 自転車

松本城周辺には、シェアサイクルの貸出・返却ステーションが3か所（松本城、開智駐車場、松本城西）設置されており、松本駅から松本城へのアクセスのみならず、周辺観光スポット等を含めた周遊が可能です。

### エ 徒歩

松本駅から松本城へ徒歩でアクセスする場合、所要時間は約20分です。

## (3)松本城周辺の現況動線（第14図）

### ア 利用者動線（徒歩）

松本城公園内への出入口は東西南北にあります。自動車や観光バス等による来訪者は、主に北側、西側から出入りします。路線バスによる来訪者はバス停「松本城・市役所前」で下車し、東側（太鼓門）からの出入りが最寄りです。また、松本駅方向から徒歩で来訪する場合は、主に南側から出入りします。

本丸への出入りは黒門からのみ可能であり、公開は午前8時半から午後5時までに限定されます。二の丸への出入りは24時間可能なため、早朝の散歩等で利用されています。

### イ 緊急車両動線（車両）

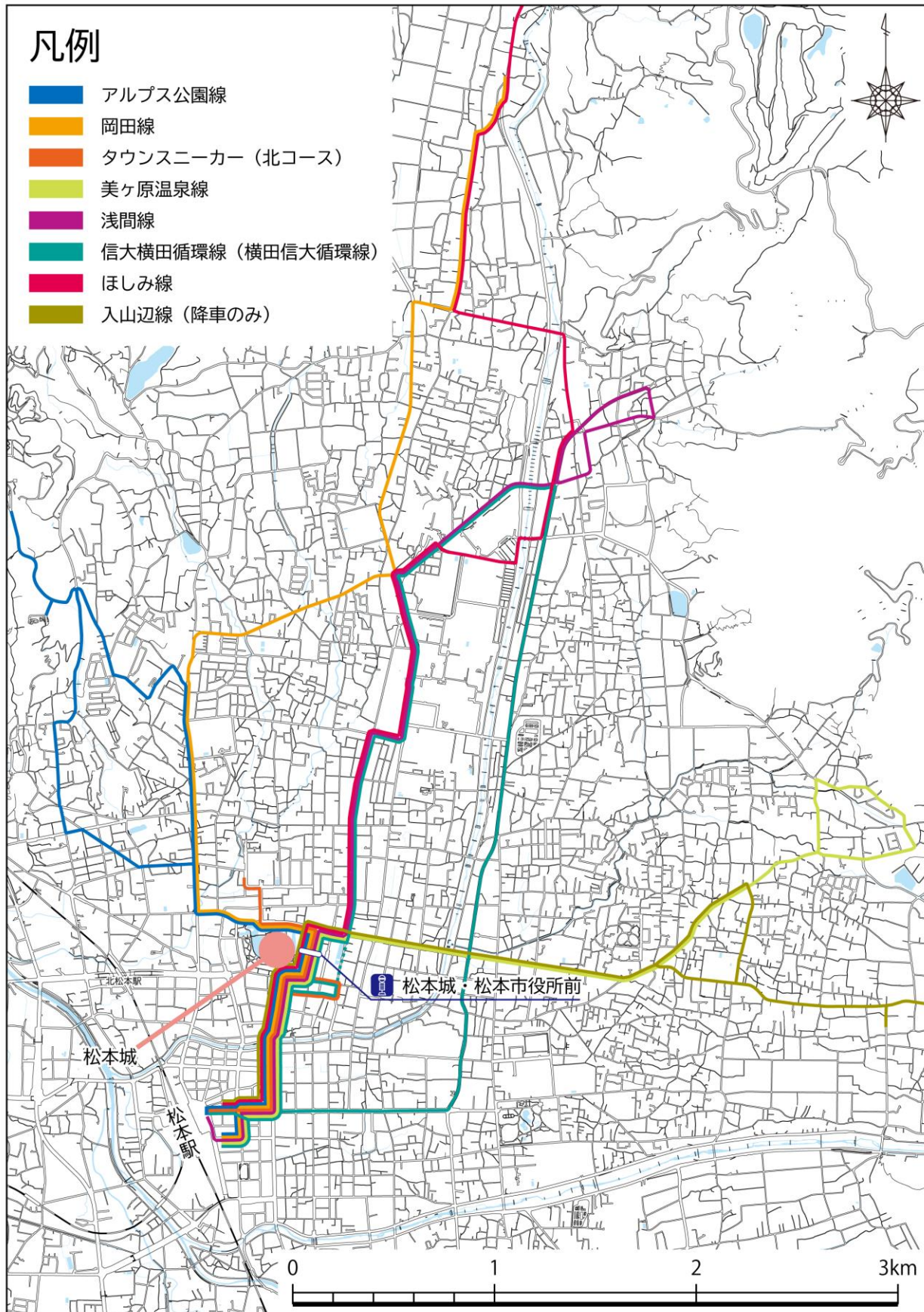
緊急車両が本丸へ出入りする場合、高さが制限されることにより黒門を通行できないことから、北裏門土橋を通行します。二の丸へ出入りする場合は、南側から可能です。

## (4)松本城周辺の土地利用

史跡松本城（本丸・二の丸）から北側は住居系、南側は商業系の土地利用がされており、江戸時代の城下町の在り方をほぼ踏襲しているといえます。かつての城下町は、明治期の大火や近代化事業が行われたことにより、町割を除き、江戸時代の城下町らしいまちなみをほとんど残していません。松本城二の丸の周囲一帯も市街化が進み、特に南側には一面ビルが立ち並ん

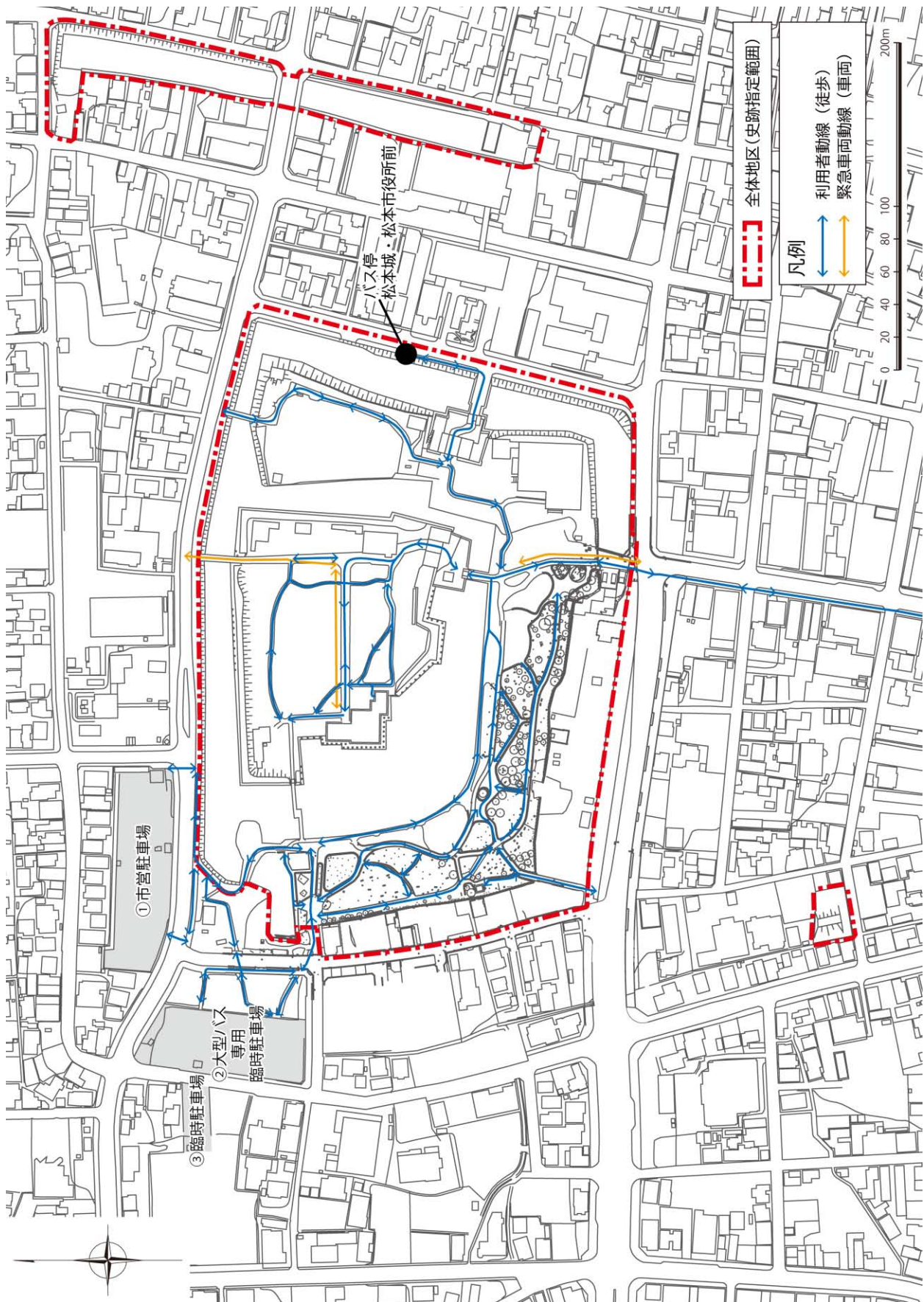
でいます。

特に高度経済成長期以降、松本市街は大きく近代化しました。松本城南側の本町等も、昭和41年に近代化事業が行なわれ、その後昭和50年代には松本市を主会場に開催されたやまびこ国体（昭和53年）を契機に駅前の区画整理事業が実施されました。本町等の旧市街と駅前には、近代的なビルが立ち並ぶ街となり、江戸時代には松本で最も高い建物であった松本城天守も、完全な平城であることもあり、市街地の中に埋没し、その姿は三の丸からは限られた場所からしか望むことができなくなっています。



第13図 松本城周辺バスルート





第14図 松本城周辺現況動線図

## 6 松本城とその周辺の法的規則

松本城とその周辺地域においては、松本市のシンボルである松本城の眺望景観を保全し、調和を図るまちづくりを重視して、様々な観点から歴史的景観の保全に関する取組みを進めています。松本城とその周辺の土地利用や景観保全に関連する法令が定められており、概要は以下のとおりです。

### (1)文化財保護法（昭和25年 法律第214号）

松本城は、大正8年に制定された史蹟名勝天然紀念物保存法により、昭和5年11月19日に国の史跡として指定されています。昭和25年以降は、史蹟名勝天然紀念物保存法を廃止して制定された文化財保護法の規定に基づき、建築物・工作物等の設置・除却等の史跡の現状変更等の行為については、事前に文化庁長官の許可が必要です（文化財保護法第125条）。

### (2)都市計画法（昭和43年 法律第100号）

#### ア 都市公園

史跡松本城は、都市公園として都市計画決定された区域に含まれています。公園として未開設の範囲における建築物の建築等には、市長の許可が必要です（都市計画法第53条による一定の建築制限が課されます。）。

#### イ 用途地域

都市計画法第8条（地域地区）の区分により、史跡松本城のうち、本丸地区・二の丸地区は第二種住居地域、東総堀は近隣商業地域と商業地域、西総堀土塁跡は商業地域に指定されており、建築物の規模（建ぺい率・容積率）、用途に制限が設けられています（第15図）。

#### ウ 風致地区

昭和15年に指定された松本城址地区（14.4ヘクタール）は、松本市を代表する歴史性と緑の拠点としての役割を担うため、史跡松本城及びその周辺が風致地区に指定されています（第16図）。「風致地区」とは、都市における良好な自然環境の維持・保全を目的として、自然的・歴史的要素に富んだ地域又は樹林に富んだ住宅地域等において定めるものです。風致の維持を図るため、地区内で建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為を行う場合は市長の許可が必要です。

#### エ 高度地区

平成13年3月に、建築物の高さ制限を定めた高度地区（32.6ヘクタール）が指定され、松本城本丸及び二の丸内から望む北アルプス及び美ヶ原を中心とした東山の優れた景観保護、松本城天守の存在感保持、また、松本城周辺の住環境の保全を図っています（第17図）。

#### オ 防火・準防火地域

史跡指定地は準防火地域に該当し、建築物については用途により内・外装に一定の制限が発生するほか、消防用設備等の設置が義務付けられています。

### (3)松本市都市公園条例（昭和32年 条例第4号）

史跡松本城及びその周辺は、松本城公園（総合公園）として都市計画決定されています。  
・総合公園 松本城公園 松本市丸の内1番1

### (4)松本市景観条例（平成20年3月6日 条例第3号）

それまでの松本市都市景観条例を全面改正し、景観法の規定に基づく事項その他良好な景観形成に必要な事項を定め、魅力あるまちづくりに資することを目的として制定しました。この景観条例に基づき、平成20年4月に景観形成の指針となる松本市景観計画を策定し、令和5年3月に改定しました。景観計画では、松本城周辺を「お城地区」（松本城周辺重点地区）と位置づけ、地域独自の基準を含めた景観形成基準を定めています（第18図）。

### (5)松本市屋外広告物条例（令和3年 条例第12号）

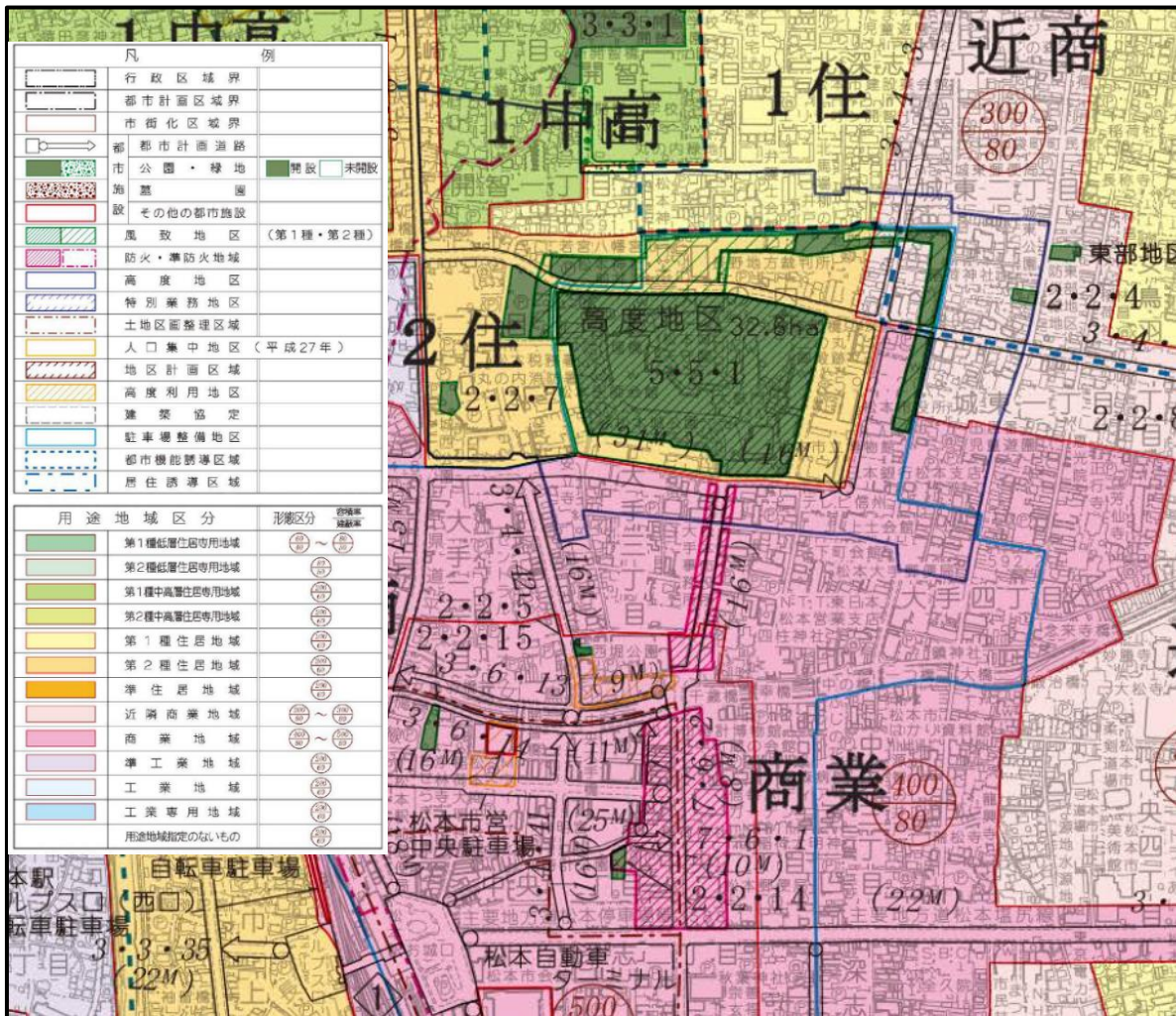
看板・各種サイン等の掲出及び設置に対し、良好な景観形成、風致の維持及び公衆への危害防止を目的とした規制を行う条例であり、松本市の特性を踏まえた独自の屋外広告物条例としています。松本市の魅力である北アルプスや美ヶ原高原等の山岳眺望と、松本城を中心とした歴史的景観の保全のため、屋上広告物や野立て看板の規制を強化する等、独自条例としての有効性と実効性を確保しています。本条例において、史跡松本城は禁止地域に該当し、景観計画重点地区である「お城地区」及び「お城南地区」は、この条例においても特別な規制を行う地区として、各地域の許可基準に加え、屋上広告物の禁止・色彩制限の上乗せをした行為制限を定めています（第19図）。

### (6)松本市受動喫煙防止条例（平成31年 条例第3号）

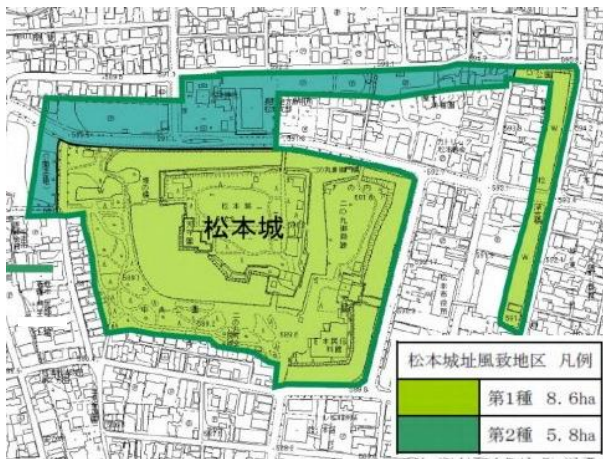
未来を担う子どもたちに誇れる受動喫煙のない美しいまちづくりを推進することで、市民一人ひとりが健康でいきいきと暮らせる社会の実現を目指し、「松本市受動喫煙防止に関する条例」を令和元年7月1日から施行しました（第20図）。

表2 関連法令一覧

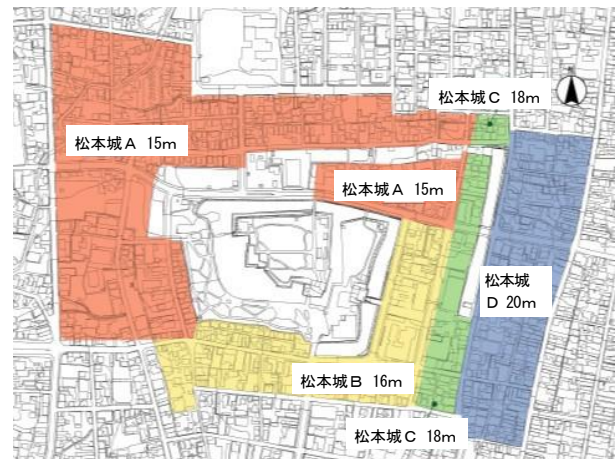
名称	所管等	指定・策定等年月日等
(1) 文化財保護法(史跡指定)	文化庁	昭和25年法律第214号
(2) 都市計画法	建設部公園緑地課 建設部都市計画課	昭和43年法律第100号
ア 都市公園		
イ 用途地域		
ウ 風致地区		
エ 高度地区		
オ 防火・準防火地域		
(3) 松本市都市公園条例	建設部公園緑地課	昭和32年条例第4号
(4) 松本市景観条例	建設部都市計画課	平成20年条例第3号、令和5年3月改定
(5) 松本市屋外広告物条例	建設部都市政策課	平成20年条例第62号、令和3年3月改定
(6) 松本市受動喫煙防止条例	健康福祉部健康づくり課	平成31年条例第3号



第15図 松本都市計画図(史跡松本城とその周辺部)



第16図 風致地区区分図



第17図 高度地区区分図



第18図 景観計画お城地区



第19図 屋外広告物規制図



第20図 松本城公園・旧開智学校周辺の受動喫煙防止条例区域

## 第3章 史跡松本城の概要

### 1 史跡等の概要

#### (1) 史跡松本城の概要

松本城の城郭は東西、南北約600メートル、南がやや狭くなった台形状をなし、外周を総堀がめぐり、二の丸には外堀が、本丸の東・南・西には内堀があり、城郭を固めています。それぞれの郭<sup>くわ</sup>には、三の丸に大手門、二の丸には太鼓門、本丸には黒門が正門として置かれました。

本丸・二の丸・内堀・外堀は、昭和5年（1930年）に史蹟名勝天然紀念物保存法により史跡に指定されました。昭和25年（1950年）の文化財保護法の施行に伴い、史蹟名勝天然紀念物保存法は廃止され、旧法による史跡指定は文化財保護法による指定とみなされました。

昭和45年（1970年）には東総堀が、また平成19年（2007年）には西総堀土塁跡、平成24年（2013年）から平成29年（2017年）には南・西外堀、東総堀水切土手が追加指定を受けました。

本丸御殿は享保12年（1727年）に焼失し再建されませんでした。二の丸にあった古山地御殿は明治になって取り壊されました。二の丸御殿は筑摩県庁として使用されていましたが焼失し、跡地に松本地方裁判所（のちの長野地方裁判所松本支部）庁舎が置かれました。裁判所移転後の昭和55年～59年（1980年～1984年）に二の丸御殿跡の発掘を中心とする総合調査が行われ、史跡公園として平面表示による復元がなされています。

南・西外堀は大正から昭和初めにかけて埋め立てられ、住宅地や店舗が建ち並びましたが、「松本城周辺整備報告書」、「中央公園整備計画」、「周辺整備計画」において、南・西外堀復元事業が整備項目として掲げられました。同事業は、南側に隣接する都市計画道路（内環状北線）拡幅整備事業と一体的に行うこととしており、平成8年度（1996年度）以降、試掘調査による堀の位置の確定、それに基づく史跡指定範囲の設定、地元権利関係者との協議を継続的に進め、平成24年度（2012年度）からは、史跡として保護を図ることを目的に、権利関係者の同意の得られた範囲から順次史跡追加指定を図るとともに、追加指定範囲の公有地化に取り組んでいます。

#### (2) 国宝松本城天守の概要

本丸南東隅に建つ松本城天守は、明治維新の旧物破壊の風潮の中で売却され破壊の危機にさらされましたが、市川量造らの尽力により破壊を免れました。昭和11年（1936年）に国宝保存法により天守5棟が国宝に指定され、昭和25年（1950年）には文化財保護法により旧国宝は重要文化財とみなされ、昭和27年（1952年）に「松本城天守」として国宝に指定され今日に至っています。

#### (3) 三の丸及び城下町

外堀と総堀に囲まれた三の丸には上級家臣の屋敷が配置され、その外側に町人地等の城下町

が広がっていました。その後、総堀の多くと外堀の一部は埋め立てられて市街地に変貌しましたが、松本の街の中心地としての役割を担う中で、時代に応じた都市機能の変化を重ねてきたことにより、都市構造や建築物等に様々な時代の面影を感じることができます。それらの歴史を尊重しながら、これからの時代にあった新たな役割を持つエリアを目指すべく、令和4年（2022年）3月に「松本城三の丸エリアビジョン」を策定し、公民連携によるまちづくりを進めています。

## 2 史跡等の指定の現状

### (1)当初指定 指定に至る経緯

#### ア 当初指定

大正8年に史蹟名勝天然記念物保存法が公布され、長野県が県内の史蹟名勝天然記念物調査を実施し、大正12年から調査報告書を刊行しました。松本城は、大正12年に唐澤貞治郎氏、岩崎長思氏による調査成果が「史蹟名勝天然記念物調査報告書第1輯」に掲載されました。

昭和3年8月には、松本城の史跡指定に関する内申が行われ、昭和5年11月19日付けで「松本城」が史蹟名勝天然記念物保存法による史跡に指定されました。戦後、昭和25年の文化財保護法の施行に伴い、史蹟名勝天然記念物保存法は廃止され、旧法による史跡指定は文化財保護法による指定とみなされました。

なお、天守は昭和11年に国宝保存法により「松本城」として国宝（旧国宝）に指定されました。文化財保護法により旧国宝は重要文化財とみなされ、昭和27年に「松本城天守」として国宝に指定されました。

#### イ 追加指定

昭和45年には東総堀が、平成19年には西総堀土塁跡がそれぞれ史跡松本城に追加指定されています。平成24年度からは、南・西外堀復元事業の推進に伴い、事業用地の追加指定に取り組んでいます。現在の史跡指定範囲は、第21図のとおりです。

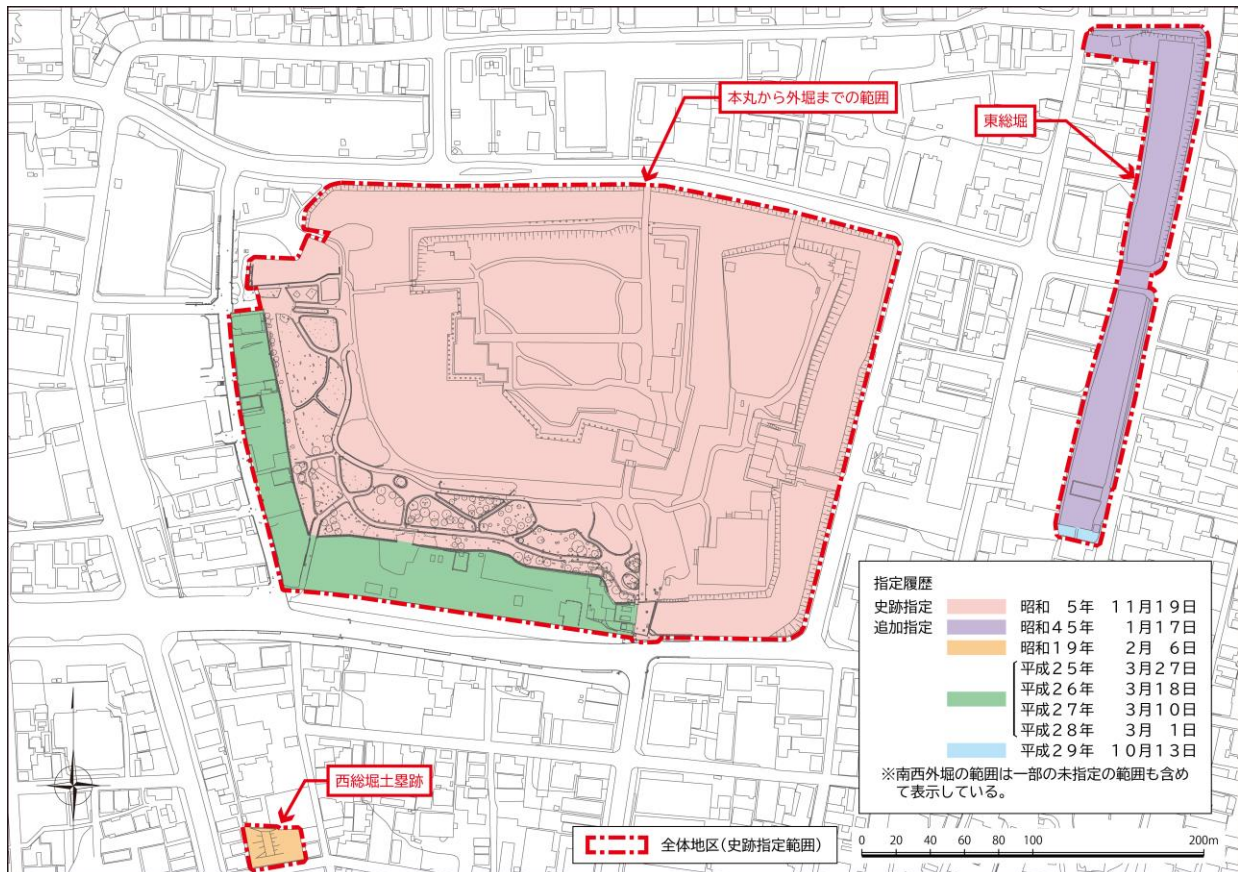
東総堀は、総堀のうち水堀として残存している範囲（北西隅部分は埋め立てられています。）であり、昭和5年の当初指定範囲に含まれなかったものの、昭和15年に、本丸・二の丸等と共に風致地区（松本城址地区）に指定され、景観上の保護が図られていました。昭和41年2月に史跡追加指定の申請を行い、昭和42年2月に長野県により、文化財保護法第70条第1項（当時。現在の第101条第1項）による史跡仮指定を受けました。昭和42年8月に再度史跡追加指定の申請を行い、昭和45年1月に指定となりました。更に、平成28年1月に再々度の史跡追加指定の申請を行い、東総堀の水切土手が平成29年10月13日に指定となりました。

当時、総堀を埋め立てて土地として利用を図るべきとの要望が市民から多く寄せられており、史跡として保護を図るため、追加指定の申請に至ったものです。中心市街地に広い土

地が必要となっていたこと、松本市有地として松本市が管理していたものの、管理が不十分であったこと等が背景にあったようです。風致地区に指定されていたことから、水面の埋め立てが規制され、史跡指定までの間、水堀の姿をとどめていたもので、風致地区の指定が東総堀の保存に大きな役割を果たしていました。

西総堀土塁跡は、顕在遺構として残存している3か所の総堀土塁の一つとして把握されていましたが、文化財指定等の保護措置が取られずにいました。平成18年に土塁の削平を伴う開発行為が予定されたことから、当時の土地所有者と協議を行い、発掘調査を実施したところ、土塁、その西側の総堀、東側の武家地が確認されました。顕在遺構として残存する数少ない貴重な遺構であることから、土地所有者の同意を得て、史跡追加指定を受けたものです。追加指定後、公有地化し、西総堀土塁公園として整備し、公開活用を図っています。

南・西外堀は大正8年から昭和初めにかけて埋め立てられ、公有地化を進める以前は、住宅や店舗が立ち並んでいました。

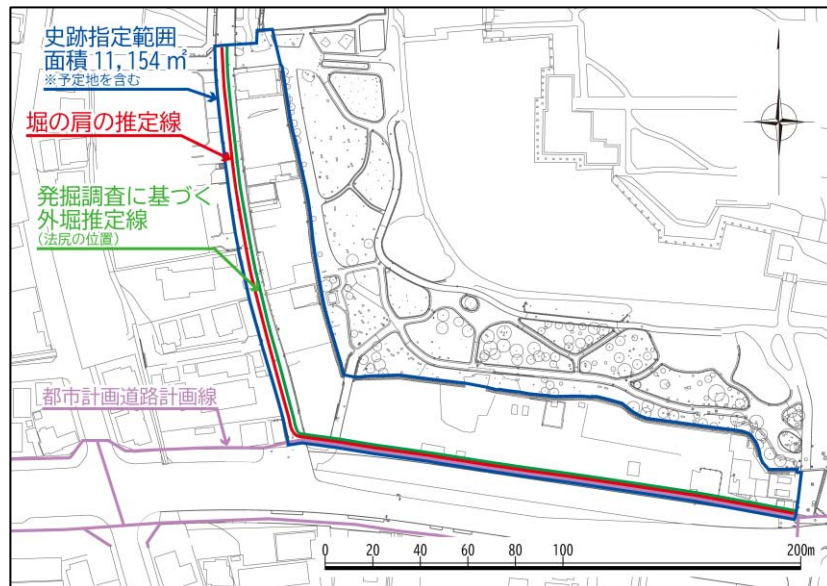


第21図 史跡松本城指定範囲

「松本城周辺整備報告書」、「松本城中央公園整備計画」、「周辺整備計画」において、南・西外堀復元事業が整備項目として掲げられ、現在に至っています。「周辺整備計画」では、南・西外堀復元事業を、南側に隣接する都市計画道路（内環状北線）拡幅整備事業と一体的に行うこととしており、平成8年度以降、試掘調査による堀の位置の確定、それに基づく史跡指定範囲の設定、地元権利関係者との協議を継続的に進めてきました。平成19年度から、市として南・西外堀と内環状北線の一体的な整備に具体的に取り組むこととし、組織整備、権利関係者への意向調査、復元事業に関する事業計画の策定等を実施しました。平



成24年度からは、史跡として保護を図ることを目的に、権利関係者の同意の得られた範囲から順次史跡追加指定を図り、平成25年度からは追加指定範囲の公有地化に取り組んでいます。



第22図 南・西外堀の範囲と史跡指定を図る範囲

## (2)指定の状況

### ア 指定告示及び指定理由

#### (ア) 当初指定（昭和5年）

○文部省告示第二百二十二號

史蹟名勝天然紀念物保存法第一條ニ依リ左ノ通指定ス

昭和五年十一月十九日

文部大臣 田中 隆三

第一類

史蹟

名稱	地名	地番
松本城	長野縣松本市大字北深志字二の丸	一番イ號、一番口號、一番ハ號ノ一、一番ハ號四、一番ニ號、一番ノ一、二番、三番ト號ノ四、三番ト號ノ五、三番ノ五、一五六 六番ノ一、一五六六番ノ二、一五六六番ノ三
	同字二の丸跡地	三番イ號、三番口號ノ一、三番口號の二
	同字花畑	三番ハ號一ノ二、三番ハ號二ノ一ノ一
	同字土井尻町	二五番
		右地域内ニ介在スル道路敷

#### 指定説明

松本市ノ北部ニ位スル平城ニシテ天正年間石川康昌ノ経営ニ係リ其ノ子光長城壘ヲ修築シテ現今ノ規模ヲ成セリト傳フ後小笠原、戸田、水野ノ諸氏在城シ享保十年戸田光慈入城シテ子孫相繼キ明治維新ニ至ル城構ハ本丸、二ノ丸、三ノ丸ヲ備ヘ本丸ハ周囲ニ城門ヲ有スル石壁竝城濠ヲ繞ラシ西部ニ五層ノ天守閣三層ノ小天守及月見櫓ヲ有シ東南ニ黒門趾ヲ残セリ二ノ丸ハ本丸ノ東及南ニ連リ外濠ノ見ルヘキモノアリテ三ノ丸ハ全ク市街地トナリタルモ外濠ハ溝渠トナリテ諸所ニ遺存セリ

#### 指定ノ事由

保存要目史蹟ノ部第四ニ依ル

#### 保存ノ要件

公益上必要已ムヲ得サル場合ノ外現状ノ變更ハ之ヲ許可セサルコトヲ要ス

建物ハ應急ノ修理ト雖十分ノ注意ヲ要ス

(注：「保存要目史蹟ノ部第四」は、「古城址、城砦、防壘、古戰場、國郡廳址其ノ他政治軍事ニ關係深キ史跡」)

## (イ) 東総堀の追加指定（昭和45年）

## ○文部省告示第二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十九条第一項の規定により、史跡松本城（昭和五年文部省告示第二百二十二号）に次の表に掲げる地域を追加して指定する。

昭和四十五年一月十七日

文部大臣 坂田 道太

所在地	地域
長野県松本市大字 北深志丸の内	一〇二番ノ七のうち実測一〇平方メートル、一〇四番ノイノ一のうち実測五五平方メートル、一〇四番ノイノ二のうち実測一四平方メートル、一〇四番ノ四、一〇四番ノ一五のうち実測九・四五平方メートル、一〇四番ノ一六、一〇四番ノ一七、一〇四番ノ一八、一〇四番ノ一九、一〇四番ノ二一、一〇四番ノ二二、一〇四番ノ二三、一〇四番ノ二四、一六三番ノロ 松本市道葵馬場線道路敷のうち右の地域内に介在する部分を含む

## 指定説明

既指定地は、本丸跡、二の丸跡、外堀の一部であるが、三ノ曲輪跡東側に現存する惣堀を追加指定するものである。

## (ウ) 東総堀の追加指定（平成29年）

## ○文部省告示第百四十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年十月十三日

文部科学大臣 林 芳正

上 欄		下 欄	
名称	関係告示	所在地	地域
松本城	昭和五年文部省告示第二百二十二号、昭和四十五年文部省告示第二号、平成十九年文部科学省告示第十二号、平成二十五年文部科学省告示第四十六号、平成二十六年文部科学省告示第三十七号、平成二十七年文部科学省告示第四十四号及び平成二十八年文部科学省告示第三十五号	長野県松本市大手三丁目 同 城西二丁目 同 丸の内	三番一四、三番一七のうち実測二三・七五平方メートル、三番一八のうち実測九・五六平方メートル、三番一九、三番七〇のうち実測二〇〇・三一平方メートル、三番八〇、三番八一 三番二〇、三番二一、三番四六、三番四九一六三番五、一六三番六 備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を長野県教育委員会及び松本市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

## (I) 西総堀土塁跡の追加指定（平成19年）

## ○文部科学省告示第十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定する。

平成十九年二月六日

文部科学大臣 伊吹 文明

上 欄		下 欄	
名称	関係告示	所在地	地域
松本城	昭和五年文部省告示第二百二十二号及び昭和四十五年文部省告示第二号	長野県松本市大手二丁目	五四番四、五五番六

## 指定説明

松本城は戦国時代から幕末まで継続して使われた信州を代表する近世城郭である。初め、深志城と呼ばれ、甲斐の武田氏が守護小笠原氏を追放し、信濃支配の拠点としたことから重要性を増すこととなった。武田氏滅亡後は北から上杉氏が、南から徳川氏が信濃支配をめざすが、徳川氏の支援を得た小笠原氏が奪取し、城下町の経営を進めた。天正18年（1590年）の家康の関東移封に伴い、小笠原氏に替わって豊臣系大名である石川数正が入部し、数正・康長父子により城と城下町の建設が大きく進展した。関ヶ原の戦後は、小笠原・戸田・松平・堀田・水野・戸田氏とめまぐるしく藩主が交代し、明治維新を迎える。外周に総堀をめぐるし、内側に三の丸を置く。その北寄りに外堀があり、内側が二の丸、更にその内側の東・南・西に内堀を掘り、本丸を置く。三の丸南側の総堀のすぐ南に女鳥羽川が総堀と並行して東から西へ流れ二重の堀としての役割を果たしていた。本丸の西南隅には国宝松本城天守がある。松本市教育委員会は平成11年に「周辺整備計画」を策定し、史跡整備を進めている。追加指定地は西総堀土塁の一部であり、開発計画に伴い、市教育委員会が発掘調査を実施した。その結果、石川氏による築城時のものであると考えられるに至ったことから、追加指定を行い、保護の万全を期そうとするものである。



○平成26年文部科学省告示第三十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年三月十八日

文部科学大臣 下村 博文

上 欄		下 欄	
名称	関係告示	所在地	地域
松本城	昭和五年文部省告示第二百二十二号、昭和四十五年文部省告示第二号、平成十九年文部科学省告示第十二号及び平成二十五年文部科学省告示第四十六号	長野県松本市大手三丁目  同 松本市城西二丁目	三番七六のうち実測〇・七平方メートル、三番七七のうち実測四・二五平方メートル、三番七九のうち実測一・五一平方メートル、三番九三、三番九六  三番三、三番二五、三番三六、三番四二 備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を長野県教育委員会及び松本市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○平成27年文部科学省告示第四十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年三月十日

文部科学大臣 下村 博文

上 欄		下 欄	
名称	関係告示	所在地	地域
松本城	昭和五年文部省告示第二百二十二号、昭和四十五年文部省告示第二号、平成十九年文部科学省告示第十二号、平成二十五年文部科学省告示第四十六号及び平成二十六年文部科学省告示第三十七号	長野県松本市大手三丁目  同 城西二丁目	三番七五、三番七七のうち実測九八・七〇平方メートル、三番八四、三番八五、三番二三  備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を長野県教育委員会及び松本市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

## ○平成28年文部科学省告示第三十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年三月一日

文部科学大臣 馳 浩

上 欄		下 欄	
名称	関係告示	所在地	地域
松本城	昭和五年文部省告示第二百二十二号、昭和四十五年文部省告示第二号、平成十九年文部科学省告示第十二号、平成二十五年文部科学省告示第四十六号、平成二十六年文部科学省告示第三十七号及び平成二十七年文部科学省告示第四十四号	長野県松本市城西二丁目	三番二九

## 指定説明（平成25年度のもの）

松本城は戦国時代から幕末まで継続して使われた信州を代表する近世城郭である。

初め、深志城と呼ばれ、甲斐の武田氏が守護小笠原氏を追放し、信濃支配の拠点としたことから重要性を増すこととなった。武田氏滅亡後は、徳川氏の支援を得た小笠原氏が回復し、城下町の経営を進めた。天正18年（1590年）の家康の関東移封に伴い、小笠原氏に替わって豊臣系大名である石川数正が入部し、数正・康長父子により城と城下町の建設が大きく進展した。関ヶ原の戦い後は、小笠原・戸田・松平・堀田・水野・戸田氏とめまぐるしく藩主が交代し、明治維新を迎える。外周に総堀を廻らし、内側に三の丸を置く。その北寄りに外堀があり、内側が二の丸、更にその内側の東・南・西に内堀を掘り、本丸を置く。三の丸南側の総堀のすぐ南に女鳥羽川が総堀と並行して東から西へ流れ二重の堀としての役割を果たしていた。本丸の西南隅には国宝松本城天守がある。

昭和5年に本丸と二の丸が指定され、昭和45年に総堀、平成19年に西総堀土塁跡が追加指定された。松本市教育委員会は平成11年に「周辺整備計画」を策定し、史跡整備を進めている。追加指定地は南外堀西側と西外堀に相当する。当該地は明治20年（1887年）、長野県から松本齋産土地株式会社（堀での養魚を目的に結社）に払い下げられ、現在も同社がほとんどの土地を所有している。大正期に至って、堀を埋め、宅地として貸し付けることが始まり、昭和初期には大部分が宅地となったことが跡づけられる。平成9年、同18年、同20年に松本市教育委員会は南・西外堀の範囲確認のための調査を実施し、平成23年度には松本市が「松本城南・西外堀復元に係る事業計画」を策定し、幕末維新时期の外堀の復元を行うこととした。外堀の三の丸側は、享保13年（1728年）の絵図に、西外堀は土坡、南外堀の西側は石垣と表現されているが、発掘調査の成果ともよく符合するものであった。

今回、松本城の城郭構造を考える上で重要であり、その範囲と構造が明らかとなった。南・西外堀の条件が整った部分を追加指定し、保護の万全を図ろうとするものである。

イ 国宝松本城天守の指定

(ア) 旧国宝保存法による国宝指定（昭和11年）

○文部省告示第二百三號

國寶保存法第一條ニヨリ左記ノ建造物ヲ國寶ニ指定ス

昭和十一年四月二十日

文部大臣 平生 鈞三郎

名稱	構造形式	所有者	所在地
松本城	天守 五層天守、内部六階、屋根本瓦葺 乾小 天守 三層櫓、内部四階、屋根本瓦葺渡り櫓 二 層渡櫓、屋根本瓦葺 辰巳附櫓 二層櫓、屋根本瓦葺 月見櫓 單層、屋根四注造、本瓦葺	國(文部省所管)	長野縣松本市大字北深志字二ノ丸

指定理由

松本城ハ、永正元年小笠原氏ノ支族島立右近貞永ノ創始トイフ、後武田氏ノ繩張、小笠原貞慶ノ擴張等ヲ經テ、文祿三年石川玄蕃光長大ニ土木ノ工ヲ起シ、門、櫓ヲ作り、濠、石垣ヲ築キ、殿舎ヲ經營シ、天守閣ヲ造立シテ、近國ニ並ビナキ名城ト言ハルルニ至ツタ、寛永年間、松平出羽守直政更ニ之ヲ増營シ、辰巳附櫓、月見櫓等ハ此ノ時ニ成ルトイフ、享保十二年本丸御殿焼失、天保十三年天守閣修理、其他數次ノ補修アリ、明治維新ニ城ハ廢サレ、明治四年兵部省ノ有ニ歸シ、五年、櫓、門、塀等ヲ公賣ニ附シテ夫々取毀チ、僅カニ天守ノ一郭ノミ保存サレテ今日ニ及ブ、明治四十年一タビ地方有志ノ保存修理ヲ受ケタ、當天守ハ、大小天守ヲ渡櫓ヲ以テ繼グモノデ、所謂聯立式天守ノ稀有ナル例デアリ、名古屋城天守ノ先驅ヲナスモノデアル、加之更ニ辰巳附櫓、月見櫓ヲ加ヘ、ソノ構成ヲ複雑化シ、殊ニ月見櫓ヲ殿舎風造リトセルハ、姫路城西ノ丸ノ化粧櫓ト共ニ、城郭建築中ノ異彩ト見ラル



## (イ) 文化財保護法による国宝指定（昭和27年）

## ○文化財保護委員会告示第二十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第一項の規定により、昭和二十七年三月二十九日付をもつて、第一号表上欄に掲げる重要文化財を同表下欄のようにそれぞれ国宝に指定し、及び第二号表上欄に掲げる重要文化財の一部を同表下欄のようにそれぞれ国宝に指定した。

昭和二十七年十月十六日

文化財保護委員会委員長 高橋誠一郎

## 第一号表

上 欄		下 欄					
建造物の部							
名称	指定告示	名称	員数	構造及び形式	所有者	所 有 者 の 住 所	所在の場所
松本城	昭和十一年文部省告示第二百三号	松本城天守 天守 乾小天守渡櫓 辰巳附櫓月見櫓	五棟	五重六階、本瓦葺 三重四階、本瓦葺 二重二階、本瓦葺 二重二階、本瓦葺 一重、地下一階 附、本瓦葺	国（文部省所管）		長野県松本市大字北深志字二ノ丸

ウ 指定地の状況

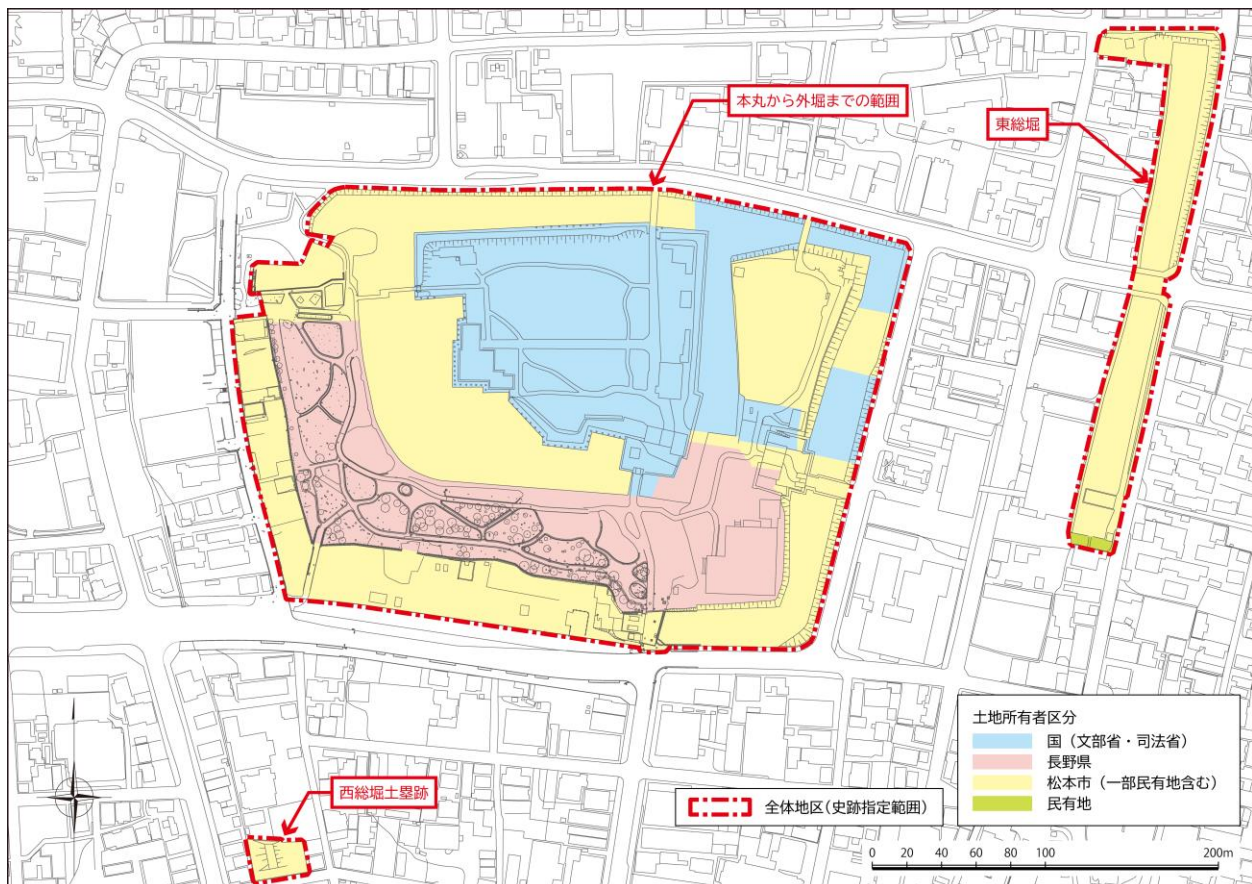
(7) 土地等の所有関係と指定後の地番変更

史跡指定範囲の現在の土地所有関係は第23図、地目は第24図のとおりです。また、表3に指定範囲の地番、地目及び所有区分について、指定当時のものと現状をまとめました。東総堀及び南・西外堀の一部が私有地となっているほかは、本丸・二の丸・内堀・外堀（水堀として現存する範囲）、西総堀土墨跡は全て公有地です。令和5年4月1日現在の指定総面積（登記簿上の面積）は93,675.60平方メートルです。

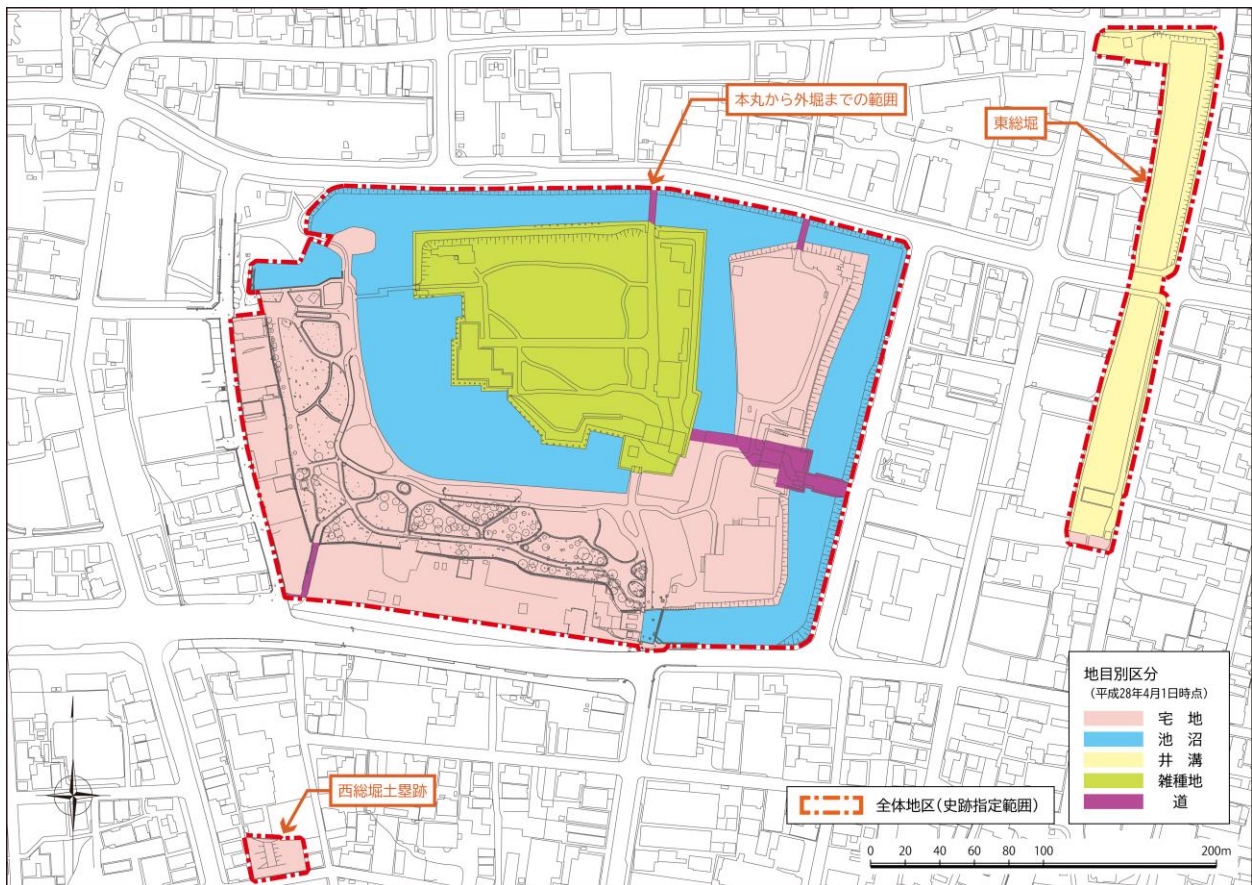
本丸全域と二の丸及び内堀の一部は国有地であり、松本市が文化庁長官宛てに国有財産使用許可申請書を提出し、都市公園の用に供することを指定用途として無償での使用許可を得ています。

また、二の丸の大半と内堀の一部は長野県有地であり、長野県と松本市の間で県有財産使用貸借契約を締結し、都市公園敷地を使用用途として使用貸借（無償での貸借）しています。

私有地は南・西外堀と東総堀西側にあります。



第23図 史跡松本城土地所有区分図



第24図 史跡松本城地目別区分図

## (イ) 管理団体の指定

昭和6年1月28日付けで、史蹟名勝天然記念物保存法第5条第1項の規定により、松本市は史跡松本城の管理者に指定されています。昭和25年の文化財保護法施行に伴い、「史蹟名勝天然記念物を管理すべき地方公共団体を指定する規則」により、引き続き管理者として指定されました。更に、昭和29年の文化財保護法の改正に伴い、この規則が廃止され、現在は文化財保護法第113条第1項の規定による指定を受けた管理団体となっています。

## (ウ) 公有地化の経緯

当初指定範囲は、指定当時の私有地部分（内堀及び二の丸北西部（外堀及びその南側、若宮八幡社跡）、太鼓門東側土橋北側の外堀の一部）を昭和23年及び昭和32年に公有地化し、全域が公有地（国・長野県・松本市）となっています。また、二の丸御殿跡（旧地方裁判所跡地）については、昭和50年度に松本市が長野県から取得しています。追加指定範囲のうち、東総堀は史跡指定前の昭和25年に国から松本市へ払下げとなりました。西側石垣上に私有地がありますが、その一部を、平成5年度に松本市が取得しています。西総堀土塁跡は、指定後に松本市が取得しています。南・西外堀については、関係権利者の同意の得られた箇所から順次公有地化を進めています。

表3 史跡指定地地籍一覧表

史跡指定当初登記情報					現時点登記情報						
昭和5年11月19日告示時点					平成28年4月1日現在						
所在	地番	所有区分	地目	地積(㎡)	所在	地番	所有区分	地目	地積(㎡)	備考	
二の丸	1-イ	国有地	宅地	6,329.04	丸の内	1-4	市有地	宅地	5,414.12	昭和40年9月1日 昭和61年7月4日	住居表示整備に伴い所在変更 1-4-1-5に分筆 地目変更による小数切捨
	1-ロ	民有地	池沼	297.00		1-5	市有地	池沼	914.00		
	1-ハ-1	県有地	学校用地	2,132.00		1-ロ	市有地	池沼	297.00	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更
	1-ハ-4	国有地	学校用地	211.00		1-3	県有地	宅地	21,951.00	昭和23年4月1日 昭和40年9月1日 昭和50年3月3日 昭和50年3月10日	1-3に変更 住居表示整備に伴い所在変更 3-17.3-18.3-19を合筆 錯誤(地積 21951.00㎡)
	1-ニ	民有地	池沼	578.00		1-ハ-4	国有地	学校用地	211.00	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更
	1-1	国有地	宅地	901.15		1-2	市有地	池沼	578.00	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更
	2	国有地	雑種地	18,307.00		1-1	国有地	宅地	901.15	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更
	3-ト-4	民有地	池沼	3,021.00		2	国有地	雑種地	18,307.00	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更
	3-ト-5	民有地	宅地	753.58		3-ト-4	市有地	池沼	3,021.00	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更
	3-5	民有地	池沼	462.00		3-8	市有地	宅地	753.58	昭和32年10月10日 昭和40年9月1日	3-8に変更 住居表示整備に伴い所在変更
	1566-1	国有地	池沼	4,003.00		3-5	市有地	池沼	462.00	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更
	1566-2	国有地	池沼	1,606.00		1566-1	国有地	池沼	4,003.00	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更
	1566-3	国有地	池沼	1,590.00		1566-2	国有地	池沼	1,606.00	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更
二の丸跡地	3-イ	県有地	学校用地	5,259.00	1566-3	国有地	池沼	1,590.00	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更	
	3-ロ-1	県有地	学校用地	11,126.00					昭和23年4月1日 昭和40年9月1日 昭和50年3月3日	3-17に変更 住居表示整備に伴い所在変更 1-3に合筆	
	3-ロ-2	県有地	学校用地	3,434.00					昭和23年4月1日 昭和40年9月1日 昭和50年3月3日	3-18に変更 住居表示整備に伴い所在変更 1-3に合筆	
花畑	3-ハ-1-2	市有地	宅地	1,158.01	3-ハ-1-2	市有地	宅地	1,158.01	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更	
	3-ヘ-2-1-1	民有地	池沼	13,699.00	3-ヘ-2-1-1	市有地	池沼	13,699.00	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更	
土井尻町	25	市有地	宅地	402.90	25	市有地	宅地	402.90	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更	
小計				75,269.68	小計				75,268.76		

昭和45年1月17日告示時点					平成28年4月1日現在						
所在	地番	所有者	地目	地積(㎡)	所在	地番	所有者	地目	地積(㎡)	備考	
丸の内	102-7の内	民有地	宅地	10.00	丸の内	102-7の内	民有地	宅地	10.00	平成3年12月9日	102-7,102-13に分筆
	104-イ-1の内	民有地	宅地	55.00		104-イ-1の内	民有地	宅地	55.00		
	104-イ-2の内	民有地	宅地	14.00		104-イ-2の内	民有地	宅地	14.00		
	104-4	民有地	宅地	33.05		104-27	市有地	宅地	4.35	平成3年7月25日 平成4年6月8日 平成6年7月12日	104-4,104-27に分筆 104-11に合筆 104-1,104-32に分筆
	104-15の内	市有地	宅地	9.45		104-1の内	民有地	宅地	28.70		
	104-16	市有地	宅地	23.96		104-32の内	市有地	宅地	28.70		
	104-17	民有地	宅地	46.90		104-15の内	市有地	宅地	9.45		
	104-18	民有地	宅地	9.42		104-16	市有地	宅地	23.96		
	104-19	民有地	宅地	16.46		104-17	民有地	宅地	18.80	昭和45年5月2日	104-17,104-25に分筆
	104-21	民有地	宅地	6.14		104-25	市有地	宅地	28.10		
	104-22	民有地	宅地	6.61		104-18	民有地	宅地	9.42		
	104-23	民有地	宅地	18.71		104-19	民有地	宅地	16.46		
	104-24	民有地	宅地	18.18		104-21	民有地	宅地	6.14		
	163-ロ	市有地	井溝	7,699.00		104-22	民有地	宅地	6.61		
	小計			7,966.88		104-28	市有地	宅地	5.27	平成4年7月6日 平成6年7月12日 平成6年7月12日 平成8年4月18日	104-23,104-28に分筆 錯誤(地積 21.90㎡) 104-23,104-29,104-30に分筆 101-6に合筆 地目変更による小数切捨
	累計			83,236.56		104-29	市有地	池沼	17.00		
						101-30の内	民有地	宅地	0.11		
				101-6の内	民有地	宅地	4.30				
				104-24	民有地	宅地	5.45	平成6年3月30日	錯誤(地積 19.83㎡) 104-24,104-31に分筆		
				104-31	市有地	宅地	14.38				
				163-ロ	市有地	井溝	7,699.00				
小計				小計			7,976.50				
累計				累計			83,245.26				

平成19年2月6日告示時点					平成28年4月1日現在						
所在	地番	所有者	地目	地積(㎡)	所在	地番	所有者	地目	地積(㎡)	備考	
大手二丁目	54-4	民有地	宅地	394.50	大手二丁目	54-4	市有地	宅地	394.50		
	55-6	民有地	宅地	284.98		55-6	市有地	宅地	284.98		
	小計			679.48		小計			679.48		
累計			83,916.04	累計			83,924.74				

史跡指定当初登記情報

現時点登記情報

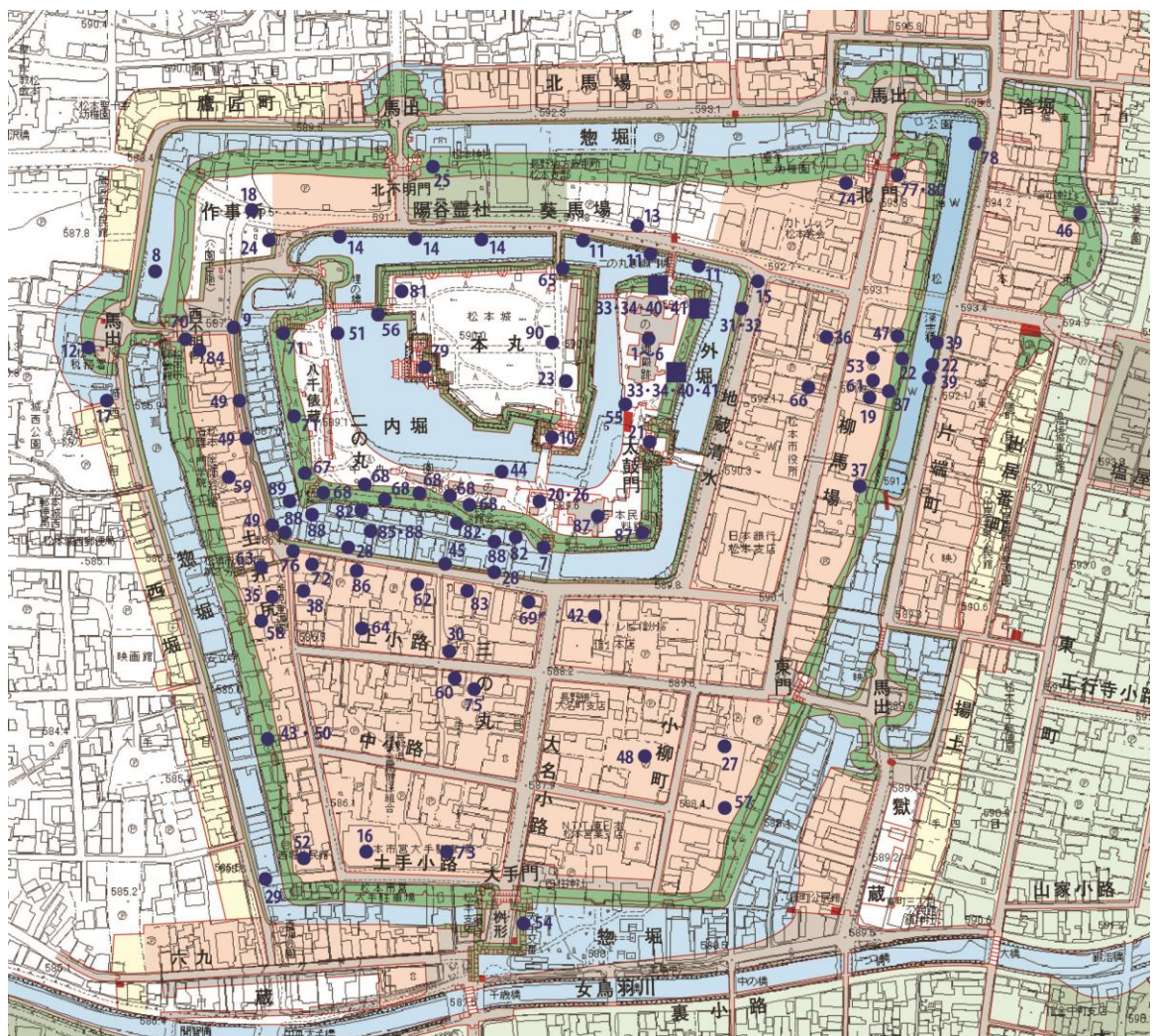
平成25年3月27日告示時点					平成28年4月1日現在					備考	
所在	地番	所有者	地目	地積(m <sup>2</sup> )	所在	地番	所有者	地目	地積(m <sup>2</sup> )		
大手三丁目	3-1の内	民有地	宅地	110.22	大手三丁目	3-1	民有地	宅地	44.81	平成25年6月27日	告示時点各地番を合筆 現在の各地番分筆 合筆、分筆による小数点第3位 以下の扱いの差により0.51㎡増
	3-6の内	民有地	宅地	474.28		3-54の内	民有地	宅地	73.90		
	3-7の内	民有地	宅地	445.40		3-55	市有地	宅地	511.76		
	3-9の内	民有地	宅地	356.32		3-56の内	市有地	宅地	31.96		
	3-10の内	民有地	宅地	69.59		3-57の内	民有地	宅地	152.63		
	3-11の内	民有地	宅地	292.17		3-58の内	民有地	宅地	147.47		
	3-12の内	民有地	宅地	1021.33		3-59の内	民有地	宅地	240.27		
	3-13の内	民有地	宅地	332.14		3-60	市有地	宅地	90.96		
	3-26の内	民有地	宅地	9.19		3-61の内	民有地	宅地	93.48		
	3-27の内	民有地	宅地	69.32		3-62の内	民有地	宅地	47.09		
	3-28の内	民有地	宅地	20.34		3-63の内	市有地	宅地	161.55		
	3-29の内	民有地	宅地	343.36		3-64の内	市有地	宅地	153.08		
	3-30の内	民有地	宅地	15.34		3-65	市有地	宅地	85.98		
	3-31の内	民有地	宅地	212.60		3-66	市有地	宅地	47.85		
	3-32	民有地	宅地	4.57		3-67の内	市有地	宅地	47.72		
	3-33	民有地	宅地	31.47		3-68の内	民有地	宅地	97.03		
	3-34	民有地	宅地	53.26		3-69の内	市有地	宅地	132.62		
	3-35	民有地	宅地	179.04		3-71の内	民有地	宅地	100.59		
	3-36	民有地	宅地	13.23		3-72の内	民有地	宅地	10.66		
	3-37	民有地	宅地	33.72		3-73	民有地	宅地	75.07		
	3-38	民有地	宅地	18.82		3-74の内	民有地	宅地	212.96		
	3-39の内	民有地	宅地	362.79		3-76の内	民有地	宅地	196.93		
	3-40	民有地	宅地	16.80		3-77の内	民有地	宅地	180.01		
	3-41	民有地	宅地	26.71		3-79の内	民有地	宅地	102.15		
	3-42	民有地	宅地	17.15		3-82	市有地	宅地	248.91		
	3-43の内	民有地	宅地	75.07		3-83	市有地	宅地	145.80		
	3-44	民有地	宅地	276.90		3-86	市有地	宅地	147.45		
	3-45	民有地	宅地	12.27		3-87	市有地	宅地	93.06		
	3-46	民有地	宅地	64.47		3-88	民有地	宅地	110.23		
	3-47	民有地	宅地	66.12		3-89	市有地	宅地	55.57		
						3-90	民有地	宅地	58.07		
						3-91	市有地	宅地	224.29		
						3-92	民有地	宅地	107.24		
				3-94	市有地	宅地	55.05				
				3-95	市有地	宅地	56.50				
				3-97	市有地	宅地	79.46				
				3-98	民有地	宅地	604.34				
				3-22	市有地	宅地	111.96				
				3-24	市有地	宅地	192.54				
				3-26	市有地	宅地	108.71				
				3-27	民有地	宅地	71.73				
				3-28	民有地	宅地	0.30				
				3-30	民有地	宅地	91.79				
				3-31	民有地	宅地	126.43				
				3-32	民有地	宅地	133.56				
				3-33	民有地	宅地	233.24				
				3-34	民有地	宅地	8.69				
				3-35	民有地	宅地	120.55				
				3-37	民有地	宅地	8.03				
				3-38	民有地	宅地	109.85				
				3-39	民有地	宅地	101.15				
				3-40	民有地	宅地	195.23				
				3-41	民有地	宅地	2.58				
				3-43	市有地	宅地	71.82				
				3-44	民有地	宅地	96.34				
				3-45	民有地	宅地	68.78				
				3-47	市有地	宅地	127.17				
				3-48	民有地	宅地	246.98				
				小計			7,251.93				
				小計			91,167.46				
城西二丁目	3-3の内	民有地	宅地	2227.43	城西二丁目	3-35	民有地	宅地	120.55	平成25年6月27日	3-3から分筆
	小計			7,251.42		小計			7,251.93		
	累計			91,167.46		累計			91,176.67		

史跡指定当初登記情報					現時点登記情報						
平成26年3月18日告示時点					平成28年4月1日時点					備考	
所在	地番	所有者区分	地目	地積(m <sup>2</sup> )	所在	地番	所有者区分	地目	地積(m <sup>2</sup> )		
大手三丁目	3-76の内	民有地	宅地	0.70	大手三丁目	3-76の内	民有地	宅地	0.70		
	3-77の内	民有地	宅地	4.25		3-77の内	民有地	宅地	4.25		
	3-79の内	民有地	宅地	1.51		3-79の内	民有地	宅地	1.51		
	3-93	民有地	宅地	77.77		3-93	民有地	宅地	77.77		
	3-96	民有地	宅地	192.82		3-96	市有地	宅地	192.82		
城西二丁目	3-3	民有地	宅地	107.50	城西二丁目	3-3	民有地	宅地	107.50		
	3-25	民有地	宅地	183.60		3-25	民有地	宅地	183.60		
	3-36	民有地	宅地	85.69		3-36	民有地	宅地	85.69		
	3-42	民有地	宅地	84.74		3-42	市有地	宅地	84.74		
	小計			738.58		小計				738.58	
累計			91,906.04	累計				91,915.25			
平成27年3月10日告示時点					平成28年4月1日時点					備考	
所在	地番	所有者区分	地目	地積(m <sup>2</sup> )	所在	地番	所有者区分	地目	地積(m <sup>2</sup> )		
大手三丁目	3-75	民有地	宅地	107.93	大手三丁目	3-75	民有地	宅地	107.93		
	3-78の内	民有地	宅地	98.70		3-78の内	民有地	宅地	98.70		
	3-84	民有地	宅地	153.79		3-84	民有地	宅地	153.79		
	3-85	民有地	宅地	154.47		3-85	民有地	宅地	154.47		
城西二丁目	3-23	民有地	宅地	277.74	城西二丁目	3-23	民有地	宅地	277.74		
小計			792.63	小計				792.63			
累計			92,698.67	累計				92,707.88			
平成28年3月1日告示時点					平成28年4月1日時点					備考	
所在	地番	所有者区分	地目	地積(m <sup>2</sup> )	所在	地番	所有者区分	地目	地積(m <sup>2</sup> )		
城西二丁目	3-29	民有地	宅地	181.63	城西二丁目	3-29	民有地	宅地	181.63		
小計				181.63	小計				181.63		
累計				92,880.30	累計				92,889.51		
平成29年10月13日告示時点					令和5年4月1日時点					備考	
所在	地番	所有者区分	地目	地積(m <sup>2</sup> )	所在	地番	所有者区分	地目	地積(m <sup>2</sup> )		
大手三丁目	3-14	市有地	池沼	3.30	大手三丁目	3-14			3.30		
	3-17	市有地	公衆用道路	23.75		3-17				23.75	
	3-18	市有地	公衆用道路	9.56		3-18				9.56	
	3-19	市有地	公衆用道路	3.30		3-19				3.30	
	3-70	民有地	宅地	200.31		3-70				200.31	
	3-80	市有地	宅地	2.16		3-80				2.16	
	3-81	市有地	宅地	3.53		3-81				3.53	
城西二丁目	3-20	市有地	公衆用道路	29.00	城西二丁目	3-20			29.00		
	3-21	市有地	公衆用道路	62.00		3-21				62.00	
	3-46	民有地	宅地	118.08		3-46				118.08	
丸の内	3-49	市有地	公衆用道路	0.04	丸の内	3-49			0.04		
	163-5	民有地	宅地	178.28		163-5				178.28	
	163-6	民有地	宅地	152.78		163-6				152.78	
小計			786.09	小計				786.09			
累計			93,666.39	累計				93,675.60			

### (3)調査と保存整備の経過

#### ア 発掘調査

史跡指定範囲内では、史跡整備事業に伴う発掘調査、現状変更に伴う先立つ試掘調査がこれまで実施されています。また、周知の埋蔵文化財包蔵地として松本城の範囲（総堀を含む。）までを「松本城跡」、松本城下町の範囲を「松本城下町跡」としており、史跡指定地外の松本城三の丸、松本城下町の範囲内における開発行為等に伴い、武家地跡、町屋跡、堀跡等の記録保存のための発掘調査が実施されています。史跡指定範囲を含む松本城跡内でのこれまでの発掘調査地点を第25図に、概要を表4に示しました。



第25図 松本城発掘調査地点位置図

表4 松本城跡の発掘調査履歴

No.	年度	調査地	調査場所	指定	発掘次	調査原因	報告書	特記事項
1	S54							御殿跡の礎石列を確認
2	S55							御殿の各部屋を確認
3	S56							推定部屋割りの表示、北東隅櫓の調査実施
4	S57	二の丸	二の丸御殿跡	史	二の丸1	史跡整備事業 (二の丸御殿跡公園整備)	松本城二の丸御殿跡	建物跡等の測量を実施
5	S58							土塁調査・遺物整理
6	S59							東外堀埋め立て部分のトレンチ調査等を実施
7	S61	二の丸	南隅櫓跡付近	史	二の丸2	公園施設改修 (電話ボックス改修)	史跡松本城南隅櫓跡付近	櫓に関する遺構は確認できず。
8	S61	総堀	西不明門付近	—		周辺整備(地方事務所・保健所跡地整備)		
9	S61	外堀	西外堀	—	西外堀1	道路改良 (市道排水路工事)		
10	S62 -63	本丸	黒門	史	本丸1・2	史跡整備事業(黒門枳形二の門復原整備)	史跡松本城本丸黒門枳形二の門・同袖塀復元工事報告書	枳形内の整地面を確認
11	S63	外堀	北外堀	史	外堀1	道路改良 (市道宮新上金井線改良)	史跡松本城北外堀外側土塁	近代石垣裏側から18C前半以降の石積み、堀幅を確認
12	S63	三の丸	西馬出	—	西馬出1	官公署改築 (松本税務署改築)		部分的なトレンチ調査ながら堀を埋めた部分と見られる有機物堆積範囲を確認
13	H元	三の丸	葵馬場	—	三の丸葵馬場1	道路改良 (市道宮新上金井線改良)		
14	H3	外堀	北外堀	史	外堀2	道路改良 (市道宮新上金井線改良)	史跡松本城東総堀土塁・北外堀外側土塁	
15	H3	三の丸	地藏清水井戸	—	地藏清水井戸	道路改良 (市道宮新上金井線改良)	地藏清水井戸跡	絵図等のとおり二つ並んだ形で井戸跡を確認
16	H3	三の丸	土居尻	—	土居尻1	駐車場建設 (大手門駐車場建設)	松本城三の丸跡	上級武士屋敷跡(宇野氏)の調査、水道施設として木樋・竹管等を確認
17	H3	三の丸	西馬出	—	西馬出2	官公署移築 (丸の内消防署移築)	松本市城西西馬出遺跡	
18	H3	三の丸	作事所	—	作事所1	道路改良 (市道宮新上金井線改良)		
19	H3	三の丸	柳町	—	柳町1	官公署増築 (市役所東庁舎別棟新築)		
20	H3	二の丸	南側・西側一帯	史	二の丸3	イベント (松本城400年まつり)		トレンチ調査、八千俵蔵の礎石他を確認、旧制松本中学校校舎により大きく攪乱される。
21	H2 -3	二の丸	太鼓門	史	二の丸4	史跡整備事業 (太鼓門石垣改修)	史跡松本城太鼓門枳形	礎石他の遺構を確認、台は遺構なし、門復元のデータを得る。
22	H3	総堀	東総堀	史		道路改良 (市道宮新上金井線改良)	史跡松本城東総堀土塁・北外堀外側土塁	堀際から先の尖った木杭列を確認、総堀の幅の根拠を得る。
23	H4	本丸	本丸	史	本丸3	管理施設建替 (管理事務所改築)		現地表下13cmから通路の三和土面を確認
24	H4	三の丸	作事所	—	作事所2	児童遊園跡トイレ移築		
25	H4	総堀	北総堀土塁	—	総堀1	道路改良 (市道宮新上金井線改良)		
26	H4	二の丸	二の丸	史	二の丸5	イベント (松本城400年まつり)		
27	H8	三の丸	小柳町	—	小柳町1	商業施設(映画館建設)		
28	H8	外堀	南外堀	—	外堀3	確認調査 (堀範囲確認調査)		南外堀三の丸側の位置、石垣残存状況を確認
29	H11	総堀	西総堀土塁	史	総堀2	道路改良 (市道西堀線改良)		
30	H12 -13	三の丸	土居尻	—	土居尻2	公共施設 (中央地区公民館他建設)		
31	H13	外堀	北外堀	史	外堀4	史跡整備事業(石垣改修)		
32	H13	外堀	北外堀	史	外堀5	史跡整備事業(石垣改修)		
33	H14	二の丸	東北隅櫓及び土塀	史		史跡整備事業 (二の丸土塀・隅櫓確認)	史跡松本城二の丸土塀跡	土塁上部は削平されていたが、基部を確認。また、築城以前の遺構を確認
34	H14 -15	二の丸	東北隅櫓及び土塀	史	二の丸6	史跡整備事業 (二の丸土塀・隅櫓確認)	史跡松本城二の丸土塀跡	土塁上部は削平されていたが、基部を確認。また、築城以前の遺構を確認
35	H15	三の丸	土居尻	—	土居尻3	民間開発(事務所改築)		
36	H15	三の丸	柳町	—	柳町2	民間開発(事務所兼住宅)		
37	H15	総堀	東総堀	史		史跡整備事業(石垣改修)	史跡松本城総堀跡	
38	H15	三の丸	土居尻	—	土居尻4	民間開発(事務所兼住宅)		
39	H16	総堀	東総堀	史		史跡修復事業 (石垣崩落・孕み出し)	史跡松本城総堀跡	
40	H16	二の丸	東北隅櫓及び土塀	史	二の丸7	史跡整備事業		土塁上部は削平されていたが、基部を確認
41	H17	二の丸	東北隅櫓及び土塀	史	二の丸8	(二の丸土塀・隅櫓確認)	史跡松本城二の丸土塀跡	また、築城以前の遺構を確認
42	H17	三の丸	大名町	—	大名町1	民間開発(店舗建設)	松本城三の丸跡大名町第1次	築城以前と見られる大規模な溝(堀)を確認
43	H18	総堀	西総堀土塁	—	西総堀土塁1	史跡整備事業	史跡松本城西総堀土塁跡	確認調査
44	H18	内堀	南内堀	史	二の丸内堀1	史跡整備事業		
45	H18	外堀	南外堀	—	南外堀2	史跡整備事業		



No.	年度	調査地	調査場所	指定	発掘次	調査原因	報告書	特記事項
46	H18	捨堀	捨堀土塁	—	捨堀土塁1	地区公民館建設		
47	H18	総堀	東総堀土塁	—		民間開発(個人住宅)		
48	H18	三の丸	小柳町	—	小柳町2	民間開発(共同住宅)	松本城三の丸跡小柳町	中級武士の屋敷跡、下層には深志城時代の泥町遺構か。
49	H19	外堀	西外堀	—	西外堀2	史跡整備事業		
50	H20	総堀	西総堀土塁	—	西総堀土塁2	史跡整備事業 (史跡公園整備)	史跡松本城西総堀土塁跡	西側総堀に唯一残る土塁遺構、総堀の尖状木杭列も確認、成果をもとに整備
51	H20	内堀	西内堀	史	内堀2	石垣修理事業		
52	H20	三の丸	土居尻	—		民間店舗兼共同住宅		
53	H23	三の丸	柳町	—	柳町3	公共施設(東庁舎太陽光発電設置工事)		
54	H24	三の丸	大手門枳形	—		保存を前提とした調査	松本城大手門枳形跡	
55	H22-26	二の丸	二の丸御殿跡西側内堀東面石垣	史		石垣修理事業	史跡松本城二の丸御殿跡西側内堀東面石垣	
56	H24	本丸	埋門南側石垣	史		石垣修理事業	史跡松本城埋門南側石垣	
57	H24	三の丸	小柳町	—	小柳町3	民間開発(共同住宅)		
58	H26	三の丸	土居尻	—	土居尻5	南・西外堀復元及び事業、内環状北線整備事業代替地		
59	H27	三の丸	土居尻	—	土居尻6	南西外堀復元事業及び、内環状北線整備事業代替地		
60	H27	三の丸	土居尻	—	土居尻7	内環状北線整備事業代替地		
61	H28	三の丸	柳町	—	柳町4	市庁舎発電用施設設置		
62	H28	三の丸	土居尻	—	土居尻8	内環状北線整備事業		
63	H28-29	三の丸	土居尻	—	土居尻9	内環状北線整備事業		外堀から総堀へ引水する松本城の石組水路遺構を検出
64	H28-29	三の丸	土居尻	—	土居尻10	南西外堀復元事業及び、内環状北線整備事業代替地		
65	H28-30	本丸	北裏門東側門台	史		石垣修理事業	史跡松本城北裏門東側門台石垣	
66	H29	三の丸	柳町	—	柳町5	市庁舎仮設庁舎		
67	H29	二の丸	西外堀土塁	史	西外堀3	史跡整備事業	史跡松本城南・西外堀跡試掘調査報告書	土塁状の突き固めた人為的な盛土を確認
68	H29	二の丸	南外堀土塁	史	南外堀3	史跡整備事業		2m以上の版築された人為的な盛土を検出
69	H30	三の丸	大名町	—	大名町2	内環状北線整備事業		
70	H30	三の丸	西不明門	—	西不明門1	南西外堀復元事業及び内環状北線整備事業代替地		近年のかく乱により門遺構は未検出
71	H30	二の丸	西外堀土塁	史	西外堀4	史跡整備事業		土塁状の盛土を確認。盛土からは松本城築城以前の時期の陶磁器が出土
72	R1	三の丸	土居尻	—	土居尻11	内環状北線整備事業		流路跡から大量の笹塔婆やこけら経出土
73	R1	三の丸	大名町	—	大名町3	基幹博物館建設		近世上級武家屋敷や庭の池跡を確認
74	R1-2	三の丸	柳町	—	柳町6	市役所拡充代替地		北総堀土塁構築土、また深志城期である泥町遺構を確認
75	R2	三の丸	土居尻	—	土居尻12	南西外堀復元事業及び、内環状北線整備事業代替地		
76	R2	三の丸	土居尻	—	土居尻13	内環状北線整備事業		
77	R2	三の丸	北門	—		市役所建設代替地		
78	R2	総堀	東総堀	史		災害復旧		
79	R2	本丸	天守台	史		天守耐震対策事業		
80	R2-3	三の丸	柳町	—		市役所拡充代替地		中世の市辻・泥町の痕跡と見られる柱穴や荷札木簡等を確認
81	R3	本丸	本丸	史	本丸4	防災設備設置に先立つ試掘		
82	R3	外堀	南外堀	史	南外堀4	史跡整備事業		外堀の二の丸側の境界及び木杭列を確認
83	R3	三の丸	土居尻	—	土居尻14	内環状北線整備事業		
84	R3-4	三の丸・西総堀	土居尻	—	土居尻15	南西外堀復元事業及び、内環状北線整備事業代替地		
85	R4	外堀	南外堀	史	南外堀5	史跡整備事業		
86	R4	三の丸	土居尻	—	土居尻16	内環状北線整備事業		
87	R4	二の丸	古山寺御殿及び二の丸土塁	史	二の丸9	博物館解体事業		
88	R5	外堀	南外堀	史	南外堀6	史跡整備事業		
89	R5	外堀	西外堀	史	西外堀5	史跡整備事業		
90	R5	本丸	本丸	史	本丸5			

## イ 保存整備の経過

明治維新とその後の近代の土地利用の中で、松本城は往時の姿の多くを失いました。松本城本丸及び二の丸は、明治から昭和にかけて旧制中学校及び裁判所敷地として利用されました。旧制松本中学校が昭和10年に移転した後、本丸及び二の丸は公園として利用されましたが、第二次世界大戦の影響もあり、本格的な整備は行われませんでした。天守については、明治36年から大正2年にかけて修理が行われました。

戦後、昭和25年から30年にかけて天守の解体修理が行われ、本丸の石垣修理等も実施されました。また、本丸・二の丸とも園路・便益施設・植栽等の公園整備が昭和31年までに行われ、現在の本丸・二の丸の基本的な姿が形成されました。公園整備は、昭和27年度に加藤誠平東京大学助教授（当時）に設計を委託し、加藤氏及び前野淳一郎同大学助手（当時）により設計されています（図版17）。本丸庭園・二の丸の公園とも加藤氏による設計に松本市土木課（当時）が修正を加えた上で施工されており（図版18）、本丸庭園は、加藤氏による設計にほぼ基づいていますが、二の丸は設計からかなり変更されています。

昭和41年には、旧松本市立博物館（当時は日本民俗資料館）の建設に際し、文化庁から史跡としての整備の将来計画を作成するよう指導を受け、将来計画を作成しました。

また、松本城西側に高層マンションが建設されたことを契機に、松本城及びその周辺の景観保護を中心とした検討が行われ、昭和48年に「松本城周辺整備報告書」としてまとめられました。この報告に基づき、松本城周辺建物の高度規制が始まり、松本城を中心とした歴史的景観の保護が図られるようになりました。

一方で、市街地にある公園としての利用を前提とした整備が先行して行われた結果、噴水等の史跡にそぐわない構造物等が設けられました。これらを改めると同時に、失われた遺構の顕在化（復元）を目的とした「中央公園整備計画」が昭和52年に策定されました。これに基づき、噴水や史跡指定地外ですが児童遊園等、史跡にそぐわない構造物等の撤去が行われるとともに、二の丸御殿跡に置かれていた地方裁判所の移転に伴う二の丸御殿跡の整備（発掘調査及び平面表示、周辺の石垣・土坡の修理等）、黒門二の門及び袖塀の復元、太鼓門枳形及び太鼓門の復元等が計画的に実施されました。

太鼓門が平成11年に復元され、その後の史跡整備の基本計画として「周辺整備計画」が同年に策定されました。

以上のように、これまでの松本城の保存整備については、①明治維新や近代以降の土地利用に伴う改変箇所の整備、失われた遺構の顕在化、②昭和30年代に行われた公園整備のうち、史跡にそぐわないものの除却、③き損箇所の修理について、整備計画に基づき実施し、現在に至っています（表5）。

表5 史跡松本城 城郭整備（公園整備を含む。）の経過

年度	種別	場所	件名	内容
明治初年	建物保存	本丸	天守保存	市川量造の尽力により天守は破却を免れる
明治34～大正2	建物修理	本丸	天守修理	小林有也らの尽力による天守の修理（明治の大修理）
昭和25～30	建物修理	本丸	天守解体修理	国直轄の解体修理第一号（昭和の大修理）
昭和25～30	遺構立面	本丸	天守台他石垣修復	天守解体修理に伴うもの（本丸南側石垣）
昭和25～30	堀復元	内堀	内堀一部復元	黒門石垣復旧の際、周辺の埋められていた内堀を復元
昭和28	石垣復元	本丸	黒門石垣復元	明治期に一部崩されていた東石垣を復元
昭和28～31	公園整備	本丸・二の丸	本丸・二の丸の公園整備	加藤誠平による設計を基に松本市土木課が設計、施工 内堀外周石垣、北外堀三の丸側土坡の改変
昭和30	その他	本丸	埋の橋架橋	二の丸から埋門への橋を建設（史実に基づいたものではない。）
昭和35	建物復興	本丸	黒門復興	名古屋城を参考に市民からの多くの寄付を得て復興
昭和42～44	石垣復元	二の丸	太鼓門門台石垣復元	根石を確認し、北門台の一部、南門台の裏側一部を復元
昭和44	石垣修理	二の丸	若宮八幡跡地石垣修理	コンクリートになっていた同石垣を旧規に修理
昭和44	石垣修理	本丸	本丸北外堀南面石垣・埋門北側石垣	経年劣化等により崩落のおそれの生じた石垣を修理
昭和45	石垣修理	本丸	北門土橋石垣修理	経年劣化等により崩落のおそれの生じた石垣を修理
昭和47	石垣修理	本丸	埋門北側石垣修理	経年劣化等により崩落した石垣を修理
昭和49	石垣修理	総堀	総堀西面石垣修理	崩落した石垣（近代に付加された石垣）を修理
昭和54～60	平面表示	二の丸	二の丸御殿跡整備	裁判所移転後発掘調査実施、成果を平面復元
昭和54・55	石垣復元	二の丸	太鼓門北門台石垣復元	二の丸御殿跡整備と合わせて、北門台石垣を復元
昭和58	堀復元	二の丸	東外堀復元	二の丸御殿跡整備と合わせて、埋められていた堀を復元
昭和63	建物復元	本丸	黒門桁形二の門・袖堀復元	発掘調査により基礎確認
平成元年	建物復元	二の丸	二の丸裏御門橋復元	土橋を撤去し、木橋を復元
平成2～3	石垣復元	二の丸	太鼓門門台石垣復元	南門台石垣の高さ決定、門復元の前段階
平成元年～3	土坡・石垣整備	外堀	本丸北外堀北面土坡・石垣整備	本丸北外堀北側の市道改良事業に合わせて、土坡及び石垣を整備
平成8～11	建物復元	二の丸	太鼓門復元	一の門、二の門を復元（太鼓櫓は復元できず。）
平成14	石垣修理	外堀	東外堀東面石垣修理	ケヤキの成長により崩落のおそれの生じた石垣を修理
平成15～16	石垣修理	総堀	東総堀西側石垣修理	経年劣化により崩落のおそれの生じた石垣を修理
平成18～20	遺構立面 遺構平面	三の丸	西総堀土塁整備	個人宅に残されていた土塁を発掘調査成果に基づき復元整備、あわせて隣接する武家屋敷地を平面表示
平成20	石垣修理	二の丸	内堀（埋橋南）石垣修理	経年劣化により崩落のおそれの生じた石垣を修理
平成22～26	石垣修理	二の丸	二の丸御殿跡西側内堀東面石垣	石垣上に成長したケヤキの影響、経年劣化により崩落のおそれの生じた石垣を修理
平成24～26	石垣修理	本丸	埋門南側石垣修理	地震により被害を受けた石垣の修理（災害復旧）
平成27～令和2	石垣修理	本丸	本丸北外堀南面石垣	本丸北裏門東側部分の石垣（門台）の解体工事
平成29	建物修理	本丸	黒門改修	経年劣化が進む黒門一の門の屋根瓦葺替え、石垣破損個所の応急処置、棧梁の補強等
平成29	遺構表示	史跡内	松本城VR作成配信	松本城の往時の姿をVR（バーチャルリアリティ）映像で再現し、情報端末向けに配信
平成30	堀整備	東総堀	東総堀史跡指定地整備	表土流出防止のための盛土・芝生貼と排水路の補修
令和2	堀修理	東総堀	東総堀災害復旧	台風19号により崩落した石垣の一部を修理
令和2	堀整備	内堀	堀浄化対策	松本城の堀に適した <sup>しみんせつ</sup> 浚渫工法選定のための浚渫工事（実証実験）
令和3～	建物修理	二の丸	太鼓門耐震対策	太鼓門（一の門、二の門、袖堀）の耐震補強工事

#### (4)史跡松本城の特性

史跡松本城の保存・活用・整備を検討する上で、考慮すべき特性は以下のとおりです。

##### ア 史跡と共に保存・活用を図るべき天守が現存していること

松本城は明治維新の際、門、櫓を始め多くを失いましたが、市民の努力により五重六階の天守が現存し、国宝に指定されています。天守を中心に石垣、水堀が良好に現存し、近世城郭の姿を良くとどめ、往時の姿を現在に伝えており、天守（建造物）と史跡の一体的な保存・活用及び整備を図る必要があります。一方で、天守がその中心となりがちであり、史跡としての価値の伝達、活用が不十分です。

##### イ 中心市街地に位置し、史跡とともに都市公園であること

市街地の中の大規模な都市公園として、多くの市民が訪れ、憩いの場等として広く親しまれています。

##### ウ 国内でも有数の観光地になっていること

史跡松本城には、天守を中心とした見学者、本丸・二の丸で開催されるイベントへの来場者等、多くの市民・観光客が訪れています。上高地とともに、松本市の代表的な観光地であり、長野県内はもとより、全国的にも有数の観光地となっています。近年は外国人観光客も多く訪れるようになっていきます。

##### エ 松本市のシンボルであり、中心市街地のまちづくり、地域経済等の中核であること

松本市は、松本城及びその城下町を基礎に発展してきました。松本城は、地域経済、まちづくり、文化等、松本市の様々な面で中核に位置しています。松本城で開催される各種イベントも、市街地にある広い公園という利便性に加え、松本城で開催するという象徴的な意味が重んじられる傾向にあります。また、松本城への観光客の市内への回遊、宿泊等による地域経済の活性化にも大きく貢献しています。

##### オ 明治維新以降の改変により、江戸時代の姿をとどめていない箇所が多いこと

明治維新後、櫓、門、土塁等は取り壊され、本丸、二の丸は旧制中学校校地等として利用され、また外堀・総堀は埋め立てられ、三の丸は市街地となりました。一方で、改変箇所を説明板等の設置により適切に情報提供することで、江戸時代の本来の姿を示すとともに、近代以降の土地利用や中心市街地の形成過程について理解を深めてもらうことができます。

##### カ 三の丸及び城下町に江戸時代の町割りが残っていること

松本城三の丸及び松本城下町は、明治・大正期の火災や近代以降の開発により、江戸時代の建造物はほとんど残っていませんが、町割りが良く残されています。

##### キ 史跡指定地外にも土塁等の重要な遺構が残存していること

史跡指定地外にも松本城の本質的価値を構成する要素として、顕在遺構である総堀土塁跡、総堀水切り（水持ち）土手等、地下遺構として大手門櫓形等が残存しており、今後その保護を図る必要があります。

## (5)松本城に関連する歴史資産

松本市内には、松本城に関連する文化財が数多く残されています。そのうち主な指定等文化財を表6、第26図にまとめました。中世以来この地を治めた小笠原氏に関するものとして、若宮八幡社本殿、筑摩神社本殿等の建造物、数多くの山城があります。歴代藩主に関するものとして、藩の古文書、古絵図、厚く信仰した神社に関するもの、藩主の墓所等があります。また、城下町に残された江戸時代の数少ない武家屋敷や寺院建築の他、江戸時代から現在に続くぼんぼんと青山様、七夕といった習俗、城下町の賑わいを伝える初市の宝船や祭り舞台等、多岐にわたっています。これらに加えて、指定等の措置は取られていないものの、同様に松本城や城下町と関連した文化財が数多くあります。

明治時代に発生した3回の大火のため、城下町に江戸時代の建造物はほとんど残されていませんが、当時の町割りがよく残っており、屈曲のある道や食い違い等、城下町としての道筋の特徴も随所に見ることができます。こうした城下町の町割りから、現在の松本市が松本城及び城下町をその基盤とし、江戸時代から現在に至るまで松本城がその中心に位置し続けていることがわかります。

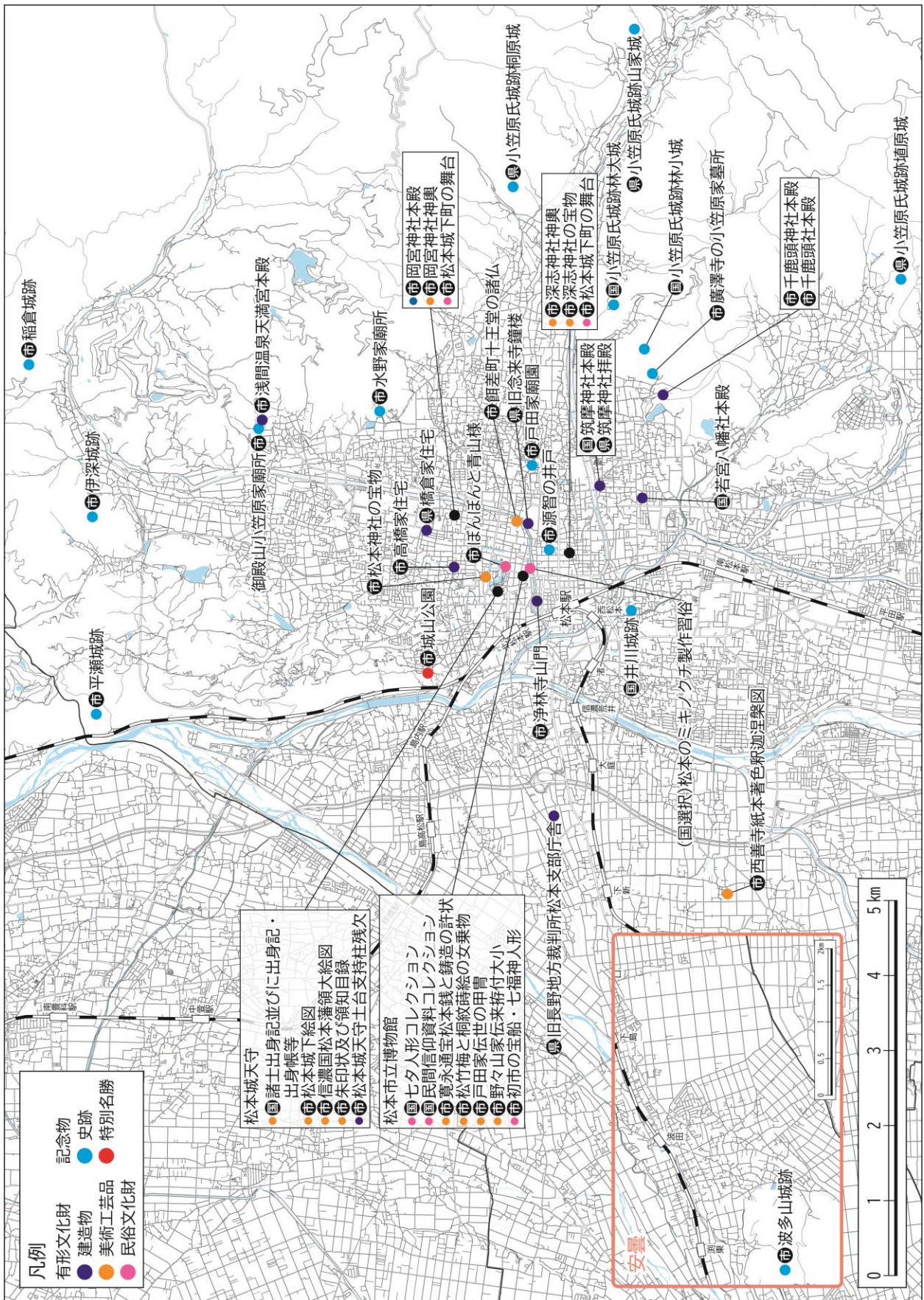
また、深志城や松本城及びその城下町の姿をとどめる遺構が、埋蔵文化財として残っており、今後の発掘調査の進展により、文献史料では確認することのできない史実が明らかになっていくことが期待できます。

こうした様々な文化財については、指定・未指定を問わず、地域の歴史を語る関連文化財群として一体として把握することが重要です。例えば守護の居館である井川城跡から市内に点在している山城を経て松本城が築城される歴史のストーリーを提示することで、地域の歴史に関する理解をより深めることができます。更に市内の各地区に所在する身近な文化財を通じて、中心市街地にある松本城の理解を深めることも可能となります。

松本城に関連する数多くの歴史資産についても、松本城や地域の歴史を理解する上で欠かせないものとして、保存・活用を図る必要があります。

表6 松本城に関連した松本市内の主な指定等文化財

種別	名称	場所(松本市)	概要	指定	
建造物	若宮八幡社本殿	筑摩3	かつて松本城内にあったものを移築	国	
	筑摩神社本殿	筑摩2	小笠原政康が永享11年(1439年)に寄進		
	橋倉家住宅	旭2	水野・戸田両家に仕えた武家の住宅	県	
	筑摩神社拝殿	筑摩2	慶長15年(1610年)造立		
	旧念来寺鐘楼	中央4	庶民の信仰により維持されていた念来寺の鐘楼。宝永2年(1705年)の建立		
	旧松本区裁判所庁舎	島立	明治41年(1908年)に松本城二の丸御殿跡に建築	国	
	松本城天守台土台支持柱残欠	松本城管理事務所	天守を支えていた支持柱の一部	市	
	高橋家住宅	開智2	県内で最も古い武家住宅の一つ		
	浄林寺山門	中央1	中世小笠原氏の創始。石川康長の菩提寺となり、歴代城主の厚い信仰を受けた。		
	岡宮神社本殿	旭1	城主水野忠職が寛文3年(1663年)に改築奉獻		
	千鹿頭神社本殿	神田1	高島城主寄進により正徳5年(1715年)に建立		
	千鹿頭社本殿	里山辺	元文5年(1740年)造立。城主戸田光雄の寄進		
	浅間温泉天満宮本殿	浅間温泉	城主水野氏勸請。松本藩が定期的に修理		
美術工芸品	絵画	西善寺紙本著色釈迦涅槃図	松本市和田境	旧念来寺什物。松本藩の絵師によるもの	
	工芸品	野々山家伝来拵付大小	松本城管理事務所	戸田家重臣の野々山家の家宝の刀	
		戸田家伝世の甲冑	松本市立博物館	藩祖戸田康長着用と伝わる。	
		松竹梅と桐紋蒔絵の女乗物	松本市立博物館	戸田家伝来。城主奥方等が使用した乗物	
	古文書	岡宮神社神輿	松本市旭1	元禄13年(1700年)に城主水野忠直が寄進	
		深志神社神輿	松本市深志3	元禄11年(1698年)に城主水野忠直が寄進	
	歴史資料	朱印状及び領知目録	松本城管理事務所	将軍家からの朱印状	
		諸土出身記並びに出身記・出身帳等	松本城管理事務所	戸田家全家臣の身上を記した文書	
		寛永通宝松本銭と鑄造の許状	松本市立博物館	松平直政の事績の一つ	
		信濃国松本藩領大絵図	松本城管理事務所	藩領全体を表した絵図	
		松本城下絵図	松本城管理事務所	享保十三年(1728年)の城下絵図	
		深志神社の宝物	松本市深志3	小笠原秀政の甲冑の神像等を忠政が寄進	
	民俗文化財	有形民俗	松本神社の宝物	松本市丸の内	戸田家由緒の品々
餌差町十王堂の諸仏			松本市大手5	城下町東の十王堂に祀られていた諸仏	
七夕人形コレクション			松本市立博物館	江戸時代からの城下町の七夕習俗を示す。	国
無形民俗		民間信仰コレクション	松本市立博物館	城下町の習俗を示す木造道祖神像ほか	
		初市の宝船・七福神人形	松本市立博物館	初市に引き出された宝船と七福神人形	市
		松本城下町の舞台	松本市深志3他	城下町鎮守の舞台	
		ぼんぼんと青山様	松本市内	江戸時代末期頃から本町・中町・東町を中心に始まった子どもたちの行事	
松本のミキノクチ製作習俗	市内	武士の内職として始まった竹細工の縁起物	国選択		
史跡	小笠原氏城跡林大城	里山辺・入山辺	小笠原氏及び関連する山城	国	
	小笠原氏城跡林小城	里山辺		国	
	小笠原氏城跡桐原城	入山辺		県	
	小笠原氏城跡山家城	入山辺		県	
	小笠原氏城跡埴原城	中山		県	
	稲倉城跡	稲倉		市	
	伊深城跡	岡田伊深			
	平瀬城跡	島内			
	波多山城跡	波田			
	井川城跡	井川城1	小笠原氏の居館跡	国	
	廣澤寺の小笠原家墓所	里山辺	小笠原秀政・忠脩父子の墓所	市	
	御殿山小笠原家廟所	浅間温泉	小笠原貞慶・秀政・忠脩の廟所		
	水野家廟所	大村	玄向寺にある水野家5代の廟所		
戸田家廟園	県2	通称「お塚」と呼ばれる。			
源智の井戸	中央3	城下町形成以前からの井戸。歴代領主、城主が保護			
名特別	城山公園	蟻ヶ崎	天保14年(1843年)に松本城主戸田光庸が犬甘城跡に桜や楓数千本を植え、領民に開放した。	市	



第26図 松本城に関連した松本市内の主な指定等文化財位置図

### 3 史跡等の公開活用のための諸条件の把握

#### (1) 公開

##### ア 現状

史跡指定範囲は、南・西外堀復元事業用地及び管理上非公開とする区域を除き、原則公開しています。史跡指定範囲は一部を除き、都市計画法に基づき都市公園（松本城公園）に指定され、日常的に多くの市民・観光客が訪れています。

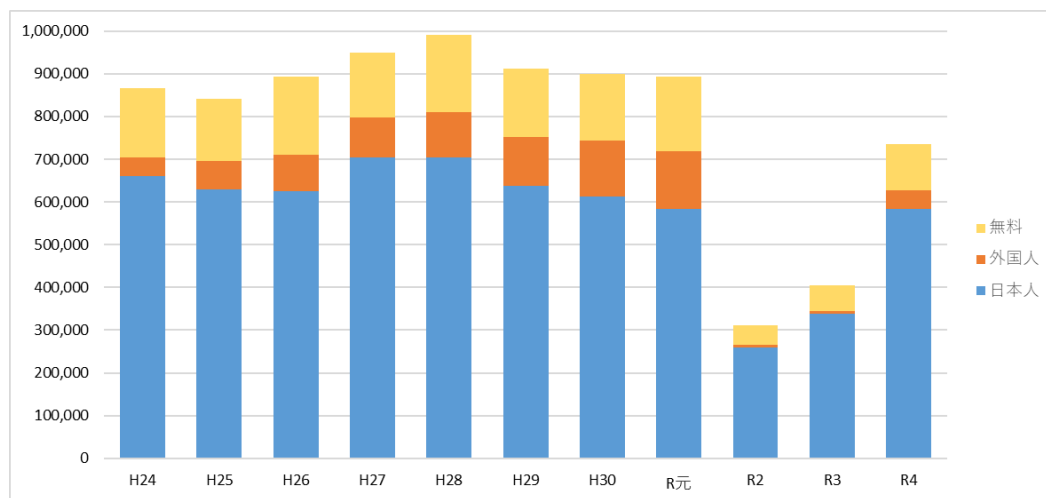
##### (ア) 本丸及び天守

本丸及び天守は松本城管理条例に基づき有料公開しており、令和4年度の入場者数は734,865人（うち有料入場者数626,940人）でした。平成29年度入場者数912,587人（うち有料入場者数752,834人）と比較すると19%減（有料入場者16.7%減）となりました。

公開状況を表7に、過去10年の本丸内への入場者数を第27図に示しました。令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行した後は、外国人旅行者の増加と相まって、感染拡大前を上回る入場者が見込まれます。

表7 松本城本丸（有料区間）の公開状況（令和5年度）

公開期間	1月4日から12月28日まで ただし、年始（1月1日から3日）は天守特別公開として公開時間を短縮して公開
公開時間	午前8時30分から午後5時まで（最終入場午後4時30分まで） ただし、以下の期間は公示により時間延長して公開 午前8時から午後6時まで（最終入場午後5時30分まで） ・ゴールデンウィーク期間（4月末から5月上旬まで） ・夏季期間（おおむね8月11日から8月16日まで）
観覧料	個人 大人700円、小中学生300円、小学生未満無料 団体 20人以上99人まで 大人630円、小中学生270円 100人以上299人まで 大人560円、小中学生240円 300人以上 大人490円、小中学生210円 ただし、松本市民は本丸内への入場無料



第27図 松本城観覧者数の推移



表8 松本城観覧者数の推移及び年度の主な出来事

年度	日本人	外国人	無料	合計	対前年度比	年度の主な出来事
H24	660,271	43,951	162,869	867,091	93.1%	
H25	629,873	66,573	144,280	840,726	97.0%	26年2月大雪
H26	625,213	85,828	181,921	892,962	106.2%	9.27御嶽山噴火 11.22白馬地震
H27	704,615	93,874	150,941	949,430	106.3%	善光寺御開帳 映画orange公開
H28	704,064	106,874	179,423	990,361	104.3%	諏訪御柱祭 NHK大河真田丸
H29	638,041	114,793	159,753	912,587	92.1%	市制110周年
H30	612,471	130,598	155,424	898,493	98.5%	
R元	583,425	134,220	176,187	893,832	99.5%	信州花フェスタ 10月大型台風 旧開智学校国宝指定
R2	259,784	6,841	44,806	311,431	34.8%	新型コロナウイルス流行
R3	337,477	6,395	60,037	403,909	129.7%	新型コロナウイルス流行
R4	584,178	42,762	107,925	734,865	181.9%	新型コロナウイルス5類移行

## (イ) 二の丸

二の丸は、松本城公園として常時開放していますが、防犯上の観点から、二の丸御殿跡及び太鼓門櫓形内は夜間の立入りを制限しています。

二の丸御殿跡は昭和59年に平面整備を行い、太鼓門は平成11年に復元整備を行いました。太鼓門一ノ門は復元建造物ですが、現在では天守以外の唯一の内部公開の可能な建造物です。外観のみでも歴史的な景観形成や史跡の理解促進に大きく寄与していますが、内部公開により、伝統的な木造建築の様子や、門の機能についての理解促進が期待できます。

## (ウ) 三の丸

三の丸は多くが市街化しており、史跡指定範囲としては、東総堀、西外堀土塁公園のみとなります。この2か所については常時開放しています。

西外堀土塁公園は平成21年に整備を行いました。

## イ 課題

天守の公開が中心となりがちであり、史跡としての価値の伝達、活用が不十分です。

また、松本市周辺は、大規模な直下型地震が発生する可能性が高いことが指摘されています。こうした大規模災害時の天守や史跡松本城・松本城公園利用者の安全確保のため、避難誘導方法の検討や天守等歴史的建造物、復元・復興建造物、地下配管等のインフラ設備の耐震化、防災設備の充実等を図る必要があります。

## (ア) 本丸

本丸内は石垣復旧以外に史跡のための整備は行われていません。繁忙期には長時間の入

場待ちが発生するため、観覧者のストレス緩和を図り、史跡への理解を深めるためにもサイン表示や園路整備等が必要です。

#### (イ) 二の丸

二の丸御殿跡と太鼓門周辺以外は史跡のための整備が行われていません。

太鼓門は、内部公開期間が限定され、太鼓門が果たしうる機能を十分に活用できていません。八千俵蔵等を理解してもらうためには、サイン表示と園路整備が必要です。

#### (ウ) 三の丸

本丸や二の丸からの動線が明確になっていないことが課題です。現状、松本城を訪れた人の多くが三の丸まで足を運んでいません。

### (2) 普及公開

#### ア 現状

##### (ア) 松本城に関する情報の提供

本丸内への入場者には、松本城の歴史、天守の構造等の概要をまとめたパンフレットを配布しています。日本語（点字パンフレット含む）の他、英語、仏語、中国語（繁体字、簡体字）、韓国語、ロシア語、タイ語の7種類の外国語パンフレットを作成しています。

また、松本城公式ホームページでは、利用案内、松本城や城下町の歴史や構造に関する情報、古絵図等の所蔵資料、各種イベント等の公開情報の他、城下町の街歩きルートの紹介、松本城の四季折々の写真等を掲載し、観光面の他、松本城や城下町に関する理解を深めるための情報を多言語（英語、中国語（繁体字、簡体字）、韓国語（中国語、韓国語は要約版））で発信しています。

##### (イ) 観覧者に対するガイド

松本城では、観光客に対するガイドをボランティア団体が担っており、松本城を主としたガイドとして松本城案内グループ、NPO法人アルプス善意通訳協会（ALSA）があります。また、松本城及び市街地の観光名所のガイドとして松本まちなか観光ボランティアガイドが活動しています。

松本城管理課では、松本城及び松本市への観光客をお迎えする協働のパートナーとして、ボランティアガイド団体に対する支援に取組み、3団体を対象に、松本城の歴史等に関する研修会の開催、ガイド詰所の設置・ユニフォーム・教材の提供等の環境整備を行っています。

表9 ボランティアガイド団体

団体名	発足年	会員数	活動期間
松本城案内グループ	平成2年	約50名	4～11月
NPO法人アルプス善意通訳協会(ALSA)	平成4年	約150名	4～11月
松本まちなか観光ボランティアガイド	平成14年	約30名	通年

## (ウ) 学習の場及び教材の提供

松本城を学校教育及び社会教育の場及び素材として活用するため実施している事業を、表10にまとめました。松本城や城下町の現地で開催しているものの他、学校・公民館等に出向いて授業・講座として実施しており、研究専門員が主に対応しています。この他、発掘調査や工事現場の見学会等を開催し、通常では見られない地下遺構の状況、伝統的工法を用いた石垣修理等の現場の見学機会を設けています。いずれも史跡の価値を市民等にわかり易く伝え、史跡・国宝の価値を活かした重要な活用です。また、大学の研究活動のフィールドや卒業論文の研究対象、大学の授業の一環として松本城の見学、調査が実施される等、積極的に受入れを行っています。

学校教育の教材としては、松本城に関する副教材「わたしたちの松本城」を平成15年度から毎年刊行し、市内の全ての小学校6年生に無償配布しています。

表10 松本城に関する学習の場の提供

行事名	概要
松本城親子夏休み子ども勉強会	親子で城下町を歩いて松本城や城下町の歴史について学習する勉強会を開催
社会科見学の受入れ及び事前学習授業の実施	市内小学校の社会科見学の際、研究専門員が松本城について説明。また、事前学習として研究専門員が学校に出向き、授業を行うもの
松本城七不思議探検ツアー	「国宝松本城を世界遺産に」推進実行委員会主催。天守内の不思議や伝説等を中心にしたクイズを、親子で見学しながら解答する「国宝松本城七不思議」親子探検ツアーを実施
鉄砲蔵見学会 松本城講座 城と火縄銃	松本城鉄砲蔵赤羽コレクション会との共催で火縄銃の歴史や扱い方の話を聞いたり、実際に火縄銃を間近に見たり触れたりして学習するもの
出前講座・地区公民館講座	地区公民館等での事業として、研究専門員が出向いて講座を行ったり、松本城や城下町の現地見学での説明を行うもの
職場体験	生涯学習課の主催する中学生の職場体験の受入れを行い、松本城の各種業務の体験、研究専門員との松本城の見学を実施
松本城検定クイズ	市内小学校で松本城についてのクイズ形式による出前授業を行い、松本城への興味を持つきっかけづくりを行うもの
動画配信	発掘現場やお城にかかわる歴史について、テレビ放送や動画配信サイトを活用して広く周知するもの

## イ 課題

様々な取組みを行っていますが、史跡としての価値の伝達、活用が不十分です。史跡松本城を紹介するパンフレットがないことや、松本城公式ホームページにも史跡についての記述がメインに出てこないこと等があげられます。「国宝松本城」という呼称が定着してしまっていることも、「史跡松本城」への理解を遠去けてしまっている一因と考えられます。

## 第4章 史跡松本城の本質的価値

本計画においては、保存活用計画で整理した本質的価値の内容を基に、整備を進めるに当たり、史跡松本城の本質的価値を再整理します。

前章までに述べたように、松本市内には、松本城・城下町やその歴史に関係する文化財や、江戸時代の町割りが残っています。これらは、松本城や城下町、松本藩の歴史を今に伝える貴重な歴史的資産であり、史跡松本城はその中心に位置するものです。

松本城には、江戸時代の松本藩の政庁が置かれ、政治・経済・文化の中心でした。その縄張りのうち、本丸・二の丸とそれを取り囲む堀、土塁の一部が史跡に指定され、保護されています。

以上を踏まえ、史跡松本城がもつ本質的価値を以下4つに提示します。

### 1 交通の要衝であり、戦国期から幕末まで継続した信濃の拠点

松本城の前身は深志城と呼ばれ、甲斐の武田晴信(信玄)が信濃守護の小笠原氏を追放した後、信濃支配の拠点としたことから、重要性を増すこととなりました。天正18年(1590年)の徳川家康の関東移封に伴い、豊臣系大名である石川数正が入部し、息子の康長とともに、松本城を整備しました。その後、藩主となった小笠原氏、戸田氏、松平氏により城下町の拡充や家臣団の集住が進められ、水野氏時代までに整備を終えます。また、城郭や城下町の整備とともに街道も整えられました。松本は交通の要衝であり、人や情報、物資が多く集まる集散地であったため、その中心となる松本城は信濃の政治・経済の拠点として発展します。

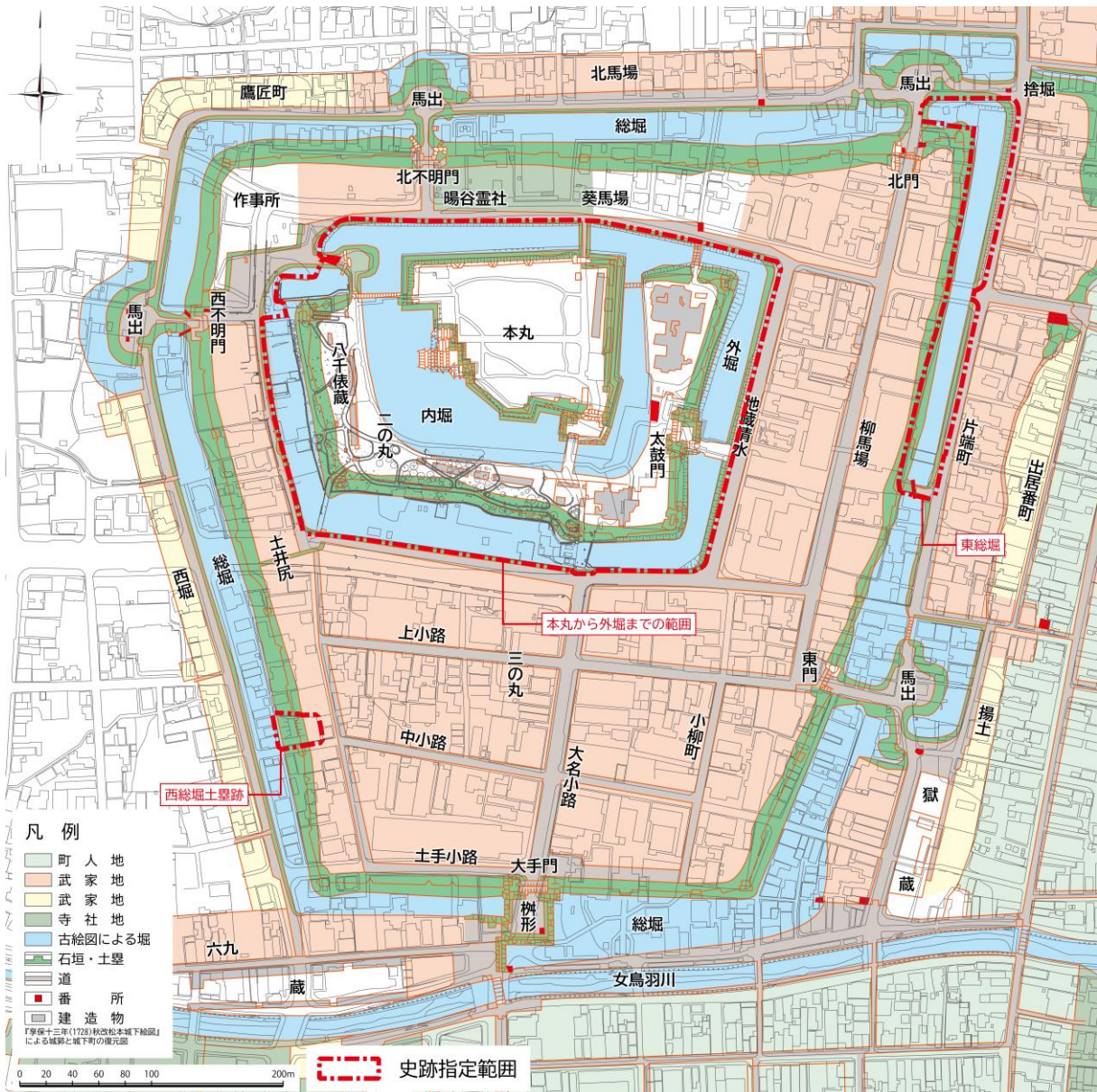
表1-1 松本藩歴代城主

城主	代	入封・転封年、石高等
石川氏	数正 初代	天正18年(1590年)に和泉国から8万石で入封
	康長 2代	慶長18年(1613年)に大久保長安事件に連座し改易。九州佐伯へ配流
小笠原氏	秀政 3代	慶長18年(1613年)に信濃国飯田から8万石で入封
	忠真 4代	元和3年(1617年)に播磨国明石へ転封
戸田氏	康長 5代	元和3年(1617年)に上野国高崎から7万石で入封
	康直 6代	寛永10年(1633年)に播磨国明石へ転封
松平氏	直政 7代	寛永10年(1633年)に越前国大野から7万石で入封
		寛永15年(1638年)に出雲国松江へ転封
堀田氏	正盛 8代	寛永15年(1638年)に武蔵国川越から7万石で入封
		寛永19年(1642年)に下総国佐倉へ転封
水野氏	忠清 9代	寛永19年(1642年)に三河国吉田から7万石で入封
	忠職 10代	
	忠直 11代	
	忠周 12代	
	忠幹 13代	
	忠恒 14代	
戸田氏	光慈 15代	享保11年(1726年)に志摩国鳥羽から6万石で入封
	光雄 16代	
	光徳 17代	
	光和 18代	
	光悌 19代	
	光行 20代	
	光年 21代	
	光庸 22代	
	光則 23代	

## 2 近世城郭としての縄張りとなつて築城当時の姿を伝える唯一の平城

松本城の縄張りは、城郭を三重の堀が囲んでいます。本丸、二の丸を囲む内堀・外堀、三の丸を囲む総堀の一部が残存しており、近世城郭としての縄張りの特徴をよくとどめています。特に総堀は、東総堀が追加指定された後、西総堀土塁跡、更に東総堀の水切り土手が史跡に追加指定され、新たな価値付けが加えられています。また、外堀についても、復元整備による新たな魅力の創出を行うため、南・西外堀の史跡追加指定が行われました。地表面に残る堀や土塁、石垣などの地表に露出している遺構に加え、地下に埋蔵されている遺構の保存状態も良好で、城郭の構造や先人たちが培ってきた歴史の積み重ねを確認することができます。

また、本丸の西南隅には文禄期に建てられた日本最古の五重六階の天守が現存しています。このように、近世城郭としての縄張りとなつて残っている唯一の平城としての価値を有しています。



第28図 近世城郭の特徴をよくとどめる縄張り

史跡松本城の本質的価値は、上記の2点以外に、近代以降に付加された価値として、以下に示す2点についても提示することができます。

### 3 市民の力によって守られてきた城

天守は市川量造ら市民の手によって破却を免れ、旧制松本中学校長の小林有也が中心となって明治時代に行われた修理も市民の寄付に支えられてきた等、松本城は市民の尽力により守られてきました。昭和5年には「史蹟名勝天然記念物保存法」により、全国の城郭の中でも最初期の段階で史跡に指定され、その価値が早くから認められています。史跡指定後は、往時の松本城の姿を取り戻そうという動きがあり、旧制松本中学校や旧松本区裁判所庁舎（国重要文化財）といった明治以降に造られた二の丸内の建造物等を、史跡指定範囲外へ移転させています。現在もその取組みは続いており、二の丸内に所在する市立博物館の移転や、埋め立てられた南・西外堀の復元に向けた事業を市民の理解を得ながら行っています。なお、旧松本区裁判所庁舎についてはその後、熱心な市民運動によって移築・保存されることとなり、平成29年には国の重要文化財にも指定されました。こうした市民による文化的価値に対する先見の明と、保存へ向けた行動力は史跡松本城の保存にも通じるものであり、本質的価値の一翼を担うものと言えます。



市川量造



小林有也



昭和の大修理



床磨きボランティア

注) 写真は松本市HPより

### 4 地域の誇りであり、松本を代表する地域遺産

史跡松本城の大部分は、都市公園「松本城公園」として市民に親しまれています。周辺建物の高さ規制等により、本丸や、二の丸から天守とその背景に北アルプス、美ヶ原を望むことができ、往時にも眺められたと考えられる歴史的景観が保たれています。また、松本は全国でも有数の湧水地帯であり、松本城周辺の豊富な湧水は、堀水の水源としても用いられています。二の丸から北アルプスを借景に内堀の際に位置する天守の風景は、まさに松本を象徴する景観として広く受け入れられ、地域の誇りとなっています。松本城は現代に至るまで、地域とともに歴史を歩んできた松本を代表する地域遺産と言えます。



北アルプスを借景に内堀の際に位置する天守

# 第5章 整備における現状と課題

## 1 地区区分設定

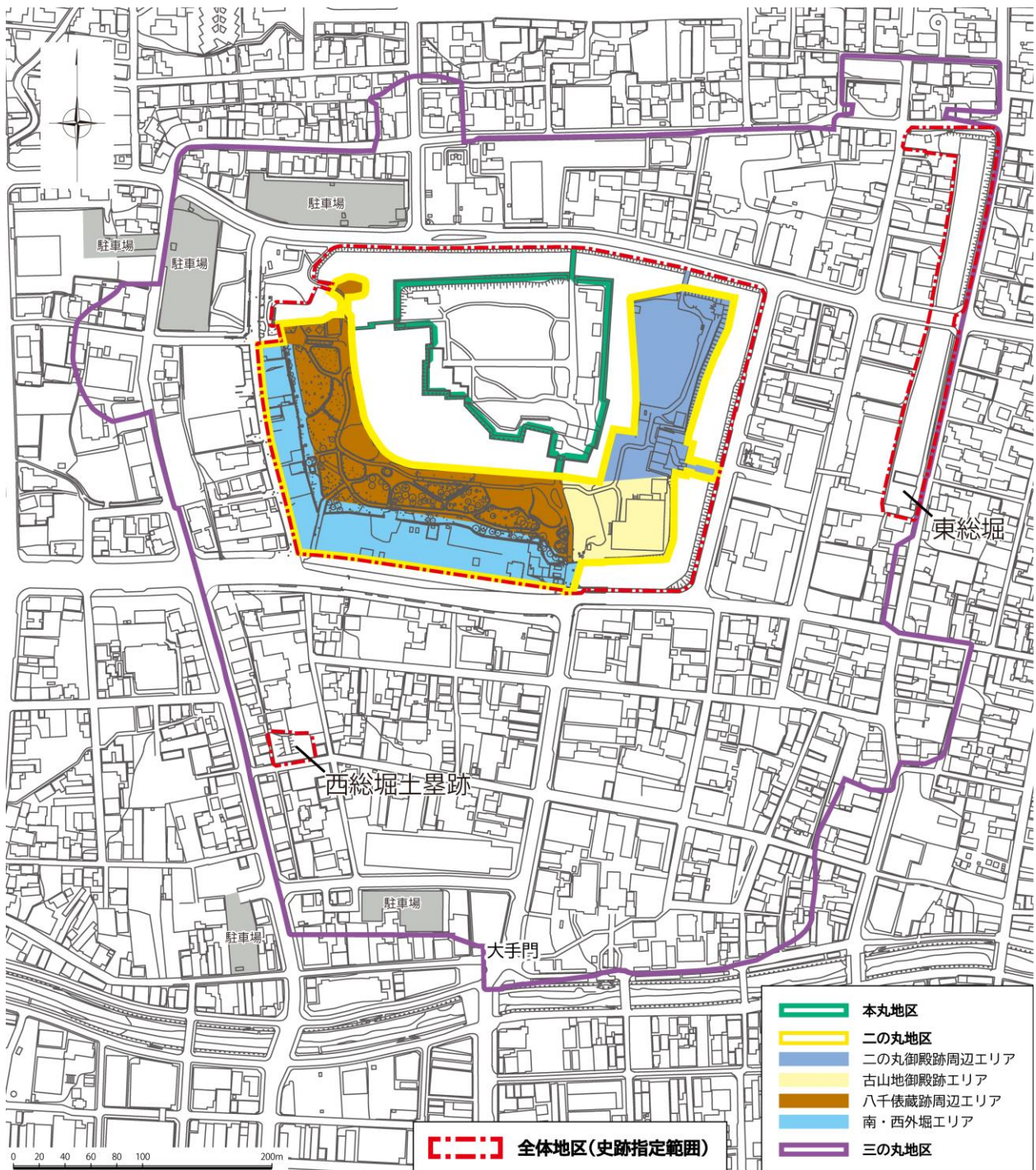
### (1) 史跡松本城の地区区分

検討課題の整理に当たっては、史跡全体の中での位置関係や城郭における機能等に注目する必要があることから、保存活用計画の地区区分設定を基本とし、大きく5地区に区分しました。

表12 史跡松本城の地区区分

史跡指定範囲	地区区分	範囲や定義	保存活用計画の地区区分					
			本丸地区	二の丸地区			東総堀地区	西総堀土塁跡地区
				内堀・外堀地区	南・西外堀地区	左記以外		
史跡指定範囲	全体地区	史跡指定範囲全体を指す。	●	●	●	●	●	●
	本丸地区	天守のある城の中心となる曲輪である本丸の範囲	●					
	二の丸地区	本丸地区の外側を取り囲む二の丸の範囲。若宮八幡宮跡、外堀（南・西外堀含む。）・内堀に面する外周の土坡を含む。		●	●	●		
	三の丸地区	史跡指定されている東総堀と西総堀土塁公園の範囲を指す。					●	●
史跡指定範囲外	三の丸地区（指定範囲外）	二の丸地区を取り囲む三の丸の範囲	（全体に係る地区区分は設定されていない。）					
	城下町地区	史跡指定範囲外の城下町の範囲	（全体に係る地区区分は設定されていない。）					





第29図 整備基本計画の地区区分

## 2 整備における現状と課題

各地区の課題の概要を整理します。（表13）

### 【全体地区】

全体地区では石垣の修理や、石垣の状況管理のためのカルテ作成、植栽・樹木の適切な管理、史跡に関する解説板の整備・更新、既存堀の浚渫<sup>しゅんせつ</sup>、ガイダンス施設の設置等が課題となっています。また、現況水堀となっている部分については、浚渫が必要となっています。

### 【本丸地区】

管理事務所の撤去、本丸御殿跡の整備、北外堀内側石垣の補修、多聞櫓跡<sup>やぐら</sup>・折廻し櫓跡の整備、足駄塀の周知、黒門台石垣の改修が課題となっています。また、国宝松本城天守については、耐震対策や電気設備・防災設備の更新が必要です。

### 【二の丸地区】

市立博物館の移転、辰巳隅櫓跡の整備、古山地御殿跡の整備、八千俵蔵跡と周辺の整備、南・西外堀の復元、南隅櫓跡の整備、東北隅櫓の再整備、二の丸御殿跡の再整備が課題となっています。

### 【三の丸地区】

東総堀は、解説板の設置・更新や周辺案内板の充実等が課題となっています。西総堀土塁公園は、既存の解説板の老朽化が課題となっています。

なお、上記の史跡指定地の範囲に加え、周辺整備計画で示されている次の整備についても、引き続き、その取組みについて検討を行っていく必要があります。

### 【三の丸地区（指定範囲外）】

北馬場総堀の整備及び御幸橋付近の総堀の整備が課題となっています。史跡指定外においても往時の松本城について理解を深めるためのサイン表示等の検討が必要です。

### 【周辺地区】

史跡松本城と一体となった周辺景観の整備とまちなみの整備が課題となっています。

次に、設定した地区ごとに課題を整理します。

#### ア 全体地区

##### 【保存のための整備】

##### ①石垣の修理

顕著な石の抜けや孕み出しが見られる等、石垣の修理が必要な箇所があります。

##### ②石垣カルテの作成

石垣全体の現状記録（測量）、破損箇所の把握、修理履歴等の詳細調査（石垣カルテの

作成)が未実施です。このため、細部にわたる石垣の破損状況の把握や経過観察及び地震等災害発生時に石垣の崩落箇所の復旧に必要となる詳細記録が不明な状態です。

### ③堀の浚渫

既存の堀内には大量の堆積物が蓄積しており、水深は浅い所では10センチメートル程度となっている範囲が見られ、堀が埋まりつつある状況です。こうした箇所では、降水量の少ない時期や、地下水の投入量が変化した際、堆積物が水面上に露出する事態がこれまでに何度か生じています。近年では、平成25年度に浚渫(堆積物除去)を行いました。小規模な浚渫では根本的な解決とならないため、大規模な浚渫が必要となっている状況です。

### ④水質の維持・管理

南・西外堀の復元及び堀の浚渫を行った後、水の滞留時間の増加に伴い、水質悪化等が想定されるため、事業後の水質維持・管理についての対策が必要です。

## 【活用のための整備】

### ⑤サイン計画の作成

現状の解説板は、その都度作成・設置したもので、全体のサイン計画がないため、デザインや内容にバラツキがあり、統一性がありません。また、史跡の構成要素に関するサインが不足しているため、サイン計画が必要です。動線計画との整合が必要です。

### ⑥サイン整備

史跡の構成要素に関するサインが不足しているため、史跡松本城にとって重要な場所が史跡の一部として認識してもらうことができず、保存の意識にも結び付いていません。サイン計画に基づくサインの整備が必要です。

### ⑦動線計画の作成

絵図等の記録では、蔵や御殿となっている場所が園路となっているため、全体的な動線の見直しが必要となっています。また、史跡全体を回遊してもらうための動線計画がないため、園路の改修を見据えた動線計画の作成が必要です。サイン計画との整合が必要です。

### ⑧園路の整備

動線計画に基づいた園路の見直し及び整備が必要となっています。また、本丸・二の丸とも、不陸箇所や暗渠排水の老朽化により、雨天時には随所に水たまりができ、観覧や公園利用の支障となっており、改善が必要です。特に本丸は、細かい砂利敷きとしており、車いすやベビーカー等の通行に支障があり、改善が必要です。

### ⑨トイレの再配置

トイレの老朽化が進んでいます。また、南・西外堀復元に伴う二の丸側の整備に当たり、トイレが支障となる可能性があるため、今後の取扱いについて検討が必要です。また、現

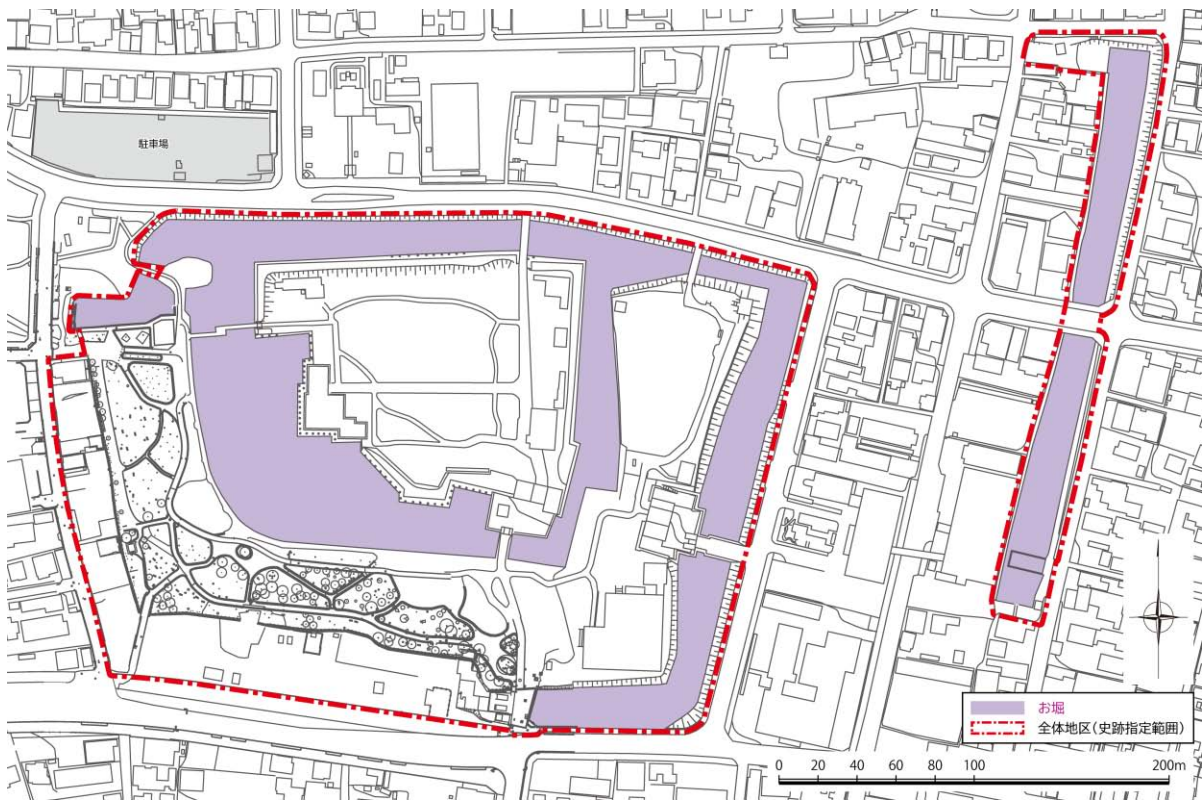
況のトイレは、ベビーシートが設置されているものが7か所中2か所、オストメイト対応も1か所しかないため、再配置等の全体的な検討が必要となります。

⑩植栽の整備

樹勢の維持、安全管理及び良好な景観・環境形成等の観点から、<sup>せん</sup>剪定、枝払い等適切な維持管理が必要となっています。樹勢の衰えている樹木について、専門家による診断等の樹勢回復の措置を講ずる必要があります。また、整備に当たり、樹木が支障となる可能性があるため、今後の取扱いについて検討が必要です。

⑪往時の登城路の周知

松本城絵図より、かつての二の丸内への出入口は太鼓門となっていますが、現在の主となる出入口は、南側出入口となっています。二の丸への本来の出入口は太鼓門であるということを周知させる方法の検討が必要となります。



第30図 全体地区



堆積物で埋まりつつあるお堀



内堀（南側）と本丸

## イ 本丸地区

### 【活用のための整備】

#### ①管理事務所の移転

管理事務所は本丸内の景観阻害要因となっており、移転が周辺整備計画にも位置付けられていますが、現時点では検討が進んでいないため、移転・撤去へ向けた具体的な取組みが必要です。

#### ②本丸御殿跡及び園路の整備

本丸御殿跡は、現在仮の平面表示が行われていますが、園路により分断されています。今後の整備として園路を迂回させ、発掘調査に基づいた平面表示を行うことが必要です。ただし、中央の園路は現在本丸内に緊急車両が入ることのできる唯一の通路幅となっているため、迂回路検討の際には他園路の拡幅も必要となっています。

また、地表面から近世の遺構面までの深度が浅いことから、地下遺構の保存に十分な配慮が必要です。今後の本丸内整備に合わせて、盛土等の保護措置を検討する必要があります。

#### ③足駄堀の周知

現在、埋の橋が架けられている場所には、かつて足駄堀が設置されていたことが絵図等で示されており、幕末期の本来の姿を周知させる方法の検討が必要となります。

#### ④多聞櫓跡及び折廻し櫓跡の整備

本丸東側の土塁に存在していた多聞櫓及び折廻し櫓については、発掘調査を実施し、位置等の確認、復元整備方針の検討が必要となっています。

(以下、史跡整備ではないもの)

### 【史跡整備外】

#### ⑤天守の耐震対策

松本城天守の耐震診断を平成26年度から28年度までの3か年で実施したところ、耐震性能が不足しており、大地震動時(震度6強から7程度)に、天守建造物のうち乾小天守が倒壊、その他は倒壊の可能性があることが判明しました。そこで、松本城の文化財的価値を損なわない耐震補強案の検討及び耐震工事の実施が必要です。

#### ⑥天守の防災対策

令和3年度から天守の防災対策工事を実施しています。既存設備の更新や、スプリンクラーの設置(天守2階のみ)といった新規設備の設置も行っています。今後は、天守・史跡内の避難誘導計画の策定や、動線や展示施設の見直しが必要です。

#### ⑦黒門の耐震対策

黒門は、平成30年に耐震診断を行った結果、耐震性能が不足しており、大地震動時(震

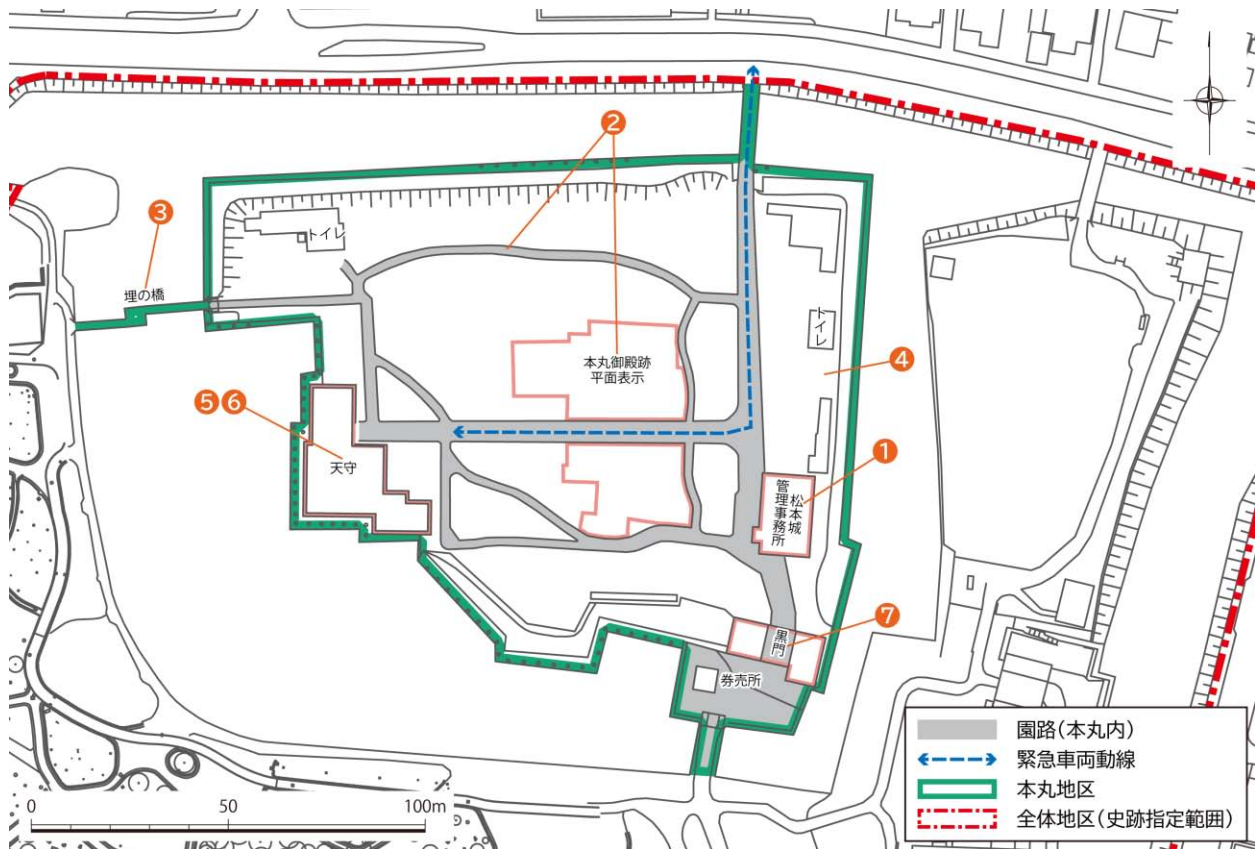
度6強から7程度)に、一の門、二の門、袖塀、それぞれに倒壊の可能性があると診断されたことから耐震対策工事が必要です。また、門台石垣も修理が必要な状況となっています。



本丸御殿平面表示と園路(天守内から)



若宮八幡社跡・埋の橋(足駄塀があったとされる場所)



第31図 本丸地区拡大

## ウ 二の丸地区（二の丸御殿跡周辺エリア）

## 【活用のための整備】

## ①二の丸御殿跡の再整備

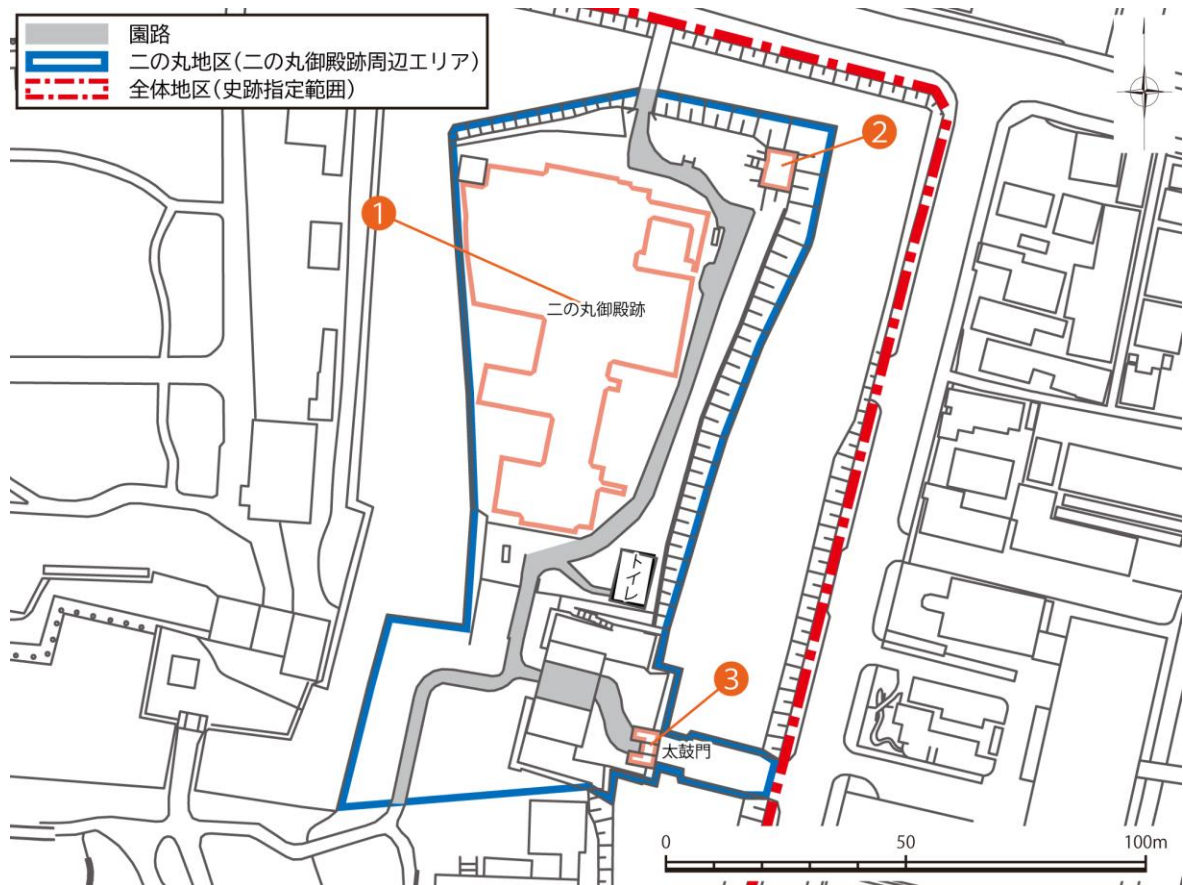
現在平面表示による整備がされている二の丸御殿跡は、整備から30年以上が経過し、再整備が必要となっています。より良い姿にするため、引き続き調査研究が必要です。

## ②東北隅櫓跡の再整備

現在芝生地となっている場所には、東北隅櫓跡の整備が必要です。

## ③太鼓門の耐震対策

太鼓門は、平成30年度に黒門とともに実施した耐震診断の結果、耐震性能が不足しており、大地震動時（震度6強から7程度）、一の門、二の門、袖塀、それぞれ倒壊の可能性があることと診断されたことから耐震対策工事が必要です。



第32図 二の丸地区（二の丸御殿跡周辺エリア）拡大



二の丸御殿跡



東北隅櫓跡

工 二の丸地区（古山地御殿跡エリア）

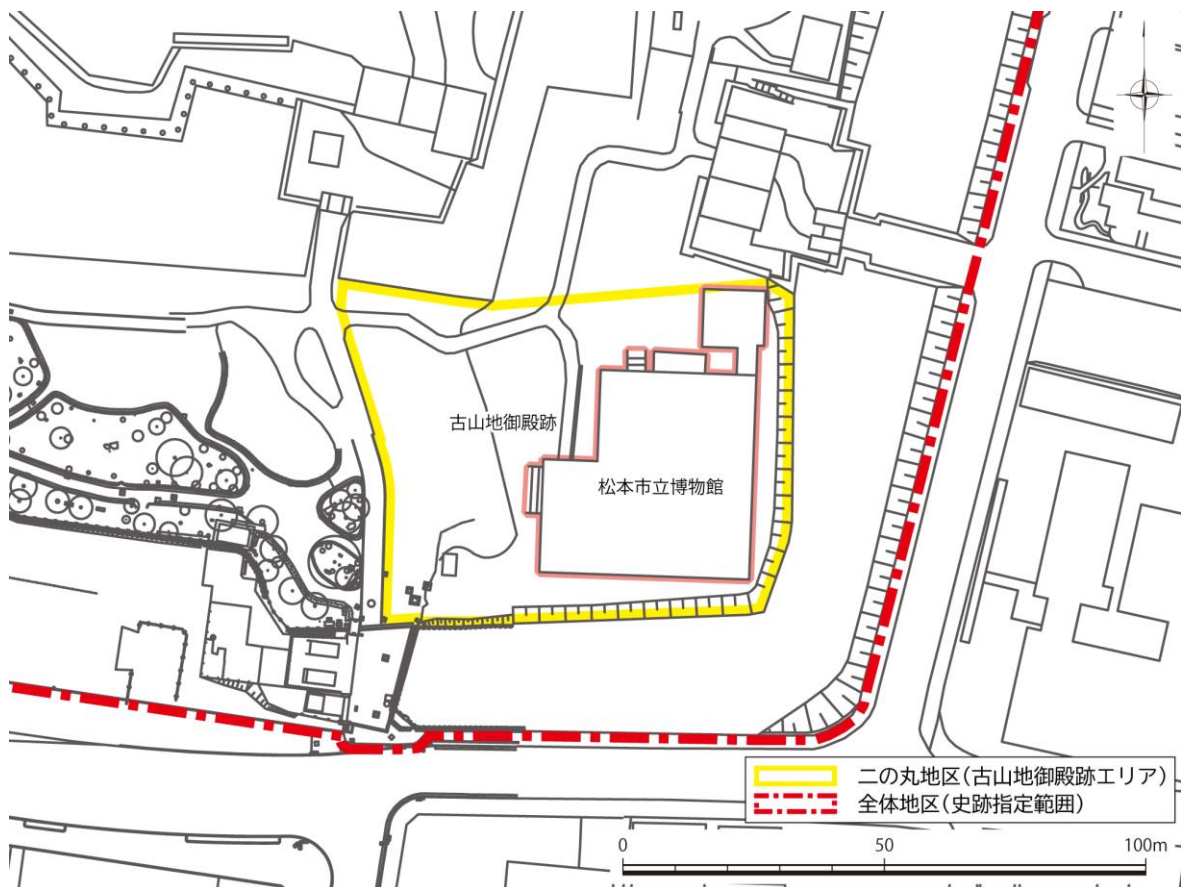
【活用のための整備】

④旧市立博物館の解体

旧市立博物館の解体に当たっては、史跡を傷つけない施工が必須であるため、事前の発掘調査や検討が必要です。

⑤古山地御殿跡及び辰巳隅櫓跡の整備

市立博物館解体後の跡地については、古山地御殿跡及び辰巳隅櫓跡の発掘調査及び整備が可能となることから、実施に向けた検討が必要となります。また、大規模なイベント開催時の一般の来場者の快適な見学環境及び一般市民の憩いの場の確保が課題となっていることから、イベント会場と来場者の動線が重ならないようなゾーニングについても検討が必要です。



第33図 二の丸地区（古山地御殿跡エリア）拡大



旧松本市立博物館（閉館）



## オ 二の丸地区（八千俵蔵跡周辺エリア）

## 【活用のための整備】

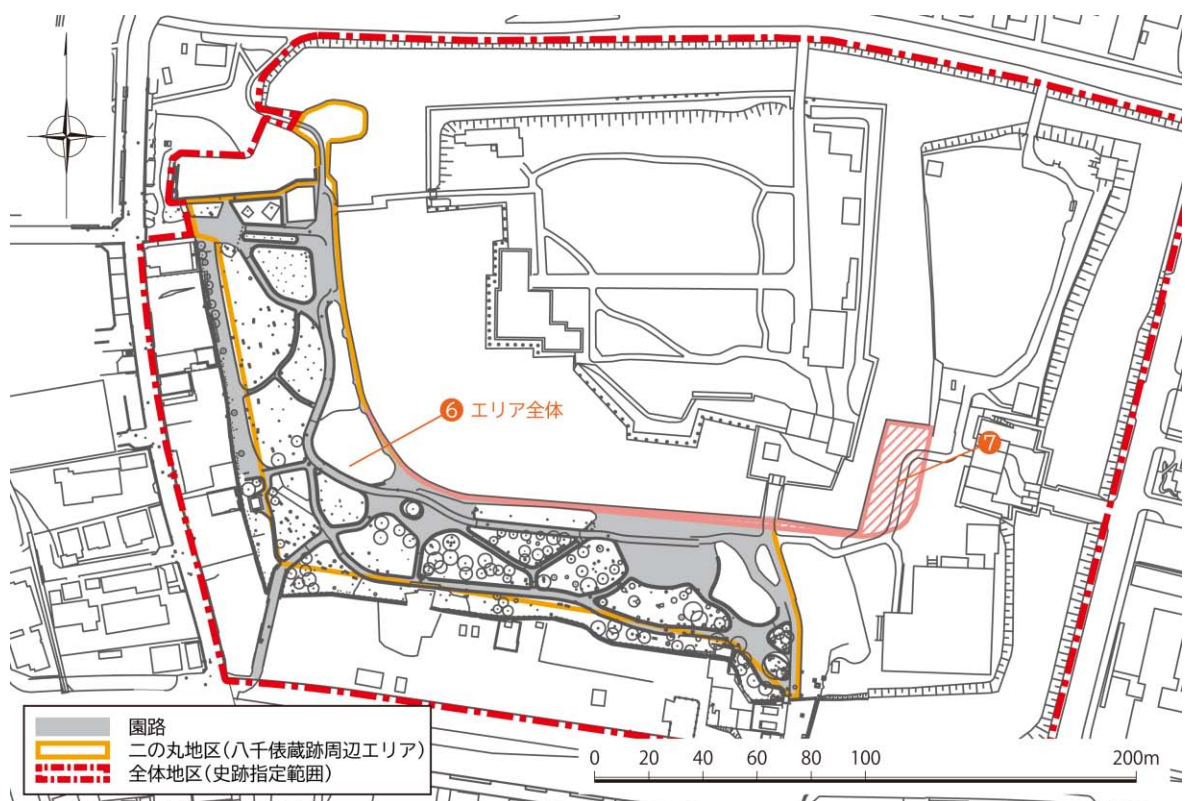
## ⑥八千俵蔵跡と周辺の整備

八千俵蔵跡と周辺の整備のため、文献資料や発掘調査等から詳細を明らかにする必要があります。絵図では蔵となっている場所が園路となっているため、全体的な園路の見直しが必要となっています。

また、南・西外堀の復元の際、既存の園路まで整備範囲が及ぶことが想定されるため、エリア内の園路の見直し、トイレ2か所の再配置等、エリア全体の再整備を検討する必要があります。

## ⑦内堀の整備

内堀については、旧制松本中学校建設のため埋め立てられた内堀南側・南東側の部分について、発掘調査を行い、その結果に基づいて本来の姿が分かるような整備を行う必要があります。



第34図 二の丸地区（八千俵蔵跡周辺エリア）拡大

カ 二の丸地区（南・西外堀エリア）

【活用のための整備】

⑧南・西外堀の復元

二の丸地区のうち、南・西外堀エリアにおいては、堀の復元が課題となっています。

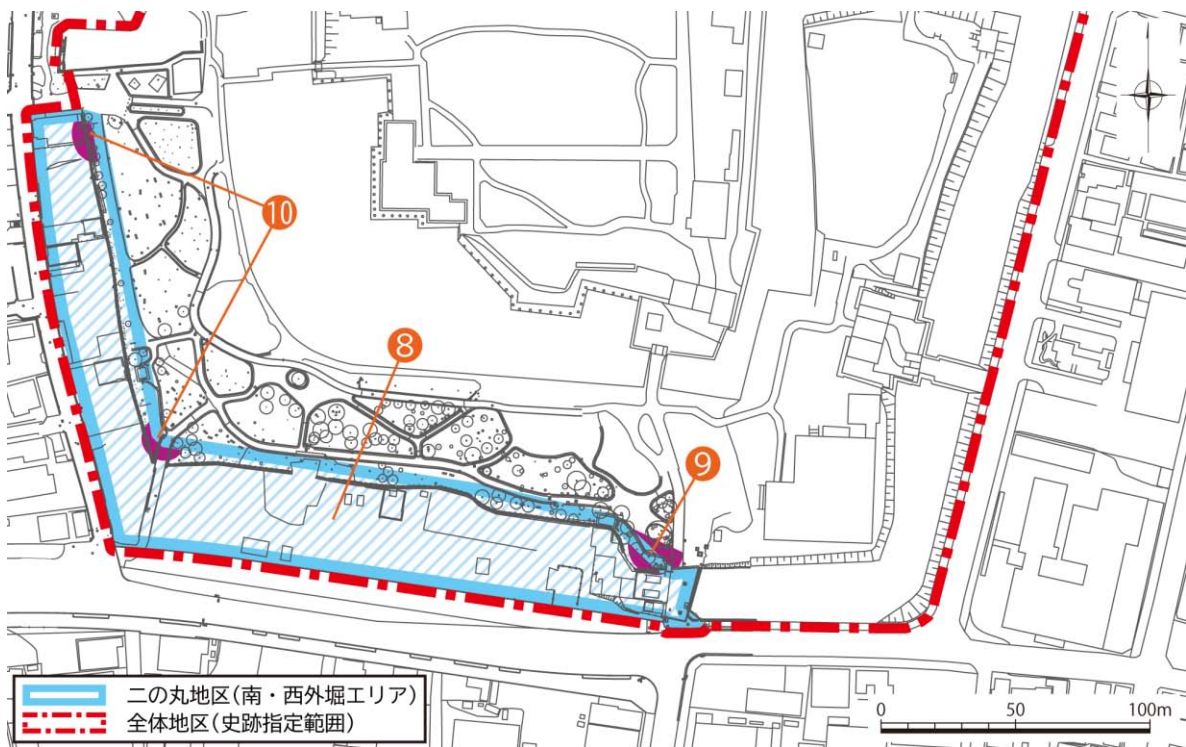
南・西外堀の復元については、現在南側の範囲は公有地化がほとんど完了しており、西側についても関係権利者の理解と協力の下、今後も継続して史跡追加指定と公有地化を推進する必要があります。事業予定地の一部から土壌汚染対策法に基づく溶出基準量を上回る量の汚染物質が検出され、それらの対策や堀の形状、堀水の確保方法等の課題があります。

⑨南隅櫓跡の整備

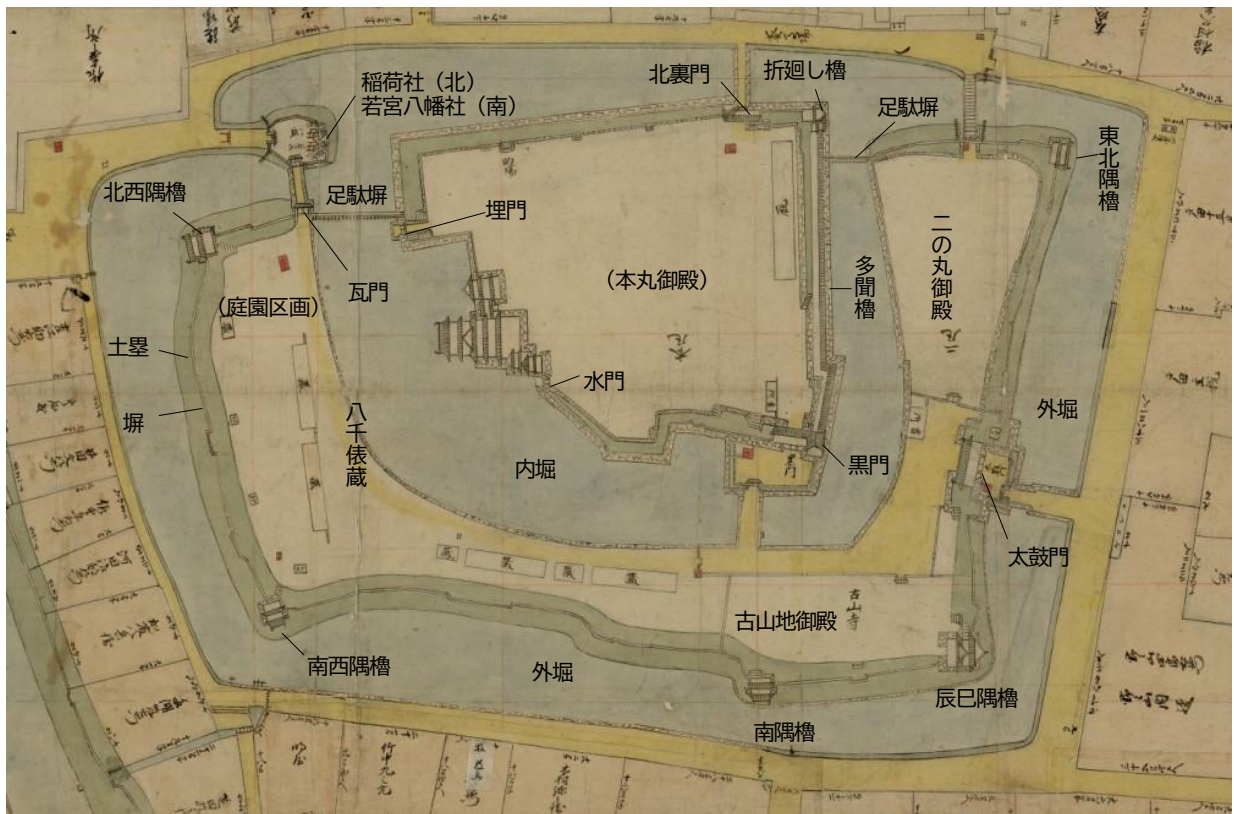
南隅櫓跡の整備については、発掘調査を実施し、位置等の確認、復元整備方針の検討が必要となっています。

⑩北西隅櫓跡及び南西隅櫓跡の整備

北西隅櫓跡及び南西隅櫓跡については、発掘調査を実施し、位置等の確認、復元整備方針の検討が必要となっています。



第35図 二の丸地区（南・西外堀エリア）拡大



第36図 松本城本丸から外堀までの範囲  
 (「享保十三年秋改 松本城下絵図」(1728年)の一部)

キ 三の丸地区

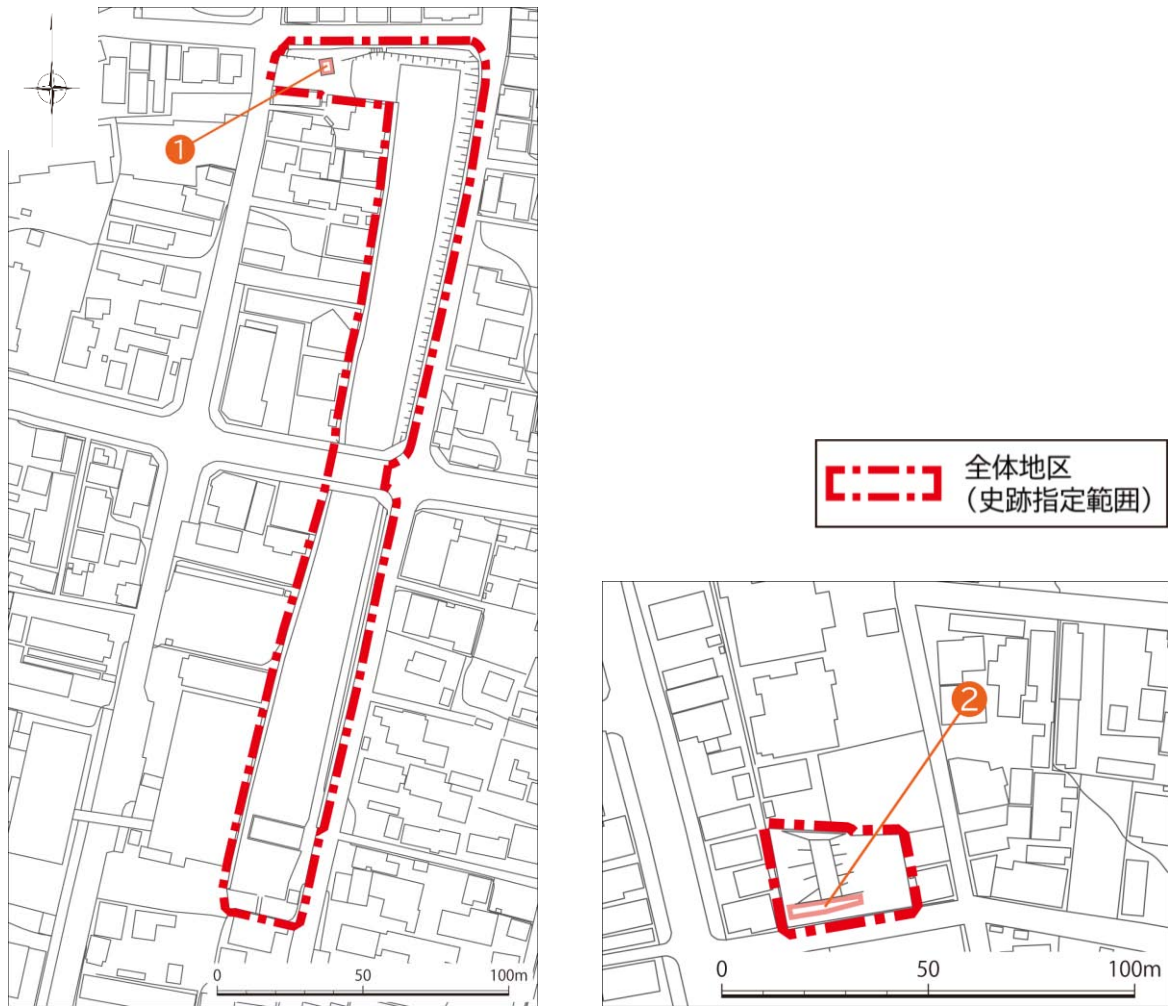
【活用のための整備】

①東総堀の周知

本丸・二の丸地区から東総堀への人の流れを創出するための周知（サイン整備等）が必要です。また、東総堀周辺には、かつて馬出があったことを示す北門馬出跡や、北門大井戸がありますが、更なる周知（サイン整備等）が必要です。

②西総堀土塁跡の再整備

西総堀土塁跡の再整備が必要となっています。より良い姿にするため、引き続き調査研究が必要です。



第37図 三の丸地区拡大



北門大井戸



西総堀土塁跡

## ク 三の丸地区（指定範囲外）

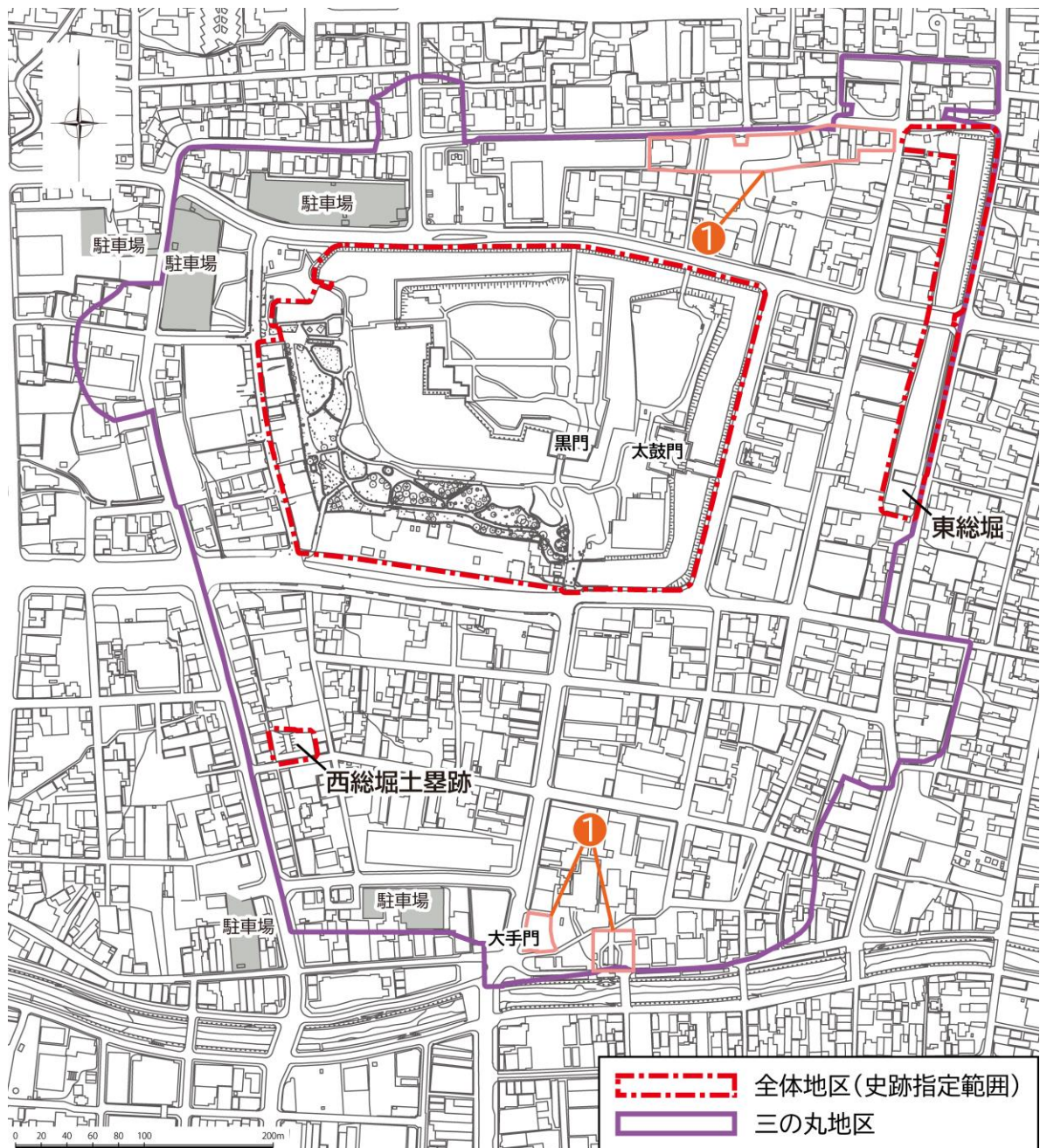
## 【活用のための整備】

## ①三の丸地区（指定範囲外）の特徴と歴史的価値の周知

指定範囲外に残る往時の松本城の痕跡が残る部分（北馬場周辺、御幸橋周辺、大手門跡等）への人の流れの創出や、保存につなげるための周知（サイン整備等）が必要です。

## ②ガイダンス施設の整備

現状、史跡松本城のガイダンス施設が存在していないため、博物館との連携の在り方の検討等による情報提供の充実が必要となります。



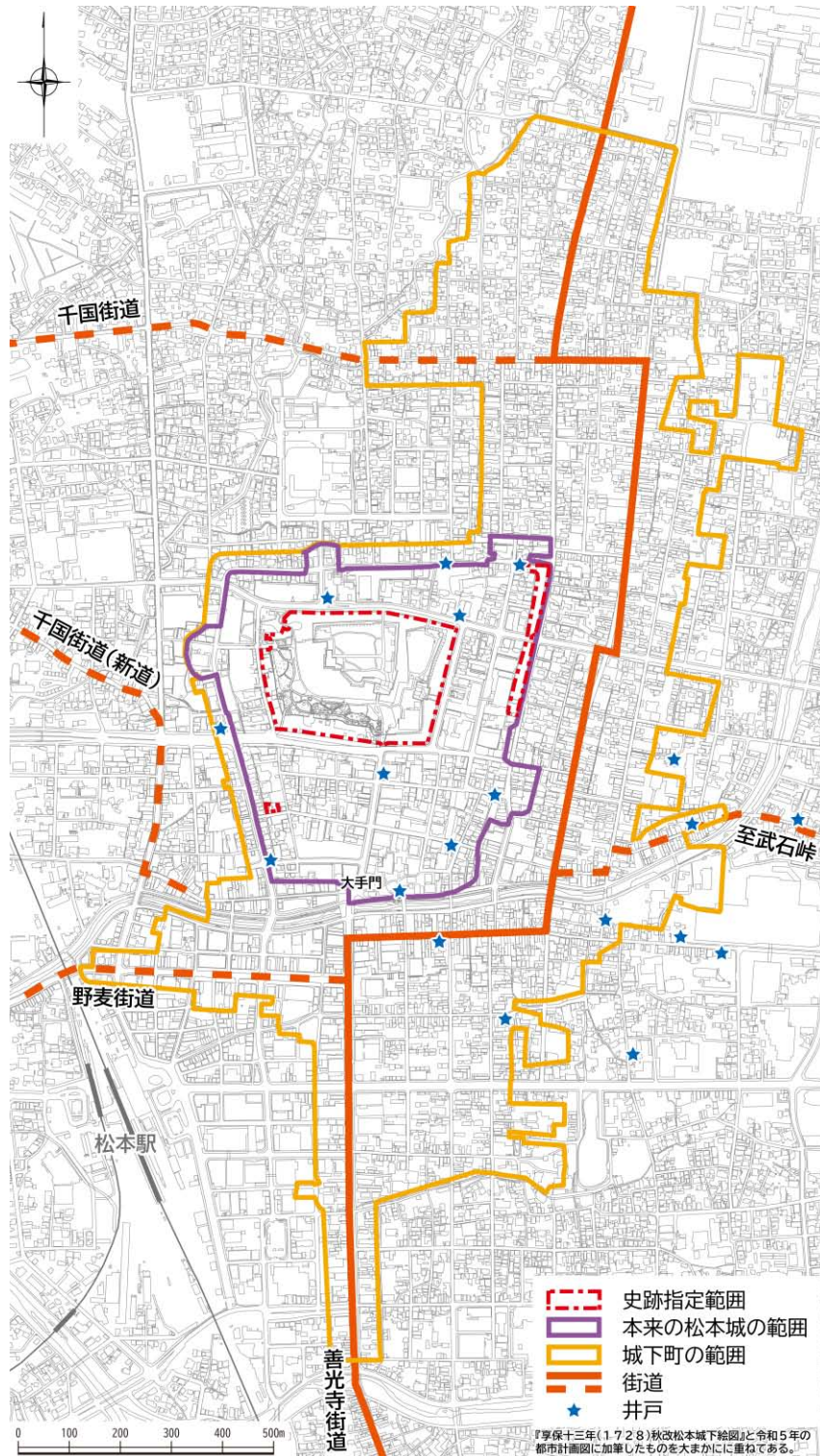
第38図 三の丸地区（指定範囲外）

ケ 城下町地区

【活用のための整備】

①城下町の特徴と歴史的価値の周知

武家屋敷等の建造物や町割り、水路、井戸等が再開発によって変化しています。指定範囲外に残る往時の城下町の特徴が残る部分への人の流れの創出や、保存につなげるための周知（サイン整備等）が必要です。



第39図 城下町地区

### 3 整備の優先順位について

地区区分ごとの整備における主な検討課題を整理した上で、計画的に課題を解決していくために現在の取組み進捗を踏まえ、整備の優先順位を検討しました。

#### (1) 優先順位が高いもの（取組みが進んでいて、短期的に解決ができるもの）

##### 全体地区

- ②石垣カルテの作成
- ③堀の浚渫
- ④水質の維持・管理
- ⑤サイン計画の作成
- ⑦動線計画の作成

##### 本丸地区（該当する課題は全て史跡整備ではない。）

- ⑤天守の耐震対策
- ⑥天守の防災対策
- ⑦黒門の耐震対策

##### 二の丸地区

- ③太鼓門の耐震対策
- ④旧市立博物館の解体
- ⑧南・西外堀の復元

#### (2) 順位がやや高いもの（短期的に解決ができるもの）

##### 全体地区

- ①石垣の修理
- ⑥サイン整備
- ⑧園路の整備
- ⑨トイレの再配置
- ⑩植栽の整備
- ⑪往時の登城路の周知

##### 本丸地区

- ③足駄堀の周知

##### 二の丸地区

- ⑤古山地御殿跡及び辰巳隅櫓跡の整備
- ⑥八千俵蔵跡と周辺の整備
- ⑦内堀の整備
- ⑨南隅櫓跡の整備

⑩北西隅櫓跡及び南西隅櫓跡の整備

(3) 順位が低いもの（長期的に解決すべきもの）

本丸地区

- ①管理事務所の移転
- ②本丸御殿跡及び園路の整備
- ④多間櫓跡及び折廻し櫓跡の整備

二の丸地区

- ①二の丸御殿跡の再整備
- ②東北隅櫓跡の再整備

三の丸地区

- ①東総堀の周知
- ②西総堀土塁跡の再整備

三の丸地区（指定範囲外）

- ①三の丸地区（指定範囲外）の特徴と歴史的価値の周知
- ②ガイダンス施設の整備

城下町地区

- ①城下町地区の特徴と歴史的価値の周知



表1-3 地区区分ごとの整備における主な検討課題

	地区区分	通し番号	番号	整備における主な検討課題	優先度	整備区分		
史跡指定範囲	全体地区	1	①	石垣の修理	・顕著な石の抜けや孕み出しが見られる等、石垣の修理が必要な箇所がある。	やや高	保存のための整備	
		2	②	石垣カルテの作成	・石垣の詳細記録が不明であり、石垣カルテを作成する必要がある。	高		
		3	③	堀の浚渫	・堀の浚渫（堆積物の除去）が必要である。	高		
		4	④	水質の維持・管理	・堀の復元及び浚渫事業後、水の滞留時間の増加に伴い、水質悪化が想定されるため、対策が必要である。	高		
		5	⑤	サイン計画の作成	・現状の解説板は、全体のサイン計画がないため、デザインや内容に統一性がない。	高		
		6	⑥	サイン整備	・史跡の構成要素に関するサインが不足し、情報を市民、来場者に十分に提供できていない。	やや高		
		7	⑦	動線計画の作成	・史跡全体を回遊してもらうための計画がないため、動線計画を作成する必要がある。	高		
		8	⑧	園路の整備	・蔵や御殿となっている場所が園路となっているため、全体的な園路の見直しが必要である。また、不陸箇所や暗渠排水の老朽化により、雨天時に随所に水たまりができ、改善が必要である。	やや高		
		9	⑨	トイレの再設置	・トイレ等の便益施設の整備見直しや、南・西外堀の復元に伴う代替機能の確保等、今後の取扱いの検討が必要である。	やや高		活用のための整備
		10	⑩	植栽の整備	・樹木の適切な管理、南・西外堀復元に伴う今後の取扱いの検討が必要である。また、樹勢の衰えている樹木について、専門家による診断等の樹勢回復の措置を講ずる必要がある。	やや高		
		11	⑪	往時の登城路の周知	・二の丸への本来の出入口は太鼓門であるということを知りさせる方法の検討が必要である。	やや高		
	本丸地区	12	①	管理事務所の移転	・管理事務所の移転・撤去へ向けた具体的な取組みが必要である。	低	史跡 整備外	
		13	②	本丸御殿跡及び園路の整備	・本丸御殿跡の整備や園路の改修が必要である。	低		
		14	③	足駄堀の周知	・足駄堀の整備に関する検討が必要である。	やや高		
		15	④	多門櫓跡及び折廻し櫓跡の整備	・多門櫓及び折廻し櫓については、整備に向けた検討が必要である。	低		
		16	⑤	天守の耐震対策	・天守の耐震対策工事が必要である。	高		
		17	⑥	天守の防災対策	・天守の電気設備・防災設備の更新が必要である。	高		
		18	⑦	黒門の耐震対策	・黒門の耐震対策が必要である。	高		
	二の丸地区	二の丸御殿跡周辺エリア	19	①	二の丸御殿跡の再整備	・二の丸御殿の再整備とさらなる調査研究が必要である。	低	
			20	②	東北隅櫓の整備	・東北隅櫓の整備に向けた検討が必要である。	低	
			21	③	太鼓門の耐震対策	・太鼓門の耐震対策工事が必要である。	高	
		古山地御殿跡エリア	22	④	旧市立博物館の解体	・市立博物館の移転・解体に伴う検討が必要である。	高	
			23	⑤	古山地御殿跡及び辰巳隅櫓跡の整備	・市立博物館の移転後、古山地御殿跡及び辰巳隅櫓跡の発掘調査及び整備に向けた検討が必要である。	やや高	
		八千俵蔵跡周辺エリア	24	⑥	八千俵蔵跡と周辺の整備	・八千俵蔵跡と周辺の整備に向けた検討が必要である。南・西外堀復元事業にあわせた園路の見直し等、エリア全体の整備へ向けた検討が必要である。	やや高	
			25	⑦	内堀の整備	・旧制松本中学校建設のため埋め立てられた内堀南側・南東側の部分について、発掘調査と、その結果に基づいた整備を行う必要がある。	やや高	
		南・西外堀エリア	26	⑧	南・西外堀の復元	・南・西外堀の復元が必要である。	高	
			27	⑨	南隅櫓跡の整備	・南隅櫓跡の整備に向けた検討が必要である。	やや高	
			28	⑩	北西隅櫓跡及び南西隅櫓跡の整備	・北西隅櫓跡及び南西隅櫓跡について整備に向けた検討が必要である。	やや高	
	三の丸地区	29	①	東総堀の周知	・本丸・二の丸地区から東総堀への人の流れを創出するための周知が必要である。	低	低	
		30	②	西総堀土塁跡の再整備	・西総堀土塁跡の再整備が必要である。	低		
	史跡指定範囲外	三の丸地区（指定範囲外）	31	①	三の丸地区（指定範囲外）の特徴と歴史的価値の周知	・指定範囲外に残る往時の松本城の痕跡が残る部分（北馬場周辺、御幸橋周辺、大手門跡等）への人の流れの抄出や保存につなげるための周知が必要である。	低	低
			32	②	ガイダンス施設の整備	・現状、史跡松本城のガイダンス施設が存在していないため、博物館との連携の在り方の検討等による情報提供の充実が必要である。	低	
		城下町地区	33	①	城下町の特徴と歴史的価値の周知	・指定範囲外に残る往時の城下町の特徴（町割りや道路、十王堂等）が残る部分の保存につなげるための周知が必要である。	低	

## 第6章 基本理念と基本方針

### 国宝天守だけじゃない！ “史跡松本城”の価値や魅力を分かり易く伝える

#### 1 基本理念

史跡松本城を後世へ確実に引き継いでいくためには、史跡松本城が持つ魅力や価値を分かり易く伝え、多くの人に理解してもらうことが必要です。

現状、「国宝松本城」という言葉がよく使われています。しかし、国宝はあくまで建造物の天守のみを指しており、本丸や二の丸といった松本城公園の大部分は史跡の指定範囲になっています。また、文化財としての正式な名前は「国宝松本城天守ほか4棟」、「史跡松本城」です。

史跡松本城の魅力や価値をより広く、分かり易く伝えることを目指し、保存活用計画で定めた大綱に基づき、整備の基本理念を以下のとおり設定します。

#### (1) 史跡の一体的な保存・活用整備

史跡松本城の構成要素や本質的価値を分かり易く顕在化し、それらの一体的な保存・活用整備を図ることによって、史跡松本城及び国宝松本城天守を後世に確実に引き継ぎます。

なお、整備に当たっては十分な調査研究により史実を把握し、それに基づく復元や、復元以外の多様な手法によって往時の姿を伝えます。

#### (2) 関連する文化的資源の活用による史跡の価値向上

史跡指定地外にあり、松本城の本質的価値を構成する重要遺構の調査研究を進め、史跡追加指定等を視野に入れながらその確実な保存を図るとともに、城下町に関連した歴史資産についても一体的な保存活用を図ることで、史跡松本城の価値の更なる向上を図ります。

#### (3) 地域に根差した保存・活用整備

中心市街地に位置し、都市公園でもある史跡松本城を訪れる市民・観光客が快適に見学し、憩うことのできる場として活用を図るとともに、松本城の魅力的な歴史的景観や文化財的価値を身近に享受できるよう整備を図ります。

#### (4) 地域づくり・まちづくりとの連携

松本城が松本市のシンボルとして、また松本城を中心としたまちづくりの核として在り続け、市民や次世代を担う子どもたちが松本城や地域の歴史に誇りを持てるよう、各種まちづくり計画、景観計画等との整合を図るとともに、市民との協働による保存・活用整備を図ります。

## 2 基本方針

### (1) 整備の目標（完成形）

整備における史跡松本城の目標（完成形）を次のとおり定めます。

#### 「幕末期の松本城の姿を可能な限り具現化」

これは、近世城郭としての体裁を整えたと思われる石川氏の時代背景を示す縄張りや天守が一体となって残存する一方、現状において、絵図、写真、その他の客観的な資料に基づく検証可能性が最も高いのが幕末期であることによるもので、このことが、史跡松本城の本質的価値を正しく守り伝えることにつながると考えます。

ただし、景観・管理上やむを得ない場合は、こうした歴史的環境整備に係る対象や手法等について弾力的に考えることとします。

なお、遺構の残存状況や基準となる絵図、古文書等の年代により幕末期の姿を特定し難い場合は、発掘成果と史資料の調査・研究を踏まえ、可能な限り史実に近い再現を行います。

### (2) 整備方針

#### ア 基本原則

- ・ いかなる整備も、十分な調査・研究成果を踏まえて実施します。
- ・ 第4章で示した検討課題の解決を念頭に置きます。

#### イ 整備期間

- ・ 全体の計画期間をおおむね50年とし、10年を目途に段階的に計画を策定し、整備を進めていきます。本計画の整備期間は、実効性のある10年間（令和5年度から令和14年度まで）とします。なお、令和15年以降の整備内容は、整備の実施状況や計画の成果を反映して、期間の終盤（令和12年度から14年度まで）に検討を行います。

#### ウ 整備方針

基本理念に対応する整備方針は次のとおりです。

#### (ア) 史跡の一体的な保存・活用整備に関する方針

- a 史跡等の本質的な価値の保存と顕在化を図るため、計画の立案に当たっては、「保存のための整備」と「活用のための整備」の2つの視点に立ち、それぞれの目的に最も適した整備方針や整備手法を検討します。
- b 「保存のための整備」に当たっては、史跡松本城を確実に保存し、後世に引き継いでいくための取組みを実施します。具体的には、史跡の適切な維持管理や、調査による現状把握と計画的な修理などがその内容となります。
- c 「活用のための整備」に当たっては、史跡松本城の本質的価値を伝えるために、その歴史的景観の整備や利用環境の向上、理解促進等を含む取組みを計画的に実施します。具

体的には、史跡の復元・整備、快適な施設・環境整備などに加え、市民等への公開活用の在り方などのソフト的な取組みやガイダンス施設の整備も含まれます。

#### (イ) 関連する文化的資源の活用による史跡の価値向上に関する方針

a 松本市教育委員会が策定した歴史文化基本構想は、指定・未指定を問わず地域の文化財の詳細な把握を実施した上で、文化財を単体としてではなく、地域の歴史（ストーリー）を語る文化財群として捉え、地域の歴史の理解促進と文化財の保護を図るものです。

b 歴史文化基本構想で定めるストーリーや関連文化財群の中核に松本城を位置付けることで、松本城に関する理解はもとより、他の文化財群との一体的な保存・活用や、地域の歴史に関する理解をより深めます。

#### (ウ) 地域に根差した保存・活用整備に関する方針

史跡松本城の価値を活かし、松本城を学校教育・社会教育の学びの場として活用するとともに、授業・講座等により、松本城の価値を市民や次世代を担う子どもたちに伝え、保護意識の醸成を図ります。また、中心市街地に位置する都市公園であることから、市民や観光客が歴史的景観を楽しみながら憩える場所として活用を図ります。

##### a 学校教育における活用

これまで実施している教材の配布、学校での授業を継続して実施し、松本城や地域の歴史・文化財の理解促進を図ります。学校での授業においては、松本城周辺の中心市街地以外の学校においても、身近な各地区の文化財を取り上げながら、松本城との関わりを学ぶことができるよう留意し、社会科見学を含む学校教育における松本城を活用した授業プログラム等について検討します。

##### b 社会教育における活用

これまで実施している出前講座や、地区公民館での歴史講座への参画等を継続して実施し、市民の学びの素材や学びの場としての松本城の活用を図ります。

##### c 学びの場としての活用

松本城を学びの場として活用し、史跡・国宝松本城の価値を伝達する機会を設けています。これら事業を継続して実施するとともに、更なる充実を図ります。

##### d 情報発信の強化

国宝松本城天守と一体的に史跡としての価値を分かり易く伝えるため、パンフレット、ホームページの充実等を図ります。

#### (I) 地域づくり・まちづくりとの連携に関する方針

##### a 周辺地域の環境保全

・史跡松本城の周辺地域は、「景観計画」「緑の基本計画」「周辺整備計画」「保存活用計画」「松本城三の丸エリアビジョン」等に基づき、一体的な保全を図っていきます。

- ・緑化の具体的な手法は、「緑のデザインマニュアル」を十分に踏まえたものとしします。
- ・史跡指定地と一体となった城下町の保存・復元整備については、「総合計画」「都市計画マスタープラン」に加え、「松本城三の丸エリアビジョン」も踏まえつつ推進する必要があります。
- ・将来にわたって良好な環境と景観を維持していくためには地域住民の協力が不可欠であり、史跡松本城全体の価値や魅力、保全の意義などに関する広報や動機付けの機会づくりに努めます。

#### b 松本城を中心としたまちづくり

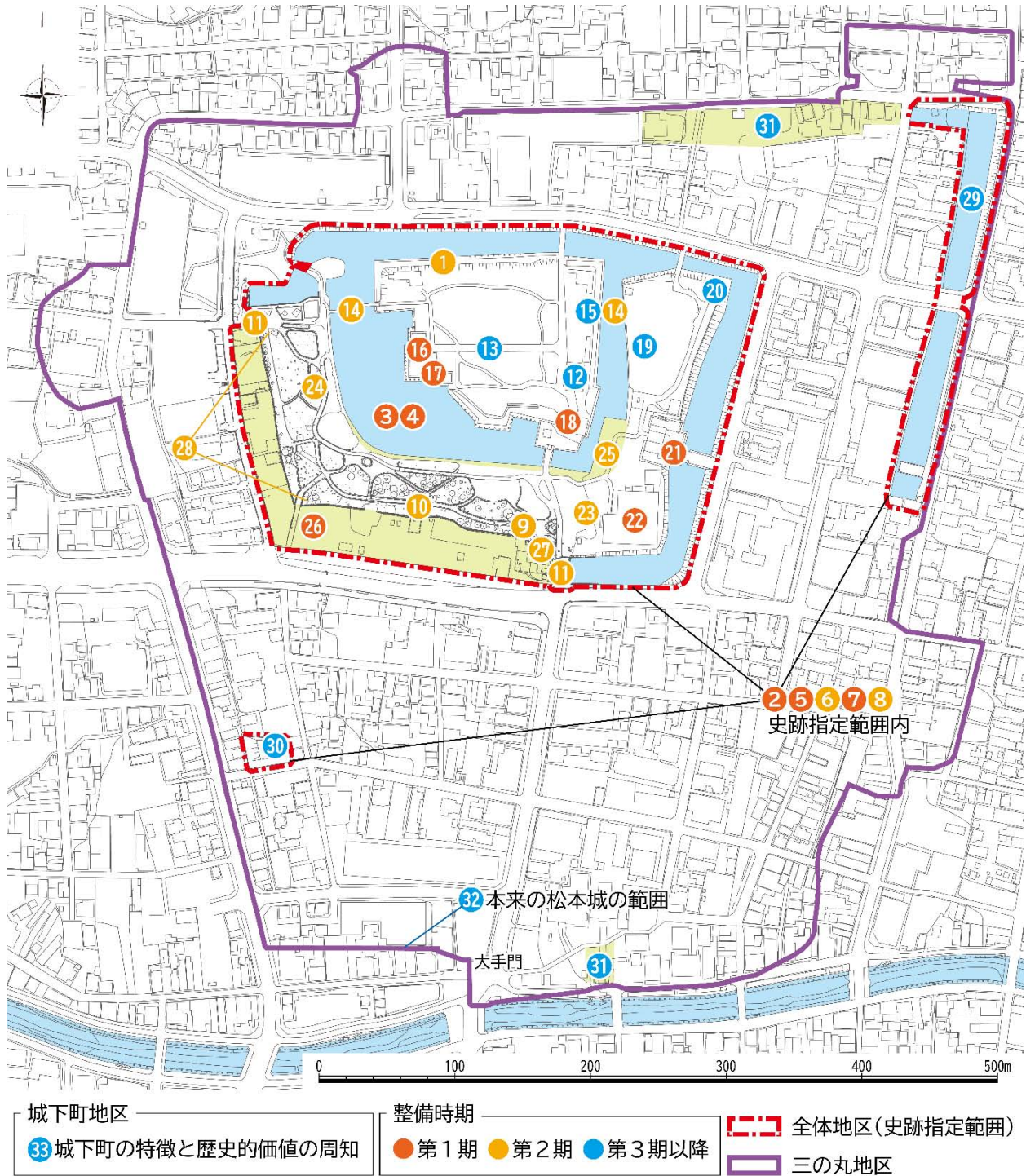
南・西外堀復元事業、内環状北線整備事業に伴い、松本城三の丸の今後の在り方について、地元及び行政が連携して検討を行っています。松本城は、その核となる存在であり、保存管理及び整備を適切に行い、その役割を十分に果たせるよう活用を図ります。

#### c 中心市街地活性化、地域振興

松本城は、松本市の主要な観光拠点であり、観光客の中心市街地への回遊の起点となる場所です。中心市街地の回遊性の向上等の取組みと連携を図り、市街地活性化の拠点としての活用を図ります。また、地域振興のための各種イベントについては、史跡の保存や適切な見学環境及び憩いの場としての公園の機能の維持との調整を図りながら実施し、地域振興における活用を図ります。

## 4 めざすべき姿

現状の課題や関連計画との整合を踏まえ、史跡松本城及びその周辺地区の整備における50年後のめざすべき姿を整理すると次のとおりです。（第40図、表14参照）



第40図 史跡松本城及びその周辺地区における整備項目

表14 史跡松本城及びその周辺地区における整備項目と整備時期

	地区区分	番号	整備項目	整備時期	整備区分	
史跡指定範囲	全体地区	①	石垣の修理	第2期	保存のための整備	
		②	石垣カルテの作成	第1期		
		③	堀の浚渫 <sup>しゅんせつ</sup>	第1期		
		④	水質の維持・管理	第1期		
		⑤	サイン計画の作成	第1期		
		⑥	サイン整備	第2期		
		⑦	動線計画の作成	第1期		
		⑧	園路の整備	第2期		
		⑨	トイレの再配置	第2期		
		⑩	植栽の整備	第2期		
		⑪	往時の登城路の周知	第2期		
	本丸地区	⑫	管理事務所の移転	第3期以降	活用のための整備	
		⑬	本丸御殿跡及び園路の整備	第3期以降		
		⑭	足駄堀の周知	第2期		
		⑮	多間櫓跡及び折廻し櫓跡の整備	第3期以降		
		⑯	天守の耐震対策	第1期		
		⑰	天守の防災対策	第1期		
		⑱	黒門の耐震対策	第1期		
	二の丸地区	二の丸御殿跡周辺エリア	⑲	二の丸御殿跡の再整備	第3期以降	活用のための整備
			⑳	東北隅櫓跡の再整備	第3期以降	
			㉑	太鼓門の耐震対策	第1期	
		古山地御殿跡エリア	㉒	旧市立博物館の解体	第1期	
			㉓	古山地御殿跡及び辰巳隅櫓跡の整備	第2期	
		八千俵蔵跡周辺エリア	㉔	八千俵蔵跡と周辺の整備	第2期	
			㉕	内堀の整備	第2期	
		南・西外堀エリア	㉖	南・西外堀の復元	第1期	
			㉗	南隅櫓跡の整備	第2期	
			㉘	北西隅櫓跡及び南西隅櫓跡の整備	第2期	
	三の丸地区	㉙	東総堀の周知	第3期以降		
		㉚	西総堀土塁跡の再整備	第3期以降		
	史跡指定範囲外	三の丸地区(指定範囲外)	㉛	三の丸地区(指定範囲外)の特徴と歴史的価値の周知	第3期以降	
			㉜	ガイダンス施設の整備	第3期以降	
		城下町地区	㉝	城下町の特徴と歴史的価値の周知	第3期以降	

注) 第1期を令和5年度～令和14年度、第2期を令和15年度～令和24年度、第3期以降を令和25年度以降とする。

本計画書では、平成11年度に松本市が策定した「松本城およびその周辺整備計画」で定めた18の整備項目を、今の時代に即した内容に整理して引き継いでいます。特に、周辺整備計画策定時に想定していた建造物の復元については、新たな整備手法も研究しながら、第2期以降の整備課題として検討していきます。

表15 周辺整備計画と本計画の対応について

松本城およびその周辺整備計画（平成11年）

	地区区分	番号	整備項目	対応先
史跡指定範囲	本丸	1	管理棟の撤去	12
		2	本丸御殿跡の整備	13
		3	北外堀内側石垣の補修	1
		4	多間櫓・折り返し櫓の復元	15
		5	足駄堀の復元	14
		6	内堀の復元	25
		7	黒門台石垣の改修	1
	二の丸	8	日本民俗資料館の移転	22
		9	辰巳隅櫓の復元	23
		10	古山地御殿跡の整備	23
		11	八千俵蔵の復元と周辺整備	24
		12	南・西外堀の復元	26
		13	南隅櫓の復元	27
		14	東北隅櫓の復元	20
		15	二の丸御殿の復元	19
史跡指定範囲外	三の丸	16	北馬場総堀の整備	31
		17	御幸橋付近の総堀の整備	31
	周辺地区	18	周辺景観の整備と町並みの整備	33



史跡松本城整備基本計画（令和6年）

	地区区分	番号	整備項目
史跡指定範囲	全体地区	1	石垣の修理
		2	石垣カルテの作成
		3	堀の浚渫（しゅんせつ）
		4	水質の維持・管理
		5	サイン計画の作成
		6	サイン整備
		7	動線計画の作成
		8	園路の整備
		9	トイレの再配置
		10	植栽の整備
		11	往時の登城路の周知
	本丸地区	12	管理事務所の移転
		13	本丸御殿跡及び園路の整備
		14	足駄堀の周知
		15	多間櫓跡及び折返し櫓跡の整備
		16	天守の耐震対策
		17	天守の防災対策
		18	黒門の耐震対策
		二の丸地区	19
	20		東北隅櫓跡の再整備
	21		太鼓門の耐震対策
	22		旧市立博物館の解体
	23		古山地御殿跡及び辰巳隅櫓跡の整備
	24		八千俵蔵跡と周辺の整備
	25		内堀の整備
	26		南・西外堀の復元
	三の丸地区	27	南隅櫓跡の整備
		28	北西隅櫓跡及び南西隅櫓跡の整備
		29	東総堀の周知
	三の丸地区（指定範囲外）	30	西総堀土塁跡の再整備
		31	三の丸地区（指定範囲外）の特徴と歴史的価値の周知
		32	ガイダンス施設の整備
		33	城下町の特徴と歴史的価値の周知
史跡指定範囲外	城下町地区	33	城下町の特徴と歴史的価値の周知



## 第7章 整備基本計画

### 1 南・西外堀の復元整備計画

#### (1)経過と現状

南・西外堀は、大正8年（1919年）頃から埋立てが始まり、昭和3年（1928年）頃には大部分が埋め立てられたとされています。明治13年（1880年）、士族が相互扶助のため城の堀で養魚を行う結社「松本齊産土地株式会社」へ払い下げられ、宅地等として利用されてきました。

昭和52年（1977年）に策定した「松本城中央公園整備計画」では、埋め立てられた南・西外堀を再び水堀として整備する計画が記載されました。平成11年（1999年）に策定した「周辺整備計画」でも同様の計画が記載され、（都）内環状北線（外堀大通り）整備事業と一体化して、地域住民の理解と協力を得て復元する整備方針を掲げました。その後、平成24年度（2012年度）には国の史跡追加指定に着手し、平成25年度（2013年度）には事業用地取得に着手しました。

#### ア 史跡指定

平成8年度（1996年度）以降、地元権利関係者との協議や発掘調査による堀の位置の確定を継続的に進めるなどして、平成25年度（2013年度）から平成28年度（2016年度）にかけて、権利関係者の同意の得られた範囲から順次史跡追加指定を行いました。現在の史跡指定範囲は第21図（第3章）のとおりです。

なお、現在進めている南・西外堀復元整備は、既に史跡追加指定をし、事業用地取得を進めている範囲としますが、西外堀側の市道1057号線の付替え整備を前提として、市道部分も史跡追加指定をして整備することを検討します。

#### イ 事業用地取得

史跡追加指定した範囲について、平成25年度から事業用地の公有地化を進めてきました。令和5年3月末時点の取得面積は8,628.16平方メートル、全体面積9,283.26平方メートルに対する取得率は92.9%となりました。このうち、南外堀側は96.9%に達し、西外堀側は87.4%となりました。

南外堀側は、一体的に整備するとしてきた（都）内環状北線（外堀大通り）を令和5年7月に対面2車線通行で供用開始しました。

#### ウ 土壌汚染の確認

平成25年度に実施した内堀の一部浚渫の際、堆積土から土壌溶出量基準を上回る砒素<sup>ひそ</sup>及びその化合物が検出されました。これを受け、南・西外堀復元事業用地は、平成26年度（2014年度）に土壌汚染対策法に基づく自主的な土壌汚染状況調査（地歴調査）を実施し、「土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」に区分されました。土壌

汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土壌は、埋立土の下位に分布する堀の底泥ですが、これは人工的な堆積物でないため、自然由来の土壌として取り扱うことが適切と結論付けられました。この地歴調査の結果を受け、平成29年度（2017年度）から平成30年度（2018年度）にかけて事業用地内25か所で自主的に土壌汚染調査（試料採取調査）を実施し、9か所で土壌汚染対策法に基づく溶出量基準値を超過する鉛及びその化合物が検出されました。

平成30年には、溶出量基準値を超過する土壌の処分が不要となるよう、堀を掘削せずに、現状を保持したまま整備する「平面整備」に事業方針を見直しました。しかし、水堀の復元は、地域住民の理解と協力を得て取り組んでいるものであり、多くの市民の悲願であることから、土壌汚染対策法及び関連する省令の一部改正（平成31年）を踏まえた複数の手法を選択肢として、「水をたたえた堀」の実現に向けた調査・研究を進めています。

## エ 堀の埋立土等

令和4年度から令和5年度までの南外堀発掘調査で、一部の埋立土から近代のものと思われる燈明皿、陶磁器片、木製品などが出土しました。また、埋立土に石炭屑や鋳さい屑を用いたとの伝聞があり、今後これらが出土した場合はその対応を検討することが必要です。

令和4年度の南外堀発掘調査に合わせ、土質の工学的性質等を調査し、適正な利用を図るための手法等を検討するために土質調査を行いました。調査の結果、埋立土は自然状態でも用途を限定すれば無処理で使用が可能である一方、堀底付近の堆積土（底質土）は自然状態では泥土に相当することを確認しました。

## オ 発生土利用

復元整備に当たっては、掘削した土砂を現地で有効活用することが望ましいと考えますが、埋立土と堆積土の特性を把握した上で活用方法を工夫する必要があることから、掘削する土の量や利用箇所、用途、移動距離などの要素を加味した検討を進めます。

## (2) 絵図資料の検討

### ア 基礎資料

#### (ア) 享保十三年絵図の概要

松本城の近世及び近代に近世の様子を描いた絵図は15点に及びます。このうち、南・西外堀の復元の基礎資料として、「享保十三年絵図」を抽出しました。

享保十三年絵図では、武家地は薄茶色、町人地は薄緑色、寺社地は白、道路は黄土色、堀・河川は紺色、土墨は緑色、番所は赤で塗り分けて描かれています。

享保10年(1725年)に水野氏が江戸城内で刃傷事件を起こして改易となり、享保11年(1726年)に戸田氏が志摩国鳥羽から入封して2年ほど経った享保13年(1728年)に描かれたものです。その後も頻繁に修正が行われ、嘉永2年(1849年)の火災で復旧した際の大きな紙が貼り重ねられていることから、幕末期まで使用されていたことが分かります。



第41図 享保十三年秋改松本城下絵図  
(1728年)

この絵図は、他の絵図と比べても縮尺精度が非常に高く、絵図全体に朱線で柁目が引かれ、柁目の一辺が50間であることから、600分の1の縮尺で描かれています。平成29年度から平成30年度に実施した南・西外堀土塁の位置を確認する試掘調査では、この絵図を基に調査位置を設定したところ、調査地点から土塁裾部が確認されたことから、この絵図の正確性が証明されています。

#### (イ) 絵図に記された外堀の構造

##### a 石垣

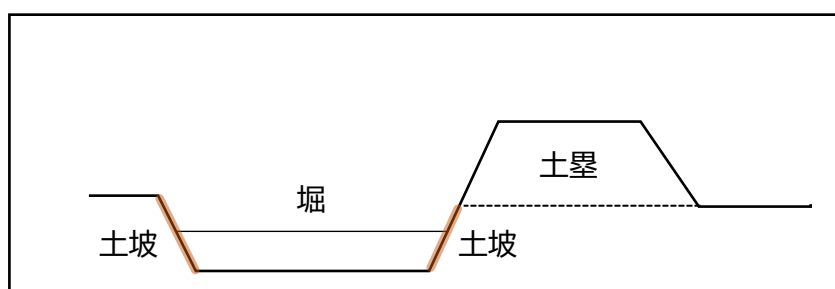
享保十三年絵図には、南外堀の三の丸側の立ち上がり部分に石垣が記されています。石垣の範囲は、南隅櫓<sup>やぐら</sup>対岸部から南・西外堀の南西隅の屈曲部までで、南外堀に沿って描かれています。

また、南隅櫓周辺から東側にかけて腰巻石垣が描かれていますが、表17のとおり絵図により描写が異なります。

また、南隅櫓、南西隅櫓、西北隅櫓は土坡の上に櫓台石垣が描かれています。

##### b 土塁・土坡

南外堀の二の丸側、西外堀の両側(三の丸側・二の丸側)については、石垣ではなく、土坡の表現です。また、南・西外堀の二の丸側には土塁があり、その頂部には土塀が設けられていました。



第42図 土塁・土坡の構造

c 木杭列

発掘調査において、土塁裾部（土塁と土坡の水際）等で木杭列を確認しましたが、絵図に木杭列は描かれていません。

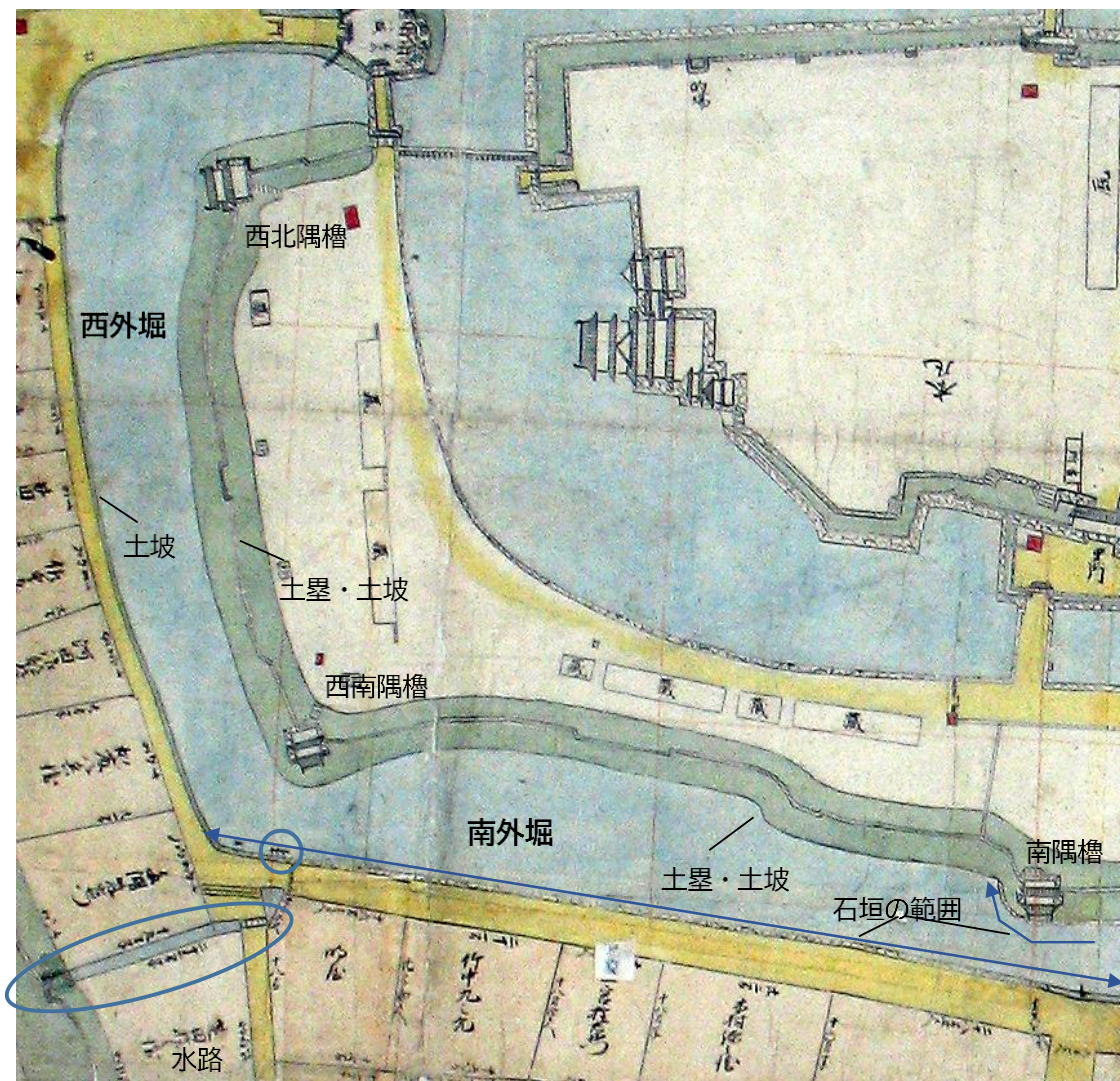
d 隅櫓

南・西外堀に関する記載としては、南隅櫓、南西隅櫓、西北隅櫓が絵図に記されており、いずれも二重櫓で櫓台石垣が描かれています。このうち南隅櫓だけは、写真資料も残されています。

また、南西隅櫓に設置されていた鯨瓦は、明治期の解体時に市民が保存していたものが松本市に寄贈され、松本市立博物館に収蔵されています。

e 水門と石組水路

南・西外堀の南西隅付近には、堀水の出水のための水門と、外堀から出水した水を総堀に送る水路が描かれています。水門南側にある三角形の部分は、砂やゴミなどを沈殿させる沈殿池の用途が考えられます。なお、発掘調査（松本城三の丸跡土居尻9次）で、ここから総堀へ延びる石組水路を発見しました。



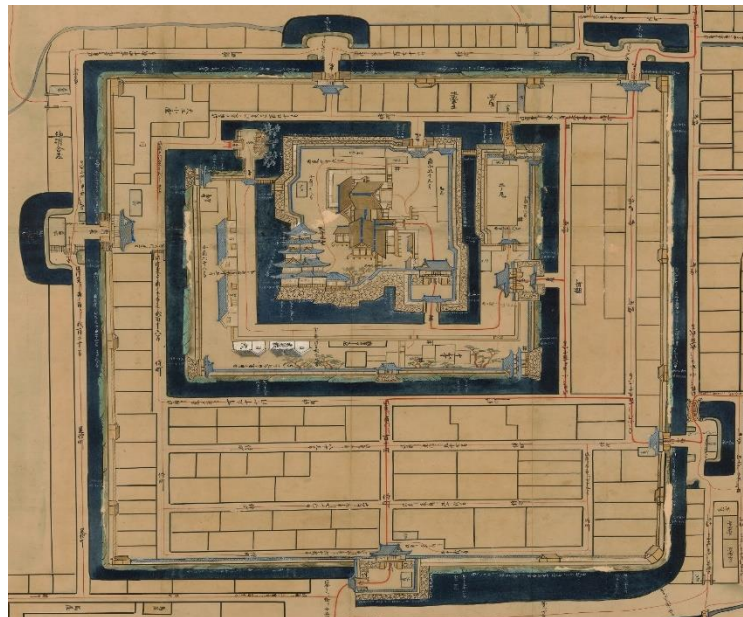
第43図 南・西外堀の様相

## イ 参考資料

信州松本城絵図には、堀の幅や水深、石垣や土塁の高さ、道の長さ等について、絵図中に具体的な数値が記されていることから、この絵図を参考資料としました。

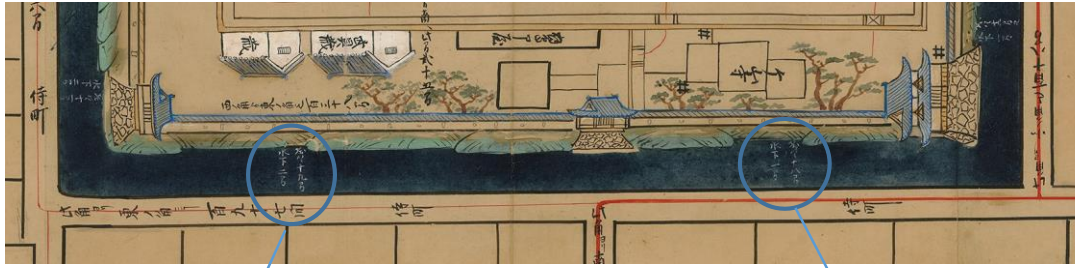
信州松本城絵図は、水野氏が城主の時代のもつと見られ、特徴から水野忠職時代(1647年～1668年)頃に描かれたと考えられます。絵図の表題は、「四十九(朱書き) 信州松本城絵図 平林文(俊?)」、絵図面の隅に「信州松本城畫圖(画図) 水野出羽守」と書かれています。この絵図の特徴は、城郭内の建物を立体的に描き、彩色しています。特に、享保12年(1727年)に火災で焼失した本丸御殿について、立体的に屋根まで描かれている点は、他の絵図に見られない特徴です。

絵図に記されている堀の規模は、南外堀が堀幅19間(約34.5メートル)、水深2間(約3.6メートル)、西外堀北西隅櫓の西側は、堀幅14間(約25.5メートル)、水深1間半(約2.7メートル)と記載されており、往時の外堀の幅や深さが記載された貴重な資料と言えます。



第44図 信州松本城絵図(1647年～1668年)

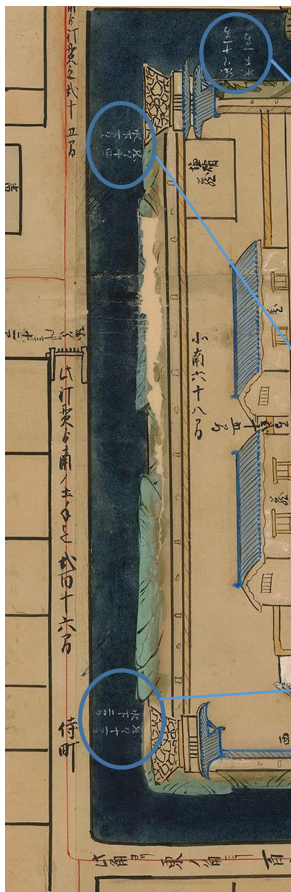
南外堀の規模 東西138間 (248.4m)



水堀 堀幅  
下幅 219  
間 間  
堀幅 34.5m  
深さ 3.6m

水堀 堀幅  
下幅 118  
間 間  
堀幅 32.7m  
深さ 1.8m

西外堀の規模 南北68間(122.4m)



水堀 堀幅  
下幅 112  
間 間  
堀幅 20m  
深さ 1.8m

水堀 堀幅  
下幅 114  
間半 間  
堀幅 25.5m  
深さ 2.7m

水堀 堀幅  
下幅 211  
間 間  
堀幅 20m  
深さ 3.6m

絵図に記載された外堀各所の規模一覧

東ケ輪	南北106間	堀幅/水深				
			堀幅	水深	間	m
東ケ輪	南北106間	太鼓門土橋北	堀幅	12間	21.8m	
			水深	1間3尺	2.7m	
東ケ輪	南北106間	土橋より南角	堀幅	12間半	22.7m	
			水深	1間	1.8m	
西ケ輪	南北68間	南西櫓西側下	堀幅	11間	20m	
			水深	2間	3.6m	
		北西櫓西側下	堀幅	14間	25.5m	
			水深	1間半	2.7m	
西ケ輪	南北68間	北西櫓北側下	堀幅	11間	20m	
			水深	1間	1.8m	
南ケ輪	東西138間	東	堀幅	18間	32.7m	
			水深	1間	1.8m	
		西	堀幅	19間	34.5m	
			水深	2間	3.6m	
北ケ輪	東西(読取り不能)	裏門土橋西	堀幅	12間	21.8m	
			水深	1間半	2.7m	
		裏門土橋東	堀幅	8間	14.5m	
			水深	1間	1.8m	
		二の丸橋ノ西	堀幅	17間	30.9m	
水深	1間	1.8m				
石垣	高さ	3間	5.5m			

第45図 信州松本城絵図 南・西外堀の規模

## ウ その他の関連資料

松本城の近世及び近代に近世の様子を描いた絵図15点のうち、西外堀の二の丸側は、表現のない1点を除き絵図14点で土坡、三の丸側は線描きのみで、様相が不明9点を除き、その他6点全ての絵図で土坡となっています。

南外堀の二の丸側は、南隅櫓から東側は腰巻石垣がある土坡です。ただし、南隅櫓付近の腰巻石垣の位置については、絵図によって異なり、今後発掘調査などで確認が必要です。

南外堀の三の丸側は、享保十三年絵図では石垣が表現されています。

表16 絵図15点にみる南・西外堀の表現

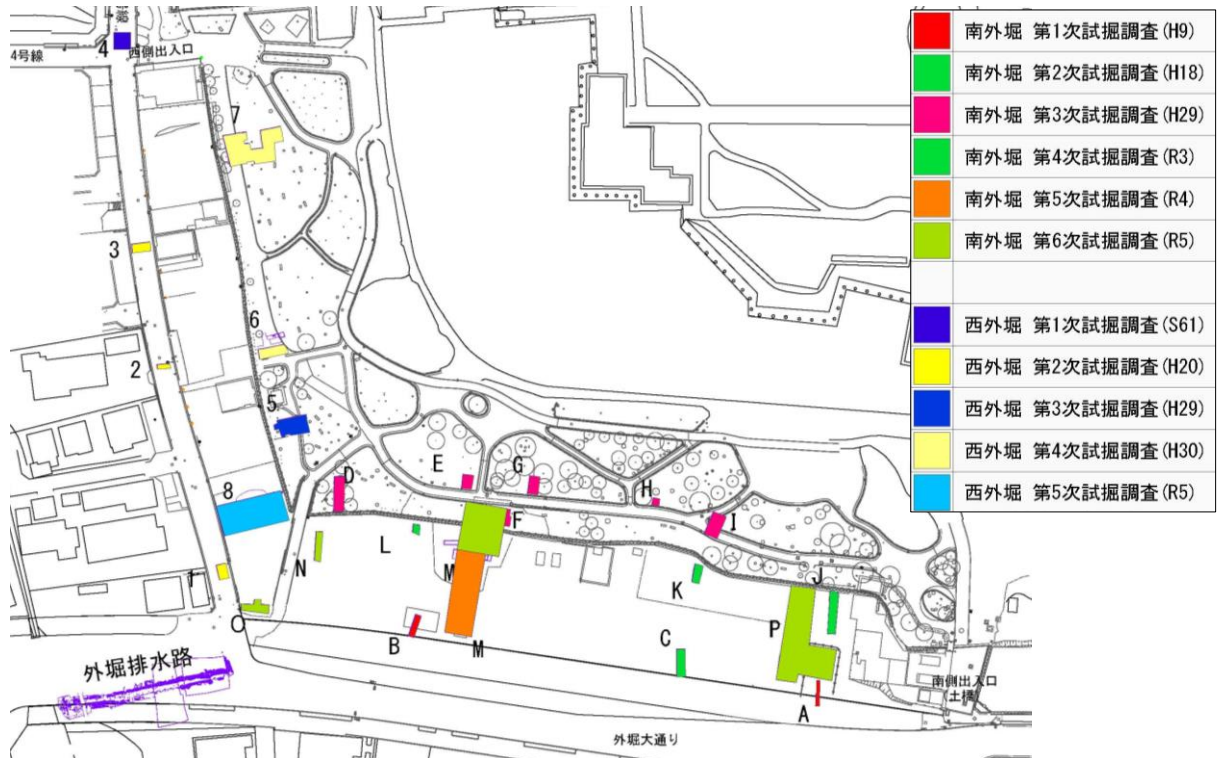
絵図集	絵図名	年代		面	南外堀		西外堀	
		作成時期(推定)	城主家		南隅櫓東側	南隅櫓西側		
1	信州松本城絵図	-	正保4年(1647年)～寛文8年(1668年)	水野忠職時代	二の丸側	土坡	土坡	土坡
					三の丸側	—	—	—
2	信州松本城之図	20	正徳2年(1712年)頃	水野氏時代	二の丸側	土坡	土坡	土坡
					三の丸側	—	—	—
3	松本城中絵図	2	正徳3年(1713年)以前	水野氏時代	二の丸側	石垣(腰)+土坡	土坡	土坡
					三の丸側	—	—	—
4	松本城下大絵図	3	不明	水野氏時代	二の丸側	石垣(腰)+土坡	土坡	土坡
					三の丸側	土坡	土坡	土坡
5	信州松本城之図(起こし絵・城)	18	享保12年(1727年)以前	水野氏時代	二の丸側	土坡	土坡	土坡
					三の丸側	—	—	—
6	信州松本城図(起こし絵・富士湯)	19	享保12年(1727年)以前	水野氏時代	二の丸側	土坡	土坡	土坡
					三の丸側	—	—	—
7	享保十三年秋改 松本城下絵図	6	享保13年(1728年)秋	戸田氏時代	二の丸側	石垣(腰)+土坡	土坡	土坡
					三の丸側	土坡	石垣	土坡
8	天保六年松本城下絵図	8	天保6年(1727年)12月	戸田氏時代	二の丸側	石垣(腰)+土坡	土坡	土坡
					三の丸側	土坡	土坡	土坡
9	文化五年から天保六年頃松本城下絵図	9	文化5年(1806年)～天保6(1727年)	戸田氏時代	二の丸側	土坡	土坡	土坡
					三の丸側	土坡	土坡	—
10	信濃国松本城図	21	慶応元年(1865年)9月	戸田氏時代	二の丸側	石垣(腰)+土坡	土坡	土坡
					三の丸側	土坡	土坡	—
11	信濃国松本城絵図	22	慶応3年(1867年)5月	戸田氏時代	二の丸側	土坡	土坡	土坡
					三の丸側	土坡	土坡	土坡
12	維新前城下地図	—	不明	戸田氏時代	二の丸側	石垣(腰)+土坡	土坡	土坡
					三の丸側	土坡	土坡	土坡
13	維新前松本藩士族敷地割図	15	安政～慶応(明治44年(1911年))	戸田氏時代	二の丸側	土坡	土坡	土坡
					三の丸側	—	—	—
14	信濃国筑摩郡北深志町誌全 深志城内曲輪全図	—	明治9年(1876年)	明治時代	二の丸側	石垣(腰)+土坡	土坡	土坡
					三の丸側	土坡	土坡	土坡
15	〔参考〕松本中学校開校式繁栄之図	37	明治18年(1885年)	明治時代	二の丸側	石垣(腰)+土坡	石垣(腰)+土坡	—
					三の丸側	—	—	—

### (3)発掘調査結果の検討

#### ア これまでの発掘調査の概要

令和5年度までに南・西外堀周辺では25か所の発掘調査を行いました。

これらの調査は、三の丸側及び二の丸側の堀端部の確認、外堀土塁位置の確認、南外堀の規模と形状の確認を目的として実施しました。



第46図 南・西外堀関連の発掘調査地点

表17 南・西外堀調査履歴

南外堀の調査履歴			西外堀の調査履歴		
調査区	調査年度	調査成果	調査区	調査年度	調査成果
A	H9	堀南端部の4～5段の石垣	1	H20	三の丸側堀端
B	H9	堀南端部と石垣の根石	2	H20	三の丸側堀端と木杭列
C	H18	堀南端部と石垣の根石	3	H20	三の丸側堀端と木杭
D	H29	二の丸造成時の盛土	4	S61	工事立会、木杭列
E	H29	旧制松本中学関連の遺構	5	H29	土塁裾部、二の丸構築目的の整地
F	H29	土坡と見られる整地層	6	H30	二の丸構築目的の整地土
G	H29	攪乱	7	H30	腰巻石垣土塁裾部、二の丸構築目的の整地
H	H29	攪乱	8	R5	堀の深さ、断面形状、二の丸側木杭列
I	H29	土塁裾部、腰巻石垣			
J	R3	堀の二の丸側木杭列			
K	R3	堀の二の丸側木杭列			
L	R3	近代の杭			
M	R4～R5	堀の深さ、断面形、二の丸側木杭列、三の丸側石垣			
N	R5	南西隅櫓跡張出削平範囲、木杭			
O	R5	堀南端部と石垣、粘土構築物			
P	R5	堀の深さ、断面形状、二の丸側木杭列			
南隅櫓付近	S61	土坡の盛土			



イ 南外堀の調査成果

(ア) 三の丸側の石垣

平成9年度（1997年度）実施のA・Bトレンチ、平成18年度（2006年度）実施のCトレンチ、令和4年度から令和5年度まで実施のMトレンチ及び令和5年度実施のOトレンチの各調査において、石垣を確認しました。

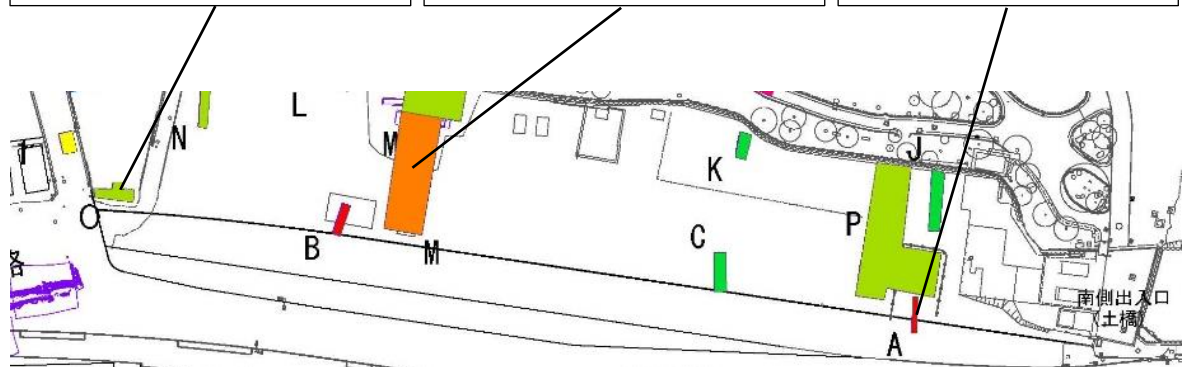
Aトレンチは、残存状況がとても良く、5段積の石垣を確認しました。M・Oトレンチでは、2～3段積の石垣と、堀内に散乱する築石を確認しました。B・Cトレンチは、大部分の石垣は破壊を受けていましたが、一部の根石を確認しました。



Oトレンチ  
 ・2～3段積みだったと考えられる石垣を確認  
 ・石垣は、調査区外に続く。

Mトレンチ  
 ・2～3段積みだったと考えられる石垣を確認  
 ・石垣前面には石材が散乱していた。

Aトレンチ  
 ・5段積みの石垣を確認  
 ・絵図の推定箇所とも一致



第47図 南外堀石垣（三の丸側）

(イ) 木杭列

令和3年度実施のJ・Kトレンチ及び、令和4年度から令和5年度実施のMトレンチ、令和5年度実施のPトレンチの各調査において木杭列を確認しました。

これまで実施してきた松本城総堀の発掘調査から、総堀の土塁裾部に木杭列が設けられていることが分かっていたのですが、この調査結果から、外堀にも総堀と同様に木杭列があることが判明しました。

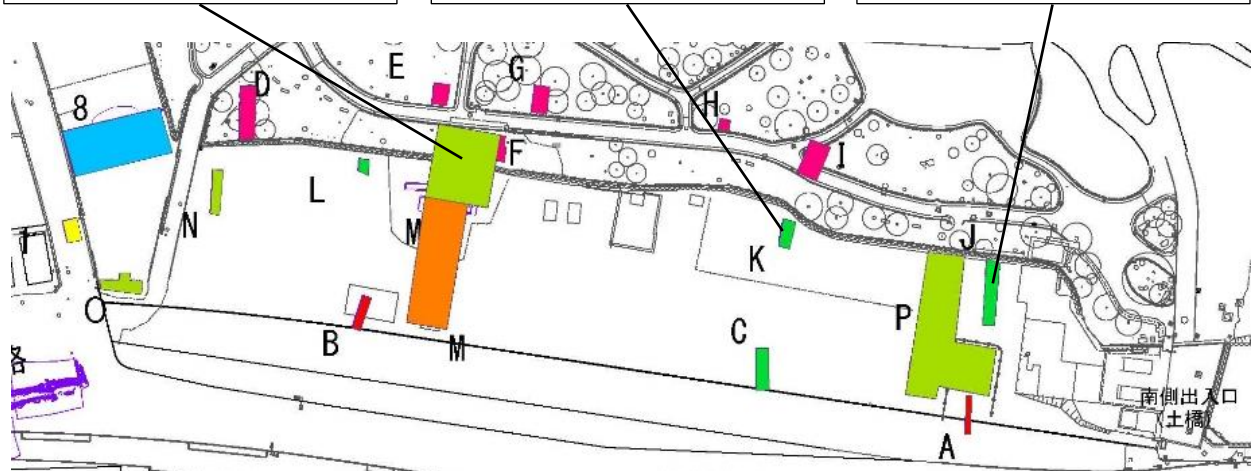
この木杭列は、土留めや浸食防止、防御（先の尖った杭）の用途があるものと考えられます。このような木杭列は、米沢城（山形県）でも出土例があり、大坂冬の陣図屏風にも描かれています。



Mトレンチ  
 ・木杭列を確認  
 ・享保十三年絵図の堀際の位置と一致

Kトレンチ  
 ・木杭列を確認  
 ・木杭列は二の丸に沿ってカーブ

Jトレンチ  
 ・木杭列を確認



第48図 南外堀木杭列（二の丸側）

## (ウ) 土塁・土坡

土塁堀側の土坡は、令和5年度実施のM・Pトレンチで立ち上がり付近が確認されていますが、土坡面全体は確認できていません。

また、土塁の二の丸側端部については、享保十三年絵図を基にトレンチ位置を設定したIトレンチにおいて、2段積みの腰巻石垣を確認しました。このことから、絵図の正確性が改めて実証され、更に絵図には表現されていない腰巻石垣の存在が明らかになりました。

## (I) 水門

水門は、令和5年度実施のOトレンチで推定位置西側の調査を行いました。明らかな遺構は確認できませんでした。

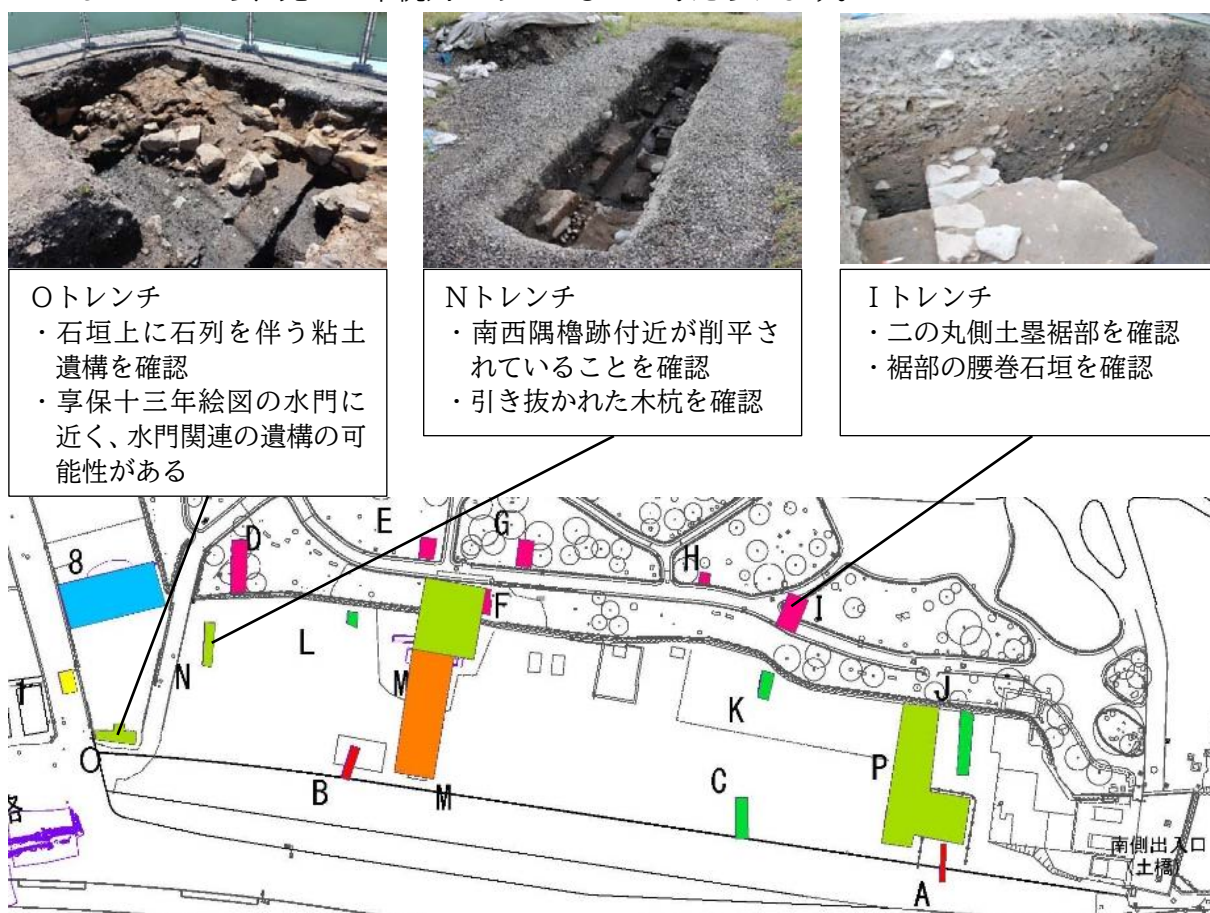
しかし、トレンチ南東部では、石列を伴う粘土を固めた遺構を確認しており、水門に関連する遺構の可能性があります。

## (オ) 南西隅櫓跡張出部

享保十三年絵図を基にトレンチ位置を設定した、令和5年度実施のNトレンチ調査において、二の丸側土坡立ち上がり部が現況石垣より南側であったことを確認しました。

このことから、南西隅櫓跡付近の二の丸は削平されていることが判明しました。

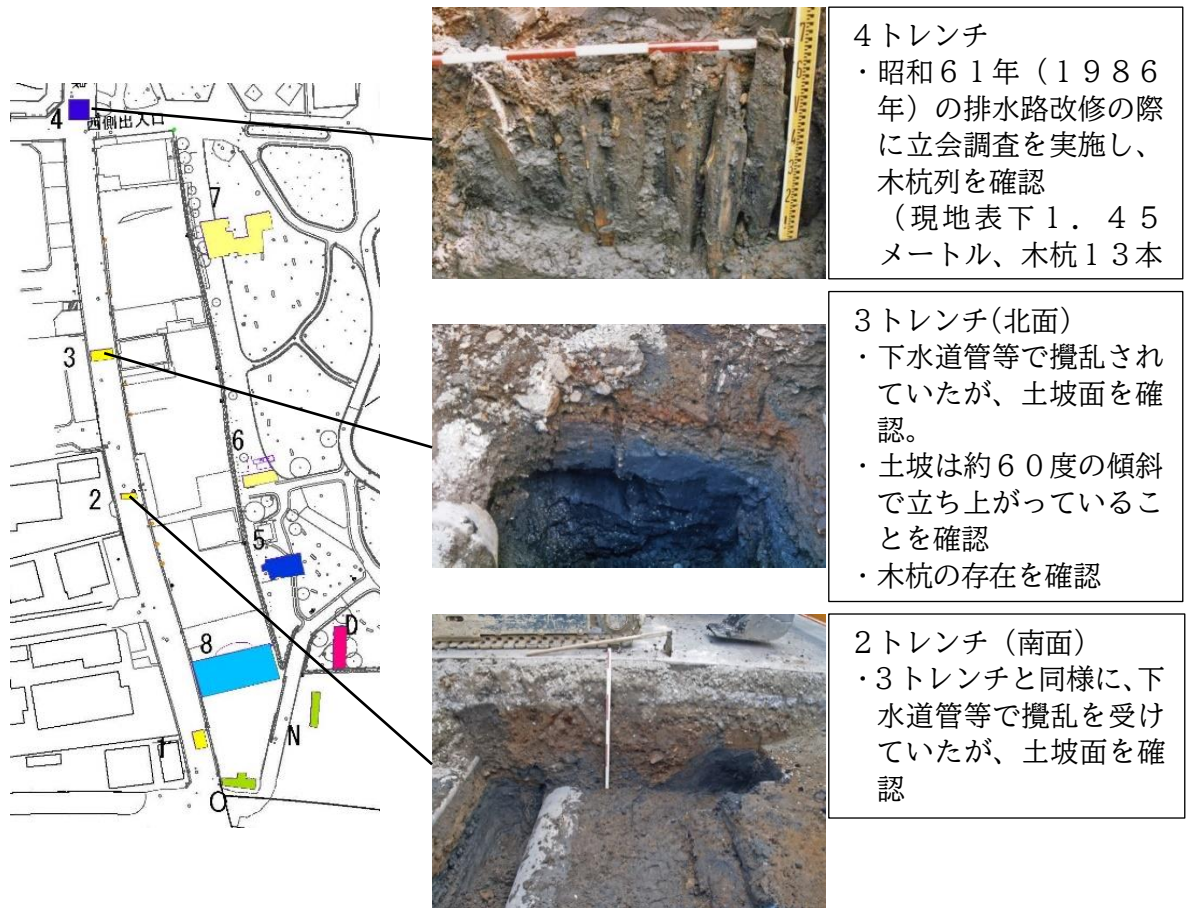
また、トレンチ内攪乱部分から、木杭列に使用されていたと考えられる木杭が多量に出土したことから、元々は木杭列があったものと考えられます。



第49図 南外堀土塁・土坡・水門

ウ 西外堀の調査成果（三の丸側の堀端部）

市道1057号線内の4地点において、西外堀の三の丸側の立ち上がり位置を確認しました。昭和61年（1986年）の工事立会調査では、地表下1.45メートルで木杭13本が確認されています。平成20年度（2008年度）に実施した試掘調査3か所（1・2・3トレンチ）では、上・下水道道管やガスパの攪乱を受けていましたが、道路中央部分で堀の立ち上がりとなる土坡面と、木杭列の痕跡を確認しました。土坡面は、傾斜角60度で立ち上がっていましたが、当時の地表面は道路基盤で破壊されており不明です。



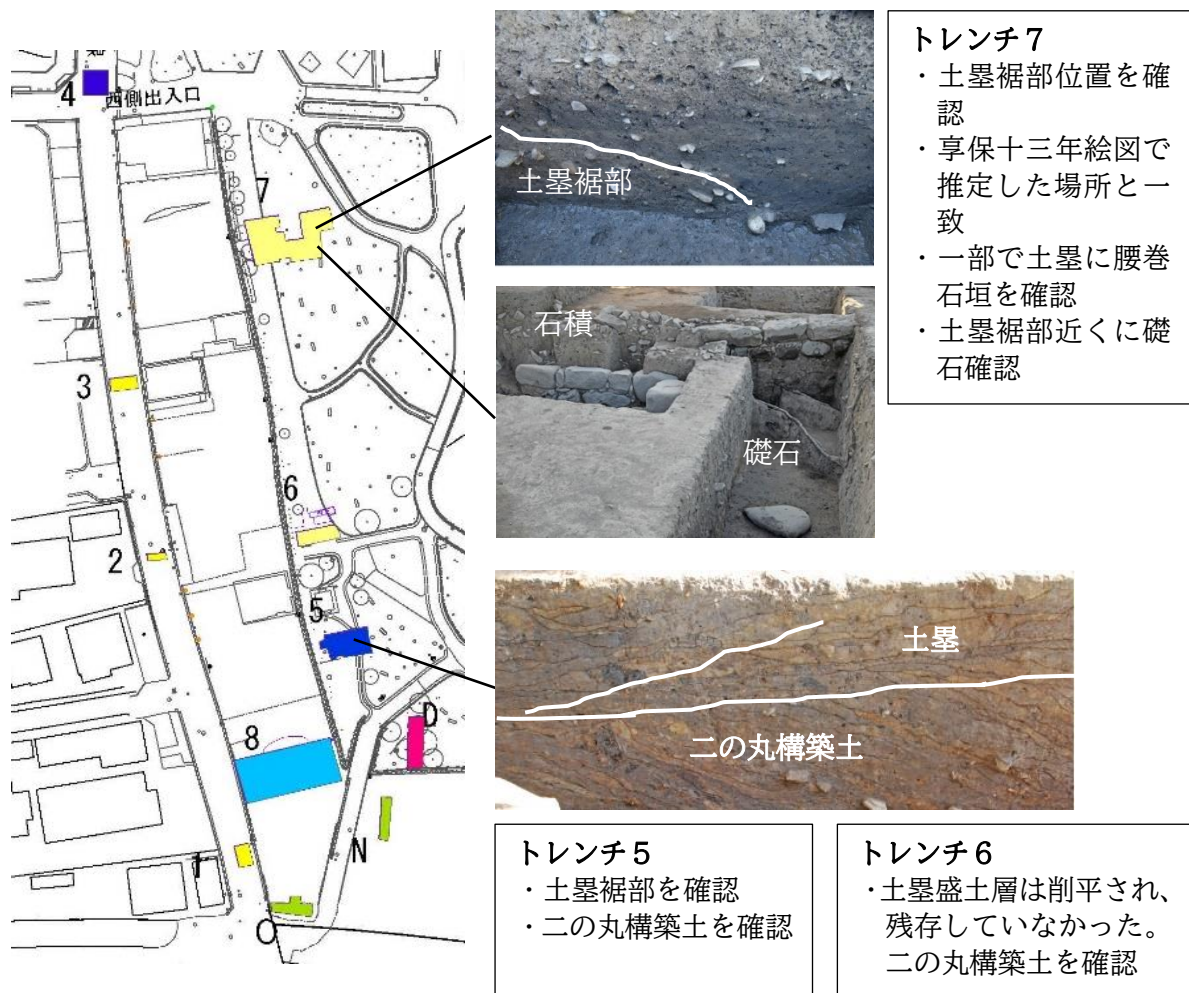
第50図 西外堀端部（三の丸側）

## エ 西外堀土塁（二の丸側の裾部）

土塁堀側の土坡は、令和5年度実施の8トレンチで立ち上がり付近が確認されていますが、土坡面全体は確認できていません。

また、土塁の二の丸側端部については、享保十三年絵図を基にトレンチ位置を設定した5・6・7トレンチにおいて、それぞれ裾部の土層を確認しました。7トレンチでは腰巻石垣も検出されました。南外堀の二の丸側裾部においても同様の石垣が確認されており、外堀土塁の二の丸側にはこうした石垣があった可能性が高くなりました。

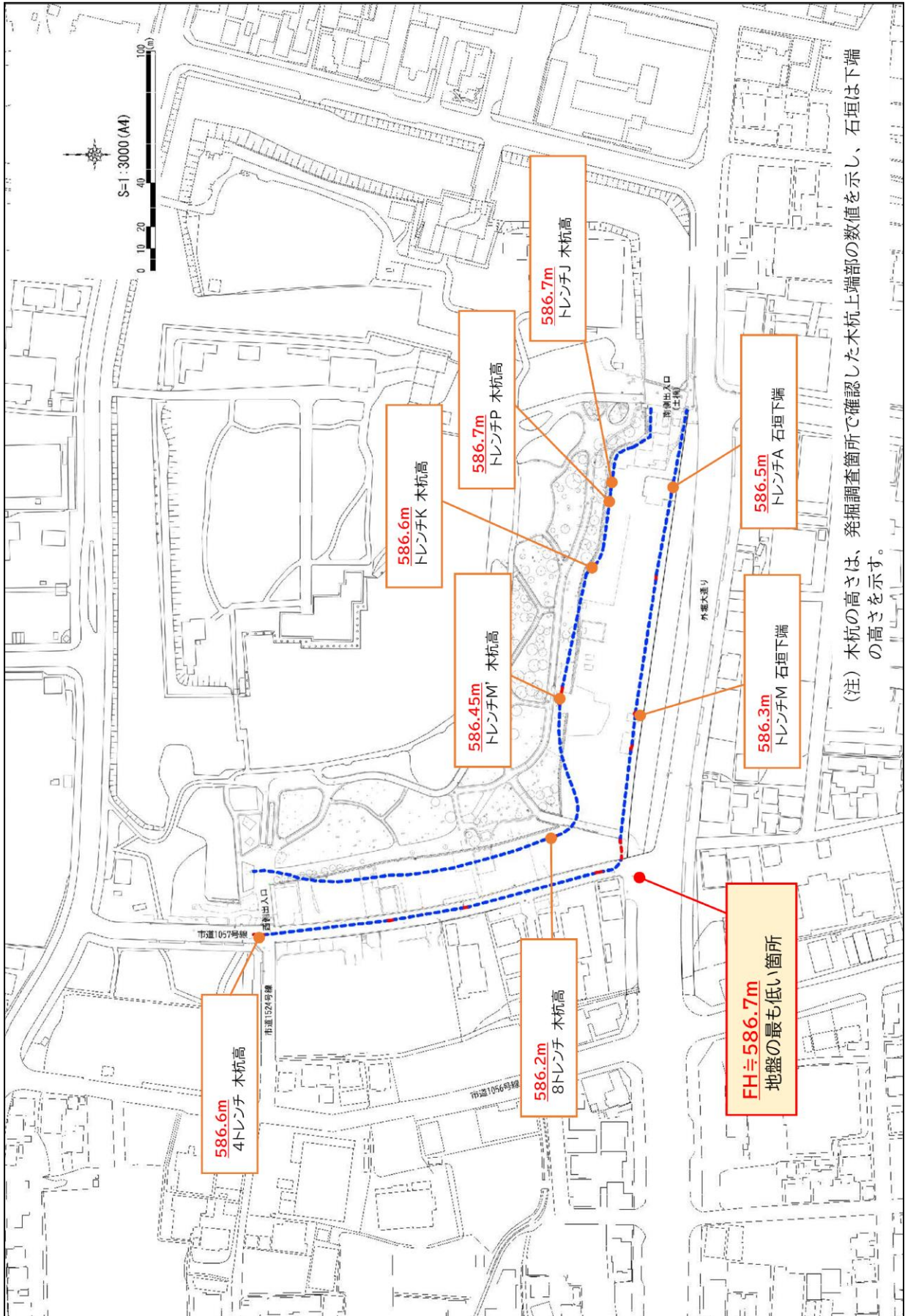
また、この調査では、二の丸西部の西半部の構築方法が判明しました。この場所は、元々は西側にかなり傾斜しており、造成して平坦面を拡張し、その上に外堀土塁を構築していました。



第51図 西外堀土塁（二の丸側裾部）

## オ 木杭や石垣の高さ

発掘された木杭上端部や石垣下端の高さをまとめると、第52図のとおりとなります。発掘調査では木杭付近に埋立土と堆積土の境が確認されており、大坂冬の陣図屏風では堀水面の上に木杭の上端部が描かれていることから、南・西外堀の堀の水位はこれら木杭上端部や石垣下端の付近であったと推測されます。



第52図 木杭上端部と石垣下端の高さ

#### (4)復元検討結果

絵図資料の検討結果と発掘調査の検討結果を基にした往時の南・西外堀の形状の特徴は、表18・19「絵図と発掘調査の確認結果とりまとめ表」のとおりです。

発掘調査で明らかになった木杭や石垣の位置を記した図と享保十三年絵図を重ね合わせて、絵図に沿って木杭や石垣をつなぎ合わせることで、往時の堀の範囲は第53図「南・西外堀 推定平面図（絵図重ね図）」、第54図「南・西外堀 推定平面図」のとおり推定しました。

石垣は南外堀三の丸側に沿っており、南隅櫓跡周辺には腰巻石垣があったと推定され、それ以外は土坡であったと推定されます。木杭は南外堀と西外堀の二の丸側の土塁裾部、西外堀三の丸側の土塁と土坡の水際にあったと推定されます。なお、南隅櫓跡周辺の石垣の範囲、南西隅櫓跡の張り出し部分の輪郭、水門跡周辺などについては、今後の発掘調査で確認する必要があります。

石垣は南外堀三の丸側に沿っており、南隅櫓跡周辺には腰巻石垣があったと推定され、それ以外は土坡であったと推定されます。木杭列は南外堀と西外堀の二の丸側の土塁裾部、西外堀三の丸側の土塁と土坡の水際にあったと推定されます。なお、南隅櫓跡周辺の石垣の範囲、南西隅櫓跡の張り出し部分の輪郭、水門周辺等については、今後の発掘調査で確認する必要があります。

往時の堀の断面形状は、発掘調査の記録を基に堀底をつなぎ合わせて検討すると、第55図「南外堀推定横断面図」、第56図「西外堀 推定横断面図」のとおり推定されます。南外堀の断面形状は一樣では無く、西外堀は西外堀南側の一断面しか確認していないため、今後の発掘調査で南外堀の堀底が隆起した範囲や西外堀北側などを確認する必要があります。

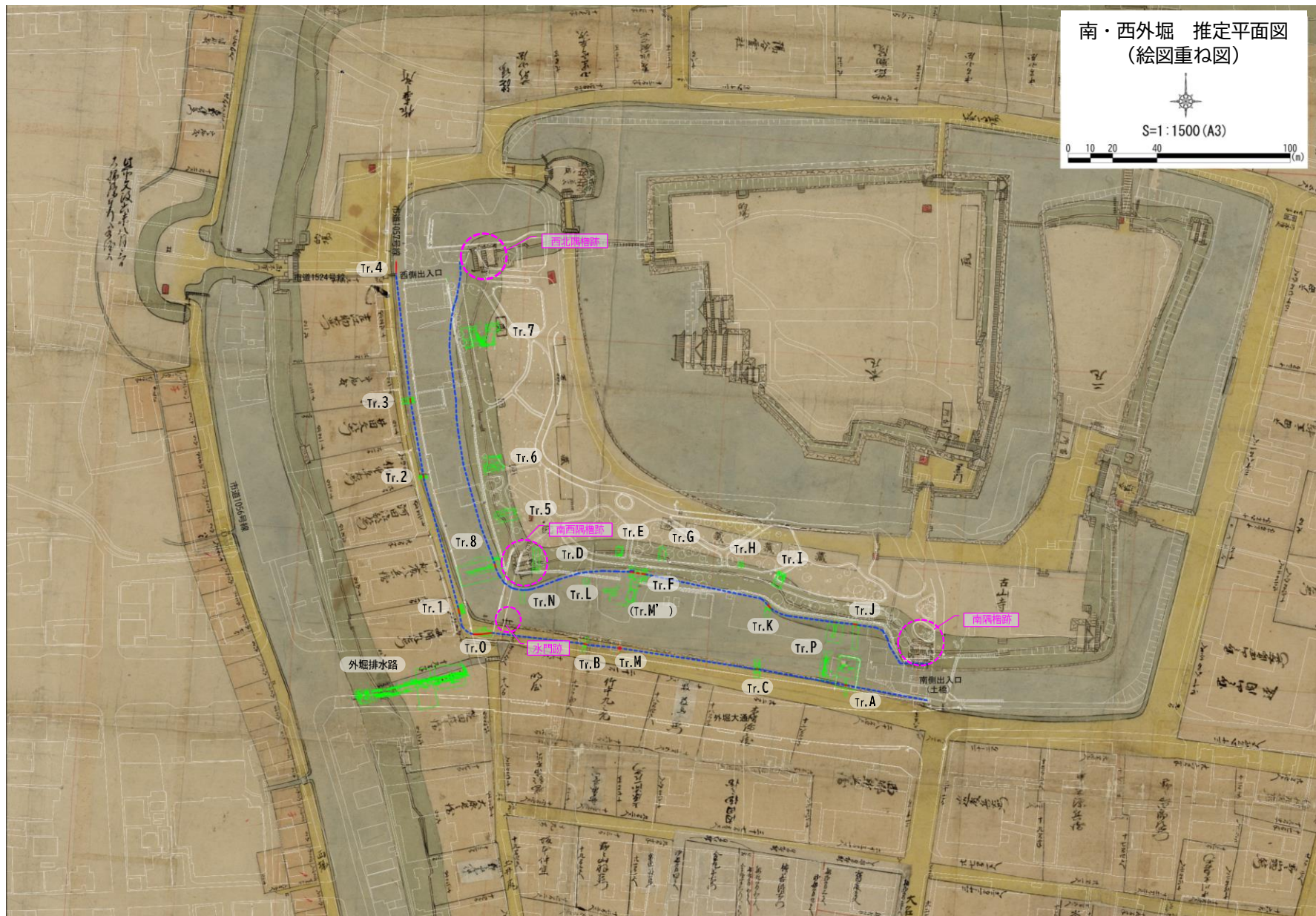
表18 絵図と発掘調査での確認結果とりまとめ表（南外堀）

場所	地点	要素	復元検討結果	絵図「享保十三年秋改 松本城下絵図」（1782年）	発掘調査での確認	課題、検討の方向性等	
南外堀	二の丸側	全体	土坡	・土坡であった。	・土坡が描かれている。	・土坡を確認（Fトレンチ）	・南隅槽跡周辺を発掘調査予定（令和6年度）
			石垣	・南隅槽跡周辺には、腰巻石垣があった可能性がある。	・南隅槽周辺から東側に腰巻石垣が描かれている。	・現在まで、石垣は発掘されていない。（J、K、M、Pトレンチ）	
			木杭列	・土塁裾部には木杭列があった。	・木杭列は描かれていない。	・土塁裾部で木杭列を確認（J、K、M、Pトレンチ） ・木杭と推測される割材の両端をとがらせた木材を確認（Nトレンチ）	
		南隅槽部	・南隅槽跡付近には、腰巻石垣があった可能性がある。 ・槽台石垣があった可能性が高い。	・南隅槽周辺から東側に腰巻石垣が描かれている。 ・腰巻石垣の箇所については、絵図により描写が異なる。 享保十三年絵図：南隅槽の西側から東側へ描写 松本城下大絵図：南隅槽の南側から東側へ描写 ・土坡の上に槽台石垣が描かれている。	・未調査		
		南西隅槽部	・土坡であった。 ・槽台石垣があった可能性が高い。	・土坡の上に槽台石垣が描かれている。	・土坡裾部に腰巻石垣は確認されていない。 ・築石と思われる転落石を確認（Nトレンチ） ・整地土と堀堆積土の境界を確認し、現在の石積より南側に二の丸が張り出していた根拠を確認（Nトレンチ）	・南西隅槽跡の張り出した部分（土坡）の輪郭を発掘調査で確認する。	
	三の丸側	全体	土坡	・土坡は無かった。	・土坡は描かれていない。	・土坡は確認されていない。（A、B、C、M、Oトレンチ）	・水門周辺を発掘調査予定（令和6年度）
			石垣	・南外堀に沿って石垣があった。	・石垣が描かれている。	・石垣又は石垣の痕跡を確認（A、B、C、M、Oトレンチ） ・ただし、南外堀西端部は未調査 ・石積は、最大で5段、0.7メートルを確認（Aトレンチ）	
			木杭列	・木杭列は無かった。 ・ただし、一部では石垣とどめとして木杭が用いられた。	・木杭列は描かれていない。	・二の丸側と同様の木杭列は確認されない。（A、B、C、O、P、Mトレンチ） ・地盤を強固にするための木杭列を確認（Mトレンチ）	
		水門部	・水門があった。	・水門が描かれている。 ・水門の南には、沈砂池のような三角形の池が描かれている。	・石列を伴う粘土で固められている部分を確認（Nトレンチ） ・水門自体の遺構は確認されていない。		
		水路	・水路があった。	・水門から総堀に水を流す石組み水路が描かれている。 ・三の丸の雨水排水が描かれている。（土族屋敷配置図）	・外堀大通り内に総堀へと延びる石組水路を確認（松本城三の丸跡土居尻9次調査）		
共通部	堀底、断面形状	・南外堀の断面形状は一樣では無い。	・堀底や断面形状は描かれていない。	・堀東側では、中央部に向かい緩やかに深くなる葉研堀に近い堀底を確認（A、Pトレンチ） ・堀西側では、平坦な堀底が続く箱堀に近い堀底を確認（Mトレンチ） ・地震で隆起したと推定される箇所の土層（堀底面より下層）から、中世の遺物を確認（Mトレンチ）	・現在は、来城者の出入り、都市公園を維持・活用するための機能を担っている。		
	堆積土、埋立土	・地表面から1～1.5メートル程度は埋立土、その以深は堆積土であった。	・堆積土等は描かれていない。	・堀が機能していた時代の堆積土と、その後の埋立土を確認（Mトレンチ） ・堆積土があったことから、堀底が保護されていることを確認（Mトレンチ）			
	水面位置	・水面は木杭上端部や石垣下端の付近にあったと推測	・水面位置は描かれていない。	・石垣下端は、標高586.5メートル付近にあることを確認（A、K、M、Pトレンチ）			
	南側出入口（土橋）	・堀であった。	・堀が描かれている。	・未調査 ・明治25年（1892年）頃設置されたとされる。			

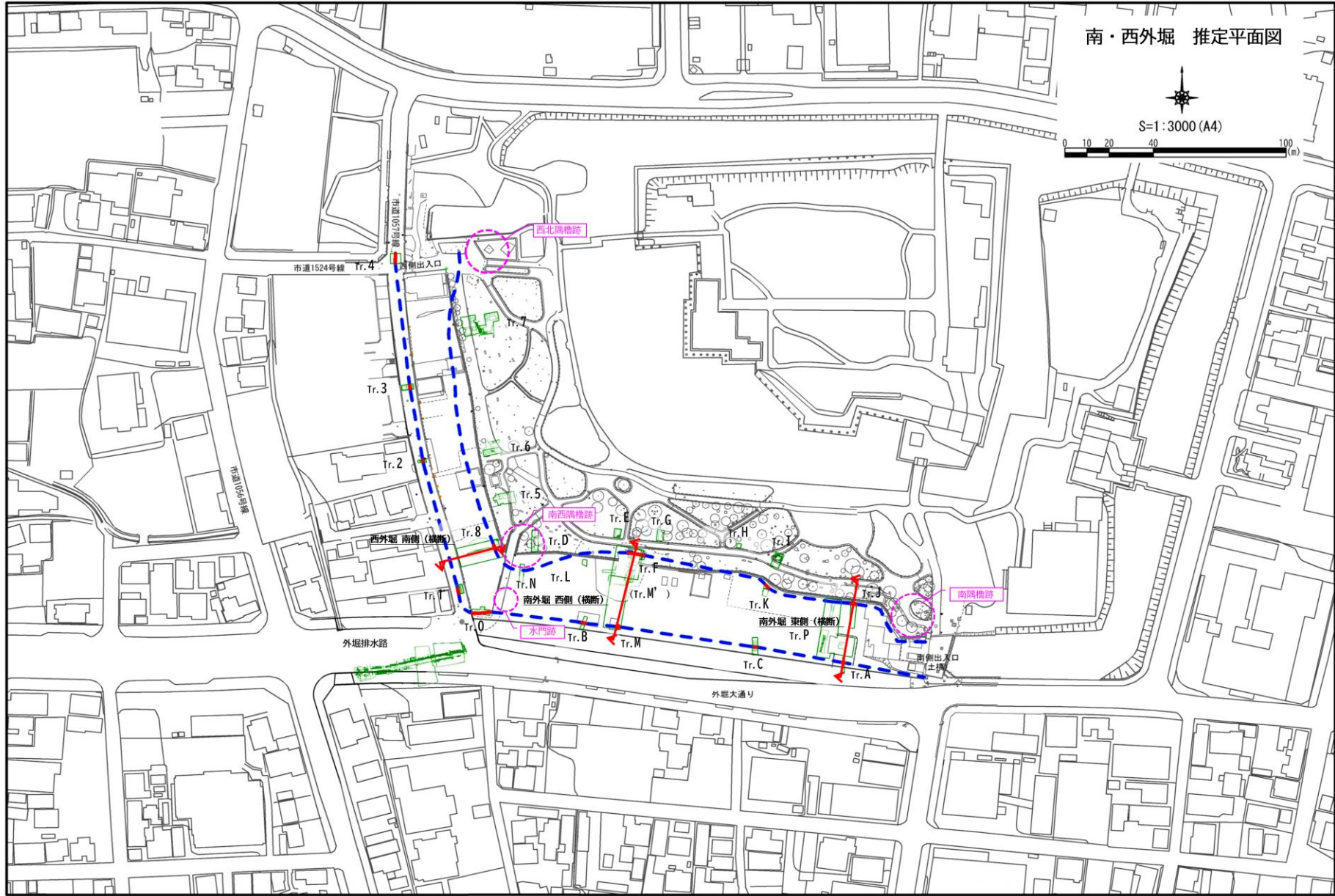


表19 絵図と発掘調査での確認結果とりまとめ表（西外堀）

場所	地点	要素	復元検討結果	絵図「享保十三年秋改 松本城下絵図」（1782年）	発掘調査での確認	課題、検討の方向性等	
西外堀	二の丸側	全体	土坡	・土坡であった。	・土坡が描かれている。	・土坡を確認（8トレンチ）	・西外堀北側の立ち上がり部を発掘調査予定（令和6年度）
			石垣	・石垣は無かった。	・石垣は描かれていない。	・現在まで、石垣は確認されていない。（8トレンチ）	
			木杭列	・土塁裾部には木杭列があった。	・木杭列は描かれていない。	・土塁裾部で木杭列を確認（8トレンチ）	
		西北隅櫓部	・土坡であった。 ・櫓台石垣があった可能性が高い。	・土坡の上に櫓台石垣が描かれている。	・未調査	・西北隅櫓跡の位置などを発掘調査で確認する。	
	三の丸側	全体	土坡	・土坡であった。	・土坡が描かれている。	・市道（1057号線）中央部付近で土坡の立ち上がりを確認（1、2、3トレンチ）	・立ち上がり位置が市道中央部付近であることから、道路の付け替えが必要 ・影響する権利者の同意が不可欠であり、段階的な取組みを見据えた検討が必要
			石垣	・石垣は無かった。	・石垣は描かれていない。	・現在まで、石垣は発掘されていない。（1、2、3、4トレンチ）	
			木杭列	・土坡の立ち上がりには木杭列がある。	・木杭列は描かれていない。	・3本の木杭列を確認（2トレンチ） ・木杭列を構成していたと考えられる木杭5点を確認（3トレンチ） ・13本の木杭列を確認（4トレンチ）	
	共通部	堀底、断面形状	・南側の調査結果からは、薬研堀に近い堀底であった可能性が高い。	・堀底や断面形状は描かれていない。	・中央部に向かい緩やかに深くなる薬研堀に近い堀底を確認（1、2、8トレンチ） ・ただし、堀の最深部付近が軟弱であり、形状を把握できていない。（8トレンチ）	・西外堀北側を発掘調査予定（令和6年度）	
		堆積土、埋立土	・地表面から1～1.5メートル程度は埋立土、その以深は堆積土であった。	・堆積土等は描かれていない。	・堀が機能していた時代の堆積土と、その後の埋立土を確認（8トレンチ） ・堆積土があったことから、堀底が保護されていることを確認（1、2、8トレンチ）		
		水面位置	・木杭の上端部付近にあったと推測	・水面位置は描かれていない。	・木杭の杭頭は、おおむね標高586.5メートル付近にあることを確認（8トレンチ）		
西側出入口		・堀であった。	・堀が描かれている。	・未調査 ・大正末期頃に埋め立てられたとされる。	・現在は、来城者の出入り、都市公園を維持・活用するための機能を担っている。		



第53図 「南・西外堀 推定平面図（絵図重ね図）」



第54図 「南・西外堀 推定平面図」

## 南・西外堀 横断面図

## 【南外堀】

- ①西側（発掘調査箇所 Tr. F、Tr. M、Tr. M'）  
平坦な堀底が続く形状



- (1) 地表下1. 2メートル程度まで堀の埋立土、その下層に堀堆積層を確認
- (2) 地表下2. 5メートル程度を最深とする堀底を確認

- ②東側（トレンチA、P）  
中央部に向かい堀の両側から緩やかに深くなる形状



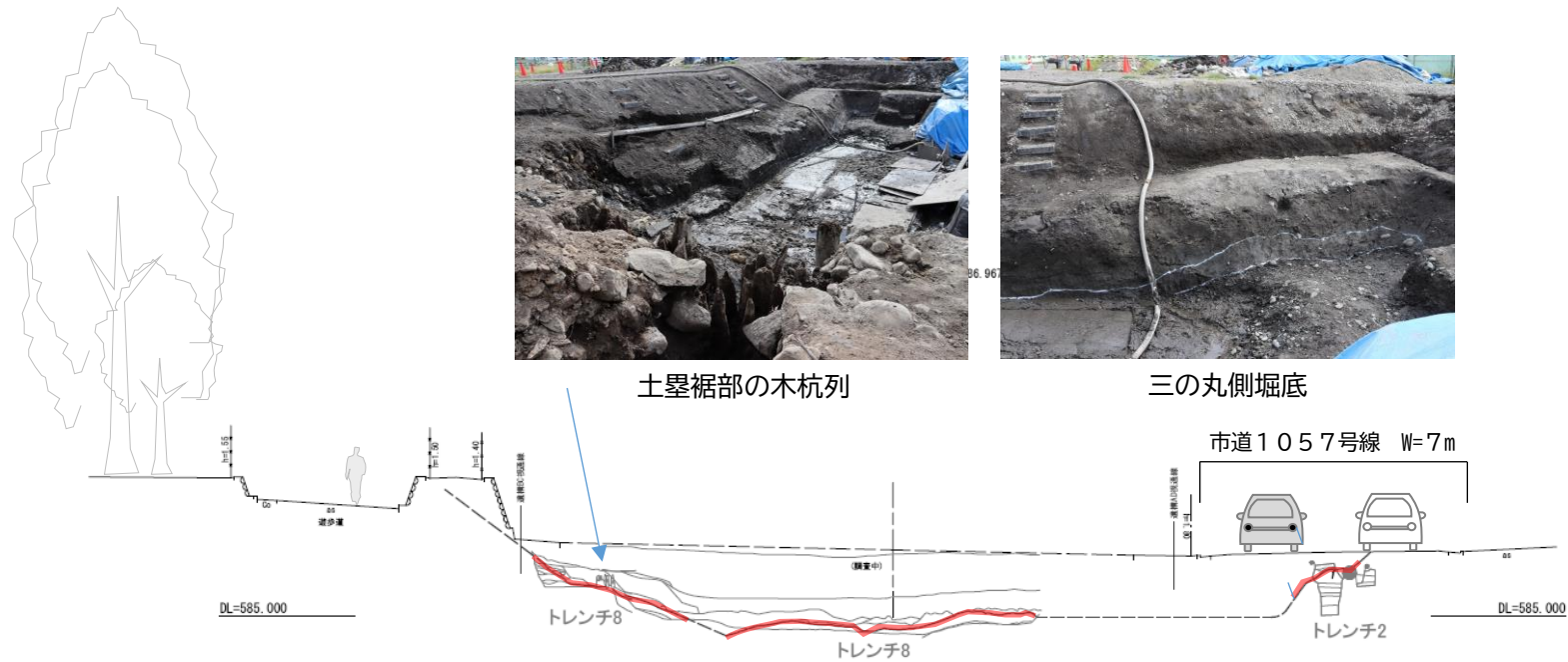
- (1) 地表下1. 8メートル程度まで堀の埋立土であり、その下層に堀堆積層を確認
- (2) 地表下2. 6メートル程度を最深とする堀底を確認
- (3) 堀中央部は、水道管等の埋設物があるため未調査

第55図 「南外堀 推定横断面図」

【西外堀】南側（トレンチ2, 8）

③南側（発掘調査箇所 Tr. 2、Tr. 8）

二の丸側に向かって、三の丸側から緩やかに深くなる形状



- (1) 地表下1. 4メートル程度まで堀の埋立土であり、その下層に堀堆積層を確認
- (2) 地表下2. 4メートル程度を最深とする堀底を確認
- (3) 市道（1057号線）中央部付近で土坡の立ち上がりを確認
- (4) 木杭列周辺の堀底は1. 2メートル程度の平坦部があり、土坡につながっている
- (5) 堀底が非常に軟弱であり、作業が困難であったことから、一部の堀底は未調査

第56図 西外堀 推定横断面図

## (5)復元計画

復元検討結果で明らかにした南・西外堀の特徴を踏まえ、発掘調査によって基礎情報を収集し、引き続き調査・研究を重ねて、復元形状や整備手法を検討します。また、復元整備の段階においても、必要な発掘調査を行いながら整備を進める手法を検討します。

ここでは復元計画として、遺構を良好に「保全」することを前提とし、実現性の高い整備手法を検討するための基本的な考え方を示します。

### ア 往時の堀形状に基づく復元形状や整備手法の検討

#### (ア) 整備範囲

南・西外堀の整備範囲は、南・西外堀の特性、史実性、都市公園機能の確保（動線確保、供給処理施設機能の保持）、園内樹木への影響、整備効果（他事業との相乗効果）等を総合的に判断して設定する必要がありますが、おおむね以下のとおりとします。

- a 南外堀は、南側出入口（土橋）までを整備範囲とします。南側出入口横のコンクリート基礎は、撤去することにより土橋へ影響が生じる場合は、その基礎の利活用を含めた検討を行います。
- b 西外堀は、西側出入口までを整備範囲とします。また、西外堀三の丸側は、市道1057号線の中央付近に土坡の立ち上がりを確認しましたが、市道部分を含めて復元整備を行うためにはその付替えが必要となることから、関係者との合意形成を進め、理解を得ながら段階的に整備することも見据えて検討を進めます。

#### (イ) 堀の形状

往時の堀形状を基本としつつ、遺構を良好に保全し、適切に維持管理し得る形状を検討します。

#### (ウ) 石垣の構造

石垣の位置や範囲、高さ、背面の栗石設置等の検討や、往時の石垣形状を基本とした整備手法を検討します。

検出した石材である山辺石（閃緑斑岩）の調達が困難となっているため、石材必要量を検討の上、代替石材の調達の可能性（調達先、コスト等）や検出した石材の保全・活用の取扱い等を検討します。

#### (イ) 土坡の形状

土坡は、発掘調査の結果等を基本として勾配や高さ等の形状を検討します。崩落や浸食が生じることの無いように、土坡盛土に用いる材料や安定性を確保できる勾配設定、法面保護（土坡緑化等）工法についても検討を行います。

#### (オ) 木杭列の再現

木杭列は、発掘調査の結果等を基本とし、土留めや浸食防止、防御等の役割や設置範囲を整理して整備手法を検討します。

埋立土から検出した木杭は、現地で保存することを基本とし、その取扱いや再現方法等を検討します。

#### (カ) 水堀の表現

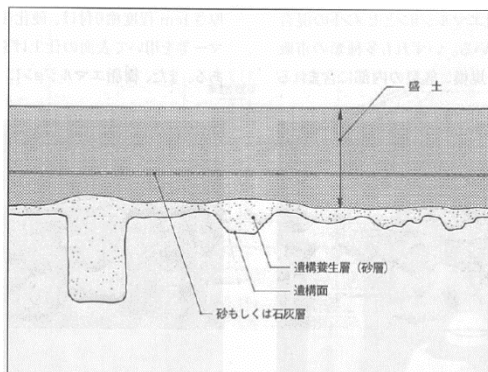
発掘調査の結果等を踏まえつつ、水堀の復元方法や範囲について検討を行います。

### イ 遺構の保全を最優先とした遺構保護層の設置

#### (ア) 堀底の保護

遺構を良好に保全するための遺構保護層は、一般的な厚さ50センチメートル程度（遺構養生層10センチメートル+盛土層40センチメートル）を参考にして、遺構保護を最優先としながら、施工性や施工品質等に配慮して設定します。

なお、遺構面保護の盛土層に用いる材料は、現地発生土を有効に活用することを検討します。



図・技3-7 遺構保護盛土の様式図

を用いて適切な厚さとし、十分な転圧を行う。遺構養生層の上面から厚さ約40～50cmの間は人力による盛土が基本であり、それ以上については機械盛土を行ってもよい。厚さが70cm以上になった時点で、重機等の機械を用いて適切に土砂の運搬・押土・敷均しを繰り返しつつ作業を行う方法が効率的である。遺構保存のための盛土の厚さは、その上面において行う整備の手法によっても異なるが、通常60～80cm確保するのが適切である。

史跡等整備の手引きより抜粋（同成社）

### 第57図 遺構保護層の設定

#### (イ) 石垣の保護

遺構を良好に保全するため、「発掘した石垣を保護層で被覆し、その前面または直上に新たに石垣を積む方法」と「発掘調査で出土した石垣を活用する方法」を検討します。

石垣の多くが崩落していることや、新たな石材の調達が必要となることなどの課題があることから、それぞれの方法について比較検討し、より実現性の高い整備手法を検討します。

その他、遺構を保護層により保護した上で、発掘した石垣の一部を別の場所で展示することなども検討します。

#### (ウ) 土坡の保護

遺構を良好に保全するため、堀底の保護と同様に遺構保護層を設置します。ただし、二の丸側の樹木や園路等への影響が生じることから、保護層の厚さと影響範囲等を検討した上で、復元形状を決定します。

なお、二の丸側の土坡の立ち上がり位置については、今後の発掘調査で確認します。

ウ 現在の周辺地形を考慮した水面の設定

発掘調査の結果を踏まえつつ、水面を表す整備を行います。水をたたえた堀の復元に当たっては降雨時に溢水することの無いように、現在の周辺地形に対する余裕を確保します。

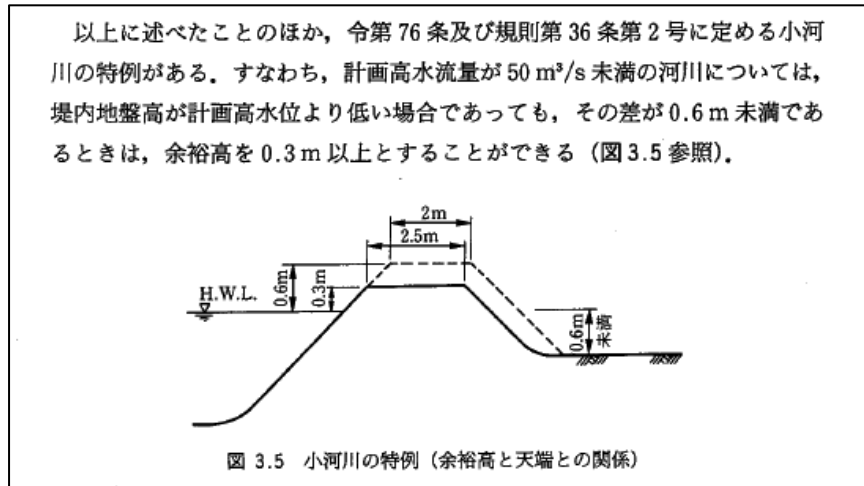
南・西外堀の整備範囲では、外堀大通りと市道1057号線の交差点付近が地形的に最も低位に位置することから、その標高をコントロールポイントとして水面を設定します。

ただし、堀水の水深が浅くなると水質悪化が懸念されることから、水質の維持や維持管理を考慮した水深の設定を検討する必要があります。

参考

河川管理施設構造令に基づく余裕高  $h = 0.6$ メートル

河川管理施設構造令の小河川の特例に基づく余裕高  $h = 0.3$ メートル



第58図 小河川の特例 改定 解説・河川管理施設等構造令より抜粋

(参考) 南側出入口（土橋）付近の余裕高 $H = 0.9 \sim 1.4$ メートル程度

西側出入口付近の余裕高約 $H = 0.5$ メートル程度





## 工 整備後の水質維持、管理を考慮した給排水方法等の検討

### (ア) 堀水管理

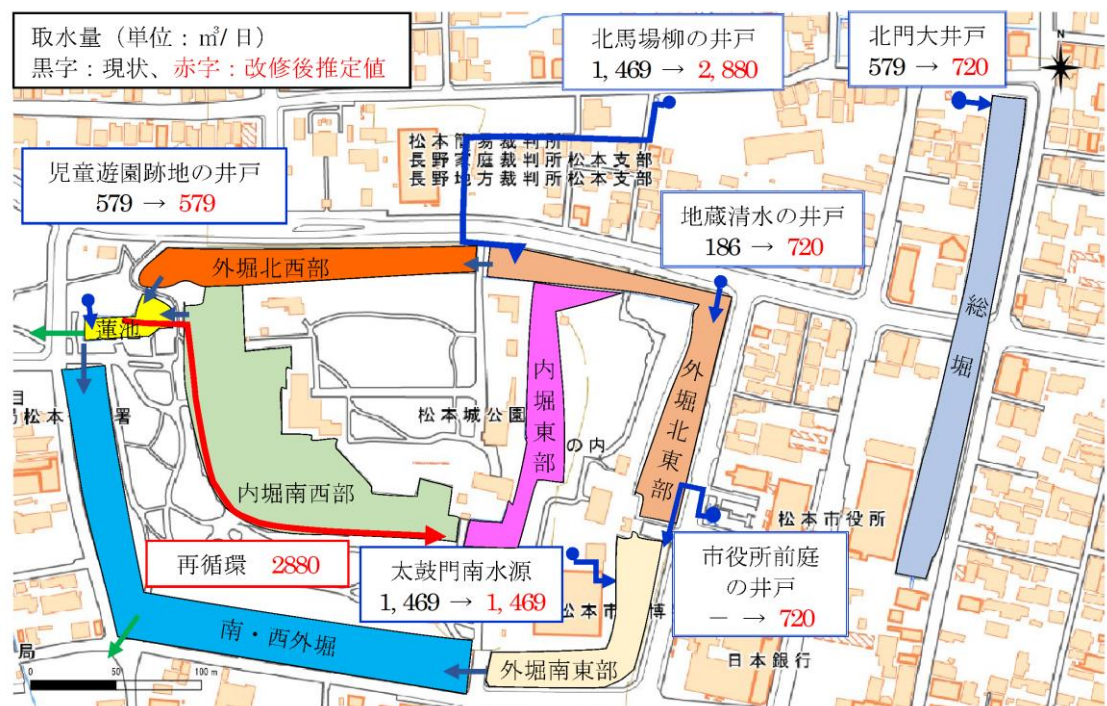
令和4年度の松本城堀総合調査で整理された検討内容を踏まえ、現状の維持管理の内容、給排水の問題点、課題等を把握し、給排水計画と堀管理方法（水替え、堀底<sup>しゅんせつ</sup>浚渫、清掃等）を検討します。

### (イ) 堀水の給水

復元形状を決定した上で、その水面積や水深を設定し、水堀化した場合の必要水量（蒸発散量を含む。）と給水系統等を検討します。

### (ウ) 雨水を含めた堀水排水

（都）内環状北線（外堀大通り）に整備済みの雨水渠<sup>きよ</sup>へ排水することを前提とし、雨水排水処理を考慮した検討を行います。



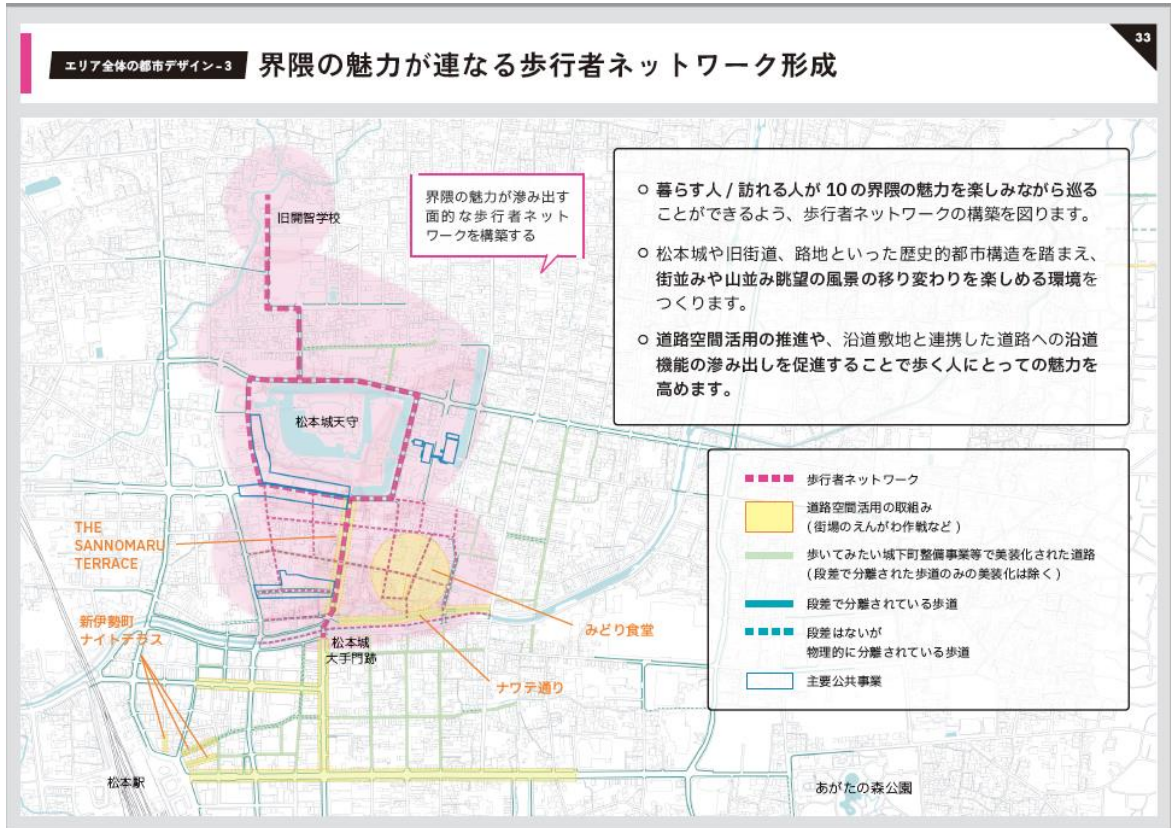
第59図 松本城堀における再循環（検討案）

オ 回遊性を向上する歩行者動線の確保

(ア) 三の丸エリアが目指す姿

令和4年3月に策定した松本城三の丸エリアビジョンでは、かつて総堀で囲まれた松本城三の丸と、昭和39年（1964年）に移築された旧開智学校周辺で、公民が連携して実現するエリアの目指す姿を描いています。

南・西外堀の復元は単なる堀の復元整備にとどまるものではなく、史跡松本城全体の回遊性を向上し、将来に引き継ぐ新たな空間として整備します。



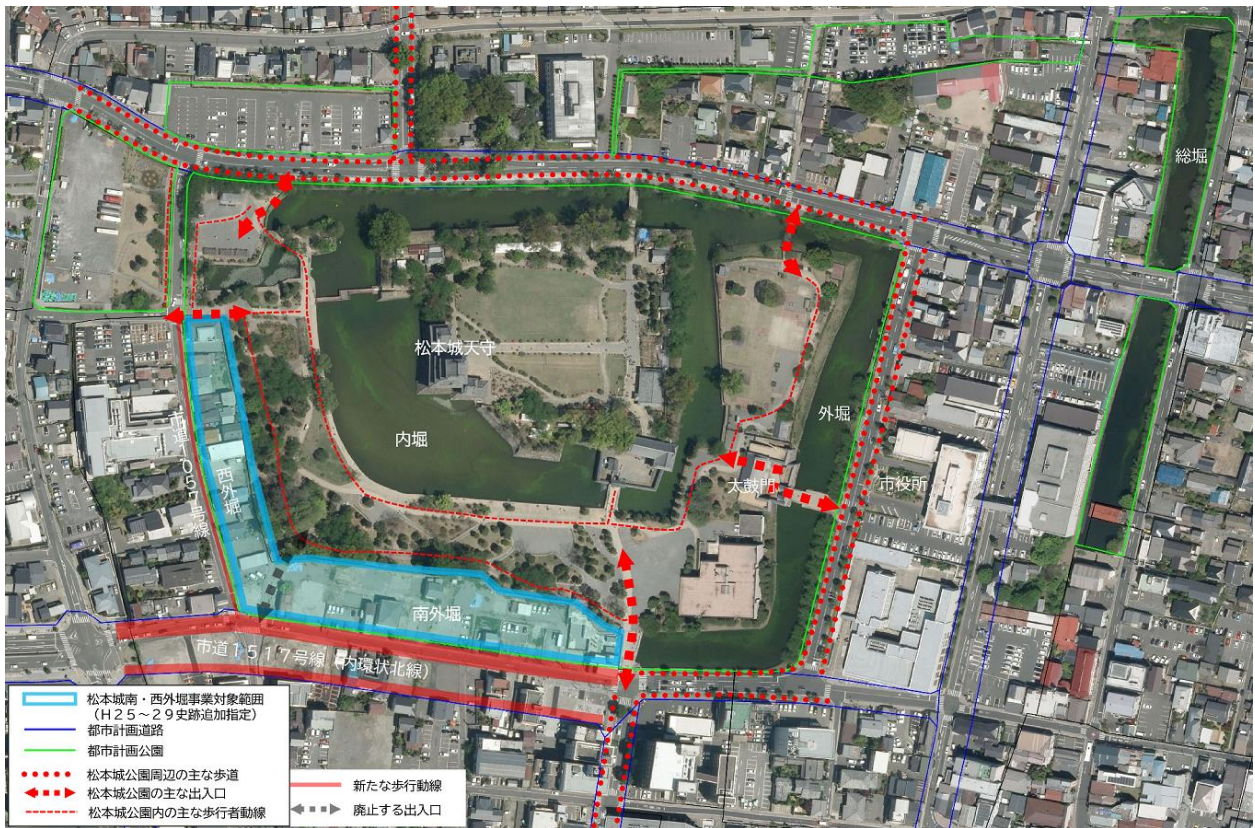
松本城三の丸エリアビジョンより抜粋（令和4年3月策定）  
 第60図 松本城三の丸エリアビジョンの目指す歩行者ネットワーク

(イ) 歩行者動線

史跡松本城内及び周辺の回遊性の向上と、都市公園や指定緊急避難場所としての機能の確保を前提とし、既存の歩行者動線（南側出入口、西側出入口）を活用して、史跡松本城全体を回遊できる新たな歩行者動線を確保します。

南外堀南側に面する外堀大通りについては、松本市景観審議会で協議が行われていることから、その結果を踏まえつつ、松本城三の丸エリアビジョンに掲げる将来像実現に資する空間の確保を検討し、将来的な外堀大通りの北側歩道本整備を行います。

また、西外堀東側は、市道1057号線と西外堀との間に歩行者動線を確保することを検討します。



第61図 歩行者動線検討図



山並みを背景とした松本城天守



歩行者空間の確保された外堀大通り

カ 復元整備に合わせた遺構表示やサイン、安全施設、植栽等の検討

(ア) 遺構表示・サイン計画

南側出入口や西側出入口は、当面の復元整備では残存を基本としますが、幕末期の外堀の形状と相違が生じる箇所については、往時には外堀であったことを明示する遺構表示(平面表示)などの方法を検討します。

遺構を良好に保全する観点から、石垣や木杭列、土坡等を保護して復元整備する場合は、往時の堀形状や構造などを明示するための検討を行います。



事例：遺構の平面表示



事例：置き式サイン



事例：堀整備の解説サイン



事例：石垣の解説サイン

## (イ) 安全施設計画

多くの市民や来街者が訪れ、憩う都市公園として、安全の確保、景観への配慮、周辺環境との調和に配慮して、転落防止柵等の設置や意匠等を検討します。



## (ウ) 植栽の計画

復元整備の手法や形状によっては、二の丸側の植栽に影響が及ぶことから、その一部を伐採等する必要があります。

植栽の伐採等の検討に当たっては、往時には存在しなかった外来のメタセコイヤや樹勢の衰えている樹木等、景観・環境形成等や維持管理の観点から支障となる樹木等の伐採等を検討します。

また、外堀大通りの植栽については、松本市景観審議会で歩道部の植栽や景観対策等について協議されていることから、その方針を踏まえた検討を行うとともに、松本城三の丸エリアビジョンに掲げた取組方針に沿った滞在空間の創出に資する検討を行います。

植栽の検討に当たっては、遺構を良好に保全することを前提とし、特に二の丸側は必要最小限とし、将来的な二の丸の再整備において取扱い等を検討します。

**盛土の目的と考え方** 盛土の造成は、遺構の露出を避け、被覆すること自体を目的として行うもののほか、導排水管の設置、園路の路面の舗装、緑化植物の植栽などの整備工事に際して、それらが地下遺構に与える悪影響を回避するために行うものがある。いずれの場合にも、適切な厚さの盛土を造成する必要がある。

**樹木の根茎と盛土厚** 遺構の表現又は緑化のために樹木の植栽を行う場合には、根茎が地下遺構に悪影響を与えることのないよう、適切な厚さの盛土を造成する必要がある。盛土の厚さは、根茎が地下深くまで及ぶ性質を持ついわゆる「深根性」の樹木の場合には約80cm、根茎が比較的浅い「浅根性」の場合には約60cmを目安とするが、気候・土質・地下水等により根茎の状況は異なるので個別の事例に応じた判断が必要である。

史跡等整備の手引きより抜粋（同成社）

第62図 盛土の目的と考え方及び樹木の根茎と盛土厚

## キ 二の丸整備に関わる長期的な課題の明確化

南・西外堀の復元整備は、二の丸側の植栽や便益施設等にも影響が及ぶことから、史跡松本城の価値を高めるとともに、都市公園としての機能を維持・向上するため、将来的に二の丸を再整備することが求められます。

### (ア) 南側出入口、西側出入口

南側出入口と西側出入口は、当面の南・西外堀復元整備においては残存することを基本としますが、幕末期の松本城に存在しないものであることから、将来的にその取扱いを検討します。

### (イ) 隅櫓跡

南隅櫓跡は、将来の整備を見据えて、調査・研究を進めます。

北西隅櫓跡、南西隅櫓跡は、今後調査・研究を進めます。

### (ウ) 埋設管類の取扱い

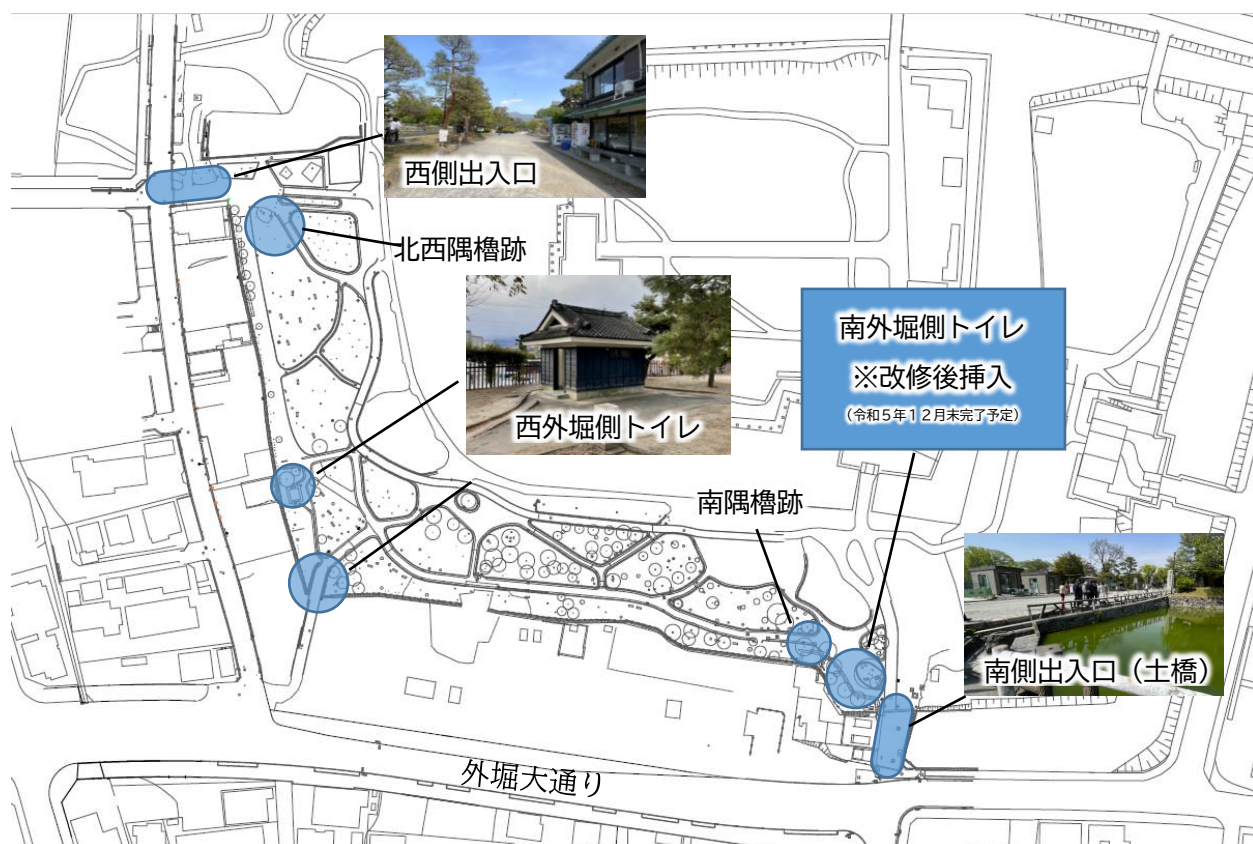
二の丸整備に当たっては、便益施設や照明施設等に関わる埋設管類の再整備が必要となることから、その埋設位置などの検討が必要となります。

### (エ) 便益施設

西外堀側のトイレは老朽化が顕著であり、南・西外堀整備によって埋設されている下水道管が取り除かれるため撤去します。

南側出入口付近のトイレは公園利用者、観光客等のニーズが高いため、令和5年度(2023年度)に改修しましたが、南・西外堀復元整備にあわせて、史跡指定範囲外への移転を前提とした撤去を検討します。

なお、遺構を良好に保全するために、撤去を伴う場合は、取壊し影響範囲や供給処理設備配管類の影響範囲等の想定を行います。



第63図 二の丸整備に関わる長期的な課題



第64図 地下埋設物重ね図



## 2 堀浚渫計画

### (1)堀の現況

現在、水堀は内堀、外堀の一部、総堀の一部で、現況は次のとおりです。

#### ア 内堀

本丸の南側をU字形に取り囲み、両岸とも石垣となっています。内堀の幅は天守の周囲では60メートルに及び、堀底の深さは現状の水位から3メートル以上あり、断面については二の丸側が深い片薬研となっています。

#### イ 外堀

本丸と二の丸を囲む堀で、平面形は北西部を欠く不整長方形を呈し、外周は約1.2キロメートルありました。外堀の両岸は基本的には土坡ですが、太鼓門周辺、東外堀三の丸側の北半、南外堀三の丸側の一部等は石垣が築かれていました。これまでの試掘調査から、西外堀の二の丸側土坡の法尻には、後述の総堀と同様、土留めと防御を兼ねたものと考えられる先端を尖らせた木杭列が確認されています。

現在、南・西外堀の水堀としての復元事業に取り組んでいます。

#### ウ 総堀

松本城の最も外側を取り囲むのが総堀です。総堀は、一般的には城下町を取り囲む総構えの堀の呼称として用いられていますが、松本城にはこうした堀はなく、三の丸を取り囲む堀を総堀と呼んでいます。絵図によれば、南側の大手門東側で最大幅約50メートルを測り、総延長は約2キロメートルに達しました。両岸は土坡で、堀側の基部には、先端を尖らせた木杭列が総堀各所の発掘調査で確認されており、防御用の装置と土留めを兼ねていたものと考えられます。全国的にも類例が少なく、注目すべき構造です。

松本城周辺は南西に緩く傾斜した地形にあり、堀の水位調整が必要となりますが、馬出しに付属する土橋と東総堀ほぼ中央にある水切り土手（水持ち土手）がその役割を果たしていました。

現在、東総堀の一部が水堀として現存しています。

#### エ 課題

降水量が少ない季節や地下水からの流入量が少なくなった際に、堀底の堆積物が水面上に露出し、悪臭を発生することがあり、堆積物の除去が大きな課題となっています。水質の悪化が懸念される季節には、薬剤散布を実施し、悪臭を抑えるなどの対応を行っていますが、根本的な解決には至っていません。

### (2)これまでの浄化対策の経過

堀浄化対策としては、堀底の浚渫（堆積物除去）と堀水の水質浄化の2つの手法が挙げられます。江戸時代以降、堆積物除去として浚渫が実施された記録が古文書に記載されていることから、松本城では往時から堆積物除去を中心に堀浄化対策を実施してきたことが分かります。

ア 浚渫（堆積物除去）の経過

【江戸時代の浚渫】

文化2年（1805年） 東・南外堀

弘化2年（1845年） 北西外堀、総堀

2月上旬から4月12日までの約2か月間、周辺の農村から1日300人を動員して実施され、この年は、新潟まで泥水が届いたと記録があります。

慶応元年（1865年） 南総堀他、全部で9か所

【近年実施された浚渫】

昭和43・46年 3,940立方メートル

（1968年・1971年） 東外堀（本丸と二の丸御殿の間）

昭和44年（1969年） 230立方メートル 北外堀（松本神社の前）

昭和45年（1970年） 150立方メートル 北総堀（方端総堀の北部）

平成14年～平成19年（2002年～2007年） 堆積物が表出する限られた部分に対し、点的にバキュームによる吸出し

平成25年（2013年） 613立方メートル 内堀

（1,226平方メートル 浚渫深：0.5メートル）

令和 2年（2020年） 900立方メートル 内堀

（900平方メートル 浚渫深：1.0メートル）

※ 3工法による浚渫工法実証実験として実施

イ 堀水の水質浄化の経過

昭和52年（1977年） 地下水の導入による浄化を検討したが、計画水量に達せず断念

昭和53年（1978年） 堀北側の下水道工事に着手

堀の試掘を実施。水深2～3メートル、堆積物は0.5～1メートル

堀底に漏水防止の粘土が敷いてあることが判明

昭和61年（1986年） 堀浄化対策研究会が発足

平成19年（2007年） EM菌散布を実施（平成28年（2016年）まで継続して実施）

平成29年（2017年）～平成30年（2018年）～ 外堀南東部、黒門付近で酸化マグネシウム剤散布を開始

令和 4年（2022年） 堀総合調査（水質調査、堆積土調査、将来予測）を実施

### (3)堀総合調査の実施（H30～R2、R4）

堀の浚渫に先立ち、堀に関する基礎データの取得、堀堆積物除去方法の検討、浚渫後の堀水の維持管理方法などを検討するため、堀の総合調査を実施しました。

#### ア 水源と水質

堀の水は、5か所の井戸（史跡内1か所、史跡外4か所）から湧き出る地下水を投入しています。内堀・外堀の水は、両堀を循環し、外堀北西部から河川に通じる水路によって放流しています。水門を6か所（排水箇所含む。）設け、流量調整や水位調整といった管理を行っています。東総堀は、堀の埋立て地にある北門大井戸から湧き出る地下水を投入し、最終的に女鳥羽川に放流しています。

水質については、令和2年度（2020年度）の夏季（水質悪化が懸念される季節）に調査を行いました。試料採取時の観測結果は、表20のとおりです。外観、臭気はH2地点（総堀南部）で無色透明、無臭でしたが、その他の地点（内堀、外堀）は淡黄緑色、藻臭でした。透視度はH2（総堀南部）で100センチメートル以上ありましたが、他は60～70センチメートル、透明度は7～52センチメートルでした。

表20 試料採取時の観測結果（堀）

調査地点 項目	単位	L4	L10	L15	H2
採取日	—	R2. 8. 18	R2. 8. 18	R2. 8. 19	R2. 8. 19
採取時間	—	08:40～08:50	10:50～10:58	09:03～09:08	14:00～14:03
天候	—	晴れ	晴れ	快晴	快晴
気温	℃	28.3	28.0	26.0	32.0
水温	℃	22.5	30.0	23.2	25.1
外観	—	淡黄緑色	淡黄緑色	淡黄緑色	無色透明
臭気	—	藻臭	藻臭	藻臭	無臭
透視度	cm	70	60	63	100以上
透明度	cm	52	7	15	—

堀の水及び排水箇所の水質分析結果は、表21のとおりです。地下水調査結果と同様、環境省が定めた湖沼の環境基準を超える窒素及びリンが検出され、植物プランクトンが発生しやすい水質でした。アオコ等が発生しやすい環境といえます。

外堀（L10及びL15）の水質はSS、強熱減量及びCODが高く、クロロフィルaも内堀、総堀（L4及びH2）に比べて高いことから、植物プランクトン量が多いことが示唆されました。

表2 1 水質分析結果（堀）

項目	調査地点	単位	L4	L10	L15	H2
採水日	—		R2. 8. 18	R2. 8. 18	R2. 8. 19	R2. 8. 19
水温	℃		22. 5	30. 0	23. 2	25. 1
pH(水素イオン濃度)	—		7. 9	9. 9	8. 4	7. 9
SS(浮遊物質)	mg/L		5	11	9	4
強熱減量	mg/L		1	5	5	1
COD(化学的酸素要求量)	mg/L		2. 9	5. 4	4. 1	1. 6
溶存酸素量	mg/L		10	41	14	10
酸素飽和度	%		115	542	164	121
全窒素	mg/L		1. 00	0. 98	1. 01	1. 17
アンモニア態窒素	mg/L		0. 04	0. 03	0. 05	0. 04
亜硝酸態窒素	mg/L		0. 009	0. 025	0. 011	0. 015
硝酸態窒素	mg/L		0. 230	0. 484	0. 429	0. 952
全リン	mg/L		0. 760	0. 176	0. 073	0. 025
無機態リン(リン酸態リン)	mg/L		0. 754	0. 142	0. 017	0. 020
珪酸態珪素	mg/L		13. 4	8. 78	10. 8	8. 09
クロロフィルa	μ g/L		23	46	52	16

凡例						
類型	AA、 I	A、 II	B、 III	C、 IV	D、 V	適合なし

イ 堆積要因

堀の水源は井戸水であり、河川の流入は無いことから、水源等からの堆積の流入は無いと考えられていました。そこで堀の堆積状況及び堆積物の性状から、令和4年度（2022年度）の堀総合調査において堆積要因の検討を行いました。

調査の結果は表2 2に示すとおりで、松本城堀における堆積要因は、多くは藻類に起因することが示唆されました。内堀南西部等の一部では降雨時の濁水流入による影響も考えられました。一方で、落ち葉等の影響は非常に軽微であることが想定されました。

堆積を抑制する対策としては、藻類は水質の管理、濁水流入への対策として舗装が考えられます。

表2 2 堆積要因と考えられる対応策

堆積の要因	想定される堆積状況	評価	対応策
藻類(植物プランクトン)	発生した藻類が沈下して堆積	○	堀水の水質管理
降雨時の濁水流入	降雨時に周辺から流入して堆積	△	舗装等
落ち葉等	周辺街路樹等から流入して堆積	×	定期的な除去

凡例 ○：堆積要因であると考えられる。

△：一部では堆積に寄与していると考えられる。

×：堆積への寄与は少ないと考えられる。

## (ア) 藻類（植物プランクトン）

松本城の堀では、夏季など気温や水温が高く日射の強い時期を中心に、藻類（植物プランクトン）が発生して水面が緑色になる場合があります。また、堆積土表面に藻類が発生して緑色になることから、堆積物中に堆積した藻類が含まれていることが推定されます。

藻類は、局所的に発生することは無く、広く発生することから堆積する場合は一様に堆積しています。また、藻類には有機物量も多く含まれることから、堀の堆積状況を踏まえるとこの藻類が堆積の主な要因である可能性が高いと推察されました。

したがって、堆積を低減させる手法としては、堀水の水質を維持管理することが考えられます。







藻類の発生状況

## (イ) 降雨時の濁水流入

松本城の堀には水源からの土砂流入は無いものの、降雨時における濁水流入は考えられました。そこで降雨時に調査を行ったところ、公園や法面からわずかに濁水が流入していることは確認されたものの、例えば雨水渠等からの大規模な濁水流入は確認されませんでした。

したがって、降雨時の濁水流入が堆積に大きく寄与しているとは考えにくいことが示唆されました。なお、対策としては外縁部や法面の舗装が考えられます。

	
<p>降雨時の濁水流入(内堀南西部)</p>	<p>流入した土砂(内堀南西部)</p>
	
<p>濁水の流入は確認されない(外堀北東部)</p>	<p>法面に形成された水みち(外堀北東部)</p>
<p>堀への濁水流入状況等</p>	

(ウ) 落ち葉や枯草

堀の周辺には街路樹などが植樹されている他、法面を中心に下草が繁茂しています。これらの落ち葉等が堆積要因となっていることが想定されたため、調査を行いました。

総堀の排水箇所付近等の一部で落ち葉が堀底に沈んでいる状況が確認されたものの、その他の場所ではほとんど確認できませんでした。

したがって、これらが堀の堆積に大きく寄与しているとは考えにくいことが分かりました。対策としては定期的な除去が考えられます。

	
<p>堀底に沈む落ち葉(総堀)</p>	<p>堀底に落ち葉は確認されない(内堀南西部)</p>
<p>落ち葉の沈殿状況等</p>	

#### (4)堀浚渫計画

令和2年度に実施した浚渫工法の実証実験結果に基づき、おおむね7年間を目途に内堀・外堀・総堀の全面的な浚渫を実施します。

##### ア 浚渫期間

令和5年度～令和8年度	内堀
令和9年度～令和10年度	外堀
令和11年度	総堀



第65図 松本城堀浚渫箇所

##### イ 浚渫深度

堆積速度の調査結果及び堀底の遺構面の保護を考慮し、最深部で1.5メートルの浚渫深度を確保します。

## ウ 浚渫工法

浚渫は、水底土砂ポンプ浚渫工法によって実施します。

### (ア) 概要

水底土砂ポンプ浚渫工法は「湖沼」「お堀」等の閉鎖水域において、水底の表層部に堆積した細粒分を多く含む土砂を回収する工法です。底が開いた四角柱状の浚渫装置で水底の浮泥や堆積物を囲い、周辺に濁りが出ないように隔離した状態で、装置の中の堆積物をジェット水流により攪拌し、それをポンプにより吸引します。

史跡をき損するリスクが少なく、浚渫装置がコンパクトで、堀水の濁りがほとんど発生しません。



水底土砂ポンプ浚渫工法の様子（令和2年度実証実験時）

### (イ) 特徴

- ▶ 小型車（2～4トン）で機材の運搬が可能
- ▶ 閉鎖された浚渫装置内で浚渫するので、周辺への濁り、汚濁の発生がない。
- ▶ 浚渫装置の昇降は、油圧リフターを、台船の移動は電動ウインチを仕様するので、振動・騒音の抑制が可能
- ▶ 水底の土砂を振動ふるいにより原位置分級し、有害物質等を含む細粒分のみをポンプで陸上に送り、粗粒分は水底に残置
- ▶ ICTを活用した施工管理システムを採用し、施工時に出来形管理、品質管理が可能

### (ウ) 施工管理

施工位置は、船位誘導システムを用いて位置決めを行います。施工対象の水域を浚渫装置の2メートル×2メートルメッシュで区切られた画面上で、設計位置と現在位置が重なるよう操船します。各メッシュには、施工前後の水底地形が標高で表示され、計画浚渫深をクリアしたことを確認できます。浚渫装置を搭載する台船は4隅に設置したウインチと陸上部（又は堀底）に固定された支点により浚渫施工水域範囲内を四方に移動することができます。



## (I) 浚渫の流れ

### ①浚渫装置（水中ロッド）を水底土砂に差し込む。

油圧フィルターにて底面のみ解放された四角柱状の浚渫装置を水底土砂に貫入し、閉鎖空間を確保する。

### ②水底土砂をジェット水で切削・解泥しミキサーで攪拌する。

水中ロッド下端部に水平方向に装着したウォータージェットで、水底土砂の表層を切削し、その閉鎖空間内の水とともに水中ミキサーで攪拌・懸濁する。

### ③サンドポンプで吸引・送泥

攪拌・懸濁された泥水をサンドポンプで、サクションホースを介し陸上に送泥し、濁水処理・脱水処理を経て処理土として場外に搬出する。

### ④浚渫装置（水中ロッド）を引き抜く

浚渫装置内の懸濁水の吸引・送泥が終わったら油圧リフターにて装置を引き抜き、次の場所に移動する。

### ⑤濁水処理・脱水処理

浚渫装置により浚渫された泥水は処理施設へ送泥され、濁水処理施設において無機系凝集剤を投入し、凝集沈降を早めた上で、沈殿槽で上澄水と濃縮泥水に分離を行う。その後、濁水処理に送泥し凝集沈殿を行う。澄水は清水槽に貯水され、水質確認を実施し、排水基準のモニタリングを行い、基準内であることを確認した後、放流する。濃縮泥水は脱水処理設備に送泥され、脱水処理を行う。

## II 脱水処理（フィルタープレス）

### (ア) 概要

フィルタープレスは、浚渫工事から発生する濃縮泥水を固液分離するための脱水装置です。このフィルタープレスを使用したシステムは、大容量処理の可能な自動フィルタープレスにより、濃縮泥水を脱水し、脱水ケーキとして取り出す一次処理及び脱水で出た排水の濁水処理を行う二次処理で構成されています。脱水処理された脱水ケーキの含水比は、40～50%程度となるまで脱水し、フレコンバックの自立、多段積みが可能となるようになります。

### (イ) 特徴

構造がシンプルで比較的処理量を簡単に増やせることが特徴です。処理工程内に簡単に組み込むことができ、濾過脱水装置として最も多く使用されている加圧濾過装置です。得られる脱水物（ケーキ）の含水率は非常に低いものとなっており、固液分離特性は非常に高い装置です。ポンプの打込み圧力を利用して濾過する方式で、剛性の高い鋼板を濾過板に採用する事で、大容量処理に威力を発揮し、スラリー打込みからケーキ剥離まで自動運転により、効率の良い排水処理が可能です。加圧には油圧装置を使用するため、振動・騒音が少ない装置です。

(ウ) 脱水の流れ

- ① 沓過板と沓過板を締め付け、沓室を形成します。
- ② 沓室に泥水を圧送すると固形分は沓布で補集され、液体は沓室外に排出されます。固形分が沓室全体に充填されると沓過が終了します。
- ③ 沓過が終了したら沓室を開き脱水ケーキを排出します。



浚渫前の内堀



浚渫中（浚渫の様子）



浚渫後の内堀

浚渫工法の実証実験の様子

オ 残土処分

脱水した堆積土は、産業廃棄物（汚泥）としての処分を原則とします。



イ 水質維持の考え方

(ア) 栄養塩類負荷の低減

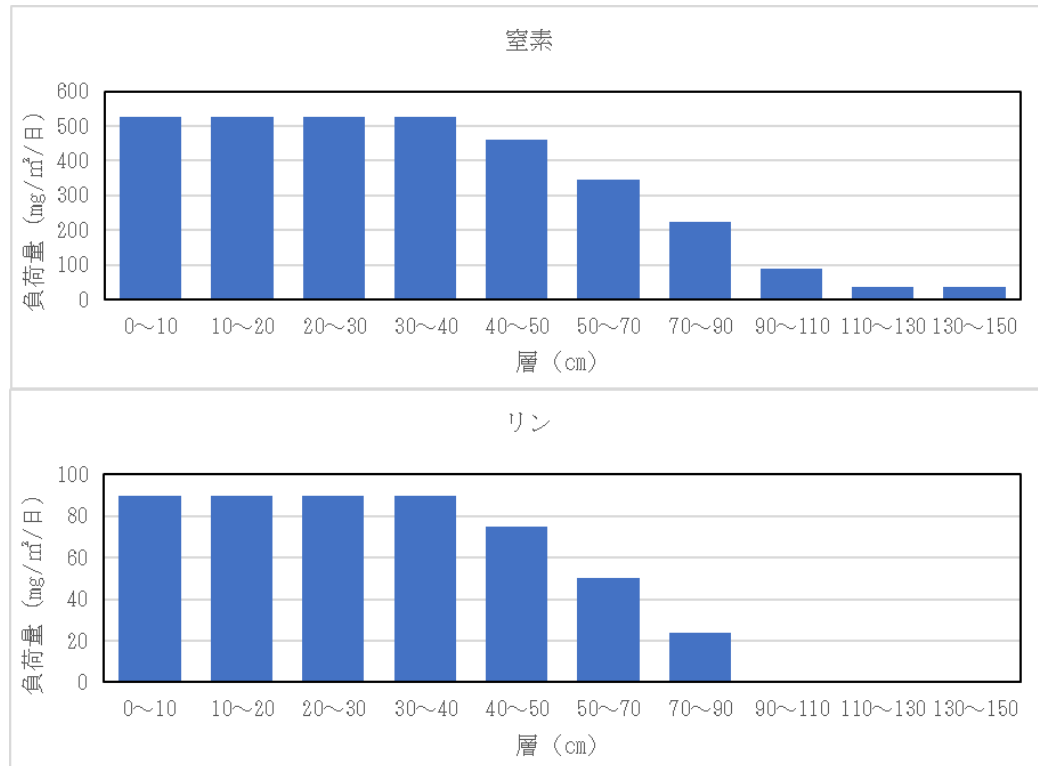
栄養塩類の供給源としては生活排水や下水の流入や堆積土からの供給（溶出）が挙げられます。松本城堀においては水源を栄養塩類が比較的少ない井戸水としており、流入水による影響はそれほど大きくないと推察されます。

松本城堀堆積土の栄養塩類負荷量の鉛直分布を第67図に、浚渫前後の堀全体における堆積土からの栄養塩類負荷量を表23に示しました。負荷量が大きいほど堆積土から堀水に栄養塩類が供給されます。

栄養塩類負荷量の鉛直分布より、負荷量は堆積土表面から40センチメートル程度から徐々に下がり始め、110センチメートルを超えると窒素は表面の約10%程度まで低下し、リンの負荷量は0になると算定されました。

また、浚渫前後の堀全体の栄養塩類の負荷量を見ると、浚渫後には窒素が現状の3%程度、リンは0.3%程度まで低下するとされています。

以上より、堀水への栄養塩類負荷の低減のためには堆積土表面の除去、すなわち浚渫が最も効果的であることが分かりました。更に、鉛直分布より堆積土表面からの負荷が大きいため、浚渫後に堆積する新たな堆積物を定期的に取り除くことが望ましいことが示されました。



令和2年度松本城堀総合調査業務委託 報告書より作成

第67図 堆積土からの栄養塩類負荷量の鉛直分布

表2-3 浚渫前後の堆積土からの栄養塩類負荷量

条 件	堆積土からの負荷(溶出)量 (kg/日)	
	窒 素	リ ン
現 状	7.6	0.98
浚渫後	0.2	0.003

令和2年度松本城堀総合調査業務委託 報告書

## (イ) 滞留日数の低下

アオコ等の増殖を防ぐためには、滞留日数を3～5日以内とすることが望ましいとされており、その方策としては、①流入水の水量を増やす、②水位を下げるという手法が用いられます。

松本城堀においては特に内堀の南西部（天守閣前）は遊歩道に面しており、公園利用者の目線に近いことから大幅な水位低下は利用面や景観面から望ましくありません。

したがって、滞留日数が3～5日以内となるように流入水量を増やすことが望ましいと考えられます。

## ウ 水質改善

## (ア) 水量確保

堀水のほとんどは松本城周辺に掘削された5か所から湧き出る井戸水によって賄われています。堀総合調査で計測された流入量と排出量の比較から、堀底からも地下水の流入がある可能性が認められます。堀底からの流入量は、総排出量のうち、内・外堀では、約10%、総堀では約60%の水量に該当します。

現状での内・外堀の推定容量（水層+総堆積厚）は、約31,300立方メートルです。堆積層に含まれる水分も含めると、約27,479立方メートルの水が貯水されており、1.5メートルの浚渫により、堆積土2,910立方メートルが場外搬出され、浚渫後は、約30,389立方メートルの貯水量となります。同様に総堀の推定容量は、3,867立方メートルであり、約3,462立方メートルの水が貯水され、浚渫後の貯水量は、3,867立方メートルとなります。

なお、南・西外堀の復元により、約14,000立方メートルの容積が追加される見込みです。

水量確保のためには、次の手法が考えられます。

- ①井戸からの流入量を増やす（既存井戸の能力アップ、井戸の追加設置）。
- ②下水道処理水の利用や流域河川水の活用
- ③総堀の排水を外堀へ引き込む。

いずれの手法も、地下水の取水に関する条件整備や手法の実現に向けた事業費の確保など、解決すべき課題が多く、解決が困難です。下水道処理水の利用は、処理施設が下流域流にあること、河川水の活用は、堀から河川までの距離を考えると効果的な対策とは言え

ません。

水量確保ができない場合、堀水の滞留時間が増加することによる水質の悪化が懸念されることから、水質改善策を取り入れることにより、水質悪化を防ぐことが必要です。

(イ) 水質改善

水質改善策には、水量確保のほか、堀水を浄化しての再投入、堀水の攪拌、生物による水質浄化、薬剤散布、堆積除去等が挙げられます。いずれの方法も課題があることから、適用に際しては事前に検証をおこなう必要がありますが、水源確保ができない場合（水質悪化する場合）、水質維持の対策を図ることとします。

(ウ) まとめ

堀底の表層の堆積物には、水質悪化の直接原因となる有機物が多く含まれていることから、堀底の浚渫による水質向上も期待できますが、堀水の滞留時間増加による水質悪化が懸念されるため、井戸の追加設置等の直接的な手法のほか、既存井戸の能力アップ等、井戸からの流入量を可能な限り確保しながら、水質改善策を併用し、水量確保、水質維持を図る方針とします。

なお、掘浚渫工事後に、環境省が定めた湖沼の環境基準（指標）を満たしているかどうか確認するための水質調査を実施し、水質状況を確認しながら、水質維持の対策を実施します。

表2-4 水質改善策

分類	方法	課題等
投入水量の増加	・地下水の投入量を増やす。 ・下水処理水や河川水を引き込む。	・地下水量を増やすことができるか。 ・引き込む水源及び送水方法 ・水質によっては水質浄化が必要
堀水の再投入	・堀水をポンプアップし、浄化して再投入する。	・送水方法や水処理方法の検討
堀水の攪拌	・堀水を循環させて底層の貧酸素化による環境悪化を防ぐ。	・機器や設置場所の検討
生物による水質浄化	・イケチョウガイ等の二枚貝により、水質改善する。	・用いる生物種、設置場所の検討 ・生物の飼育管理が必要
薬剤散布	・薬剤を散布して水質改善する。	・薬剤の検討 ・効果が一時的であることや堆積促進に繋がるため、散布頻度を検討
堆積除去	・表層の堆積物を定期的に取り除くことで水質悪化を防ぐとともに、堆積除去を行う。	・採用方法の検討 ・工法によっては工事が必要

(2)事業後の水質維持・管理について

ア 取水可能な水量と水量確保手法の検討

内・外堀浚渫及び南・西外堀復元後において、堀の水質維持のために確保すべき水の水源である井戸水について、取水可能な水量及び水量確保の手法を検討しました。

堀の水質を維持するためには、堀水の滞留日数を低下させる必要があります。滞留日数を

低下させるためには、(ア)既設井の改修（リプレース）により取水量を増加させる方法、(イ)堀の水を循環させて滞留日数を低下させる方法（再循環）、(ウ)新設井を設置して流入水量を増やす方法が挙げられます。

#### (ア) 既設井の改修

既設井の改修による推定取水量の検討結果を表25に、既設井の位置図を第68図に示しました。改修方法としては、揚水ポンプの更新、ポンプや管のメンテナンス等が挙げられます。数値は各井戸設置時の揚水試験結果や設置後の水位等のモニタリング調査結果、地下水水位の結果から推定しました。

現状より取水量の増加が見込める既設井は、北馬場柳の井戸、地蔵清水の井戸及び北門大井戸の3か所であると推定されました。

この他に市役所前庭の井戸が挙げられます。この井戸は現在市役所前庭のせせらぎにのみ使用されているため非常に取水量は少ないですが、井戸口径や深度、位置的に地蔵清水の井戸に近いことから、同等レベルの揚水は可能であると考えました。

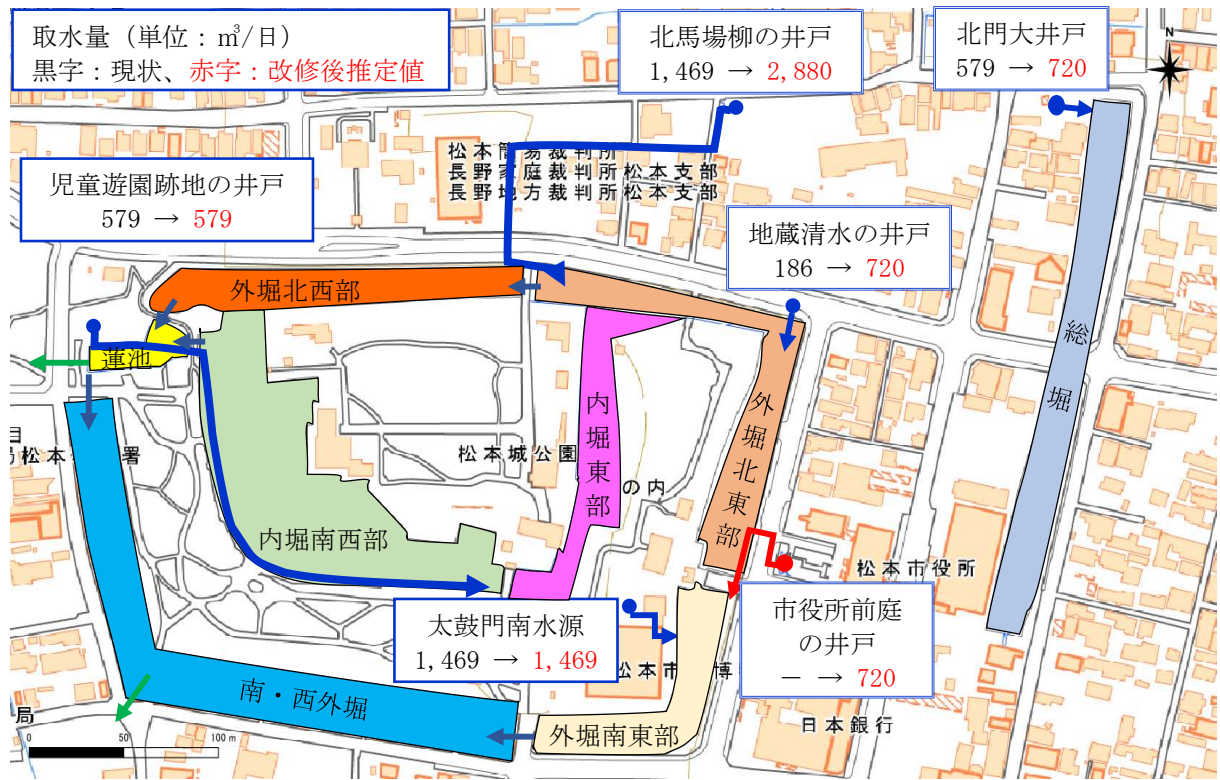
児童遊園地跡地の井戸及び太鼓門南水源については、既に改修済みであることから、これ以上の揚水は難しいと推定されました。

表25 既設井の改修による推定取水量の検討結果

井戸名称	取水量 (m <sup>3</sup> /日)	改修等による 推定取水量 (m <sup>3</sup> /日)	備考
児童遊園地跡地の井戸	579 (402)	579 (402)	改修済みのため取水量の増加は難しい
北馬場柳の井戸	1,469 (1,020)	2,880 (2,000)	揚水ポンプの更新等により増加が期待される
地蔵清水の井戸	186 (129)	720 (500)	揚水ポンプの更新等により増加が期待される
太鼓門南水源	1,469 (1,020)	1,469 (1,020)	令和5年度改修後の推定揚水量
北門大井戸	579 (402)	720 (500)	揚水ポンプの更新等により増加が期待される
市役所前庭の井戸	— (—)	720 (500)	揚水ポンプの更新等により増加が期待される
合計	4,282	7,088	増加量:2,806 m <sup>3</sup> /日(1,949L/分)

※取水量は令和2年度松本城堀総合調査業務委託 報告書より引用（令和2年8月調査結果）

※取水量中の（）内の数値はL/分である。



取水量は令和2年度松本城堀総合調査業務委託 報告書より引用  
(令和2年8月調査結果)

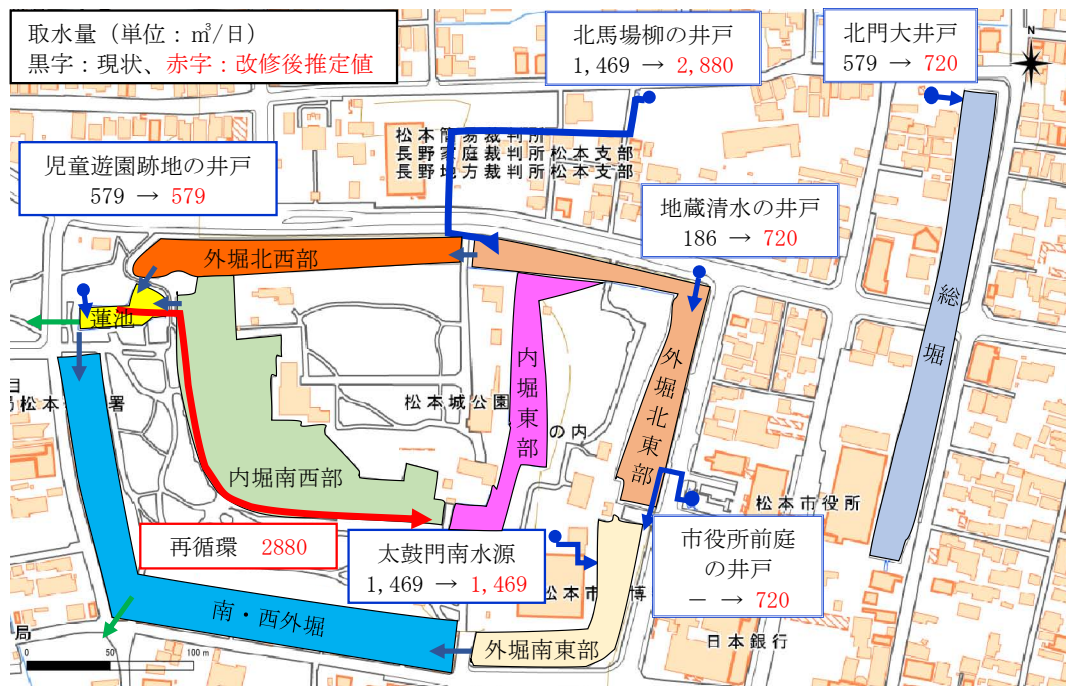
第68図 既設井の位置図



## (1) 再循環

再循環とは堀の水の一部を送水管等で上流側に送水し、滞留日数を低下させる方法のことです。必要に応じて再循環させる水を浄化させることも可能です。

松本城の堀においては、最も水量が多い南・西内堀の滞留日数を低下させるため、北西外堀（現・蓮池）で堀水を取水して黒門脇に送水して放流することが効果的であると考えられます（第69図参照）。この場合、児童遊園跡地井戸の配管を流用することができれば、施工費を低減することができる可能性が考えられます。なお、当配管径は150ミリメートルであることから、2,880立方メートル/日（2,000リットル/分）程度の送水は可能であると推察されます。



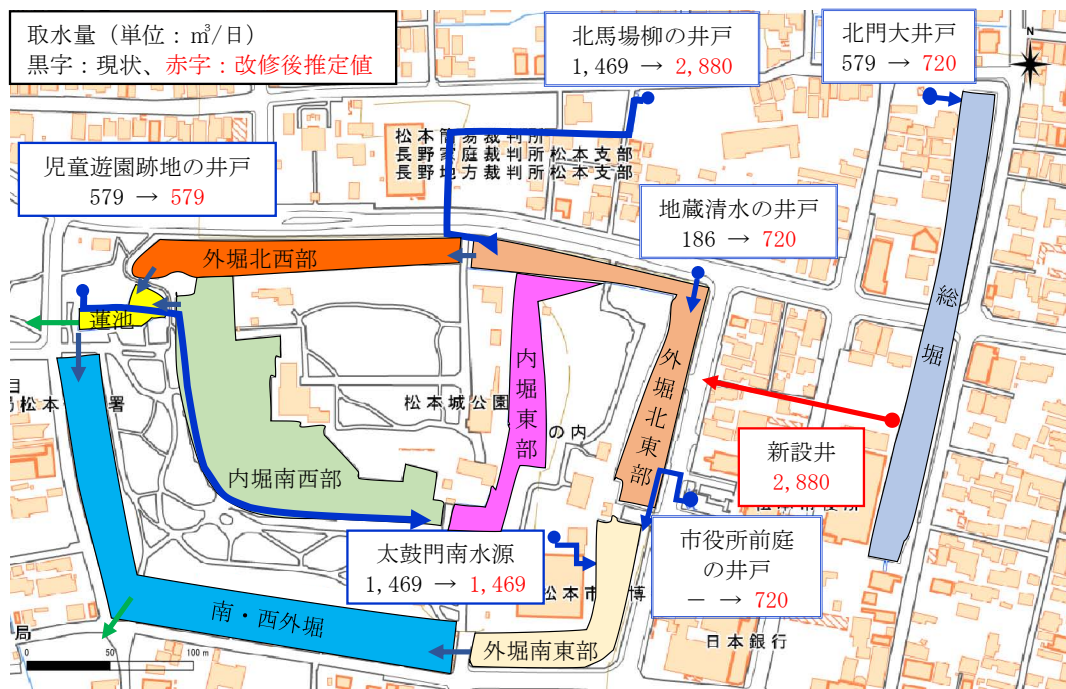
第69図 松本城堀における再循環

(ウ) 新設井の設置

松本城堀周辺においてさく井可能な市有地としては、松本市役所東庁舎北側駐車場が想定されました（第70図参照）。

松本市役所東庁舎の北東地下には現在使用されていない深井戸が設置されていました。この深井戸から自噴した井戸水が内堀に流下する様子も確認されていることから、この深井戸と同等の2,880立方メートル/日（2,000リットル/分）程度の取水量が期待されます。

なお、新設井からは外堀北東部への投入が想定されますが、埋設管は道路を渡るため、工事には地下配管等の支障物が懸念されます。



第70図 新設井の設置位置

## イ 事業後の滞留日数の検討

堀浚渫及び南・西外堀復元後において、既設井の改修のみ、既設井の改修+再循環、既設井の改修+再循環+新設井の設置の3つのケースについて、それぞれ滞留日数の検討を行いました。

## (ア) 既設井の改修のみ

既設井の改修のみの場合の堀水の滞留日数を表26に示しました。参考として内・外堀の浚渫後において、井戸水の投入量を現状とした場合の滞留日数も示しました。

水の流れと分配は、南・西外堀の水深を0.5メートル、1.0メートル及び1.5メートルとした場合について検討を行いました。

内・外堀浚渫及び南・西外堀復元後において、既設井の改修を実施した場合の堀水の滞留時間は、内堀南西部、内堀東部、外堀北西部及び外堀北東部（以下「内堀及び外堀北部」という。）で4.5日、総掘で2.3日と算出されました。

外堀南東部及び南・西外堀（以下「外堀南部」という。）では、南・西外堀の水深が0.5メートルの場合で2.4日、1.0メートルで2.6日、1.5メートルで2.8日と算定されました。

表26 堀水の滞留日数（井戸改修のみ）

場 所	水 深 m	湛水量 m <sup>3</sup>	投入量 m <sup>3</sup>	滞留日数 日	内・外堀浚渫のみ 井戸現状(未改修)		
					湛水量 m <sup>3</sup>	投入量 m <sup>3</sup>	滞留日数 日
内堀及び外堀北部		26,271	5,851	4.5	30,389 (含外堀南東部)	5,374	5.7
外堀南部	0.5	8,760	3,629	2.4	—	—	—
	1.0	13,401	5,069	2.6	—	—	—
	1.5	18,043	6,509	2.8	—	—	—
総掘		3,867	1,696	2.3	3,867	1,555	2.5

(イ) 既設井の改修+再循環

既設井の改修に加えて再循環をおこなった場合の滞留日数を表27に示しました。

既設井の改修のみの場合、内堀及び外堀北部の滞留時間が長く、特に夏季などに藻類が増殖する可能性が示唆されたため、児童遊園地跡地の井戸の送水管を活用し、蓮池から最も湛水量の多い内堀南西部（黒門脇）に堀水を再循環させた場合の滞留日数を算定しました。その結果、内堀及び外堀北部の滞留日数は3.0日となりました。

表27 堀水の滞留日数（井戸改修+再循環）

場所	水深 m	湛水量 m <sup>3</sup>	投入量 m <sup>3</sup>	滞留日数 日	内・外堀浚渫のみ 井戸現状(未改修)		
					湛水量 m <sup>3</sup>	投入量 m <sup>3</sup>	滞留日数 日
内堀及び外堀北部		26,271	8,731	3.0	30,389	5,374	5.7
外堀南部	0.5	8,760	3,629	2.4	—	—	—
	1.0	13,401	5,069	2.6	—	—	—
	1.5	18,043	6,509	2.8	—	—	—
総掘		3,867	1,696	2.3	3,867	1,555	2.5

※ 外堀南部及び総掘は井戸改修のみの場合と同一である。

(ウ) 既設井の改修+再循環+新設井の設置

既設井の改修及び堀水の再循環に加えて新設井を設置した場合の滞留日数を表28に示しました。

新設井の設置場所は、松本市役所東庁舎北側駐車場とし、外堀北東部に投入させた場合の滞留日数を算定しました。その結果、内堀及び外堀北部の滞留日数は2.3日となりました。

表28 堀水の滞留日数（井戸改修+再循環+新設井設置）

場所	水深 m	湛水量 m <sup>3</sup>	投入量 m <sup>3</sup>	滞留日数 日	内・外堀浚渫のみ 井戸現状(未改修)		
					湛水量 m <sup>3</sup>	投入量 m <sup>3</sup>	滞留日数 日
内堀及び外堀北部		26,271	11,611	2.3	30,389	5,374	5.7
外堀南部	0.5	8,760	3,629	2.4	—	—	—
	1.0	13,401	5,069	2.6	—	—	—
	1.5	18,043	6,509	2.8	—	—	—
総掘		3,867	1,696	2.3	3,867	1,555	2.5

※ 外堀南部及び総掘は井戸改修のみの場合と同一である。

## (I) まとめ

これらの結果から、事業後における堀水の水質維持を目的とし、堀への流入量を増やすなど滞留日数を低下させる方策を表29にまとめました。費用対効果の面からは、①既設井の改修、②堀水の再循環、③新設井の設置の順であると推察されます。

既設井の改修による取水の増加量は2,806立方メートル/日で、施工も揚水ポンプの更新や配管のリプレース等で行うため、費用面でも有利と想定され、最も有望な方策であると考えられます。

蓮池から黒門脇への再循環による増加量は、既設配管の制約から2,000立方メートル/日程度とれます。既設配管を流用することで費用は抑えられるものの、水質浄化が必要な場合はその費用が上乗せされます。また、新設井の設置による増加量は1,440立方メートル/日程度で、他の方法に比べて掘削工事や堀への配管工事が必要となるため、費用面ではやや高額となります。

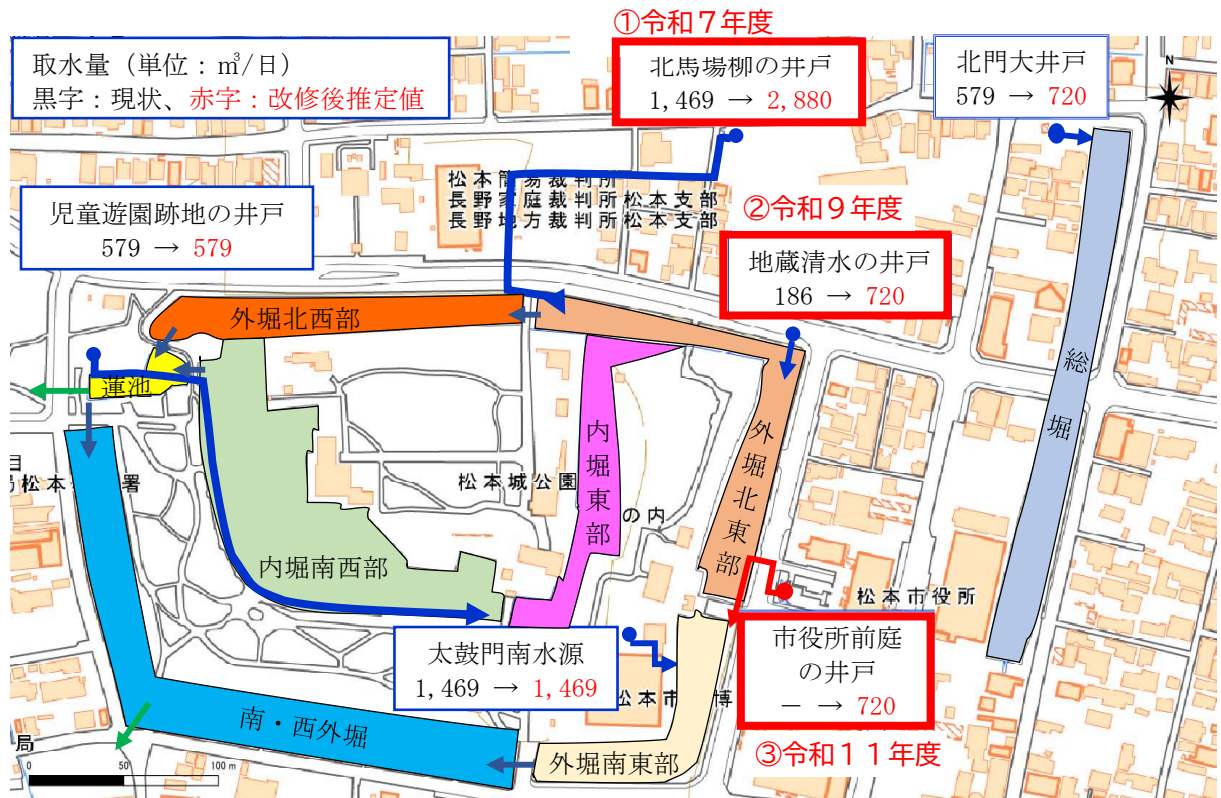
表29 滞留日数を低下させるための方策まとめ

項目	既設井の改修	再循環	新設井の設置
推定増加量	◎ 2,806 m <sup>3</sup> /日	○ 2,000 m <sup>3</sup> /日	△ 1,440 m <sup>3</sup> /日
施工費用	◎ 設備更新主体	○ 既設設備を流用可能	△ 要掘削・埋設工事
堀水の水質	△ 内堀南西部の水質が懸念	○ おおむね問題なし 循環水を浄化することでさらなる効果が期待	◎ 問題なし
評価	◎ 費用対効果が最も見込まれる	○ 既設井改修で水質維持ができない場合に実施	△ 既設井改修+再循環で水質維持ができない場合に実施

## (3)事業に伴う水質維持の措置

上記の検討結果から、事業に伴う水質維持の措置として、段階的に既設井の改修を実施します。具体的な順序としては、内堀の浚渫が完了する令和7年度に最も揚水量の増加が見込まれる北馬場柳の井戸を、南外堀が復元される令和9年度に地蔵清水の井戸を、浚渫の最終年度である令和11年度に市役所前庭の井戸を改修することを予定しています。北門大井戸については、状況に応じて設置を検討します。

万が一、既設井の改修で水質維持ができない場合は、堀水の再循環を実施します。既設井の改修に加えて堀水の再循環を行っても、水質維持ができなかった場合には新設井の設置を実施します。



第71図 井戸改修実施時期

#### (4) 日常的な維持管理

日常的な維持管理としては、現在も実施している毎日の清掃活動や水門調整（排出量調整）、目視による監視活動を継続して実施していきます。また、堆積土の堆積状況を確認するため、定期的に堀の水深を測定し、水深1メートルの確保が困難な状況とならないよう、エリアを設定し、計画的な浚渫を実施していくこととします。

## 4 その他の計画

### (1)太鼓門の耐震対策

#### ア 目的

史跡松本城の入り口である太鼓門は平成30年度に実施した松本城黒門・太鼓門耐震診断の結果、大地震動時（震度6強～7程度）に、倒壊の可能性があることが判明しました。地震時の来場者の安全確保を図るとともに、地震による建物の破壊を防ぐ必要があるため、適切な耐震対策を実施します。

#### イ 耐震診断の結果

黒門、太鼓門ともサイト波による建物への影響が大きく、大規模な補強が必要となっています。なお、大地震動時の被害が大きいことが判明した太鼓門から優先して工事に着手します。太鼓門（一の門）は大地震動時に倒壊の危険が指摘され、屋根裏のほぼ全面と、室内に耐震壁の設置が必要となりました。

#### ウ 経過

平成30年度 松本城黒門・太鼓門耐震診断  
 令和2年度 松本城黒門・太鼓門耐震対策基本計画及び基本設計策定  
 令和3年度 太鼓門実施設計  
 令和4年度 太鼓門耐震工事の実施（一の門、二の門）

#### エ 今後の予定

令和5～7年度 太鼓門耐震対策工事（袖塀）  
 令和8年度 黒門耐震対策実施設計  
 令和9～12年度 黒門耐震対策工事

### (2)旧松本市立博物館の解体

#### ア 概要

松本市立博物館が史跡範囲外へ移転し、新しい博物館が令和5年10月から開館となったため、二の丸内にある旧松本市立博物館の解体を行います。解体に当たっては、事前に発掘調査を行い、地下遺構に影響がないよう検討を行います。

#### イ 今後の予定

令和5年 博物館解体実施設計  
 令和6年 博物館解体工事（地上部）  
 令和7年 博物館解体工事（地下部）

### (3)石垣カルテの作成

城郭を構成する主要な顕在遺構であることから、現存する石垣の現状把握を行うために石垣カルテ等の作成を行います。石垣カルテの作成により、万が一災害等で石垣が崩落した場合の

復旧工事の重要な記録となるため、早急な着手が望まれています。

令和8年度から令和11年度までの事業実施を目標としています。

#### (4)サイン計画の作成

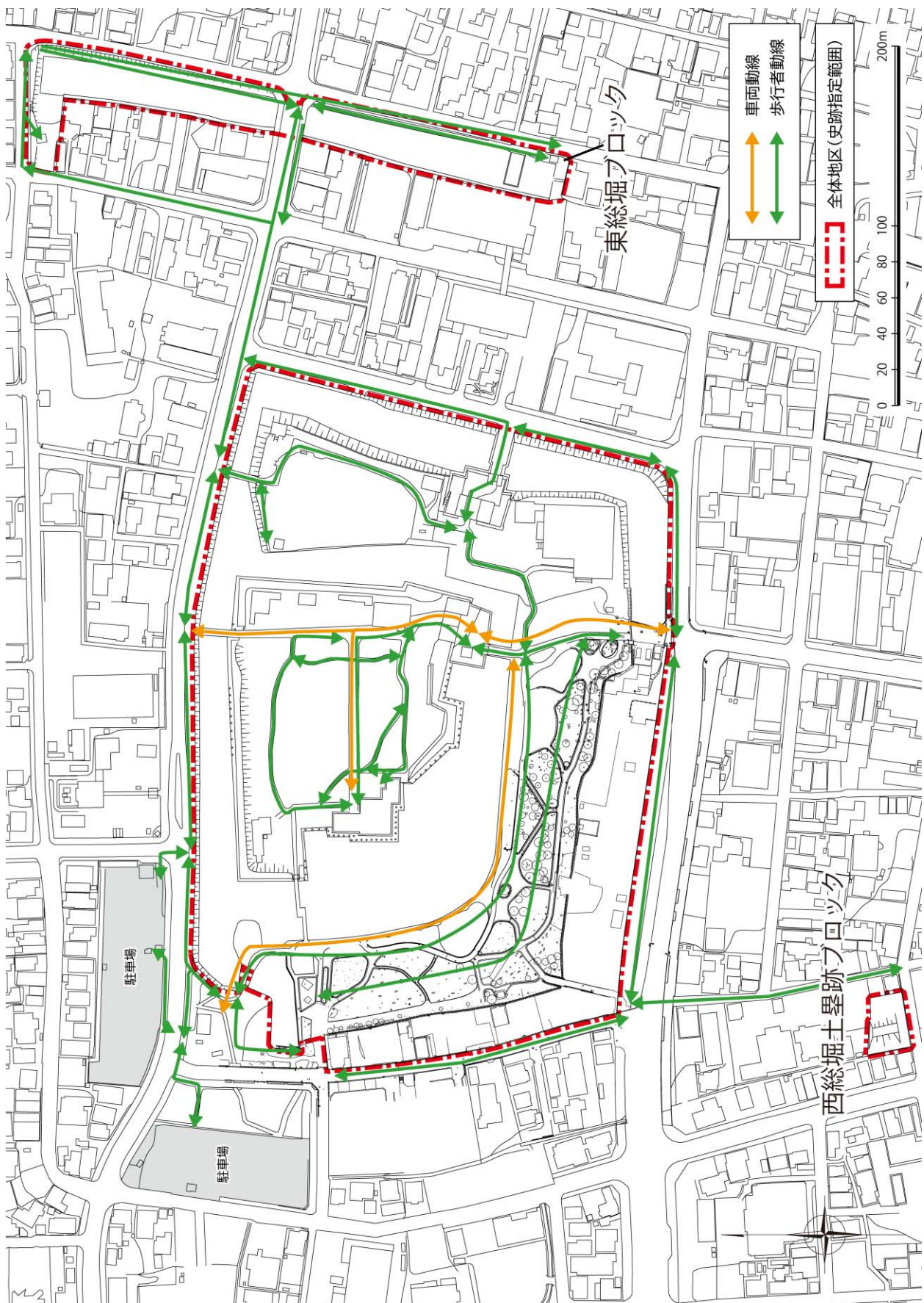
現在、史跡内に設置しているサインには、統一のデザインがありません。南・西外堀復元に当たって、複数箇所におけるサイン設置が想定されるため、将来的な史跡内の形状・デザインの統一を図るためのサイン計画を作成します。配置に際しては、既存サインの調査を行い、城内の回遊性や史跡松本城について理解を得られるようなサインの設置を行います。

#### (5)動線計画の作成

史跡松本城の来場者の多くは、車で駐車場まで来た後、松本城天守を目指して本丸へと向かうため、松本城の本質的価値の多くを体感することなく、見学を終えてしまいます。特に、飛び地になっている東総堀や西総堀土塁跡は、案内（サイン表示）がないため、来場者の流れがありません。また、駅側からの二の丸内への主要な動線は、堀を埋め立てて作られた南側出入口となっているため、本来の登城路である太鼓門を通らないという問題が生じています。

南・西外堀復元に当たって、既存の動線が変更になる箇所があるため、整備が完了した時点での来場者動線及び管理者動線の案（第72図）を提示します。ただし、詳細についてはサイン計画や事業進捗にあわせて、見直しをすることとします。





第72図 動線計画図(案)

## 5 事業スケジュール

第1期及び全体の事業スケジュールを下表に示す。

表30 事業スケジュール（第1期）

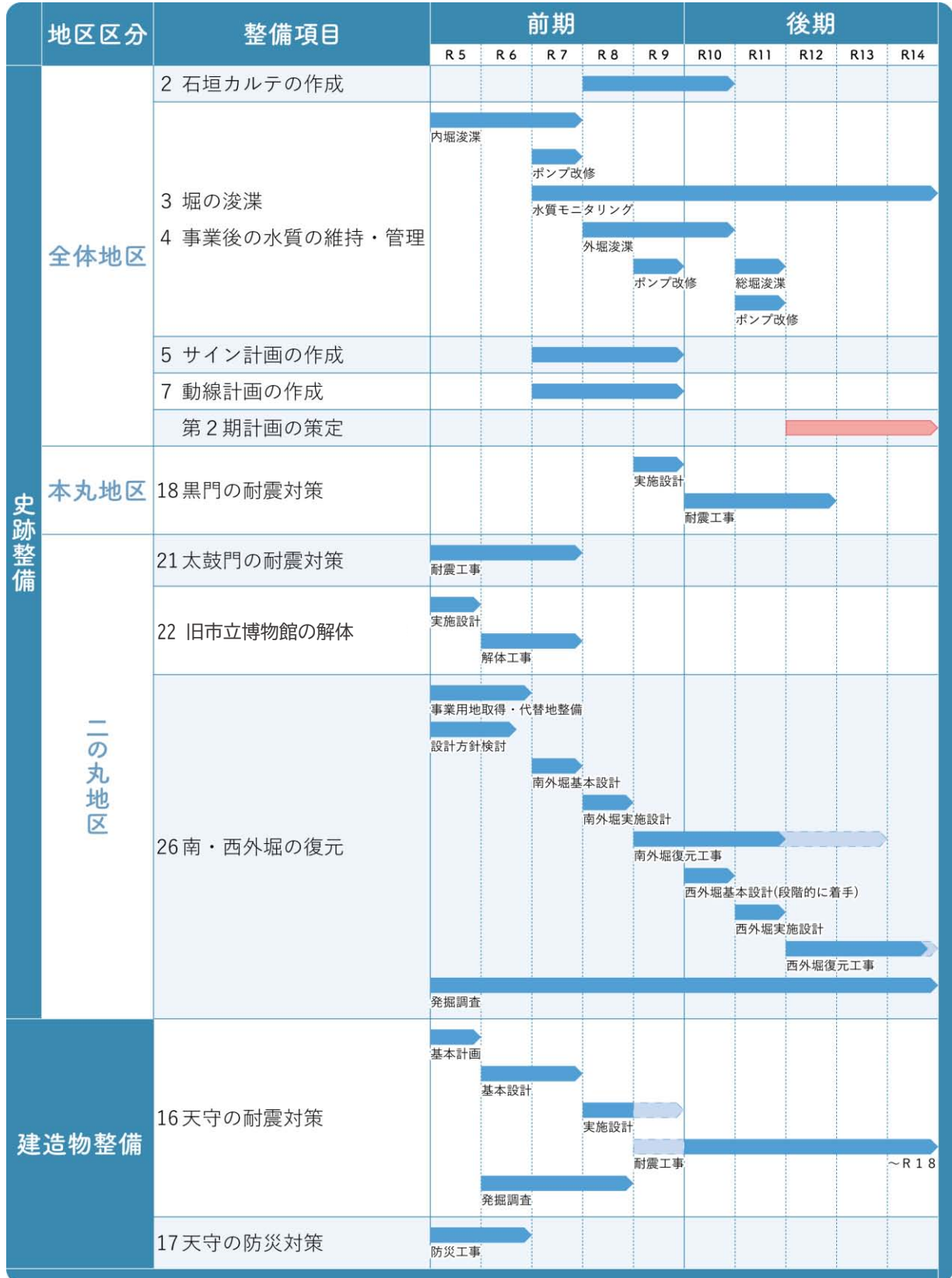
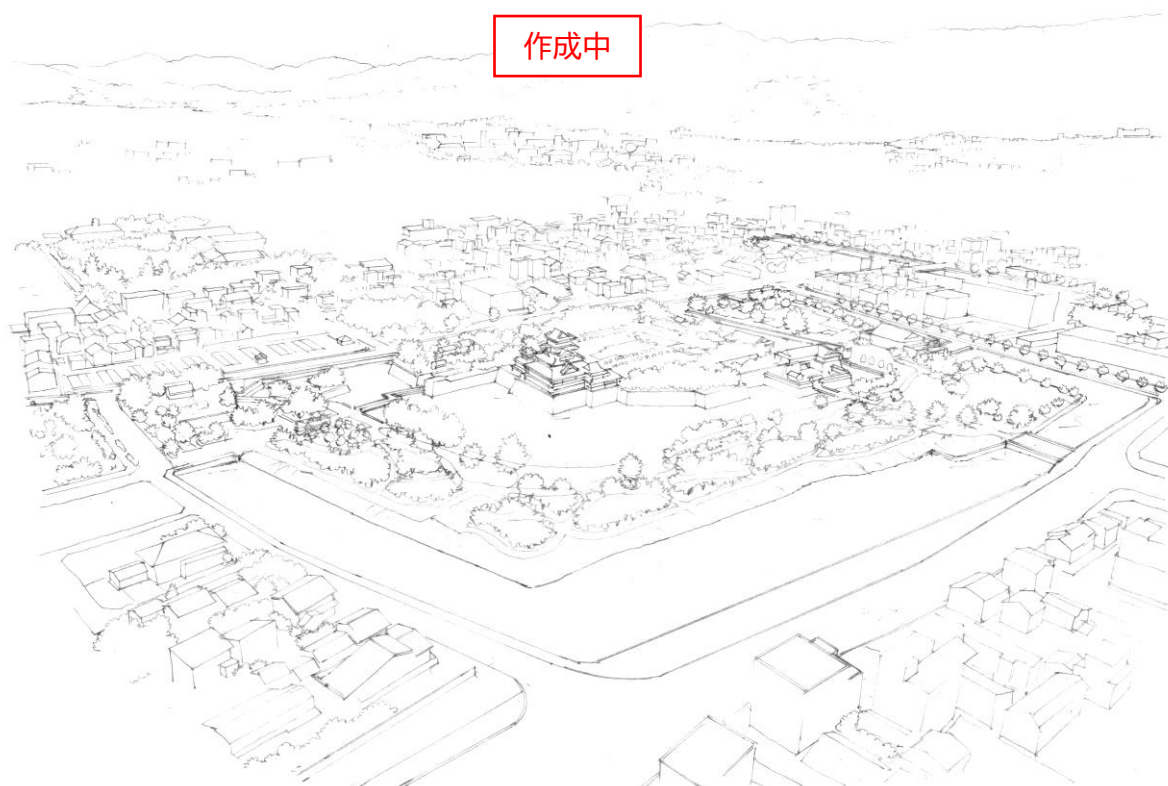


表3-1 事業スケジュール（全体）

		第1期										第2期	第3期
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15~R24	R25~
史跡指定範囲	1 石垣の修理												
	2 石垣カルテの作成												
	3 堀の浚渫（しゅんせつ）												
	4 水質の維持・管理												
	5 サイン計画の作成												
	6 サイン整備												
	7 動線計画の作成												
	8 園路の整備												
	9 トイレの再配置												
	10 植栽の整備												
	11 往時の登城路の周知												
	12 管理事務所の移転												
	13 本丸御殿跡及園路の整備												
	14 足駄堀の周知												
	15 多間櫓跡及び折返し櫓跡の整備												
	16 天守の耐震対策												
	17 天守の防災対策												
	18 黒門の耐震対策												
	19 二の丸御殿跡の再整備												
	20 東北隅櫓跡の再整備												
	21 太鼓門の耐震対策												
	22 旧市立博物館の解体												
	23 古山地御殿跡及び辰巳隅櫓跡の整備												
	24 八千俵蔵跡と周辺の整備												
	25 内堀の整備												
	26 南・西外堀の復元												
27 南隅櫓跡の整備													
28 北西隅櫓跡及び南西隅櫓跡の整備													
29 東総堀の周知													
30 西総堀土塁跡の再整備													
史跡指定範囲外	31 三の丸地区(指定範囲外)の周知												
	32 ガイダンス施設の整備												
	33 城下町の特徴と歴史的価値の周知												

## 第8章 完成予想図（第1期）



第73図 パース図



第74図 平面図

# 写真図版



本丸（北東から）



本丸（東から）



天守台石垣（大天守東面）



天守と天守台石垣（南西から）



本丸御殿跡平面表示と園路（天守内から）



黒門一の門と石垣（南西から）



黒門二の門と黒門土橋（南から）



北裏門土橋、管理用門（北から）

構成要素写真図版 1（本丸①）



本丸西側内周土坡、石垣（東から）



本丸南側内周土坡、石垣



水門跡（月見櫓脇 西から）



本丸西面石垣、埋の橋、管理用門



本丸北面石垣と北外堀



本丸北側内周土坡（東から）



折廻し櫓台石垣



本丸東側内周土坡、石垣（南から）

構成要素写真図版2（本丸②）



売店と管理事務所



黒門券売場(黒門柵形内)



埋門券売場(門の向こう側:現在閉鎖)



本丸東トイレ



本丸北西トイレ



倉庫と作業員詰所



本丸北四阿



写真掲示場(南側土塁際)



本丸東側藤棚・休憩所(売店横)



笹垣と門扉(黒門北側)



駒つなぎの桜



小笠原牡丹



天守説明板(売店前)



案内板(トイレ)



石灯笼(水野氏)



石灯笼(戸田氏)



石灯笼(戸田氏)



雪見灯籠(戸田氏)



手水鉢(戸田氏)



松本藩戊辰戦争出兵記念碑



市川量造・小林有也レリーフ



飛騨雪見灯籠

構成要素写真図版3 (本丸③)





内堀(南側)と本丸



内堀(東側)と本丸東面石垣、二の丸御殿跡西側石垣



内堀南面石垣(埋め立てにより付加された石垣)と給水口



内堀南面石垣(昭和31年に積み直し)



内堀西面石垣、二の丸藤棚、園路(内堀西側)



二の丸(東から)



太鼓門土橋・枡形(二の門・袖塀)



太鼓門一の門・枡形石垣(南東から)

構成要素写真図版4 (内堀、二の丸)



二の丸御殿跡(平面表示 北東から)



御金蔵(土蔵 東から)



北東隅櫓跡(西から)



二の丸御殿裏御門橋(復元 北東から)



二の丸(南東から)



若宮八幡社跡・埋の橋



ててまがりの井戸(博物館内)

構成要素写真図版5 (二の丸)



二の丸南側土橋と南外堀、松本市立博物館 (閉館)



二の丸太鼓門南西側(北から)



二の丸南側(西から)



二の丸南側(西から)



二の丸南側(西から)



二の丸西側(南から)



二の丸南西隅跡(北から)



二の丸遠景(南東建物上から)



二の丸外周からの二の丸(南から)



北西外堀(東から)



北外堀(東から)



東外堀北半部(北から)



南外堀東半(西から)

構成要素写真図版6 (二の丸、外堀)



松本市立博物館(閉館)



トイレ(二の丸南側)



トイレ(二の丸西側)



トイレ(二の丸御殿跡東)



史跡標柱(二の丸北西)



史跡標柱(太鼓門前)



国宝松本城天守説明板(高札場)



松本城案内板(二の丸南側)



史跡説明板(二の丸御殿跡)



NTT公衆電話(二の丸南側)



埋の橋



藤棚(二の丸御殿跡東側)



地下水投入口(北外堀)



水門(北裏門土橋)



水門(内堀北西)



堀水排水口(北西外堀西端)



水飲み場(二の丸南側)



国宝松本城名称標識



明治天皇駐蹕遺址碑



松本中学校跡石碑

構成要素写真図版7 (二の丸・内堀・外堀 管理施設等)

東総堀



東総堀(北半部 南から)



東総堀北半部南側(北東から)



東総堀北西埋立部



東総堀史跡標柱(木製)



深志橋

西総堀土塁跡



西総堀土塁跡(北東から)



西総堀土塁跡(発掘調査時)

南・西外堀



南外堀三の丸側の石垣(試掘調査時)



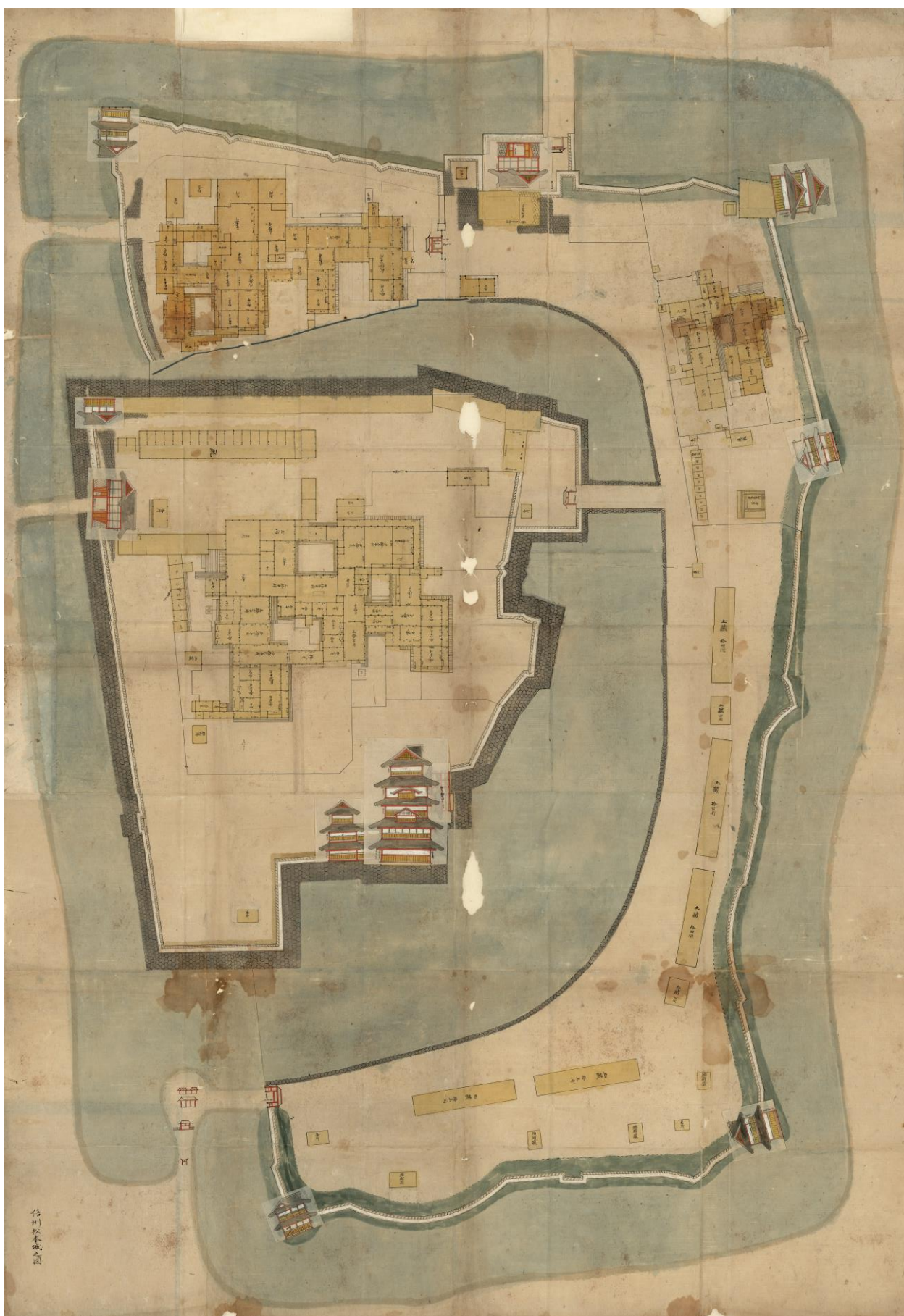
西外堀(三の丸側土坡法尻の杭列)

構成要素写真図版8 (東総堀、西総堀土塁跡、南・西外堀)



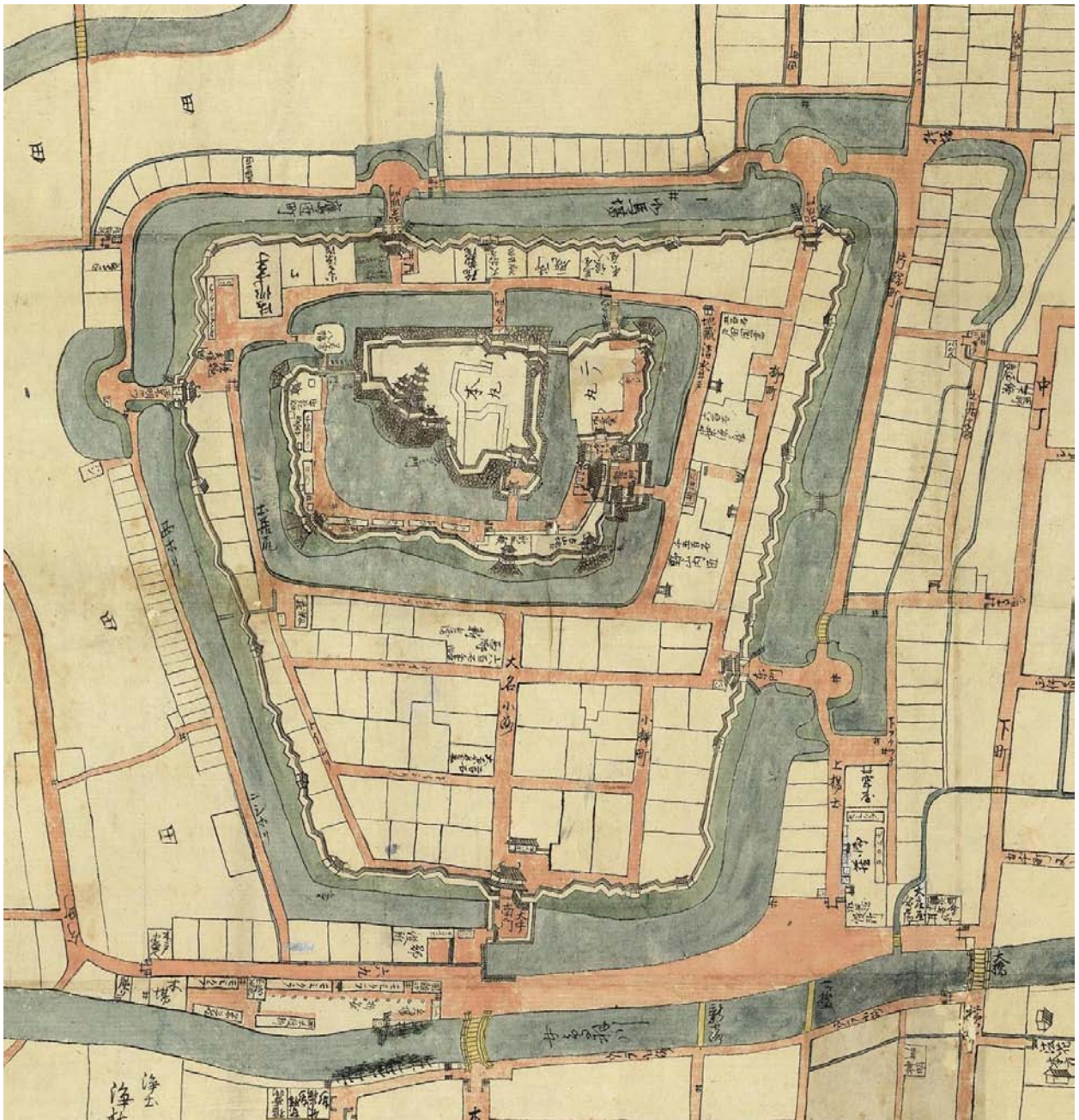
図版9 元禄期松本城下絵図(部分)

元禄年間(1688年から1704年)



図版10 信州松本城之図

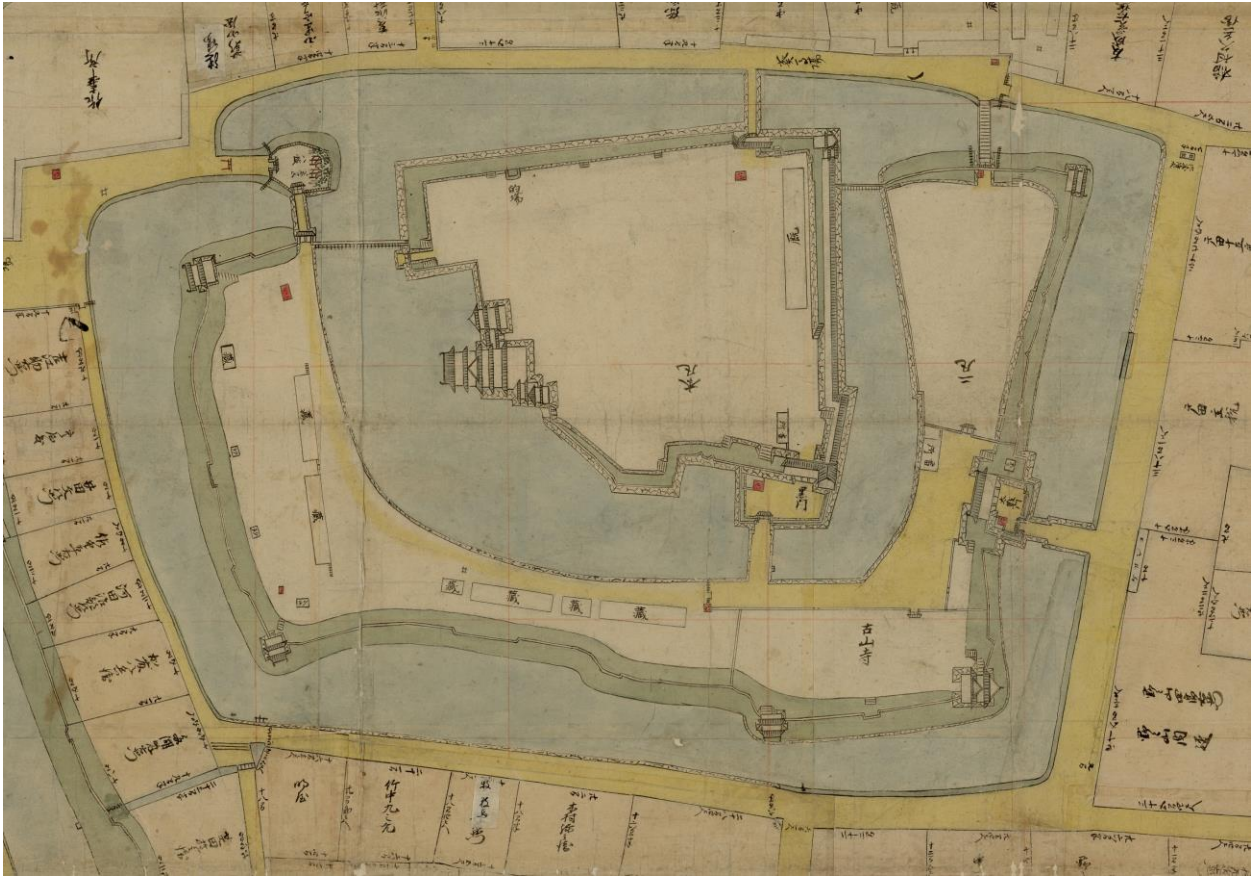
正徳2年(1712年)頃



図版 1 1 文化五年から天保六年頃松本城下絵図（部分）

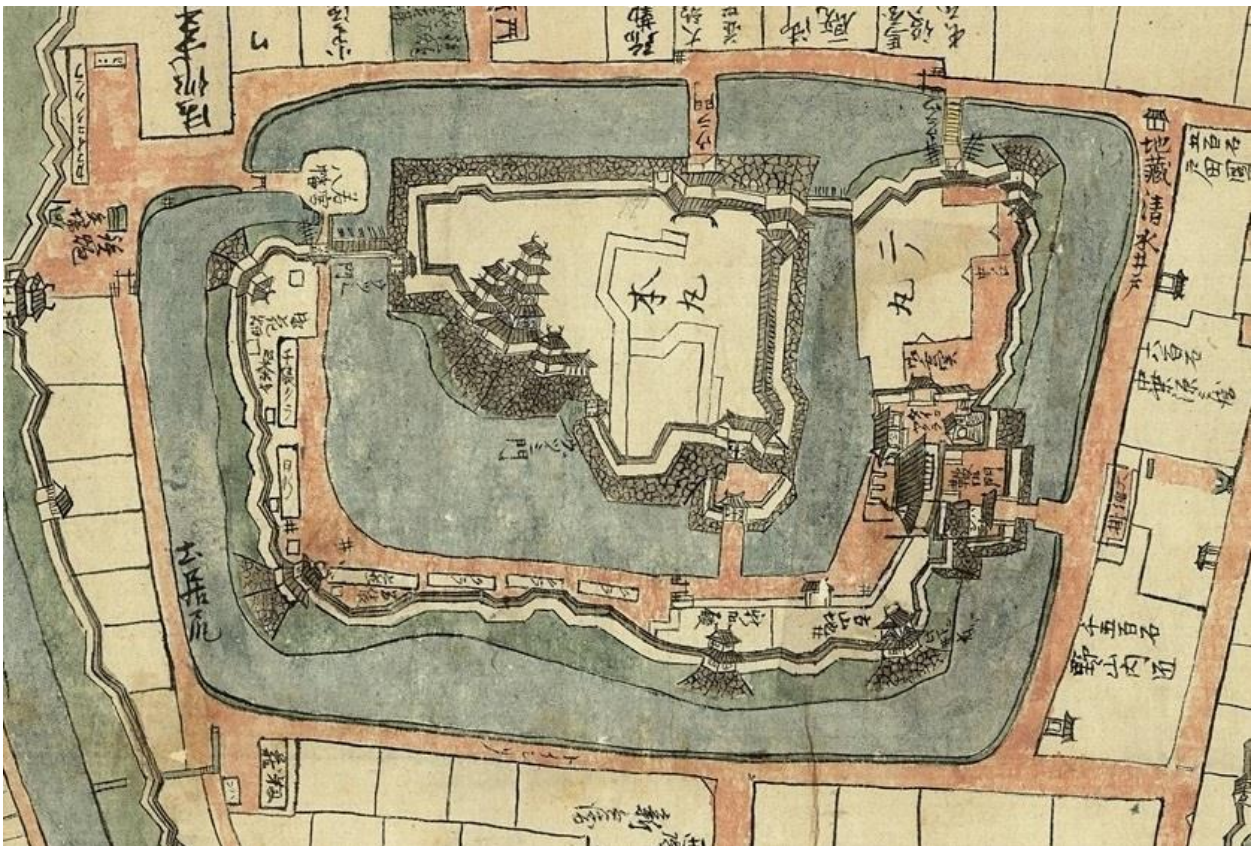
文化5年（1808）から天保6年（1835）





図版12 享保十三年秋改 松本城下絵図(部分)

享保13年(1728年)



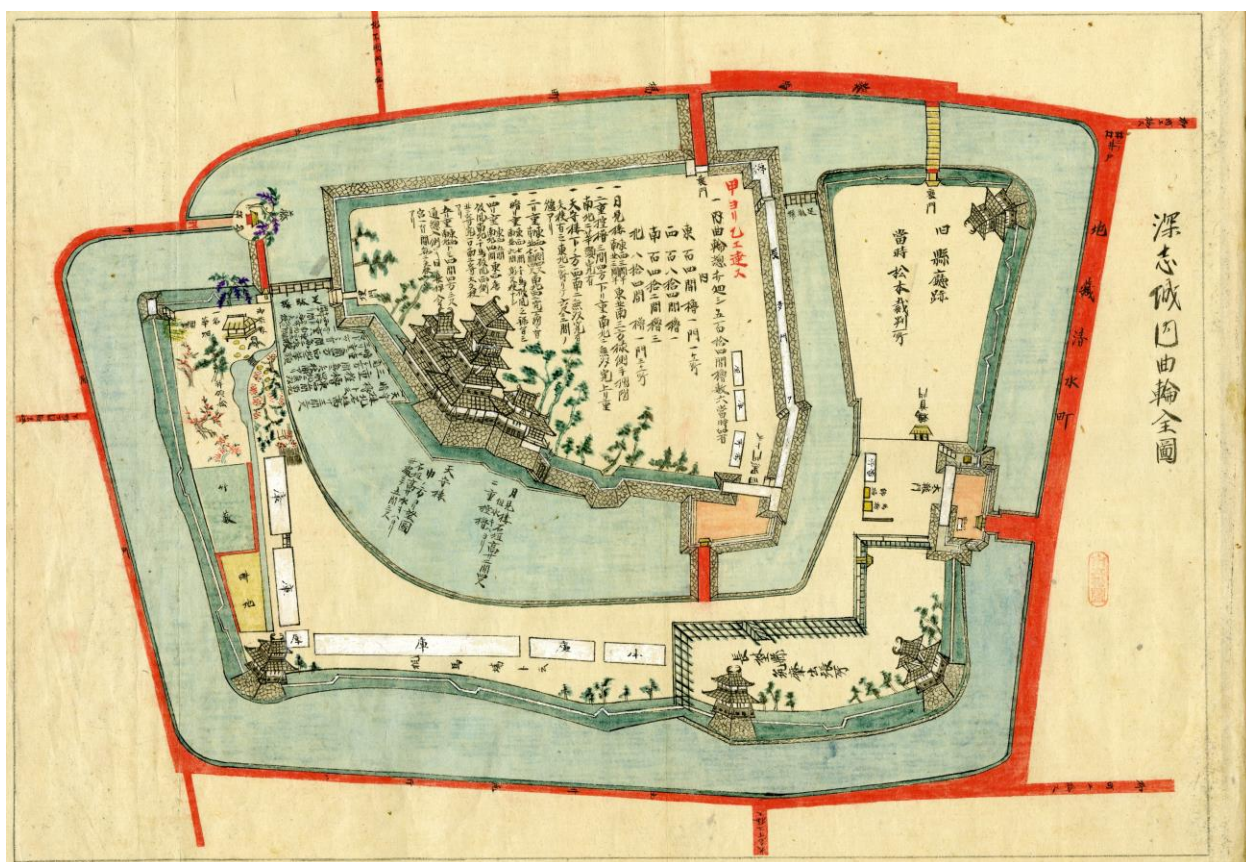
図版13 文化五年から天保六年頃松本城下絵図(部分)

文化5年(1808年)から天保6年(1835年)



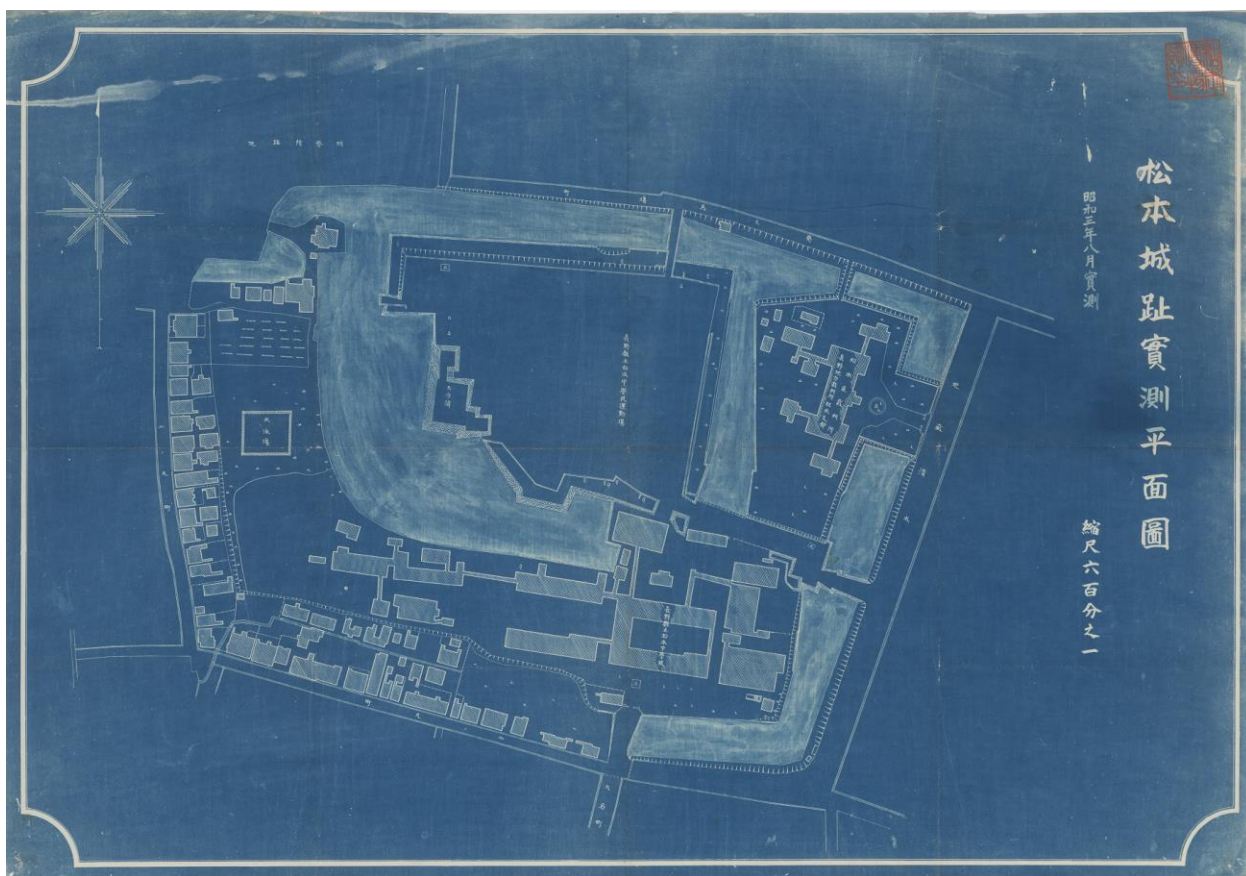
図版14 後藤新門面 紙本墨画 松本城旧景図

明治30年(1897年)頃



図版15 深志城内曲輪全圖（明治9年付信濃国筑摩郡北深志町地誌付図）

明治9年（1876年）松本市立図書館所蔵



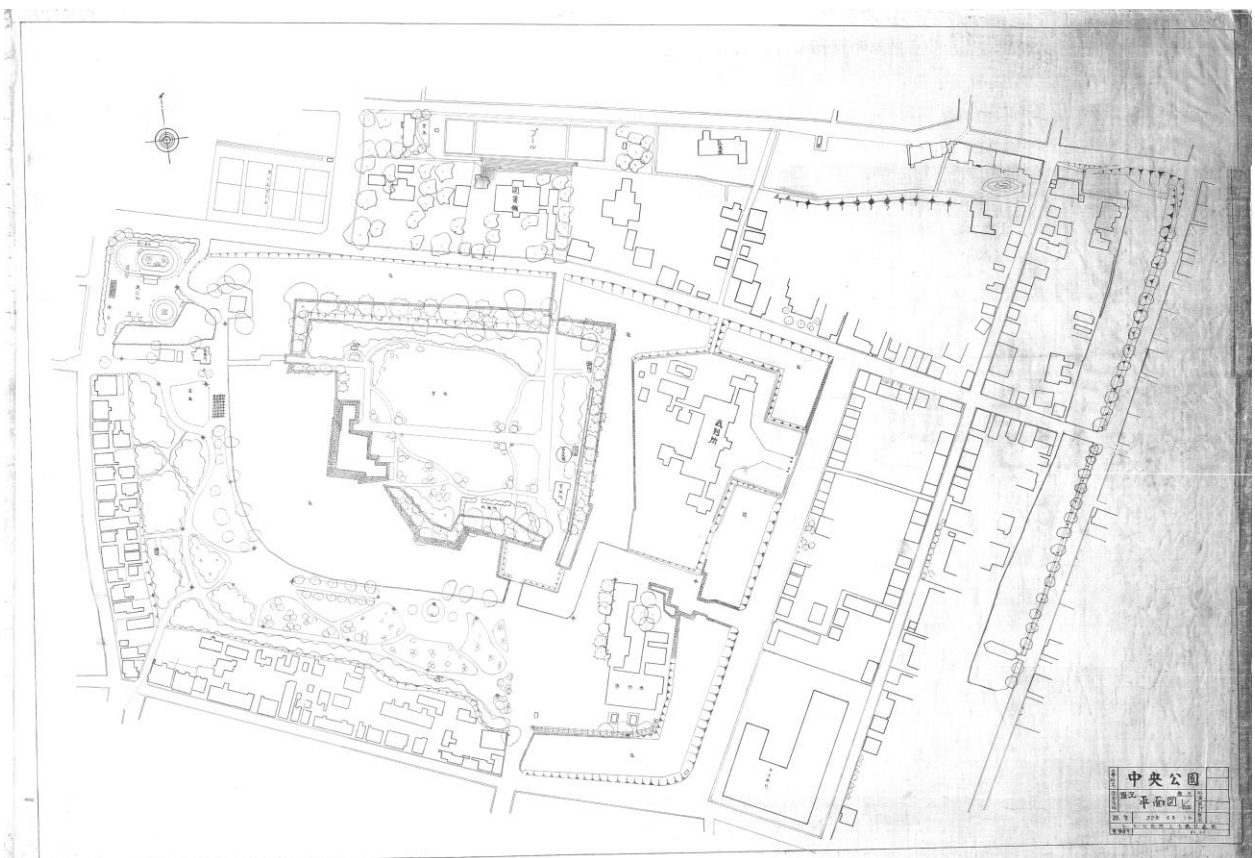
図版16 松本城趾實測平面圖

昭和3年（1928年）



図版17 加藤誠平氏による中央公園設計

昭和28年(2016年)3月

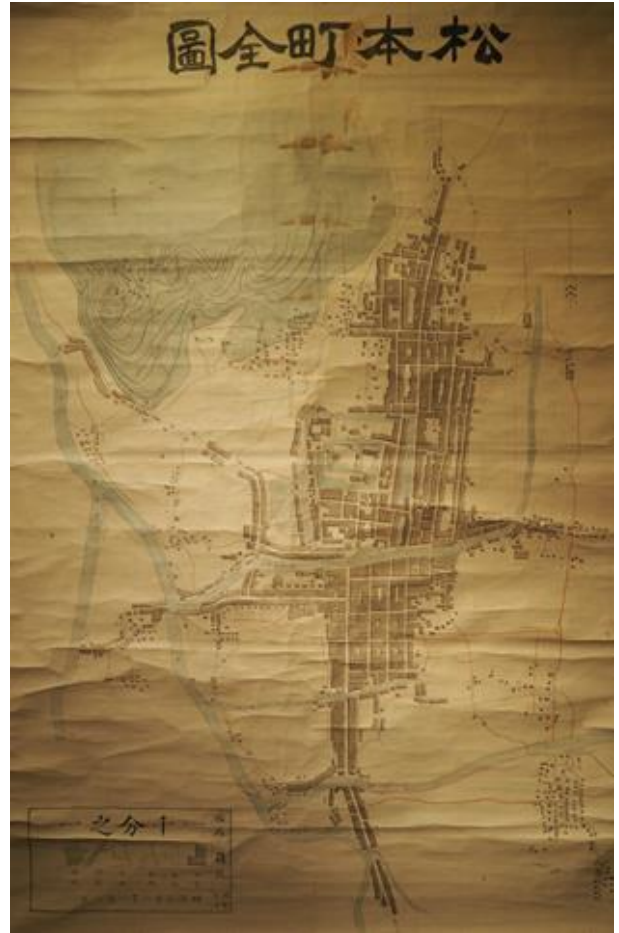


図版18 中央公園現況平面図

昭和32年(1957年)



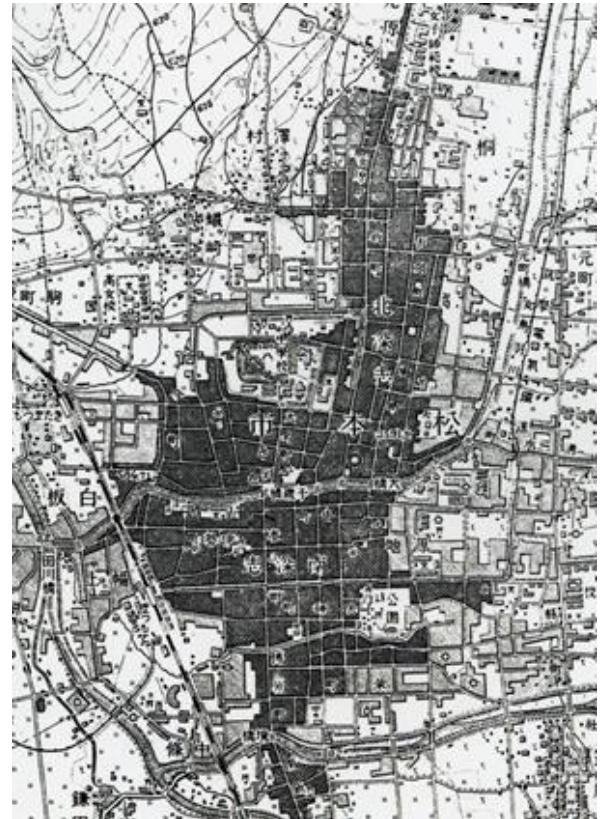
文化五年から天保六年頃松本城下絵図  
(1808年から1835年)



松本町全図 明治31年(1898年)



大正2年2万5000分の1地形図



昭和14年2万5000分の1地形図

図版19 松本城下町と近代松本の中心市街地(縮尺不同)



図版20 農事試験場となっていた本丸  
明治30年頃(1897年頃)



図版21 明治の大修理中の天守  
明治36年(1903年)から  
大正2年(1913年)



図版22 グラウンドとなっていた本丸  
明治43年(1910年)



図版23 埋門北側石垣の崩落  
昭和5年(1930年)



図版24 本丸東側の足駄堀(時期不詳)



図版25 二の丸御殿跡の裁判所  
明治20年代(1887年代)から  
明治30年代(1897年代)



図版26 旧制松本中学深瀬橋と南隅櫓  
明治18年(1885年)



図版27 旧制松本中学深瀬橋  
明治22年(1889年)頃



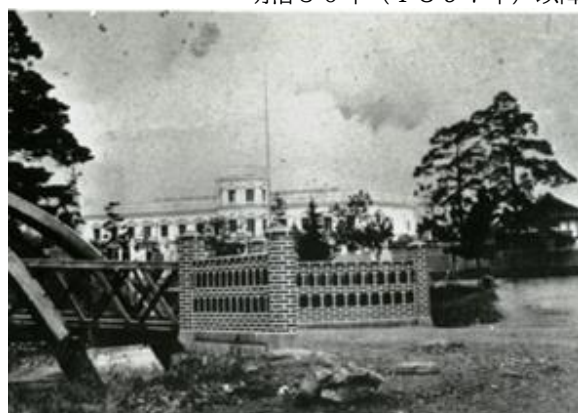
図版28 太鼓門枡形石垣  
明治30年(1897年)頃



図版29 太鼓門枡形石垣  
明治30年(1897年)以降



図版30 南外堀東側の石垣と博物館  
昭和10年(1935年)以前



図版31 南外堀東側(南岸)の土坡  
明治21年(1888年)以前



図版32 二の丸御殿跡裏御門橋(時期未詳絵葉書)



図版33 北西外堀・若宮八幡周辺(時期不詳)



図版34 御幸橋と総堀の一部(時期不詳)



図版35 大手門石垣の石を転用した千歳橋  
(時期不詳)



図版36 天守昭和修理時の黒門付近



図版37 整備中の本丸

昭和31年(1956年)



図版38 整備された本丸・二の丸

昭和31年(1956年)



図版39 改修中の内堀南・西面石垣

昭和31年(1956年)



図版40 植樹前の二の丸、内堀沿いは矢板

昭和31年(1956年)



図版41 改修中の内堀南面石垣と植樹

昭和31年(1956年)



図版42 改修中の北外堀北面土坡

昭和31年(1956年)



図版43 北外堀北面土坡の堀石垣

昭和31年(1956年)





昭和初年（1926年）



昭和23年（1948年）



昭和33年（1958年）



昭和50年（1975年）



平成22年（2010年）

図版44 松本城航空写真